

平成23年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成23年11月29日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成23年11月29日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第75号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議第76号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議第77号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第78号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第79号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第80号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第81号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第82号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第83号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第84号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第85号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第86号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第87号 人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第88号 人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定について
- 日程第17 議第89号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第90号 人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第91号 名誉市民の選定について

日程第20 議第69号 平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
(継続)

- 厚生

日程第21 議第74号 平成22年度人吉市歳入歳出決算認定について(継続)

- 決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員 (18名)

| | | |
|-----|----|------|
| 1番 | 宮崎 | 保君 |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君 |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |
| 7番 | 松岡 | 隼人君 |
| 8番 | 井上 | 光浩君 |
| 9番 | 豊永 | 貞夫君 |
| 10番 | 川野 | 精一君 |
| 11番 | 笹山 | 欣悟君 |
| 12番 | 西 | 信八郎君 |
| 13番 | 村上 | 恵一君 |
| 14番 | 田中 | 哲君 |
| 15番 | 仲村 | 勝治君 |
| 16番 | 三倉 | 美千子君 |
| 17番 | 森口 | 勝之君 |
| 18番 | 永山 | 芳宏君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|----|----|-----|
| 市 | 長 | 田中 | 信孝君 |
| 副市 | 長 | 高橋 | 隆君 |
| 監査 | 委員 | 篠崎 | 國博君 |
| 教育 | 長 | 堀 | 秀行君 |

| | |
|-----------------|--------|
| 市長公室長 | 久本一富君 |
| 総務部長 | 坂崎博憲君 |
| 市民部長 | 山本政義君 |
| 健康福祉部長 | 今村朱美君 |
| 経済部長 | 松田知良君 |
| 建設部長 | 中村明公君 |
| 市長公室次長 | 愛甲秀樹君 |
| 総務部次長 | 中村則明君 |
| 市民部次長 | 椎葉幹夫君 |
| 健康福祉部次長 | 松岡誠也君 |
| 経済部次長 | 大渕修君 |
| 経済部次長 | 福山誠二君 |
| 建設部次長 | 木村秀敏君 |
| 企画課長 | 小林敏郎君 |
| 財政課長 | 告吉眞二郎君 |
| 市民課長 | 今村修君 |
| 福祉課長 | 加賀邦保君 |
| 管理課長 | 中川一水君 |
| 会計管理者 | 松江隆介君 |
| 水道局長 | 田中幸輔君 |
| 上水道課長 | 水野二郎君 |
| 教育部長 | 赤池和則君 |
| 教育部次長 | 東俊宏君 |
| 教育総務課長 | 東和人君 |
| 農業委員会 農事務局次長 | 舟戸幸弘君 |
| 監査委員 監事務局長 | 大平正君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|-------|
| 局 | 長 | 赤池謙介君 |
| 次 | 長 | 村並成二君 |
| 次 | 長 | 山本繁美君 |
| 書 | 記 | 白坂禎敏君 |

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第6回人吉市議会定例会を開会いたします。会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程（第1号）によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

また、報告事項4番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付しております。この件につきましては、教育長のほうから発言の申し出がっておりますので、議事終了後、発言を許可することにいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件については、去る11月22日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月22日午前9時から議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月29日開会、11月30日から12月5日まで休会、6日、7日一般質問、8日一般質問及び委員会付託、9日予算委員会、10日、11日休会、12日、13日が総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、14日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後が予算委員会、15日から18日までが休会、19日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月2日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内といたしております。

なお、継続審査となっておりました議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について及び議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告のうえ採決することにいたしております。

また、人事院勧告等に関連して提出されております議第75号、議第77号、議第79号、議第81号、議第83号、議第85号の予算案件6件並びに議第87号の条例案件1件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、松岡隼人議員、8番、井上光浩議員を指名します。

日程第3 議第75号から日程第19 議第91号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第75号から日程第19、議第91号までの17件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年第6回人吉市議会定例会の初めに当たりまして発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

施政方針の前に、去る10月24日の議会全員協議会及び同日の記者会見で御報告させていただいております車検切れ公用車の使用と、私事になりますけれども、車検切れ私用車の使用につきまして、改めて御報告とおわびを申し上げます。

初めに、車検切れ公用車の使用についてでございますが、本市が所有する公用車1台を車検切れに気づかないまま、本年7月22日から9月21日まで、約2カ月間、14人の職員が使用していたことが判明したものでございます。車検切れに気づきましたから、人吉警察署にその事実を報告いたしまして、車検の事務を担当する職員については、市役所内でのその事務手続について、また車検切れの期間に当該公用車を運転した職員14人につきましては、車検切れに気づかずに運転したことに關して、それぞれ人吉警察署において事情聴取を受けております。

次に、車検切れ私用車の使用についてでございますが、私用車、つまり私が通勤などで使用しております車を本年9月4日から同月15日までの12日間、車検切れに気づかずに使用していたものでございます。私用車ではございますが、市長という公人である以上、市民の皆様にも範を示す立場にあると存じ、この事実を人吉警察署に報告し、車検切れに気づかずに使

用していたことの事情聴取を人吉警察署で受けております。

車検切れ公用車及び車検切れ私用車の双方とも事故を起こしたというものではなく、自主的に警察に届け出たものでございますが、市民の皆様方に範を示す市役所、また市長としまして、不徳のいたすところと深く反省をいたしております。なお、この2件の車検切れにつきましては、昨日の夕方、人吉警察署におきまして、現時点での捜査結果からは過失による行為と思われることから、立件送致は見送る方向であるとの見解が示されたところでございますが、市民の皆様方並びに議員各位に心からおわびを申し上げますとともに、再発防止、信頼回復に取り組んでまいる所存でございます。以上、御報告とおわびを申し上げます。

続きまして、市政に対する所信を申し述べさせていただきます。

現在、策定作業を行っております第5次総合計画関係でございますが、22人の市民有識者からなる「総合計画策定審議会」を組織し、去る10月25日の基本構想及び基本計画の諮問を皮切りに、三つの分野別にそれぞれ部会を開催しており、素案に対しての貴重な御意見や御提言を賜っているところでございます。今後もさらに御検証を賜り、来年1月中旬に答申をいただけるものと期待しているところでございますが、議員関係各位、市民の皆様におかれましてもパブリックコメントを初め、さらなる御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

市制施行70周年記念事業でございますが、市制施行日に当たります来年2月11日に開催予定の記念式典に向けて、準備を進めているところでございます。関連事業の一つといたしまして、市制施行70周年を多くの方々に関心を持っていただきますとともに、参加機運を高めることを目的として、総排気量50cc以下の原動機付自転車御当地ナンバープレートのデザインを広く募集したところ、全国各地から100点以上の応募がございまして、このたび、選定させていただいたところでございます。採用いたしましたナンバープレートは「花手箱」をモチーフとしてデザインされたものでございまして、本市をアピールする動く広告塔として市制施行70周年の啓発活動となることを大いに期待するものでございます。

また、「過去を温めて新しきを知る」を70周年記念事業のテーマとし、さらなる飛躍と発展の契機となる式典となりますよう鋭意準備を進めてまいり所存でございます。

川辺川ダム関係でございますが、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討するため、国、熊本県、流域内の関係12市町村の参加により、「ダムによらない治水を検討する場」を設置し、検討と議論を重ねてきたところでございます。去る9月5日の第9回の検討会の場におきまして、進捗状況の説明、さらにはより個別の地域の状況を踏まえ、具体的に検討を進めるために、実務レベルでの議論を活発にすることを目的として、検討会の下部組織となる幹事会を設置することについて合意がなされたところでございます。今後も流域の皆様と協力し、治水対策を高めるためにスピード感をもって強力に推進してまいりたいと存じます。

防災関係でございますが、近年、世界各地で大規模な自然災害が頻発している中、我が国におきましても、先の東日本大震災による津波被害の復旧や原発事故の終息も進まないうちに台風12号が紀伊半島を襲い、大規模な土砂災害や河川のはんらんによる被害が発生しております。たび重なる自然災害により多くの尊い命が奪われたことはまことに痛ましく、胸が締めつけられる思いでございます。本市におきましても、6月の集中豪雨及び9月の台風15号接近の際に山間部で土砂災害発生危険があると判断をして、避難勧告や避難準備情報を発令いたしました。今回は幸いにも人命にかかわるような災害は発生しておりませんが、引き続き防災対策を強化していかなければならないと気を引き締めているところでございます。

また、予想をはるかに超える災害の発生も想定する必要があります。現在は、本市において甚大な被害が発生した場合に備え、熊本県内の13市と相互応援協定を締結しておりますが、県内で広域的な災害が発生した場合、その協定に基づく支援活動が求めにくい状況になることも考えられます。そこで、姉妹都市や友好都市との連携をより強化するという目的も含め、鹿児島県指宿市、静岡県牧之原市の両市と、災害時相互応援協定の締結について協議を重ね、本年8月に指宿市と、10月に牧之原市とそれぞれ応援協定の締結が実現いたしました。遠隔地の自治体と締結するのは今回が初めてでございます。この協定締結により、名実ともにふさわしい関係が構築できたものと存じ、緊急時にもより迅速に救護活動、復旧活動などの相互支援が可能になるものと確信いたしております。

人権関係でございますが、去る11月27日、カルチャーパレスにおきまして、「人権を大切にすまちづくりフェスティバル」を開催いたしました。これは同和問題を初めとするさまざまな人権課題について学び、差別のない明るい熊本をつくることを目的に、熊本県と共同開催したものでございます。本市とも縁の深い童謡詩人 金子みすゞの詩を紹介するライブ・コンサートや、映画「学校」をテーマとしたひとり芝居などの構成により、多数の参加者の皆様とともに、楽しみながらも人権尊重意識の高揚を図り、人と人との心の絆、支え合いについての思いを新たにしたところでございます。

高齢者福祉関係でございますが、去る10月16日と17日の両日、人吉スポーツパレスを会場に開催いたしました「ねんりんピック2011熊本 囲碁交流大会」は、盛会のうちに無事終了することができました。参加されました選手の皆様のお声やアンケート調査結果から、忘れ得ぬ人吉として好評を博した大会になったものと実感いたしております。これもひとえに実行委員、運営委員の皆様方を初め、御協力、御協賛を賜りました団体、企業の皆様方、さらにはスタッフとして献身的に業務に携わっていただきました多くの市民ボランティアの皆様のおもてなしの心のたまものであると存じ、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今回、全国から集われました参加者のみなぎる活力とあふれんばかりの笑顔を模範とさせていただきながら、今後は本市の高齢者の皆様方のさらなる健康づくり、生きがいづくり、

仲間づくりを推進し、高齢者福祉の充実に努めてまいりたいと存じます。

また、ねんりんピックとあわせて、10月16日に開催いたしました「第3回健康と福祉の祭典 みんなしあわせ☆スマイルフェスタ」でございますが、本年は南相馬市応援ボランティアに託す応援寄せ書き旗やメッセージカードの作成、人吉高校の生徒たちによります応援展示、被災地支援トークなど、東日本大震災被災地支援の内容を盛り込ませていただきました。本年も人吉市しあわせの親善大使でみずからも被災された荒川知子とファミリーアンサンブルをゲストに迎えた「えがおコンサート」や、御長寿の方から元気なお話を聞くことができました「百歳万歳」、子ども会のジュニアリーダーの皆さんにスタッフとして頑張っていた「かえっこバザール」、本年初参加の人吉保健所コーナーなど、彩り豊かに開催することができ、まさに笑顔あふれる催しになったものと存じます。

健康づくり関係でございますが、本市では疾病予防及び健康づくりの推進並びに疾病の早期発見及び早期治療を目的に、現在、特定健診、保健指導及び各種のがん検診を実施しております。これまでも受診率の向上を目指し、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、目標の受診率に到達できないのが実情であり、各種検診と複合検診の実施期間が異なっていることや、複合検診の実施期間が短いとの意見のほか、医療機関での健診には定員枠があったため、早朝から市民の皆さんが総合福祉センターに長蛇の列をつくられるとの問題もございました。

そこで、受診しやすい健診を目指して、本市医師会と協議を重ねてまいりました結果、去る11月9日に市民健診に関する協定を締結いたしました。平成24年度からは総称を「市民健診」と改め、従来の特定健診と後期高齢者健診を「基本健診」、各種がん検診を「追加検診」として位置づけを行い、また、病院や医院での健診については、本市が送付する問診票到着後、希望する医療機関へ直接申し込むことができるよう改善し、実施期間につきましても延長を図っております。市民の皆様は御自身の健康状態をしっかりと把握していただき、ここを出発点として一人一人がお元気で生き生きとした生活ができますように、今後も市民健診の充実を図りながら、健康づくりを推進してまいりたいと存じます。

災害救助ボランティア養成事業でございますが、本市社会福祉協議会が事業主体となり、去る10月13日から11月28日までの間、4泊5日の日程で計7陣にわたり、総勢49人の市民の皆様は、福島県南相馬市にボランティアとして参加していただきました。現地では、「ひとよしよかばいサロン」と名づけた仮設住宅での集いの場づくりを初め、流出物の洗浄、物資の仕分けなどのボランティア作業にも取り組まれておられました。延べ28カ所の仮設住宅で開催したサロンでは、毎回二、三十人の方々が集まれ、本市の紹介をした後、歌や方言クイズ、寸劇など、各陣の工夫をこらした演出により、楽しいひとときを過ごしていただけたものと存じます。私が参加した第6陣では、人吉市しあわせの親善大使であるリコーダー奏者の荒川知子さんも仙台からかけつけ、市民ボランティアの方々と一緒に仮設住宅の皆さん

と交流をしていただきました。

私自身、人と人との出会いの中で、さまざまな形で本市と南相馬市の絆が結ばれていくことを目の当たりにし、感謝の気持ちでいっぱいになったところでございまして、今後は報告書の作成、報告会の開催などにより、貴重な経験を市民の皆様と共有し、本市における災害ボランティアの体制づくりにつなげてまいりたいと存じます。

農業関係でございますが、野田佳彦首相は、米国ハワイ州で開催されたアジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議において、「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に向けて関係国と協議に入る」と表明されました。「守るべきは守り、勝ち取るべきは勝ち取る。国益を最大限に実現するために全力を尽くす」とも言われておりますが、本市におきましてはその動向に傾注しながらも、外国産農産物に負けないブランド化や6次産業化など、農業で食べられるまちの実現に向けて最大の努力を重ねてまいりたいと存じます。

去る11月12日、13日の両日、ふるさと歴史の広場において、第62回ひとよし産業祭が開催されました。おかげさまで両日とも天候に恵まれ、市内外から多くのお客様に御来場いただきました。ことしもステージにおきましては、市民の皆様による楽しい歌や踊りのほか、人吉高校吹奏楽部の皆様によるすばらしい演奏などの披露があり、また食・物産コーナーにおきましては、地元食材を使った食べ物や加工品のほか、人吉球磨の物産や土産物などの販売をしていただいております。さらにことしは恒例の北海道小樽物産に加え、本市の友好都市でもございます静岡県牧之原市の物産販売や、東日本大震災復興支援といたしまして福島県南相馬市の物産販売を市民ボランティアの皆様の御協力により実施していただきました。実行委員会の皆様を初め、御協力いただきました市民の皆様から心から御礼を申し上げる次第でございます。

地産他商推進室では、大都市圏でP Rイベントを開催し、本市の知名度アップと安心・安全な農作物のP R及び販路拡大につなげることを目的に、事業を展開しているところでございますが、去る10月6日から11日まで「人吉球磨・目指そう日本一フェア」を千葉県ダイエー新浦安店で開催いたしました。期間中はダイエーのお客に加え、人吉球磨に縁のある方の来店も多く、球磨栗を初めとする農産物や物品販売も盛況でございました。同じく本市のP Rと販売促進を目指し、11月23日から本日29日まで、東京都庁2階全国P Rコーナーにおきまして「人吉球磨の味めぐり～母ちゃんの手塩イン東京都庁」を開催いたしております。連日、多くのお客様に御来場いただき、売り切れが続出したようでございまして、担当者は追加発送するなど、商品の補充に追われていたようでございます。両イベントとも本市の知名度アップに大いに貢献したものと存じます。

また、去る10月28日、29日には、東京の藤田観光株式会社代表取締役社長 末澤和政氏を本市にお招きし、まちづくり親善大使への就任式と講演会、就任記念事業を開催いたしました。藤田観光株式会社は東京の「椿山荘」や箱根の「小涌園」、大阪の「太閤園」、全国の

ワシントンホテルなどを経営するグループ企業で、ふるさと営業部を擁し、各地の食材の活用や観光PRなど、ふるさと発展のお手伝いにも力を入れておられます。

記念事業では、藤田観光のシェフの皆様のほか、本市のシェフや食のグループの皆様に料理を出し合っただき、試食と意見交換で盛り上がりを見せた交流会となりました。今後はまちづくり親善大使の御縁により、各事業所を初めとした全国ネットワークで地産他商のさらなる事業展開ができるものと大いに期待しているところでございます。

農林整備関係でございますが、平成24年度中に本市と分収造林組合が契約しております分収造林のほとんどが契約満了の時期を迎えます。対象となる分収造林組合は7組合、契約面積は合わせて約130ヘクタールでございます。ほぼ同時期に契約満了となることから、まず本年度中に7組合中3組合分の立木の売り払いを実施し、平成25年度まで3カ年をかけて残りの契約満了分の売り払いを計画しております。

また、去る11月14日、九州電力株式会社の「九州ふるさとの森づくり」記念事業の一環として、九州電力株式会社、熊本県及び本市の三者におきまして、協定を締結したところでございます。この協定は、「九電の森ひとよし」という名称で行う企業との共同の森づくり活動を目的としたものでございまして、本年度に立木の売り払いを行う分収林のうち、下永野地区及び上戸越地区の伐採跡地約5ヘクタールにおいて、1年に約1ヘクタールずつ九州電力株式会社と共同して広葉樹の植栽と下刈りを行うものでございます。本年度におきましては、本市の市制施行70周年記念事業の一つとして、来年3月3日に植樹祭を計画しております。植樹祭当日は九州電力株式会社熊本支社の社員や御家族、市内の関係者などを含め、約600人の参加を予定しているところでございます。

商工関係でございますが、本市の特産・物産品につきましては、静岡県島田市の「SLフェスタ」、静岡県牧之原市産業祭のほか各種イベントに出展するなど、人吉物産振興協会を主体に、関係各団体が連携を図りながら全国への情報発信と販路拡大事業を積極的に展開しているところでございます。今後も九州新幹線全線開業を追い風とすべく、恒例となっております大阪での物産展ほか、新規事業として広島市や福岡県筑紫野市での物産展への出展を計画しております。球磨焼酎を初めとする特産物のPRやブランド化に努めてまいり所存でございます。

本市梢山工業団地に平成7年10月に開校いたしました中小企業大学校人吉校は、去る10月に国の事業仕分けにより市場化が導入され、一部民間委託が実施されているところでございます。中小企業基盤整備機構がみずから実施する経営管理者研修などの長期研修を除く研修及び施設の管理運営が、人吉校では麻生教育サービス株式会社を筆頭とする「熊本あゆみらい協同事業体」に業務委託されております。今後、民間のノウハウを生かした多様な人材育成カリキュラムなど、魅力ある研修が組まれるとともに、管理運営の効率化、経費節減が期待されているところでございます。

観光関係でございますが、去る9月24日、第57回人吉花火大会をふるさと歴史の広場をメインの観覧場所として開催いたしました。球磨川の増水のため延期させていただいたものですが、今回の花火大会は「ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン」の一つとして取り組んでおります。ポスターにアニメーション夏目友人帳のキャラクターを採用し、このポスタープレゼントの企画や花火の打ち上げプログラムに特別企画を組むなどで話題性を呼んだことから、本市及び人吉温泉観光協会のホームページアクセス数が大幅に伸びたほか、開催日が変更になったにもかかわらず県内外から大勢の観覧客においでいただきまして、澄み切った秋の夜空に打ち上げられる花火に魅了されておられたようでございます。今回の花火大会の開催に当たり御協力を賜りました関係各団体の方々に心から御礼を申し上げますとともに、御協賛いただきましたスポンサー各社と関係各位に深く感謝申し上げる次第でございます。

本年も10月10日に「人吉球磨は、銭湯開始」と銘打った温泉PRキャンペーンを始めました。今回はより多くの温泉を楽しんでもらえるように、趣旨に賛同いただいた人吉球磨42カ所の温泉施設の協力のもと、「泉極SAGARA温泉巡りモバイルラリー」を来年4月30日までの期間で実施してまいります。利用した温泉の数で称号の階級が上がる仕組みで、最初は相良家の「無名武士」から始まり、「足軽隊長」、「筆湯家老」などを経て、全部の温泉施設を巡れば「天下湯一」の称号がパソコンや携帯サイトで与えられます。今回のキャンペーンでは利用した温泉のコメントや温泉施設ランキングなども見ることができ、ラリー参加者も増加中でありまして、このように人吉球磨の観光素材を利用した観光宣伝を今後ともさらに進めてまいりたいと存じます。

秋のじゅぐりっと博覧会でございますが、9月23日から始まりました博覧会も11月末をもって終了となります。期間中、じゅぐりっと博覧会実行委員会主催によります落語や、新たに取り組ましました駅前ぶらり街かど美術館といったさまざまな町なかイベントを初め、カルチャーパレスで開催した出水中央高等学校演奏会や中小企業大学校での「天空の森コンサート」などの音楽イベントのほか、青井阿蘇神社と石野公園での明かりのイベント、SL人吉のお迎え・お見送りおもてなし事業など、各種イベントに御尽力いただきました実行委員の皆様に対しまして心から厚く御礼を申し上げます。今後とも、じゅぐりっと博覧会を初め、本市の特色を最大限に生かした魅力あるおもてなしイベントを、市民の皆様と行政が一体となって取り組み、本市観光の受け皿づくりに邁進してまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、本市が進めております橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、市道戸越地内第3号線にかかっております小股橋の補修工事を実施する方向で進めてまいりましたが、詳細調査を行う中でひび割れの補修工事を実施しても、他の箇所ひび割れの発生を抑えることが難しいとの結果が出ましたので、今後、上部工のかけかえ工事を実施してまいり所存でございます。

そのほか赤池水無第1号線、瓦屋地内第1号線、西駅嵯峨里線につきましては、本年度工

事が最終年度となりまして、事業計画区間が完了いたします。ほかの生活関連道路の整備につきましても、順次進めてまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、去る11月18日にカルチャーパレスにおいて、子ども王国保安官設立5周年記念大会を開催いたしました。現在、保安官には老人クラブ連合会などに所属される方々を初めとする730人が登録されており、児童・生徒の登下校の時間帯にあいさつ運動や交通安全に関する指導などを通して見守り活動を行っていただいております。不審者や交通事故から子供を守る地域になくてはならない存在となっております。記念大会では日ごろの活動内容の紹介を行い、児童代表から感謝の気持ちをお伝えいたしました。なお、このような献身的な活動に対しまして、くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議から功労団体表彰を受けられております。今後におきましても、児童・生徒の安全・安心のため、さらなるお力添えをお願い申し上げる次第でございます。

学校ICT関係でございますが、去る10月4日、中原小学校におきまして、総務省絆プロジェクト公開授業研究会を開催いたしましたところ、熊本県内外から学校関係者約200人の参加をいただきました。この研究会では、同事業で整備しましたタブレットパソコンや電子黒板などを活用した研究授業のほか、総務省情報流通行政局情報通信利用促進課長 安間敏雄氏、東京工業大学名誉教授 清水康敬氏、宮崎大学教育文化学部教授 新地辰郎氏を招いてのシンポジウムを行いました。九州を代表する本市の先駆的な学校ICT授業の展開などに対する理解がさらに深まるとともに、広くこの取り組みをアピールすることができたものと存じます。

放課後パワーアップ教室につきましては、10月11日から市内の6小学校におきましてスタートしております。受講者は市内小学校の4年生から6年生までの受講希望児童402人で、指導いただく学習サポーターには教育免許を有する46人の先生方に、また、学習サポーター補助には希望された保護者などの27人の方々に無償ボランティアとして御協力をいただいております。子供たちは学習サポーターの指導のもと、復習の形で本市教育委員会において準備いたしました国語と算数のプリントを一生懸命に解き、基礎学力の定着と向上を目指し取り組んでいるところでございます。今後も子供たちのやる気を引き出し、自信が高まる教室へと創意工夫を行ってまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、幸福をテーマに本当の幸せとは何か、心の豊かさとは何かを考え、人や社会とのつながりを築く力や、社会を支え発展させることができる人間力の向上を図り、笑顔あふれる地域社会の構築を目的とした「第6回幸福追求人間学講座」を開催いたしました。今回は講師に「開運なんでも鑑定団」でおなじみの古美術鑑定家の中島誠之助氏をお招きして、「あなたにも分かるホンモノとニセモノ」と題しまして御講演をいただき、参加された多くの市民の皆様には楽しく御聴講いただいたものと存じます。

また、平成20年度から文部科学省の委託事業として取り組んでまいりました「人吉市二中

校区学校支援地域本部事業」でございますが、このたび活動の成果が認められ、「平成23年度優れた地域による学校支援活動推進にかかる文部科学大臣表彰」を受賞いたしました。これもひとえに地域の皆様方や教育関係の皆様方の御支援のたまものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。今後はさらに学校と地域の連携体制の強化と、地域教育力の向上を図ってまいり所存でございます。

文化振興関係でございますが、第58回人吉球磨総合美展を初め、第65回犬童球溪顕彰音楽祭、人吉文化協会の主催による第38回人吉文化祭など、ことしも芸術・文化の秋にふさわしい各種行事を盛大に開催することができました。65回の節目となりました犬童球溪顕彰音楽祭では、最終日の「音楽の夕べ」におきまして、地元合唱4団体の御協力により、犬童球溪合唱団が結成され、数々の日本の四季のうたを披露されるなど、まさに手づくりのステージを演出していただきました。これらの行事に御出品や御参加いただきました皆様並びに御来場いただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。

自主文化事業関係でございますが、去る10月30日に開催した第3回「おどんな日本一！・人吉のど自慢大会」は、今回も多くのお応募の中から23組の皆さんに自慢ののどを披露していただきました。昨年同様、ゲスト出演、地元産品を景品とした抽選会なども行い、御来場の皆様には大変喜んでいただいたところでございます。

また、来年1月14日には、戦場カメラマンとしておなじみの渡部陽一氏を招き、「世界からのメッセージ～平和と命の大切さ～」をテーマに文化講演会を計画しております。多数の皆様のお来場をお待ちいたしております。

次に、平成24年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告申し上げます。

国は、我が国の最優先課題を、まず東日本大震災からの復旧・復興、次に原子力災害の速やかな終息、そして震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国の経済社会の再生としており、これら課題の解消に全力を尽くすとされております。

一方、地方財政については、一般財源総額を実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保するとしているものの、地方交付税の概算要求額は前年度に比べ1.6%の減とされ、地方財政運営において大きな影響があると思われる新たな子供向け手当の財源や、社会保障と税の一体改革については、その詳細をいまだ示されておられません。

本市の財政状況については、経常収支比率が減少傾向にあるものの、98.7%と依然として高く、財政の硬直化は大きな改善とまでは至っておりません。また、近年の世界的な経済危機に加え、生産年齢人口の減少に伴い税収は減収傾向にあり、自主財源の確保はいまだに大変厳しい状況でございます。

このような厳しい財政状況の中でも、社会環境の変化と多様化する行政需要に的確に対応しながら、また、活気に満ち、活力あふれる市民生活の実現のために、行財政改革に取り組むことで財源の確保をしなければなりません。このため不要不急な事務事業の見直しを徹底

し、歳出の効率化・重点化により所要財源の確保に努めることとし、財源の有効的な配分に努め、「最小の経費で最大の効果」を上げるよう予算編成方針を定めました。市民の皆様方を初め議員各位におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第75号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、人事院勧告に準ずる人件費の補正を行うものでございます。

歳出におきましては、各款に人事院勧告に準ずる給与など450万5,000円を減額し、予備費を同額増額補正いたしております。現計予算での組み替えでございますので、歳入の補正はございません。

議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、国・県の補助事業の内示、申請などに伴う補正のほか、扶助費及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5億3,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億819万1,000円とするものでございます。

議第77号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第78号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、退職被保険者等療養給付費などの補正を行うもので、歳入歳出をそれぞれ616万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を50億4,634万9,000円とするものでございます。

議第79号平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第80号平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、保険給付費などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ1億2,026万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億4,796万5,000円とするものでございます。

議第81号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第82号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる人件費の補正を行うもので、歳入歳出をそれぞれ2万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を3,083万8,000円とするものでございます。

議第83号平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用を23万8,000円減額し、支出予算総額を4億7,841万円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を3万

1,000円減額し、支出予算総額を2億5,886万9,000円とするものでございます。

議第84号平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、子ども手当の改正に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用を24万6,000円減額し、支出予算総額を4億7,816万4,000円とするものでございます。

議第85号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員の給料月額、期末勤勉手当などの補正を行うものでございます。

議第86号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、人吉浄水苑機械電気設備改築工事により発生した不用物件の売却に伴う諸収入のほか、委託料などの追加補正でございます。歳入歳出にそれぞれ124万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,521万7,000円とするものでございます。

議第87号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正案は、職員の給与に関し人事院勧告に準ずる改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。これは、例年であれば人事院勧告を受けて国会に提出される一般職国家公務員の給与関係法律案に準じた改正を行ってまいりましたが、本年においては東日本大震災の復興財源確保のために一般職国家公務員の給与額を7.8%引き下げることとする国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が国会に提出されており、政府は人事院勧告に基づく給与関係法の改正は行わないこととしております。その一方で、地方公務員の給与については、必ずしも国と同様の引き下げを求めるものではないとの見解が示されており、本市におきましては、人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準ずる改正を行うものでございます。

議第88号人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、議会の議決すべき事件として明文化されていた総合計画の基本構想が削除されたため、同法96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件として新たに条例を制定するものでございます。

議第89号人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。これは災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を、死亡した者の兄弟姉妹で死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者まで拡大するものでございます。

議第90号人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部改正案は、奨励金の交付を受けた者が、奨励金の対象となった子牛の管理を3年以内に別の者に変更できないことを規定することなどにより、優良な子牛の保留をより一層推進するため条例の一部を改正するものでございます。

議第91号名誉市民の選定についての案件は、人吉市名誉市民条例第1条の規定により、人吉市民が自信と誇りを持って、その先達の優れた功績を広く世間にたたえることのできる

人を人吉市名誉市民として選定するものでございまして、故日野熊蔵氏を選定することにつきまして議会の御議決をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（永山芳宏君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは議第75号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）について補足説明をさせていただきます。

予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告等についての御説明をさせていただきたいと存じます。

初めに国の動きでございしますが、人事院は東日本大震災の影響から、例年より2カ月おくれで9月30日に国会及び内閣に対して、国家公務員給与を平均0.23%引き下げる勧告を行っております。しかしながら、政府は10月28日にこの勧告の実施を見送る閣議決定を行い、国家公務員給与を2013年度末まで平均7.8%引き下げる特例法案の成立を優先することになりました。この特例法案については、現在、国会で審議中でございます。

次に、県の動きでございしますが、熊本県人事委員会が10月28日に人事院勧告に準じた勧告を行っております。

次に、人事院勧告の内容ですが、大きなポイントが三つございます。一つは、月例給の引き下げ改定となり、ボーナス、つまり期末勤勉手当の改定はございません。その効果として1人当たりの年間給与は平均約1万5,000円の減額となります。月例給につきましては、国家公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差、899円マイナスの0.23%を解消するため、若年層については据え置きをしながら、50歳代を中心に40歳以上を念頭に置いた俸給表の引き下げ改定が勧告をされております。二つ目は、給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障額の段階的な廃止であります。この経過措置と申しますのは、平成18年に職員給料表が改正、大幅減額になったときに激減緩和の経過措置として、旧給料表の月額よりも低くなる職員について、従前の給料を超えるまでの間、その差額を支給して給料が下がらないように措置するものでございます。今回の人事院勧告では、この経過措置額を平成24年度は原則2分の1とし、平成25年4月1日には廃止するように勧告されております。三つ目は、

実施時期でございますが、予定されていた実施月は平成23年12月であり、減額改定予定者につきましては本年4月1日から格差相当分を解消するために12月期の期末手当から調整率マイナスの0.37%を用いてそれぞれの減額相当額を控除するように勧告されております。

そこで、今回御提案申し上げます本市の改正案についてでございますが、人事院勧告に準じた対応と異なる対応がございます。まず、準じた対応としましては、職員の給与月額の設定を予定しており、職員に対する影響としましては、期末勤勉手当を含めた平均年間給与で1万3,000円、マイナスの0.24%の引き下げとなり、平均給与月額は814円、マイナスの0.24%の引き下げとなります。改正の内容でございますが、給料月額につきましては、国の行政職俸給表1を準用しているため同様の改正となり、1級94号給以上、2級77号給以上、3級61号給以上、4級45号給以上、5級37号給以上、6級20号給以上、7級17号給以上が減額の対象となります。また、平成18年度の給与構造改革の経過措置に伴う現給保障対象者につきましては、給料表の減額改定率を踏まえたマイナス0.49%を基本的に引き下げとなります。教育長を除いた一般職員341名のうち、162名が減額改定予定者となります。実施月につきましては12月1日からとなり、本年4月からの格差相当分を解消するため、国と同じ調整率マイナス0.37%を用いて、4月から11月までの支給額の調整を12月期末手当から減額調整いたします。なお、この減額調整分は減額調整を受ける162人を平均すると1人1万5,630円となります。

次に、人事院勧告と異なる対応でございますが、給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障額の段階的な廃止につきましては、現段階では見送らせていただきたいと考えております。現在、本市におきましては、51名、約15%の職員が現給保障を受けておりますが、そのうち8名の職員が今年度退職しますので、来年度から事実上影響を受ける職員は43名となります。その額はそれぞれ異なりますが、年齢が高い職員ほど高額になる傾向があり、安い職員で385円、高い職員は2万6,883円という状況で、職員は大きな影響を受けることとなります。今回、熊本県人事委員会は、この現給保障については国に準じて設けられた給与構造改革における経過措置の取り扱いについては、国及び他の地方公共団体の状況を注視しながら検討していく必要があるとして、現段階での実施を見送る勧告をしており、県内14市中、唯一人事委員会を設置している熊本市でも同様に見送る勧告を行っております。また、現段階でこの段階的廃止を予定している県内の市はございません。本市におきましても、現段階では県や各市と同様に実施を見送り、今後、国・県や他の自治体の状況を注視していきたいと考えております。

それでは、予算書の1ページをお願い申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出総額の補正はございません。歳入補正がなく、歳出の補正のみでございますので、6ページの事項別明細書から、各款項目ごとに補正額を計上しておりますが、今回の給与改正が一般会計の人件費に与える影響としましては、いずれも減額でございます。

給料98万3,000円の減額、期末勤勉手当283万8,000円の減額、共済組合負担金68万4,000円の減額となります。なお、各款項目ごとの説明は省略をさせていただきます。少し飛びますが、予算書の14ページをお願いいたします。14款予備費を450万5,000円増額をいたしております。

以上で、議第75号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）について、補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明申し上げます。第2条の継続費につきましては第2表継続費により、第3条の繰越明許費につきましては第3表繰越明許費により、第4条の債務負担行為の補正につきましては第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては第5表地方債補正により、それぞれ御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表の継続費でございますが、小股橋上部工架替事業の事業期間が2カ年度を要するため、継続費を設定するものでございまして、8款土木費、2項道路橋梁費に、小股橋上部工架替事業の総額を4,985万5,000円とし、23年度から24年度まで、それぞれ年割額を定めております。第3表繰越明許費につきましては、今回の補正予算に計上しております3款民生費、1項社会福祉費の老人福祉センター耐震診断事業及び老人趣味の家耐震診断事業が本年度内での完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表債務負担行為の補正の追加につきましては、庁舎清掃業務委託料から給食配送等業務委託料までの6件でございますが、年度内に準備行為、入札を実施するために債務負担行為をお願いするものでございまして、それぞれ債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。次に、第5表地方債補正の追加につきましては、公営住宅給水設備改修事業債が前田団地給水設備改修工事に対する起債でございまして、限度額を540万円と設定するものでございます。また、義務教育施設整備事業借換債は、年利6%を超える公債費について補償金を免除される繰上償還が認められて、借りかえを行うものでございまして、限度額を1,090万円と設定するものでございます。地方債補正の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債、県営事業負担金債及び地方道路等整備事業債の変更は、事業費の決算見込みによる限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。1款市税、1項市民税から、次のページ、12ページの7項都市計画税までは、最終調定見込額及び平成22年度決算における収納率などを勘案し、それぞれ補正をいたしております。9款、1項、1目、1節地方特例交付金630万7,000円の増額

補正は、子ども手当の交付継続に伴う交付額の変更決定に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。10款、1項、1目、1節地方交付税48万円の減額補正は、地方特例交付金の変更に伴い、普通交付税の再算定が行われたことによるものでございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金271万5,000円の増額補正は、保育所の入所児童の増に伴う児童福祉施設保護者負担金の増額でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金67万5,000円の増額補正は、子ども手当交付金9,822万9,000円の減額によるもののほか、自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金などの増額が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金402万4,000円の増額補正は、次世代育成支援対策交付金507万円の減額によるもののほか、障害者自立支援事業費等補助金、子育て支援交付金などの増額が主なものでございます。3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金814万円の減額補正は、交付金の内示に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,731万8,000円の増額補正は、自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金などの増額が主なものでございます。2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金764万2,000円の増額補正は、災害時に高齢者の方や障がい者の方などを地域ぐるみで支援する体制を構築する地域支え合い体制づくり事業費補助金の追加内示などに伴うものでございます。同じく、2節児童福祉費補助金3,064万9,000円の増額補正は、10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業費補助金及び放課後児童クラブ環境整備事業費補助金などの増額に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。4目労働費県補助金、1節労働諸費補助金33万1,000円の増額補正は、買い物交流支援えがおのふれあい事業に対する県の雇用対策事業基金を活用した、ふるさと雇用再生特別交付金の追加内示に伴うものでございます。5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金7万1,000円の減額補正は、中山間地域等直接支払事業の対象面積が減少したことによる交付金の減額のほか、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営業活動に取り組む農家に対して交付されます環境保全型農業直接支援対策事業交付金の追加内示に伴うものでございます。同じく、2節林業費補助金1,214万円の増額補正は、市有林の間伐と防護さくの設置に対して交付される森林環境保全整備事業費補助金や民有林の団地化、作業道の整備、間伐等の森林施業計画を策定し、その計画に基づく事業に対して交付されます森林整備地域活動支援交付金事業費交付金の内示に伴うものでございます。8目消防費県補助金、1節消防費補助金100万円の増額補正は、防災行政無線整備事業に対し交付される熊本県消防施設設備整備費補助金の内示に伴うものでございます。

17ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、

2節その他不動産売払収入3,258万円の増額補正は、分収造林の立木売払収入の増額補正でございませう。19款、1項、1目繰越金2億5,000万円は、前年度繰越金の増額補正でございませう。

18ページをお願いいたします。20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目地域総合整備資金貸付金元利収入777万5,000円の増額補正は、地域総合整備資金貸付金元金回収金の繰上償還に伴うものでございませう。4項、3目雑入、1節総務費雑入は、9月定例市議会においてお認めいただきました市町村振興宝くじの収益金から交付される熊本県市町村振興協会交付金を旧中津留美術館跡地整備事業に充当するものでございませう。同じく、2節民生費雑入1,911万5,000円の増額は、平成22年度熊本県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の精算に伴う返還金などでございませう。21款市債につきましては、第5表地方債補正で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、歳出でございませうが、20ページをお願いいたします。まず、各款項目内の一般職給、職員手当等、共済費の増減は人事異動に伴うもののほか、嘱託職員等の社会保険料の負担金率の改正によるものなどでございませうして、説明を省略させていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金14万6,000円の増額は、下林町前村公民館の床版橋改修事業と、中神町小柿公民館のトイレ改修事業に対する地区公民館施設整備費補助金でございませう。

21ページをお願いいたします。同じく、6目財産管理費、15節工事請負費4,407万円の増額は、旧中津留美術館跡の建物解体工事と建物解体後の跡地整備工事費でございませう。

22ページ、23ページを省略させていただきますして、24ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億848万円の増額は、歳入で御説明いたしました県補助金の地域支え合い体制づくり事業費補助金の追加内示に伴う簡易ベッドなど災害用備品の購入経費や、国民健康保険事業特別会計に対する財政安定化支援事業繰出金、介護給付費増額に伴う介護保険特別会計繰出金の増額などでございませう。同じく、2目心身障害者福祉費7,365万3,000円の増額は、自立支援給付費事業に伴う生活介護給付費などの増や、平成22年度自立支援給付費負担金及び障害者自立支援特別対策事業費補助金の国・県支出金の精算に伴う償還金などの増額によるものでございませう。

25ページをお願いいたします。6目老人福祉センター費191万8,000円の増額は、老人福祉センターの建物耐震診断委託料でございませう。7目高齢者生活産業都市づくり推進事業費201万1,000円の増額は、老人趣味の家の建物耐震診断委託料などでございませう。

26ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費8,164万3,000円の増額は、保育所の延長保育の実施に対する延長保育促進事業補助金や市内10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金、市単独で実施します障がい児のための障害児保育事業補助金、軽度障がい児のための軽度障害児保育事業補助金などの増額でございませう。2目児

童措置費6,919万6,000円の減額は、保育所運営費負担金の増額によるもののほか、子ども手当の支給月額が10月分から一部引き下げられたことによる減額でございます。

27ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費6,339万6,000円の増額は、生活保護被保護者の多種多様な疾病の増加等により、主に医療扶助費が増加しておりますので増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費260万1,000円の増額は、各種予防接種委託料と子宮頸がんなど、予防ワクチン接種補助金の増額によるものでございます。同じく、4目健康増進費697万3,000円の増額は、平成24年度から実施予定の市民健診事業の申込書、問診票などの印刷経費や申込書の郵便料などでございます。5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費33万1,000円の増額は、県の雇用対策事業基金を活用したふるさと雇用再生特別交付金の追加内示に伴うものでございまして、買い物交流支援えがおのふれあい事業に対する委託料の増額でございます。

29ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費38万4,000円の増額は、歳入で御説明いたしました中山間地域等直接支払事業交付金の減額のほか、環境保全型農業直接支援対策事業交付金の追加内示によるものでございます。2項林業費、2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金の森林整備地域活動支援事業交付金1,414万5,000円は、民有林の団地化、作業道の整備、間伐等の森林施業計画に基づく事業に対して交付するものでございます。

30ページをお願いいたします。同じく、23節償還金、利子及び割引料2,280万6,000円の増額は、宝来分収造林組合ほか二つの分収造林組合への分収造林契約に基づく立木売払収入の配当金でございます。7款、1項商工費、2目商工業振興費79万6,000円の増額は、商店街活性化のため空き店舗を利用した操業者に対する商店街活性化事業補助金と、人吉市企業立地促進条例に基づく梢山工業団地内に工場を新設される企業に対する企業立地促進補助金などでございます。

31ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費1,675万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う工事請負費の減額が主なものでございます。3目道路新設改良費10万6,000円の減額は、市道青井二日町線の工事費等の減額、岩本中神線の用地費等の増額のほか、県営事業として行われる国道及び県道の改修等に伴う負担金が主なものでございます。5目橋梁新設改良費684万5,000円の増額は、小股橋橋げたのひび割れの原因がアルカリ骨材反応と判明し、補修工事から上部工のかけかえ工事に事業の変更をするものでございまして、設計委託料及び工事費の増額が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。3項住宅費、1目住宅管理費725万8,000円の増額は、前田団地の給水設備改修工事費でございます。

33ページをお願いいたします。5項河川費、2目河川改良費300万円の増額は、井ノ口町

2カ所の県営急傾斜地崩壊対策事業の事業負担金でございます。9款、1項消防費、2目非常備消防費1,176万4,000円の増額は、東日本大震災において殉職された消防団員の遺族への給付金が多額なため、消防団員等公務災害補償等共済組合への負担金が平成23年度に限り引き上げられることから増額補正をするものでございます。同じく、5目災害対策費73万5,000円の増額は、中神町の大柿樋管内水排除ポンプ用電源設置工事費などでございます。

34ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費210万2,000円の増額は、現在実施しております放課後パワーアップ教室の開催に伴い、学力充実支援員を小学校に配置する経費が主なものでございます。

少し飛びまして、37ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費359万9,000円の増額は、本年6月と7月の豪雨により発生した上田代地区ほか7カ所の農道及び水路の災害復旧工事でございます。12款、1項公債費、1目元金1,098万5,000円の増額は、借入利率6%以上の市債の償還金につきましては、補償金免除による繰り上げ償還に該当するため、平成元年度に借り入れた義務教育施設整備事業債の繰り上げ償還を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費1億円の増額は、財政調整基金に任意の積み立てを行うものでございます。14款、1項、1目予備費を1,443万9,000円増額をいたしております。

大変長くなりましたが、以上で議第75号及び議第76号の補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 以上で議第75号から議第91号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第20 議第69号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第20、議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番、笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） それでは、水道事業特別会計決算の報告を行います。

平成23年9月定例会市議会において、厚生委員会に付託されました議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が2.8%増の5億6,220万942円に対し、総費用が2.3%増の4億6,650万8,960円で、純利益が前年度より5.4%増の9,569万1,982円となっております。

す。本年度投資された事業の主なものとしましては、上新町配水管改良工事、浪床地区送水管改良工事や上原田町配水管改良工事等が行われ、そのほか茂ヶ野水源地の保護地用地購入をされております。

給水戸数は前年度より12戸増加、給水人口は260人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.4%となっております。年間総配水量は前年度より2.0%、年間総有収水量1.7%、いずれも減少しております。有収率は84.62%で、前年度より0.28ポイント上昇しておりますが、今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

また、前年度の指摘及び要望事項に対する経過説明として、1点目の水道事業の健全運営の維持を図るための熟練技術職員からの技術の継承と、技術職員の育成及び適正配置については、ことし3月に水道事業に40年間携わっていた熟練技術者が退職をしたが、数年前から施設係職員に自分の経験、技術を継承しており、ある程度は継承できたのではないかと考えている。今後3年以内にさらに2名の職員が退職し、水道局の技術者の年齢層も上がってきており、在職職員の技術力の向上とともに若手の新規技術者を育成する必要があると考えている。日本水道協会等が実施する研修会、講習会などには積極的に参加し、技術力の向上に努めたい。また、管網図マッピングシステムの早急な整備と活用については、今年度から上水道マッピングシステムの更新整備を進めており、それらをあわせて活用することで非常事態にも対応できる体制づくりを行っているとの説明がありました。

2点目の施設の老朽化等により今後多額の設備投資が予想されるので、人吉市水道ビジョンにのっとり、市民の急激な負担増にならないよう配慮しながら、適正運用に努めることについては、給水開始当時の施設は老朽化し、順次更新時期を迎えている。特に配水池などの改築には多額の経費が必要になっていくことから、平成19年度から建設改良のための積み立てを毎年3,000万円ずつ行っているところである。今後とも水道ビジョンにおける基本計画、事業計画、財政計画に基づき、水道使用料が市民の方々の急激な負担とならないよう配慮しながら事業運営していくとの説明がありました。

3点目の水道料金債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し、適正管理に務めることに対しては、水道事業の適正な運営には財政基盤である水道料金の確保が最も重要であることを認識し、徴収業務の強化を図っている。短期間では納入できない滞納者には、納入誓約書を取り時効中断を行い、滞納金の完納に努めている。悪質な滞納者には給水停止を強化し、滞納金の減少及び新たな滞納をつくらぬよう徴収に努めている。今後とも民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分に認識し、滞納整理及び収納率の向上に努力していくとの説明がありました。

4点目の宅内給水の老朽化した管や経年劣化による設備については、不測の事故やトラブルが危惧されるので、広報等を通じて啓発活動を行い、団地等においては積極的に更新を行うことについては、「広報ひとよし」で宅内給水管の老朽化対策などのお願いをしている。

昨年11月には総務部、建設部、経済部、教育部など市の所管施設に対し、文書にて給水施設の更新及び管理についての依頼を行った。各部においては、漏水や赤水について管の更新はしなければいけないとの認識はあるようだが、財政的問題、建物の改築時期の問題、技術的な問題などがネックになり、抜本的な改修は難しいようである。ただ、学校施設においては、教育部にて年次計画のもと管の更新等を計画しているようである。水道局としては、市民の皆様には広報等でのお願いを行い、あわせて市の各施設の管の更新についても引き続きお願いをしてまいりたいとの説明がありました。

水道事業は、近年の長引く景気低迷における失業などの社会的要因により、給水収益の減少が予想されます。また、費用の面でも施設の改良、修繕等の維持管理及び老朽施設や老朽管の更新等に多額の出費が見込まれます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営について、引き続き公営企業の原則（経済性と公共の福祉増進）に沿って健全財政に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定的な供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

1. 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性にかんがみ、今後3年以内に2名の熟練技術職員の退職が見込まれるので、職員からの早急な技術の継承を図るとともに若手技術職員の育成と適正配置に努めること。また、上水道マッピングシステムの整備と活用を図るとともに非常事態にも速やかに対応できる体制づくりを要望する。
2. 施設の老朽化等により今後多額の設備投資が予想されるので、人吉市水道ビジョンにのっとり、市民の急激な負担増にならないよう配慮しながら、適正運用に努めることを要望する。
3. 水道料金債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し、適正管理に努めることを要望する。
4. 宅内給水の老朽化した管や経年劣化による設備については、不測の事故やトラブルが危惧されるので、引き続き広報等を通じて啓発活動を行い、団地等においては積極的に更新を行うよう要望する。

以上、厚生委員会に付託されました議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定については、慎重審議の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決をいたします。議第69号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第69号は認定することに決しました。

日程第21 議第74号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第21、議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 平成22年度決算特別委員会報告を行います。

平成23年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

委員会は5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部から前年度の指摘・要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成21年度においては6,171万円余りの黒字でありましたが、平成22年度においては2億6,319万円余りの黒字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは13億8,559万円余りとなっております。

普通会計において財政力指数は0.44で、前年度に比べ0.02ポイント低くなっております。実質公債費比率は10.5%で、前年度に比べ0.9ポイント低くなっておりますが、財政構造の硬直化が懸念されるところであります。経常収支比率は98.7%で、前年度に比べ1.1ポイント低くなっております。これは歳入経常一般財源である地方交付税（普通交付税）及び臨時財政対策債の増が要因であります。

歳入面については、引き続き主要一般財源である普通交付税の確保が厳しい状況にあります。また、歳出面については、今後さらに一部事務組合への支出、地域福祉施策の充実、ローカルマニフェスト実現化の推進等の政策課題に係る財政需要の増大が予想されます。

よって、税や保険料のさらなる収納率の向上や各使用料等の未収金解消を図るため、税・使用料等の収納状況や滞納者等の情報共有や分析を連携して行うような収納体制を構築し、歳入の確保に万全を期されるよう望みます。

また、前年度、不適正経理、職員の非違行為、守秘義務違反等が見受けられたところでありますが、本年度も国庫補助事業に係る事務費等について不適正経理が行われていたこと、また、予算執行の事務手続において、平成22年度中に支払うべき債務の支払いが遅延し、出納閉鎖までに支払いが完了できなかった事例が明らかにされました。このことは、市政全体に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであり、まことに遺憾であります。市は、再発防止策として会計規則等の周知徹底、チェック体制の再構築、法令遵守意識の徹底を掲げて

いるが、将来、恒久的に安定した内部統制が図られた組織にするためにも、財務実務の基本となる会計規則、事務決裁規程等の職員研修の実施を初め、より効率的で実効的な対応をとられるよう強く望むものであります。

なお、指摘・要望事項等は次のとおりです。

1. 実施された緊急雇用対策事業の検証と分析を行い、さらなる離職者等の就業機会の創出や、中小企業制度融資の拡充等による景気向上のための対策を講じられるよう要望する。
2. 一部事務組合等への支出においては、今後さらに増大することが予想される。健全で円滑な運営のための事業規模の見直しや、市町村の負担割合の見直しも視野に入れ、改善を検討されるよう要望する。
3. 人吉球磨地域交通体系整備特別会計においては、「新たな人吉・球磨地域公共交通のあり方を検討する会」において、赤字補てんシステムの検討がなされ確立されたが、今後さらに人吉球磨広域行政組合で基金管理を行うなどの経営安定化に向けた検討が行われるよう要望する。
4. 税・使用料・負担金の収納については、一定の成果は見られるものの、厳しい状況が続いている。今後、関係部署間の滞納情報等の共有を行い、連携してさらなる収納対策に努めること。
5. 特定健診及び各種予防接種事業においては、市民の健康維持、疾病の早期発見と重症化予防に有効性が大きく、増加傾向にある医療費を抑制し、財政負担を軽減するという観点からも、市民への情報提供、周知徹底を強化し、受診率及び接種率を向上させる具体的対策を講じること。

以上、5点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上、御報告終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決をいたします。議第74号について、決算特別委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第74号は認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議会運営委員長のほうから報告があり、決定しましたとおり日程第3、議第75号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第6号）、日程第5、議第77号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議第79号平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議第81号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議第83号平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議第85号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議第87号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての7件につきましては、委員会付託を省略し、本日、本会議において直ちに審議、採決をいたします。

議第75号、議第77号、議第79号、議第81号、議第83号、議第85号、議第87号の7件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行い、条例案件を先に採決し、その後、予算案件の採決を行います。

まず、議第87号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号は原案可決確定いたしました。

次に、議第75号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第75号は原案可決確定いたしました。

次に、議第77号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第77号は原案可決確定いたしました。

次に、議第79号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第79号は原案可決確定いたしました。

次に、議第81号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第81号は原案可決確定いたしました。

次に、議第83号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第83号は原案可決確定いたしました。

次に、議第85号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第85号は原案可決確定いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、教育長の発言を許可します。

○教育長（堀 秀行君）（登壇） 皆様、こんにちは。議長のお許しをただいまいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について概要を御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することを義務づけられているところでございます。

この点検及び評価は、報告書の作成、議会への提出、それに公表することによる市民への説明責任を果たすことにより、教育委員会の責任体制を明確にするものでございます。人吉市教育委員会といたしましては、人吉市教育方針に基づき、平成22年度に実施いたしました主要な10の事業を選定いたしまして、学識経験者3名からの御意見を参考に点検及び評価を行い、報告書を作成したところでございます。

この点検表及び評価につきましては、市が導入しております事業評価のシステムに沿って、必要性、有効性、達成度、効率性の四つの観点で各事業を評価し、その評価をもとにAからDまでの4段階で最終評価を行っております。この評価を今後の事業展開の指標としてまいりたいと存じます。

さらに、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。議員の皆様や市民の皆様への報告及び現状の課題の検証も行っております。学識経験者の方には、各事業に対してはおおむね高い評価を受けておりまして、今後はさらに創意工

夫を重ね、さらなる事業展開を期待するとの学識経験者としての意見だけではなく、市民目線の御意見も多くいただいたところでございます。

今後は、この報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様からの御意見並びに学識経験者の御意見を踏まえながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時20分 散会

平成23年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月6日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成23年12月6日 午前10時 開議

- 日程第1 議第76号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議第78号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議第80号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第82号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第84号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第86号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第88号 人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定について
- 日程第8 議第89号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 名誉市民の選定について
- 日程第11 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 村 上 恵 一 君
 3. 松 岡 隼 人 君
 4. 笹 山 欣 悟 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |

| | |
|-----|--------|
| 7番 | 松岡隼人君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 川野精一君 |
| 11番 | 笹山欣悟君 |
| 12番 | 西信八郎君 |
| 13番 | 村上恵一君 |
| 14番 | 田中哲君 |
| 15番 | 仲村勝治君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 森口勝之君 |
| 18番 | 永山芳宏君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 田中 信孝君 |
| 副 市 長 | 高橋 隆君 |
| 監 査 委 員 | 篠崎 國博君 |
| 教 育 長 | 堀 秀行君 |
| 市 長 公 室 長 | 久本 一富君 |
| 総 務 部 長 | 坂崎 博憲君 |
| 市 民 部 長 | 山本 政義君 |
| 健康福祉部長 | 今村 朱美君 |
| 経 済 部 長 | 松田 知良君 |
| 建 設 部 長 | 中村 明公君 |
| 市長公室次長 | 愛甲 秀樹君 |
| 総 務 部 次 長 | 中村 則明君 |
| 市 民 部 次 長 | 椎葉 幹夫君 |
| 健康福祉部次長 | 松岡 誠也君 |
| 経 済 部 次 長 | 大 淵 修君 |
| 経 済 部 次 長 | 福山 誠二君 |
| 建 設 部 次 長 | 木村 秀敏君 |
| 企 画 課 長 | 小林 敏郎君 |
| 財 政 課 長 | 告吉 眞二郎君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 市 民 課 長 | 今 村 修 君 |
| 福 祉 課 長 | 加 賀 邦 保 君 |
| 管 理 課 長 | 中 川 一 水 君 |
| 会 計 管 理 者 | 松 江 隆 介 君 |
| 水 道 局 長 | 田 中 幸 輔 君 |
| 上 水 道 課 長 | 水 野 二 郎 君 |
| 教 育 部 長 | 赤 池 和 則 君 |
| 教 育 部 次 長 | 東 俊 宏 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 東 和 人 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 村 田 定 美 君 |
| 農 事 務 局 長 | |
| 監 査 委 員 長 | 大 平 正 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----|-----------|
| 局 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。

今回、1点目にソフトに結婚活動、いわゆる婚活問題についてと、2点目にハードに大畑産業廃棄物処分場の放射能対策についてということで通告しております。それぞれ一般質問の通告書の要旨によって質問したいと思います。

1点目の婚活問題でございますが、就職活動、いわゆる就活とともに、人生でも大変な問題でございます。私のところにもいいパートナーがいたら紹介してほしいという話もございますので、幅広く活躍されておられます田中市長を初め、各議員さんや市の幹部の皆さん方にもあちこちから相談があるのではないのでしょうか。

ことし8月26日の西瀬コミセンで田中市長の出席のもとに行われました市政懇談会の席で、農業委員会の市への要望といたしまして、農業後継者のパートナー探しを要望されたのを田中市長を初め、市の執行部の皆さんも覚えておられると思います。過去にも本議会で取り上げられた経過がございます。三倉美千子議員も平成18年12月で結婚相談事業ということで質問されております。しかし、当時の答弁では、プライバシーの観点から行政が介入するのは非常に難しいと、全く消極的な答弁がなされておまして、本当に若者の現状を認識しているのかと思ったところでもございます。

また、近年、全国的に未婚化・晩婚化の傾向において、私の周りでも農業後継者問題とともに深刻な問題でございます。人吉市ではこの未婚率、平均初婚率は全国平均を上回っているのではなかろうかと思えます。私の周りでもその結婚を望みながら結婚できないでいる若者に聞いてみますと、結婚はしたいが出会いの場がない、結婚はしたいが異性にめぐり会えない、仕事に追われてそのチャンスがないと言っております。民間業者による結婚紹介は外国人との仲介が多く、いろいろな乗り越える障害も多く、失敗例も聞かれ、不安が多くなかなか踏み込めないという声が聞かれます。また、この地域のつながりが希薄になる中で、昔のような地域の行事や祭りごとの出会いの場が少なくなり、また、青年団のような男女の出

会場の場がなくなっております。それに大人も若者におもんぱかってでしょうか、昔はどこにもいた地域の世話役さんが少なくなったということも原因の一つかもしれません。

現在、少子化が大きな課題になっておりますが、その少子化の一つの大きな原因が、そういった未婚化・晩婚化にあるとすれば、ただ単に個人の問題、プライベートの問題とばかり言えない問題でもあると思います。また、この少子化の流れは、既に皆さん御承じのように始まっておりまして、聞くところによりますと、2004年といえますから、今から7年前でございましょうが、その年をピークに既に日本の総人口は減少しているそうでございます。その次の年の2005年には、出生率が過去最低の1.26人となったということでございます。国立社会保障人口問題研究所というところの発表によりますと、日本の総人口が50年後には1億人を大きく割り込み、生まれてくる子供は現在の半分以上の50万人以下となり、高齢化率も40%の超高齢化社会となると警告しているとのことでございます。この不景気の中、就活もままならないのに、婚活かと言われそうでございます。しかし、就職していても、就農していても、出会いの場がない、触れ合いの場がないというのも現実なら、その現実を直視して、そういう出会いの場を提供することは、私は大きな行政の使命ではなかろうかと思っております。

そこで1回目の質問として、田中市長にこの未婚化・晩婚化と、結婚したいが異性にめぐり会えないといった結婚適齢期の声に対して、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 皆さん、おはようございます。田中議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、一般論で申しますと、人生の生き方の価値というのをどこに見出していくのかと、非常に哲学的な問題ではございますが、この日本におきます自由世界の中で、十人十色の人生の選択肢があるというのは非常に幸せなことであるということは言えると存じております。またさらに、社会的な成り立ちといった点から考えますと、慣習とか伝統とか社会通念とかいったものにしがった婚姻とか、家族を持つとか、子供を育てるということも非常に重要であることもまた真実でございまして。本当に結婚適齢期というのがどこを指すのかということさえ思い悩むようなこのごろでございまして、人間の社会的な役割や自然な心の動きとして、すてきな異性と出会いたいとか、知り合いたいとか、人生の伴侶を得たいとか、家族を持ちたいとか、子供が欲しいとかいうときに、そういった機会に恵まれないというのは、特にそれが時代や社会的な要因に起因するものであれば、いわゆる我々大人がどうか対策を講じなければならないということでございます。この大人の中に行政が入っているというのが昨今の傾向のようでございます。

議員が御指摘の行政、さまざまな事業になってきているというふうを考えております。また、婚活を福祉の視点から考えてみますと、さまざまな要素が背景にあるというふうに感じております。人にはそれぞれ境遇、環境があり、いわば個人の生き方の問題があるというこ

とがそこに存在しているということが言えるのではなからうかと思うところでございます。ゆえに、そこに行政が積極的に進めていくということは、より慎重な対応が求められるものと認識しているところでございます。いずれにいたしましても、我々の時代から考えると、時代の趨勢を感じているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長の答弁で、何らかの対策はしなければならないと思うが、行政の関与には慎重な対応が必要との答弁でございましたが、平成18年当時と認識はあまり変わらないのかなと、このように思っております。聞いていた若者たちも少し落胆するのではなからうかなと、このように思っております。

2回目の質問でございますが、男女の出会いの場や機会が少なくなっていくことにより、学生が就職活動を行うように、結婚活動をしなければ結婚することが難しい状況になっております。運命の出会いをただ黙っているだけでは何も始まらないと、自分から出会いをつくり出し活動していく必要があると、婚活の必要性を述べているのは私が研修に赴きました千葉県旭市の研修資料の抜粋でございます。今までもいろいろな行政や機関、それに団体がそういう出会いの場所を提供してきたことも事実であろうと思っております。私たちが議員のクラブで、過去に「若者のコラボレーション」と銘を打った企画を行ったこともございます。しかしながら、私たちが仕掛けた企画も、また、今までのいろいろな行政や機関、それに団体の企画は、企画そのものは盛況でもなかなかカップル誕生まではいかないといったジレンマを抱えているのが現実ではなかったかと思っております。

しかし、現在、過去のこの経験を踏まえ、新しい男女の出会いの場を模索して、成功しておられる自治体もあるようでございます。私が研修を行いました旭市の例を少し申してみますと、若者の定住化や後継者の結婚対策等を推進し、活力あるまちづくりを進めるために、旭市後継者対策協議会、通称「出会いコンシェルジュ」を平成19年度に設置し、現在、旭市出会いコンシェルジュ18名が男女の出会いの場をお手伝いしておられるとのことでございます。平成19年は延べ253人、平成20年は428人、平成21年は430人、平成22年は452人が参加し、これらのイベントに参加したことがきっかけでつき合いを始めたカップルや、結婚に成功したカップルもいるということでございます。また、男女別にこのセミナーを開催し、出会いを成功させるポイントなどについて勉強したことにより、服装や髪型に気を配ったり、異性の気持ちを思いやり、次にどう行動したらいいかを考えたり、自分が変わることができたという意見もあるようでございます。その出会いコンシェルジュでは、1年間を通じイベントを開催、募集し、アンケート等で要望があった参加者のニーズに応え、いろいろなこのタイプのイベントを企画されておまして、今までのイベントの主なものといましては、居酒屋でカジュアルに行うもの、バーベキューで賑やかにやるもの、ボーリングなどのスポー

ツで交流するもの、一緒に料理をつくって交流するもの、しゃれた店でパーティーで交流するものがあるそうでございます。また、男性を主にした「男塾」とか、女性からの要望が非常に多かった「お婿さんプラン」というものを開催されたとのこととございます。平成22年度を例にとれば、イベント回数が年18回、参加者が少ないときで5名、多いときで110名の参加者があったそうでございます。この旭市出会いコンシェルジュの予算の中には、旭市の助成金のほかに参加者負担金を充てているとのこととございました。また、千葉県のほかの市においても、旭市の成功例に触発され、同じような事業を展開されるというところがあるようでございます。

このように、ただいま婚活の先進事例を紹介したところでございますが、私たちの適齢期でありました昭和40年代、50年代とすれば、人吉市のこの未婚や結婚年齢が上がっているのではなかろうかと思えます。そこで、この人吉市の未婚率とか晩婚率、例えば10年前とか20年前とかの統計等はわからないのでしょうか。また、県内の市町村とか、県外の比較はわからないのでしょうかお尋ねします。また、過去に人吉市として、この婚活について取り組まれたことがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

お尋ねの未婚率の推移でございますが、ここでは国勢調査の数値をもちまして述べさせていただきます。

まず、未婚の言葉の定義でございますが、統計上では一度も結婚をしたことのない人を指すものでございまして、それに未婚の対象も統計上ですので、15歳以上年齢人口の数値となっておりまして、少々高いポイントとなっていることをまず御理解をいただきたいと存じます。

それでは、20年前である平成2年、10年前の平成12年、それに平成22年、昨年調査の詳細な結果が現在までに出ておりませんので、前回の平成17年調査との比較で本市の状況を御説明申し上げます。

まず、男性でございますが、20年前が22.5%、10年前が23.9%、平成17年が24.3%と、少しずつ増加をいたしまして、20年前と比較して、実質15年間でございますけれども、1.8ポイントの上昇となっております。

次に、女性でございますが、20年前が18.2%、10年前が18.6%、平成17年が同じく18.6%と、微増という状況で、20年前と比較して0.4ポイントの上昇となっております。

ちなみに、平成17年の全国平均でございますが、男性においては31.4%、女性においては23.2%でございまして、未婚率については全国平均より低い、つまり本市は婚姻している割合が多い状況であると言えると存じます。

県下の各市との比較でございますが、これも17年の国勢調査の状況でございますが、こちらはちょっと申しわけございませんが、男女を合わせた未婚率となっております、本市の

状況は最低の上天草市の19%に継いで、水俣市と同数で約21%と、県下でも未婚者が少ないという結果になっております。

次に、これまで婚活に取り組んだことはあるのかといった御質問でございますが、古くは広域事業といたしまして、若い男女による洋上研修が企画されたこともあったとお聞きをしておりますが、最近では2年前の平成21年に九州南部「川と森」の県際交流推進会議、これはお隣のえびの市、湧水町、伊佐市、そして本市が組織する団体でございますが、ここで県際交流バスツアーということで、25歳から50歳までの男女によるふれあいサポート事業を実施したところでございます。このときは定員40名に対し30名の参加をみたところで、ただ残念ながら、当日は1組のカップルも誕生しなかったということでございます。ただ、後日談がございまして、当日連絡先を聞けずに、その後、事務局を通してコンタクトに成功した男性が見事そのお相手の女性とゴールインをしたということもあっております。

それから、今後のことでございますが、人吉市制70周年記念事業といたしまして、J R肥薩線を活用した婚活事業「ハッピートレイン」を今月の17日、土曜日に実施する予定といたしております。

以上、お答えいたします。なお、農業関係からの取り組み状況につきましては、経済部長からお答えをいたします。

○経済部長（松田知良君） おはようございます。

それでは、過去の人吉市の婚活への取り組みにつきまして、農業関連でお答えいたします。平成11年度から12年度に農業委員会と各農業団体女性部で構成されました人吉市農業後継者花嫁対策協議会、人吉市農業担い手対策協議会が中心となりまして、人吉市ふれあい交流実行委員会を組織いたしまして、農業後継者と異業種の女性との交流を目的として、人吉市ふれあい交流推進事業に取り組んでおります。内容といたしましては、いちご狩りやボーリング、球磨川下り等とあわせて、食事会を行っております。結果といたしまして、2年間で3組のカップルが成立し、うち1組は結婚されたようでございます。

また、人吉市農業委員会では、平成19年にラフティング交流会を実施されておられますし、さらには人吉球磨の女性農業委員さんで構成されております人吉球磨女性農業委員ネットワークにおきましても「こだわってる農・交流会」、このこだわってるノウのノウは農業の「農」でございます。この「こだわってる農・交流会」を平成15年度から今年まで、毎年、クリ拾い体験やケーキづくり、カラオケ、スポーツ交流会、日帰りバスツアーなど、さまざまな取り組みを行っておられ、これまでたくさんのカップルが誕生し、うち3組は御結婚をされたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3回目の質問でございますが、これは私が近隣自治体の婚活事業を調

べたところによりますと、全国誌の新聞社の広告欄に大きく宣伝してあった広告でございます。一つは水上村役場の企画観光課が出した広告でございました。もう一つは南阿蘇村の総務課の広告でありましたので少し紹介してみますと、水上村が先着15名で1泊2日で独身女性限定と、「自然豊かな水上村で新しい出会いを育みませんか」といううたい文句で交流イベントを呼びかけたものでございます。応募資格が20代から40代の独身女性となっております。また、南阿蘇村のほうは、「南阿蘇・スローな夏の休日バスツアー ミニトマト収穫とピザ作り体験」と銘打ち、「南阿蘇村在住の独身男性が独身女性の皆さんをエスコートする企画です」となっております。このように紹介した事例のほかにもいろいろあると思いますが、近隣自治体及び各機関の状況はどうでしょうか。それに各自治体、いろいろこのイベントを行っておられますが、その予算関係はどうなっておるのか。またそれとどのくらいのカップルの成就率といえますか、ゴールインまで追跡した事例があればお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

まず、私のほうから、企画サイドで把握している状況についてお答えをさせていただきます。球磨郡内の取り組み状況等の詳細につきましては、後に経済部長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、お尋ねの各自治体及び各機関の状況等についてでございますが、日本全国、県内、近隣自治体でもさまざまな取り組みが行われておりまして、その手法、内容も多岐多彩といったところのようでございます。平成21年に実施された五木村の事例でございますが、紅葉狩り、そば打ち交流会という女性客ツアーを企画し、五木村の独身男性の出会いを応援されました。村内外の交流促進事業ということで、100万円の予算でNPO法人水俣教育プランニングセンターがコーディネートを行ったということでございまして、九州各地から11人の女性が参加されたということでございました。また、新しいところでは、八代市さんがことしから婚活事業を始めたということでございまして、こちらは企画運営までの事業全体を専門機関へ予算200万円で委託をするということでございました。財源としては、地域子育て応援事業による県補助金も充てられているようでございます。このように、自治体での取り組み、あるいは各機関等の具体の把握はしていないところでございまして、民間によるさまざまな企画も目にするところでございます。また、さまざまな活動が行われている状況でございます。

また、カップル成立、成就の追跡調査はということでございますが、これも事業のやり方によって、具体的なカップルを成立させ発表する一般的なイメージのものから、連絡先等の交換で終了するものなど、複数のパターンがあるようでございます。また、近隣の自治体の方々からお聞きした情報では、一般論といたしまして、実績はあるものの、カップルは誕生し交際まで進んでも結婚まで至るにはかなり難しい状況にあるということでございました。

以上、お答えいたします。

○経済部長（松田知良君） それでは、経済部で把握いたしております球磨郡内自治体の取り組みと、各機関の状況につきましてお答えいたします。

現在、球磨郡内では、水上村、多良木町、あさぎり町、錦町が取り組んでおられるようがございます。いずれも対象者は農業者に限らず、町村全体の結婚対策として取り組んでおられます。

水上村は、平成12年ごろから村単独で若者対策推進事業として、山登りや農産物の収穫体験、バーベキューなどを実施しておられ、今年度の予算額は50万円となっております。これまでのカップル成立数は不明でございますが、七、八組の結婚成立があっているようございます。

次に、多良木町でございますが、平成22年度から熊本県の補助事業と町単独予算を活用され、「多良木赤い糸プロジェクト事業」を実施されております。プロジェクト委員15名と、結婚サポーター6名を配置され、年3回の交流会や独身男性の研修会を開催されておられまして、今年度の予算額は約180万円となっております。これまでのカップル成立数は1組で、結婚成立数も1組あっているようございます。

次に、あさぎり町でございますが、平成15年度から取り組んでおられ、現在は国の緊急雇用創出対策事業を活用し、結婚対策事業として男性のスキルアップのための勉強会や、イチゴ狩りやラフティング、ドライブや旅行などのイベントを行っておられ、今年度の予算額は約320万円となっております。あさぎり町は会員登録制となっております。現在は町内外から男女それぞれ46名、計92名の会員がおられます。これまでのカップル成立数は30から40組程度で、10組の結婚成立があっているようございます。

次に、錦町でございますが、町の単独事業で取り組んでおられ、今年度の予算額は約150万円となっております。平成15年度から平成20年度までは結婚相談員制度として取り組んでおられましたが、平成22年度から非常勤職員1人を町で雇用され、町内未婚者の掘り起こしやイベントでの出会いの場の創出、結婚相談、隣接町村との連携などに取り組んでおられます。錦町も会員登録制となっております。現在、町内外から男女計78名の会員がおられます。これまでのカップル成立数は把握されておられませんが、平成15年以降3組の結婚成立があっているようございます。

最後に、JAの取り組みでございますが、JAくま下球磨営農センターにお尋ねしたところ、平成21年度まではJAくま青壮年部人吉支部において、約20万円の予算で料理教室での男女交流を行っておられたようございます。このほか、JAくま青壮年部全体の取り組みといたしまして、約60万円の予算で平成21年度まで年1回、または2年に1回、「カジュアルパーティー」と題しまして、男女の交流会を実施されておられたようございまして、数組のカップルと結婚の成立があったようございます。なお、現在もJAくま青壮年部のあさぎり支部や錦支部などにおいては、交流会が開催されているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただいた中で、どの自治体もまさしく同じ問題を抱え、いろいろ婚活に取り組んでおられることがよくわかったわけでございます。

4回目の質問でございますが、この婚活、全国的な、そしてまた深刻な問題であろうと思っております。この婚活事業に対して、国の補助金もあるやに聞いておりますが、どのような事業で、予算はどのくらいなのかお尋ねします。それと、県の対応はどうなっているのかもお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

婚活事業に対する補助制度でございますが、熊本県地域子育て応援事業と熊本結婚応援事業の二つの県補助事業の通知がまいっております。

一つ目の地域子育て応援事業でございますが、これは安心子ども基金のメニューの一つでございます。地域の实情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に対する取り組みに対し、県が定額補助を行うものでございます。先ほど公室長からお答えしましたように、八代市ではこれを婚活の委託料の財源というふうにご利用しているようでございますけれども、本市では子育て支援という観点から、ほっとステーション九ちゃんクラブの整備運営や、子育て応援担い手育成事業などをこの事業で行っております。使い道の自由度があることから、市町村の一部では議員御紹介のような男女の出会いの場を創出するとともに、地域の観光施設のPRと利用促進を図るといような婚活事業にも充てているところもあるようでございますが、ほとんどが子育て支援や親子ふれあい事業に活用されているようでございます。なお、この地域子育て応援事業は、現在のところ、平成23年度で終了することになっているようでございます。

二つ目の熊本結婚応援事業でございますが、これは県の事業でございます。商工団体や農業団体、NPO法人など、住民により身近な地域で活動している民間団体が実施する独身男女に出会いの場を提供するイベント等に県が補助する事業でございます。助成額は1企画当たり70万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後に、市長にお尋ねでございますが、その前に、この時期を得た話として、4日の日曜日の朝、NHKで偶然に「街コンで地域の活性化」ということを取り上げておりました。見られた方もおられると思います。街コン、聞きなれない言葉でございますが、この町なかの居酒屋さんあたりが出会いの場、合コンを主催し、場所を提供するという番組でございました。なかなかいいアイデアで、人吉市でも町なかの活性化の一環として見習うものがあるのではなかろうかと思ったところでございます。

また、これは余談となりますが、番組の中で、22カ国である調査を行った。どういう国とはわかりませんが、その結果、日本人は一目ぼれする人が3番目に多かったそうでございます。また一方、告白しないのも1位だったそうでございます。この調査にいろいろな意見はありまじょうが、それもシャイな日本の若者の一面を言い当てているのかなと思ったところでございます。それと、この一方で熱心な異性へのアタックが、はやりのストーカーととられないかという自己規制が現在の若者に働くのではないかという意見がございましたが、これは本当に気にかかるところでございました。

話は飛びましたが、婚活は本当にプライベート的な問題も持っております。それに人生においては本当に本質的な問題でもございます。婚活が難しいということが原因で人吉市を離れていく若者がいるのも現実でございます。地域が、社会が本当に実りのある出会いの場を提供することも必要であろうと思っております。その中で行政のお手助けも一助であろうと、このように思っているところでございます。

そこで、田中市長にお尋ねしますが、今後、若者の定住化、活力あるまちづくりのために、婚活に対して人吉市としてどう取り組んでいかれようとされるのかを最後にお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほど担当のほうから、近隣自治体が農村体験などの切り口で精力的に取り組まれている事例を御紹介をいたしましたけれども、去る11月19日に球磨農業活性化協議会担い手部会と地域振興局農業普及・振興課の主催で、平成23年農業後継者配偶者対策研修会が開催されておりまして、その会議の中でも今後は球磨人吉全体で連携して取り組むことが問題提起されたようでございます。

本市といたしましても、このような組織を活用しながら、さらには他の事業でもそういった視点を付加できないか検証を深めながら、機会の創出に努めてまいりたいというふうに思っております。よって、平成18年の時点より一步前進しているというふうに考えております。

また、田中議員から御紹介いただきました街コンでございますけれども、御紹介されたように、全国各地で合コンということが、居酒屋や飲食店等々で数百人単位の男女が出会いの場を求めて、そういうことが地域の活性化にもつながっているというふうな報告も聞いているところでございます。そのように、行政としても取り組みながら、また民間としても若い人たちが気軽に参加できるような企画が展開されることを大いに期待しているところでございます。

いずれにしても、社会的な課題ではあるものの、個人の生き方、人生観に大きく関係する問題でもあり、さまざまな部分に十分配慮をしながらも、地域の要望に耳を傾けながら進めていくことが肝要であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま市長のほうから、いろいろ検証を深めながら、機会の創出に努めてまいりたいという答弁があったわけでございます。この問題、今回初めて田中市長に提起した問題でもございます。はっきりした行政の取り組みとしての答弁というものはなかったわけでございますが、確かに地域で、社会での、また民間でのサポートを展開することが必要であることが重要であろうと私も思っています。しかしながら、どの自治体も同じような問題に直面し、同じようなこの議論の中で独自の婚活の事業を展開されているものと私は思っております。また、先ほど健康福祉部長からの答弁にございましたように、活用する県の補助金等もあるようでございます。また、農業委員からのこの要望もあったことでございます。どうか若者たちの現状を把握し、そして人吉市独自の婚活事業を前向きに展開されるよう要望しておきたいと思っております。

次に、大畑産業廃棄物処分場についてお尋ねいたします。最初に、現在どういう廃棄物が主に処分されているのか、また、県内と県外の廃棄物の割合はどのくらいになるのか、それに処分方法はどうかお尋ねします。また、大畑産業廃棄物処分場では、現在どういう頻度で、またどういう項目の検査を行っておられるのかどうか、また監督機関でございます県の現地でのチェックの頻度と項目はどうなっているのかを最初にお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） おはようございます。お答えをいたします。

まず、最初の質問でございますが、処分業者からの報告では、搬入されている安定型産業廃棄物は、平成22年度において重量比で廃プラスチックが50.52%、瓦れきが26.16%、鉄筋にセメントが付着したものなどの混合物が14.32%となっており、3種類で全体の9割以上を占めていると報告がっております。

次に、県内と県外の廃棄物の割合でございますが、県外排出事業者はあらかじめ県外産業廃棄物搬入事前協議書を知事に提出することになっておりまして、基本的に当該年度の埋立処分計画量の30%を超えないよう制限されております。処分方法につきましては、サンドイッチ工法を採用されております。廃棄物処理要領の規定では、廃棄物を3メートル埋めた覆土を50センチメートル以上かぶせることとなっておりますが、廃棄物の飛散防止などのために、必要があれば3メートル以下でも覆土を実施していただくように県からの指導がされているようでございます。

また、現在どういう頻度でどういう項目の検査を行っているのかとの質問でございますが、水質観測井から取水した地下水につきましては、法定検査1回、産業廃棄物最終処分場の公害などの防止に関する協定書に基づく任意の検査が1回、雨水排水などの場内にあります調整池直下での排水は、法定検査が2回実施されております。また、検査項目につきましては、地下水では一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物などの45項目。排水水につき

ましては、水質汚濁防止法に規定がございます健康項目といたしまして、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物など24項目。このほか生活環境項目といたしまして、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、大腸菌群数、窒素含有量など17項目となっております。このほか気体検知管によります週1回の硫化水素の検査、月1回が一酸化炭素、メルカプタン類、二酸化炭素、アンモニア、塩素について検査を実施しておられます。また、毎週地中の温度計測も行っておられます。

次に、監督機関である県の現地でのチェックの頻度と項目はどういうふうになっているかとの質問でございますが、人吉保健所に伺いましたところ、定期的に行うことはないが、異臭などの苦情があったとき、地域住民から問い合わせがあったとき、別件で近くに行ったときなど適宜行っているとのことでございます。また、その際は埋立てが適正に行われているかを目視し、維持管理基準などを満たしているかなどをチェックしているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2回目でございますが、現在、大畑産業廃棄物処分場に1日または1カ月単位でどのくらいの廃棄物が搬入されているのかどうか。それに現在の搬入量でいくと、大体いつごろで満杯になるのかどうか。また、満杯になった後、安定するまでの維持補修の期間は法律上どうなっているのか。また、法律上の安定期間が過ぎると、土地の売買及び構築物の制約はないのかどうかお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

まず、搬入量と今後の見通しでございますが、搬入量は1日当たり100立方メートルとなり、1カ月当たりで2,500立方メートルとなっております。それと、埋め立て終了予想としましては、2017年から2019年になる見込みとのことでございます。

次に、埋め立て終了後の管理に関する質問でございますが、法律上の規定はございませんが、熊本県が処理施設の維持管理に関する基準を定めておまして、それによりますと、埋め立て処分が終了した埋立地は開口部を閉鎖することになっております。埋め立てた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共用水及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のため必要な措置が講じられていることを確認することとなっております。また、写真または書類で記録し、埋め立て終了後10年以上保存することとなっております。また、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制の確立も求めてございます。その後の制約につきましては、法律上の規定はないとのことでございます。大畑産廃事業所の計画では、埋め立て終了後は植樹の計画がなされているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3回目でございますが、以前、監視委員会にオブザーバーで出席した折、会社関係の人の説明で、中京地区からの県外からのガラスやプラスチックの廃棄物のダストが搬入されているとの説明がございましたが、現在も県外及び名古屋近辺、いわゆる中京地区からガラスやプラスチックのダストが搬入されているのかどうか。それと搬入はどのようなルートで、どのような方法で搬入されているのかお尋ねいたします。それに、いわゆる産業廃棄物を処分する際に、排出事業所、それに運搬業者、処分業者で廃棄物の流れを確認する際のいわゆるマニフェスト制度はどのようなものかお尋ねします。それに、廃棄物の排出事業所と処分場が二つの県にまたがる場合、マニフェストの管理はどうなっているのかもお尋ねします。それと、マニフェスト制度でいう違反と罰則はどうなっているのかもお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

まず、プラスチックダストの持込先とそのルートでございますが、処分業者からの回答では、現在もプラスチックダストは中京地区からの搬入が主であるが、現在に至るまで自動車など破碎物については、県外からは一切受け入れをしていないということでございます。また、搬入ルートにつきましては、排出業者から収集運搬会社が陸路と船舶にて処分場へ搬入している状況であるとのことでございます。

次に、マニフェストの制度について説明をいたします。少し長くなりますけれども、初めに導入の目的・経緯でございます。マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託所における排出事業者の責任の明確化と不法投棄の未然防止を目的に実施されている制度でございます。本来、産業廃棄物は排出事業者がみずからの責任で適正に処理することとなっておりますが、その処理を委託する場合に、取り扱いの注意事項や正確な情報を伝え、廃棄物が適正に処理されていることを把握するものでございます。このため、マニフェストは廃棄物を排出した事業者が交付するものでございまして、最初に廃棄物として排出した事業者までさかのぼって確認することが可能となっております。

経緯でございますけど、平成2年、当時の厚生省の行政指導として始まり、平成5年4月には人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物の処理についてマニフェストの使用が義務づけられました。平成10年12月からすべての産業廃棄物に拡大されるとともに、従来の複写式伝票に加え、電子マニフェスト制度も導入されております。平成13年4月には排出事業者の責任の強化が行われ、マニフェスト制度についても中間処理を行った後の最終処分の確認が義務づけられております。その流れでございますが、紙マニフェストの一般的なもので説明をさせていただきます。

まず、産廃事業者のマニフェストは、A表、B-1表、B-2表、C-1表、C-2表、D表、E表の7枚複写式になっておりまして、必要事項を記入し、全部を収集運搬業者に渡します。収集運搬業者は所定の欄に署名の上、A表のみを排出業者に返します。次に、運搬

業者は、残りのマニフェストを処理業者に渡します。処理業者は所定の欄を記入の上、B-1表、B-2表を収集運搬業者に返します。収集運搬業者はB-1表を保管し、B-2表を最初の排出事業者に送付し、運搬終了を報告します。処理業者は処分終了後、マニフェストの所定欄に署名し、C-1表を保管し、収集運搬業者にC-2表を、最初の排出事業者にD表を送付します。このとき最終処分まで行ったときは、E表もあわせて送付します。当初の産廃排出事業者は、A表、B-2表、D表、E表を保管することとなり、廃棄物が適正に最終処分されたことを確認します。

なお、管理につきましては、マニフェストを交付する産業廃棄物排出事業者が5年間保管することとなっております。マニフェスト交付者、つまり産業廃棄物排出事業者は、B-2表及びD表は90日以内に、E表は180日以内に受け取るようになっておりますが、それが無い場合や必要事項の記入が漏れていた場合などは適切な処理を講じるとともに、当該管理表、マニフェストに関する報告を30日以内に事業者の所在都道府県知事に提出することとなっております。

マニフェスト制度上における違反と罰則でございますが、廃棄物の処理委託基準に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科、必要事項の未記入、虚偽の記載、保存義務違反は6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金となっております。また、確認義務違反には罰則がありませんが、措置命令の対象となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4回目でございますが、ただいま説明いただいたところで、現在のマニフェスト制度において、最初に廃棄物として排出した事業所までさかのぼって確認することが可能であるという答弁であったわけですが、解体業者や破碎業者に持ち込まれる、このナンバープレートを外して入って来る廃車のトレーサビリティ、履歴書名はどこまでさかのぼることができるのか、そのトレーサビリティの限度をお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

現在のマニフェスト制度において、廃車の履歴までさかのぼることができるのかとの質問でございますが、保健所へお尋ねしましたところ、自動車リサイクル法の電子マニフェスト制度で追跡可能であります。ただし、中古車及び中古車部品は一般的に有価物とされますので、廃棄物処理法での規制が困難です。したがって、中古車及び中古車部品は産業廃棄物管理表、マニフェストの対象外のため把握できませんとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 5回目でございますが、現在、日本では約770万台の車が所有され、そのうち500万台が使用済み自動車として処理されているそうでございます。そのうち約100

万台が中古車として海外に輸出され、残りの400万台が解体業者や破砕業者などでリサイクルの処理がなされ、その75から80%が部品、素材として回修され、残りの20から25%がいわゆるシュレッダーダストとして埋立処分されるということでございます。そのほとんどを全国の産業廃棄物処分場が受け入れているということになると思います。そのことは車のリサイクルの自然な流れと思うわけでございますが、ここに法律の未整備のために高濃度の放射性物質に汚染された中古車が出回り、やがては廃棄処分されているというマスコミの報道がございます。中古車の輸出に関しては、全台検査が義務づけられ、毎時0.3マイクロシーベルト以上の車は輸出できなくなったということがございますので、そのような高濃度の放射性物質に汚染された中古車のほとんどが国内で出回り、やがては廃棄され、解体業者や破砕業者などに回っていくそうでございます。これをチェックできないのは、まさにこの国の無作為のきわみであろうと私は思います。ましてや先ほどのマニフェスト制度の問題で、解体業者や破砕業者に持ち込まれる廃車の履歴まではわからないとの回答があったように、現在、車の持ち主が特定できないような現行のマニフェスト制度のもとでは、いつこの大畑産業廃棄物処分場に高濃度の放射性物質に汚染された車のシュレッダーダストが流入してくるやも知れません。そういう場合を想定したら、相手が見えない、臭いもないという放射性物質だから、事は重大であろうと思います。そうなった場合、県は地域住民、市民のみならず、排出事業所、運搬業者、処分場で働く人たちまで及ぶわけでございます。いずれ国のほうで法律の整備がなされるとは思いますが、早急にこの監督機関であります県に、産業廃棄物処分場の放射性物質の検査体制を申し入れる必要があると思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

それから、万が一流入したら、企業存続にもかかわることでございますから、業者さんのほうにも企業努力といたしまして、検査体制をとっていただくのも一つだろうと思っております。このことに関してお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

県に申し入れる必要があると思うがどうかとの質問でございますが、市民の安心・安全、健康確保のため、県に要望してまいりたいと考えております。

あわせて、処分業者にも企業努力を求めてはいかがかとのことでございますが、検査体制の整備も重要なことと存じますが、万が一のことが起きないように、県外からの廃棄物の受け入れの場合、事前の聞き取りなど十分注意していただくとともに、従業員の安全確保のためにも必要な対策をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後になりますが、ことしはよく想定外といった言葉がまことに責任所在者側に都合のいい言葉がはやりましたが、しかし現実として想定外として済ませないこ

とも起こっております。そこで、私の最後に「もし」といった言葉を使わせていただくならば、それは国の法律が整備されるまでの間、もし高濃度の放射性物質を含んだ産業廃棄物が搬入された場合、その責任の所在はどこにあるのかもお尋ねしておきます。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

国の法律が整備されるまでの間、もし高濃度の放射性物質を含んだ産業廃棄物が搬入された場合、その責任の所在はどこにあるのかとの質問でございますが、法に規定がない以上、責任の所在は明らかにできないところですが、関係所管へ法の整備を要望していかねばならないと考えております。

なお、災害に伴う瓦れきにつきましては、一般廃棄物として取り扱うこととなっております。産業廃棄物処分場に持ち込まれることはないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま部長のほうから答弁がございましたように、現在、大畑産業廃棄物処分場に高濃度の放射性物質に汚染された車のシュレッダーダストは入ってきていないという答弁がございました。しかし、いまだそういう流れをチェックする関係法律もないと、責任を明確にした法律もないという現状が明らかになったと思っております。そこで、関係機関には法律の整備を、業者さんには監視強化の協力をいただくよう要望しておきます。

いずれにいたしましても、近隣住民といわず、市民の不安払拭と風評のたぐいを防ぐためには、関係機関の県や業者とともに密に連絡を取り合い、情報の公開を行うことが重要だろうと思っております。そして、検査体制の法律の整備を一刻も急ぐように、県のほうに要望していただくように申し入れておきたいと思っております。

以上で終了いたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。13番議員の村上でございます。

光陰矢のごとしといいますが、月日のたつのは本当に早いものでございます。3月11日の東日本大震災、そして9月の台風12号による大雨被害、ことしは自然災害の恐ろしさを思い知らされ、人の命のとうとさに涙する1年でございました。反面、ようやく復興庁の設置法案成立ということで、民主党、自民党、公明党の修正合意というニュースに対しまして、国

の対応の遅さに不信感を抱き、もどかしさを感じるのは私だけではないと思います。寒い被災地で年越しをされようとしておられる方々に、一日でも早い平穏な日々が訪れることを念願するものでございます。

今回は2点通告しております。まちづくりの方向性、グランドデザインと実現力。地域交流施設、観光情報発信と物産振興の拠点、道の駅。この二つの内容でございます。

最初に、まちづくりの方向性、グランドデザインと実現力について質問を行います。平成20年に青井阿蘇神社が国宝指定され、また、21年翌年にはSL人吉号の運行など、観光都市としてのアピールポイントは他市に負けないくらい強いものになってきたと思っております。

そこで、市長にお尋ねします。観光で食べられるまち、観光都市としてさらに浮揚するためには、ソフト面・ハード面、この2面で何が必要だと思っておられますでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

具体的な観光振興策につきましては、就任当初から3本柱の一つとして観光で食べられるまち、それを申し上げてまいったところでございます。本市は、さまざまに恵まれた観光資源を持っているということは、もう周知の一致するところだろうと考えております。また、これまで3年目を迎えるSL人吉の運行とともに、九州新幹線全線開業に対し、本市への観光客増への対策に取り組んでまいったところでございます。その一つの対策として、まず市民みんなで観光客の皆さま方をおもてなしをすることが大切ではなかろうかと思ひ、本市を便利でやさしい魅力ある町として育て上げていかなければならないと考え取り組みましたが、まずは人吉駅前広場の整備であり、交通の拠点づくりでありました。観光案内所の充実とともに、現在はじゅぐりっとバス、さるくバス、レンタカーやレンタサイクル、また、五木へのいつきちゃん号も運行されるなど、中心市街地の観光などのために交通の利便性も図られているところでございます。

また、平成20年には青井阿蘇神社が国宝に指定され、翌年にはSL人吉が復活運行されるなど、まさに天の恵み、天の時をいただいたわけでございます。人吉市は地理的位置と交通関係からの地の利、そしてあとは人の和であったわけでございます。

観光を活用してこの町をどうしたらよくなるのか、どうしたら暮らしやすくなるのかという観点の中から、スクラムを組み、そしてお互いに支え合い、助け合い、相談し合って、よりよいまちづくりと観光を結びつけてまいりました。その一つが多くの市民の皆様にご参加をいただいておりますじゅぐりっと博覧会を初めとした官民一体となったおもてなしでございます。人吉市を観光としてさらに浮揚するためにも、今後も人の和をもって心遣いのあるおもてなしに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますし、何としましても一大観光地として人吉市のビジョン、あるべき姿に我田引水を配して、必死で官民一体となって取り組んでいくという、その意思の強さが肝要であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 本当に観光の素材はそろってきたと、それを生かしきれなければならぬというふうに思っています。人の和は非常に大事でございます。私思うんですけど、近代化された風景と昔ながらの風景が連続してないこの町並み、散在しているというところがウィークポイントかなというふうに思っております。よく言われますのが、よい素材はたくさんあるけれども生かしきれないとかいうふうな意見をよく聞きます。ここで私が思うのは、やはり口コミ力ですね、口コミのパワー、これが一番宣伝力としては大きいかなというふうに思っております。口コミ力を生かすには、原点としてはやっぱり感動ですよ。感動がないと人にしゃべりませんし、話しませんし。特に女性の場合は、中年女性の場合はもう多分感動したことをしゃべりたくてしゃべりたくて、話したくて話したくて、10人、20人の方に広げていくのではないかなあというふうに思っております。ですから、私は今ここで必要なのは、感動を与え、口コミ力を利用するということが一番の原動力になるんじゃないかなあと思っております。恋人も連れて歩いてみたいような町並み、まあこういう町並みを目指すことも一つ必要ではないかなあというふうに考えておるわけでございます。そしてまた、先ほどの口コミ力によってマスコミに刺激を与えて、マスコミがまたニュースあるいは雑誌等で取り上げるというふうないい循環が生まれるのではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

一昨年でしたかね、商工会議所におきまして、実際に中心市街地を歩いて町探検というものをしながらアピールポイントやら、あるいはウィークポイントを探して、5回ぐらいにわたってまちづくりに関する意見交換会というのを行ってきましたですよ。この中で中心市街地のこれからあるべき姿に対して、集約する概念的な何かないんでしょうかということを決めたのが「城下町の風情」というふうに私は記憶しております。このまちづくりに関する意見交換会におきまして決まった城下町の風情というコンセプトに対しまして、市長はどのような展望を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

村上議員おっしゃるとおり、感動というものは、すべてのことにおいてリピーターとなり得るというふうに思っております。少しでも嫌な思いをされた観光客の方は、二度と来ないというその理由をまた逆に広められてしまうという、そういうおそれがあります。感動というのは、我々も他市を、または他の国を訪れたときに感じることでございますが、それが風景であり、景色であり、町のたたずまいであり、または独特な町の構成であり、また人との触れ合いであるというふうに思っております。そういうことから、人吉市をどのような町にしていくのかというところでお話ございましたとおり、5回、中心市街地の皆様方と町歩きをしながら、そして帰ってきてさまざまな協議を積み重ねてきたという経緯がございます。その中で城下町の風情という言葉が生まれたわけでございまして、その城下町の風情という

コンセプトの展開でございますが、6月の議会にもお答えいたしましたとおり、地元商店街や市民の皆様との対話の中で、中心市街地の基本コンセプトとして城下町の風情を掲げさせていただいたところでございます。

それでは、城下町の風情とは一体何ぞやということの御質問でございますが、昭和の町並みと温泉郷の復活を重点施策として、空き店舗への職人誘致をいたしまして、中心市街地のにぎわい創出を図るものでございます。多くの来訪者をお迎えするに当たり、歩いて暮らせるまちづくりという観点から、この市街地を周遊散策されるに当たり、心地よい空間、潤い、安らぎがある空間というものを創造できないかと考えているところでございます。

本市は、相良700年の城下町として今日を築いており、町屋風という一つのイメージを基調といたしまして、ファサードの整備、景観に関するガイドライン等により、まちづくりへのコンセンサスを図ってまいりたいというふうに考えております。

また、速やかに職員による市街地活性化計画事業を推進するプロジェクトチームを立ち上げ、多くの市民の皆様方の御意見も伺いながら、その中でより具体的な構想を練ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今、るる思いを述べていただいたわけなんですけど、昭和の町並み、確かによろしいんですが、温泉もたくさん町なかでございますし、このことはまた後ほど修景の部分で触れるとしまして、先ほどの話に戻って、口コミ力にはプラス・マイナスがあるということで、マイナスの口コミ力にならないような感動を与える町にしていかなければならないと、その気持ちはまったく一緒ですから、私もそう思っております。

ところで、この中心市街地におきまして、過去にさまざまな開発の構想が浮上しては消え、また新たな絵を描き始めるというようなことの繰り返しだったような感じがするんですよね。私も平成10年の中心市街地活性化計画の策定メンバーとして、委員として働かせていただいたわけなんですけれども、これまでさまざまな形で試みが行われてきたのに、なぜこれが実現しなかったのか、市長はどういうふうに思われますか、この辺に関しまして。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本市では、平成11年に中心市街地活性化基本計画を策定し、人吉商工会議所ではまちづくり構想、いわゆるTMO構想と、そういう計画によりまちづくりに取り組んでこられたところでございます。この計画には中心地に公共施設、いわゆる市役所等を誘致して、再開発事業を行う計画もございましたが、ハード事業は大きな資金投資を必要とし、また地権者等の承諾も必要であったことから、現実には至らなかったという経緯がございます。

そして、私も平成19年にマニフェストで掲げましたアミューズメントタワー構想というものがございましたけれども、これは市民との座談会の中で、箱物よりも既存施設の活用とい

う意見を踏まえ、また、市街地に用地取得が困難であるということなどから、構想を撤回したところでございます。厳しい社会情勢にあって、地域経済も依然低迷しておりまして、財源である税収も伸び悩み、地方交付税も減額となる中、地方において独自のカラーというふうに申しましょうか、独自の事業展開を図ることが一段と厳しくなっている状況ではございます。しかし財源が縮小する中、新たな計画に際しましては、市民の皆様の合意のもと、さらに選択と集中、優先順位をつかまして、事業推進に努めなければならないというふうに認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 私も策定メンバーの一人であったという経緯からして、絵を描いた後にこれを具現化していくという中で、やはり総論的には皆さん本当にこうせにゃいかんということで賛成されるんですけども、さまざまな枝葉になって各論になってくると、いやうちじゃあ無理だとか、あるいはもう年をとってるからとかいうふうな動きになりました、なかなか前に進んでいかないというのが現実であったというふうに思っております。また、区画整理的な事業というのはリスクが多いものですから、一か八かといいますか、当たればいいですけど外れたときは怖いんですよ。そういうふうに町なかにおられるのは商売人ですから、その辺の事業投資とかいうふうにいるいろんな部分で経験された方々が多いから、つつい慎重になってしまうと、リスクは避けたいというふうな動きでどうしてもこの絵に描いたものが具現化できないで、そのまま立ち消えてしまうというような状態がずっと続いてきたような感じがするんですよ。今まで歴史をずっと町なかのをひもといてみますと、過去、人吉市は近代化を急ぎすぎたんですよ。そのことによって懐かしの町屋の風景が取り壊されてしまった。ところが、近代化されなかった町は、逆に町屋がいいものとして、素材として残って、今それが生かされたいいまちづくりができる、そんな状況になっているんですよ。しかし、過去の先人たちは、その時代を切り抜ける最善の策として、まちづくりを行ってきたのではないかなというふうに思っております。これは私が聞いた話なんですけど、「街道をゆく」という何かテレビがあったんですかね、シリーズが。その中で人吉市を訪れたマスコミのインタビューに対しまして、町なかの人が近代化をしないと人吉市は立ちおくれてしまうぞというふうに述べておられたと。ですから、まさにそのようなことで近代化を急がれてしまったというふうに私は考えております。しかし、そのときには間違いではなかったんですよ、そういう流れがあったんですから。やはり、城下町人吉として、あるべき姿としまして、歴史的町並みの復活の必要性を感じるわけでございます。

そこで、市長にお尋ねしますけれども、修景をファサードで行うとすれば、その背景となる時代設定が必要になってくるわけなんですけれども、この背景となる時代設定はどのように市長は考えられますでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

その時代時代の流れによりまして、町の趨勢も変わってくるわけでありまして。特に昭和40年代、50年代というのは、車社会の時代ということで、町並みもまたは街路も車に合わせたような発想、または地域のつくり方というものが全国的に広がったということでもございまして、それは人吉市も否めないわけでもございまして。これはどなたが言ったか私は失念をいたしました。町おこしと町残しだということをおっしゃいます。なるほど言い得て妙だなあというふうには、私も関心したところでもございましてけれども、やはり人吉市は400年前に相良長毎、そして相良清兵衛が町割りをしましたその時代の町割り、これを大切にまずしていかなければならないということだろうと思っております。そういう町割りを大切にしながらも、修景の時代設定ということでもございまして、来訪された方が買い物や散策など、気持ちよくこの空間で過ごしていただくことが何よりも大切なおもてなしと考えております。まあ町なかの潤いというものをどう表現するのかということであろうと思っております。その空間を形成いたします風景、情感が心地よい、懐かしいと思われる時代を私なりに考えてみますと、明治から大正ロマン、昭和の初期を思い起こすわけでもございまして。日清・日露戦争が終わり、そしてこの日本全国に平和が漂い、新しい大正ロマンの息吹が芽生えてきたところでもございまして。鍛冶屋町通りや水戸岡先生にデザインしていただきました人吉駅、そして城下町の風情といった概念を大切に、十分まず配慮した色彩、これを選択していくということが肝要かと考えているところでもございまして。さるくバスのボディカラーであります水戸岡ブラウンは、さまざまな時代に対応できる落ち着いた色調として、これをごらんになられた方がその方のイマジネーションにより歴史、文化、伝統を映し出すことができるカラーであるというふうにも思っております。町なかの色というものをどういう色彩に設定するのか、そしてどのように御理解をいただいて統一をしていくのかという色彩という観点からも考えていかなければならないと考えております。いつの時代といったものをあえて申し上げれば、人吉市におきましては肥薩線が開通したその後の明治の終わりごろから大正ロマン、つまりレトロの時代、そして人吉温泉掘削の昭和初期までのこの人吉市の町が活気に満ちた、人が元気で希望にあふれたにぎやかな時代を想定しているところでもございまして。いづれにいたしましても、景観修景につきましては、現代風の鮮やかなカラーコーティングは排除し、多くの皆さんが懐かしく心地よく、この空間で人吉市の町で過ごしたいと言っただけのようなまちづくりを進めていきたいというふうにも考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 市長が言われましたように、車社会に合わせて近代化が行われてきたというふうには私もそう思っております。町残しというのはいいですね、言葉がですね。本当、歴史ある町こそが町残しをすべき、近代化された町は、町残しというのは必要ないかもしれ

ませんけれども、もともとあった古い町並みはやっぱり町残しとして生かさなければならぬというふうに、私もそう思います。

時代背景のことで市長は言われましたが、明治の終わりから大正ロマン、ちょっと私とはここが意見が違いますが、人吉の城趾、今ここに立っております城趾整備計画は、江戸中期が理念というふうに聞いておりますので、私は江戸中期、特に青井神社から九日町と上青井にとっては青井神社、九日町、そして五日町、そして城趾に至るこの路線というのは、私は江戸中期のほうがいいんじゃないかなあと思うんですけどね。そして、紺屋町あたりとか新温泉前あたりは昭和の町並み、まさに川越の菓子屋横丁みたいなにぎわい、路地裏の楽しみが隠れていますし、ああいうところは昭和、そしてあるいはその鍛冶屋町から紺屋町に抜けるころは大正ロマンとか、そういうような考えもいいかなと私は思うんですけどね。いわゆる時代絵巻の町と、江戸中期から明治、大正、昭和までの流れがある町というのも、私は頭にずっと前からありまして、ぜひその考えもあるんだということで提案として受けとめていただければと思います。

そこで、私も修景をしなければいけないと思っております。アーケードがとれました。今、アーケードをとった後に、県と市の御協力によりまして、歩道部分の改修を行っております。そして、「ふるさと歴史の散歩道」というタイトルで、石碑を7基設置終わりました、やっと。この中に郷土の偉人、先人たちの16名の方をピックアップしまして、つくりまして、そのプレートも、7カ所ですから、16名の方、月1回とか、二月に1回ぐらい返ってくるような形で、今7基設置されました。いいものができました。ぜひ皆さんにも見ていただきたいと思っております。

これから修景を私は行っていかなければならないと思っております。町なかでもこの修景に対してずっと話し合いをやってきたんですが、週に1回という根を詰めて急ぎすぎたあまり、途中で立ち消えてしまったんですよ。最終的には町並み協定というような形で持っていきたかった。しかし、その中で出た意見というのは、「このままでよかたい」とか、あるいは「いや、江戸時代がよか」とか、まあさまざま意見でした。これをまとめるのは至難の業かなというふうに私は思ったわけなんですけれども、そこで私は市長が任期2期目に入られまして、観光で食べられるまちというのを標榜されていますし、これから町並みの修景のこともずっと頭にあられると思っておりますので、ぜひランドデザイン、これは総合計画でいうところのランドデザインではございませんで、町並みの修景としてのランドデザイン、全体像、これは市のトップが、市長が示したほうがいいんじゃないかなあと思うんですよ。提案ですね、要するに。そして、いかがですかと投げかけておいて、皆さんからまた集約して、その線を進んでいくという方法が私は近いと、早いと思います。町並み整備、平面的にファサードをやっていくのが、私も市長と同じ考えでございますので、ぜひ、要するにボトムアップとトップダウンの割合なんですけどね。トップダウンがやっぱり7割から6割、ボ

トムアップが3割から4割かなと私は思っております。そういう部分ではリーダーシップをとっていただいたほうがいいというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、青井阿蘇神社は、まず戦国末期、江戸初期の建造物でございます。よって、その周辺の雰囲気をごどのように醸し出していくかということでございます。それから、おっしゃいましたとおり、今度は肥薩線、これはいわゆるあまりにもその忘れ去られたがために残された路線ではございますが、今や日本全国でどこにもない比類なき、私は路線であるというふうに思っております。そのような二つの大きな町に残された建造物、その雰囲気を壊さないようなやはり視点を持つということが必要であろうかと思っております。

そこで、景観修景に関するランドデザインということでございますが、私の重点課題としてとらまえておまして、方針策定に向け、鋭意検討をたどり進めているところでございます。市街地は城下町として、鍛冶屋町を初め、町名にはその歴史が深く刻み込まれておまして、人吉市七町という呼び名は、このすばらしい町並を未来へ、子供たちへつなぎたい、残していきたいという強い思いから、この人吉市七町を大切にしていかなければならないというふうに考えております。

現在の景観では、残念でございますが、市民にも来訪者にも潤いを感じてはいただけない部分もございます。そこで、町を市民にとっては住みやすさが実感でき、来訪者に対しては誇りに感じられる町に、さらに訪れるすべての人々には人吉らしさの歴史、伝統、文化が感じられるような品格が漂う町並みにしていかなければならないと考えているところでございます。その思いは、私も市民の皆様も同様ではなかろうかと考えているところでございます。

どのようなデザイン、風情が本市に合うのか、さまざまな町を視察をさせていただいておりますけれども、先般、小布施町を視察いたしました。もう感服をいたしましたけれども、数十年という年月の中で、行政と住民の方々が何十回対話を経て、あのまちづくりができたというふうに聞いております。大変これはまちづくり、修景において、とっても参考になる町であろうかというふうに思っております。私たちが今から始めましても完成までには数十年、まあ30年から50年ぐらいかかるというふうに私は思っておりますが、もうそれだけ壮大な、大きなプロジェクトでございますので、本市の景観に関するランドデザインにつきましては、できるだけ早い時期に私のほうでまずたたき台として一つの案を、人吉市七町中心市街地の皆様方、またはさまざまな方々にお示しをさせていただき、事業計画を推進してまいりたいというふうに感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今、小布施の話がされましたけど、私も10年ぐらい前に小布施へ行き

まして、そのときはまだ開発途中みたいな形で、今現在はもっとすごい町になっているんだろうなあとというふうに想像しております。日本全国、結構あちこちまちづくりに関しての先進地を見に行きました。滋賀県長浜市の黒壁スクエア、あるいは川越市。川越市は菓子屋横丁ですね、それと倉敷。さまざまないい、やられたなあっていうような感覚になりますので、行けば行くほど人吉市はこうあるべきだったのになあと、こうすべきなのになあと、いつも思っております。今、市長が言われましたように、町並みの風景のグランドデザイン、ぜひ市長のほうから提案してください。そのほうがものは進むかなと、私は今までの町なかにおいて思うことは、そういうふうには思っております。そういうことで期待しておりますので、よろしく願いいたします。この件につきましては、これで終わります。

時間が中途半端になりましたけど、このまま続けていいでしょうか。

じゃあ次の地域交流施設、観光情報発信と物産振興の拠点、道の駅についてお尋ねを申し上げます。ことしの9月14日現在ですが、九州内に道の駅はどのくらいあるかと申しますと、福岡県に16、佐賀県に8、長崎県に9、熊本県に21、大分県に22、宮崎県に14、鹿児島県に19、沖縄県に7、合計109カ所あるということです。この道の駅について、当市において事業展開ができるかどうか、可能性についてお尋ねしていきたいと思っております。

まずは、人吉市に来られます観光客の動向についてお尋ねいたします。人吉市へ来られる観光客の交通手段及び地域別の来訪者の調査をしたことはありますでしょうか。あったとしたら、そのデータをお披露目していただきたいと思っております。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、人吉市へ来られる観光客の交通手段の調査を実施したのかという御質問でございますが、市全体の観光客の交通手段につきまして、市独自でアンケートなどの手法で年間を通して調査したことはございません。しかしながら、少数の抽出サンプルではございますが、一般社団法人人吉温泉観光協会が平成23年度から事業実施しておりますクーポンつきパンフレットの応募アンケートの中で、人吉市来訪者の交通手段を尋ねたり、人吉商工会議所が青井神社文化苑の来訪者アンケートの中で交通手段を独自に調査され、観光客の声を把握することで今後の観光対応に生かしていこうという活動はあるようでございます。市といたしましても、今後何らかの機会をとらえましてアンケート調査などを実施し、本市の観光客動向をできるだけ詳細に把握することで、今後の観光行政に生かしてまいりたいと考えております。

次に、本市への観光客はどの地域から来ているのかという御質問でございますが、熊本県観光統計調査方法に基づきまして、人吉市の観光客推移を把握しておるところでございますが、都道府県ごとの来客数についての集計ではなく、宿泊客と日帰り客ごとに、熊本県内客、県外客、外国人客という区分で市の観光客推移を把握しておるところでございます。平成22年度の実績でお話いたしますと、総入り込み客数96万9,113人のうち、県内からのお客様が

38万9,390人、県外からのお客様が57万9,723人、そのうち外国人観光客が947人となっております。なお、外国人観光客につきましては、宿泊された方だけの数値でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 交通手段に調査あるいは来訪者の地域別の調査というのはなかなか確かに難しいですね。しかし、23年度から、これから観光協会がそのクーポンを使った事業をやられるということで、クーポンの裏に使う際に簡単な住所を書くんでしょうね。そのデータを集めると、ある程度わかってくるというふうなことなんでしょうか。まあ総入り込み客数の中で、県内・外のデータは今お示しいただきました。県外のほうが圧倒的に多い、6割ぐらいが県外からということですから、マイカーで来られるお客さまが結構多いかなというふうに思っております。仮にマイカーでお越しの場合、県内客よりも道に不慣れな方が、県外客の方のほうが不慣れだというふうに想像しますので、今後いろいろ対策が必要になってくるかなというふうに思っております。

そこで、九州自動車道人吉インターチェンジの過去5年間の利用状況、つまり乗降台数ですね。あわせて今度は観光客の総入り込み数の過去5年間のデータ、先ほど22年のデータをおっしゃいましたので、できれば過去5年間、すべて教えていただければというふうに思っております。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

西日本高速道路株式会社の調査によりますと、九州縦貫自動車道人吉インターチェンジの平成18年度から22年度までの5カ年間の利用状況につきまして、年度ごとの乗降総数で御説明申し上げます。平成18年度の乗降総数が305万5,779台、平成19年度が317万4,908台、平成20年度が322万430台、平成21年度が315万6,833台、平成22年度が307万9,140台となっており、この5カ年での人吉インターチェンジの利用状況の比較では、平成20年度までは右肩上がりの上昇が続いておりましたが、平成20年度をピークといたしまして、現在は全体として微減の傾向を示しております。

次に、人吉市における過去5年間の観光客推移につきまして、宿泊客と日帰り客を合わせました総入り込み数につきまして御説明申し上げます。まず、平成18年度が80万9,065人、平成19年度が76万9,896人、平成20年度が87万7,805人、平成21年度が113万3,298人、平成22年度が96万9,113人となっております。平成20年の青井阿蘇神社国宝指定と、平成21年のS L人吉復活運行などにより、平成21年度は平成3年度以来、久しぶりに100万人を越す観光客数となったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今、データをお示ししていただいたわけなんですけど、観光客数入り込

み数のピークが21年ですね。そして車のインターチェンジの乗降客数の総数のこれが20年がピーク。そしてまた平成3年に108万人いたのがやっと100万台を復活したというのが一昨年の21年ということでございますから、ちょうど平成3年というのはバブルが崩壊した時期であったと思います。それからずっと低迷しておって、やっとやはり国宝青井阿蘇神社効果とSL効果があらわれてきたというふうに、このデータを見て思います。ただし、この5年間は、やっぱりインターチェンジの乗降台数というのは300万台以上をずっとキープしています。この2年間若干微減になってはいますが、300万台をずっとキープしていますので、やはりインターチェンジからのエントランス、何かを考えなければいけないというふうに考えるわけでございます。

そこで、お聞きしたいのですが、マイカーでのお客さまに対しまして、観光案内の取り組みは十分だと思っておられますでしょうか、お聞きします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

マイカーでの入り込み客に対しての観光案内についてでございますが、地図やパンフレット、チラシなどを活用したソフト面での観光案内と、道路などの観光案内標識などハード面での観光案内という視点に分けて、取り組み内容を御説明申し上げます。

まず、地図やパンフレット、チラシなどを活用したソフト面での観光案内でございますが、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン事業で平成17年度から平成20年度までの4年間で実施いたしました観光便利所書推進事業の中で、人吉球磨のガソリンスタンドやコンビニエンスストアに「観光マップあります」などをPRしたのぼり旗やステッカー、看板などを設置するとともに、観光マップやパンフレット、チラシなどを配備することで、マイカーや観光バスなどの車利用での観光客の方々への観光案内整備を図ってきたところでございます。現在、人吉球磨全体ではガソリンスタンドで約40カ所、コンビニエンスストアや飲食店24カ所に配備することで、観光客の皆様の利便性向上を図っているところでございます。

次に、道路などの観光案内標識などのハード面での観光案内についてでございますが、既存の観光案内標識の更新も含めて年次計画で推進しているところでございます。最近では熊本ファミリー銀行横の青井の交差点を初め、数カ所に日本語、英語、韓国語、中国語の4カ国語対応の道路観光標識を設置いたしておりますし、市内幹線道路沿いの観光案内看板についても、古くなった看板を更新するケースも含めて、少しずつではございますが、年次的に新規観光案内看板設置を進めているところでございます。マイカーでお越しになる本市観光客の観光案内が十分にできているのかという御指摘に対しまして、市内を見渡しますと、まだまだ実施していくべきことや、整備すべき箇所もたくさんございますので、その対応は十分であるとは言えないと思っております。今後も市民や各事業所の協力を賜りながら、お客様に対するおもてなしの充実を図り、また、予算の範囲内ではございますが、計画的にハード整備を進めながら、マイカーでお越しになる観光客の皆様に満足していただきますように、

今後とも努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今述べられた中に、「観光マップあります」というのぼり旗とステッカーということでおっしゃいましたけど、こののぼり旗はもう見かけなくなっちゃったんですね。以前より少なくなったんじゃないんでしょうか。もしかしたら、雨風によって劣化で使えなくなっている可能性も非常に高いですね。再度、点検されたほうがよろしいかなと思います。インターチェンジから吉村皮膚科、そして左折して泉田保育園方向に走ってみても、こののぼり旗は1本もございませんでした。マイカーの観光客が、駅前の案内所まで行く可能性があるでしょうか。まあ中には行かれる方もあると思いますが、なかなか少ないんじゃないかなあというふうに思うんですよね。また、観光案内標識の更新、そして新規設置、ただいま言われたように努力されております。ところが、インターチェンジをおりた観光客がまずどこを目指すかということをおもてなしの充実を図っていただきたいというふうに考えております。

このようなことを含めまして、インターチェンジからのエントランスとも言える場所に、観光情報発信基地としての道の駅があったらなあというふうに思うわけでございます。3月議会だったか、6月議会だったか、私はこういうやっぱり観光関連の質問の中で、鬼木町の元スーパー跡地が道の駅なら最高ですよということを申し上げたと思いますが、あその前の駐車場部分の土地が売買されたというようなことも若干聞いておりますので、残念かなというふうにも思っております。そのようなことから、情報発信基地としての道の駅があったらというふうに思うわけでございますし、さらに地元産品の販売も行いますし、農商工連携のステージづくりとしても非常にすばらしいものではないかなというふうに思うわけでございます。九州内の109カ所の道の駅がほとんど国道にあるんですが、県道でも建設が可能であるということでございます。九州内の109カ所のうちに16カ所が県道に設置してあります。問題は土地の確保ということになってくるわけなんですが、物産館、そして観光情報発信基地としての道の駅の必要性を感じはしませんか、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私が市長に就任以前は、市の観光情報発信基地がどこなのかという、なかなか明確ではなかったというふうに感じていたところでございます。まずは、人吉市を訪れる観光客の玄関口でありますJR人吉駅での情報発信の充実に着手したところでございます。青井阿蘇神社の国宝指定やSL人吉の運行など、天の恵みを十分に生かしていくためにも、駅前整備や観光案内所の整備は急務でございました。地元はもちろんのこと、市民の皆様の御協力と御理解をいただきながら、人吉駅前整備を初めとする一定の環境整備を推進し、または民間事業所による物産館の進出などもあり、JRの玄関口での情報発信基地としての整備はある程度

の部分まではその成果も含めまして整備できたというふうに感じております。

そこで、御指摘のインターチェンジ周辺でございます。マイカーでお越しの観光客の方々も人吉駅での情報発信機能を御利用になっているケースもあると思いますけれども、村上議員御指摘のとおり、人吉市のもう一つの玄関口である高速道路インターを基軸とした情報発信の整備はまだまだこれからより一層高めていく必要があると思っているところでございます。さらに、今後、高速道路を初めとする主要幹線道路を利用するマイカーや観光バス御利用のお客様に対して、目的地までできる限り迷うことなく到着できるような親切な誘導機能を高め、民間の事業者やさまざまな団体の御協力を得ながら、お客様が楽しんでお土産などの買い物ができる機能の向上に努めていく必要があると考えているところでございます。高速道路インターの入口付近にもウェルカムセンターというものの必要性は十分に考えているところでございます。そこで、人吉市の実情を考慮した方法を検討していくことが必要であるというふうに認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 道の駅の必要性に関しましては、必要あると思う、ないと思うという表現ではなくて、ウェルカムセンターということで答弁されました。確かに絶対ウェルカムセンターは必要だと思えます。結局、ウェルカムセンター、プラス物産販売の、物産振興の拠点となれば道の駅という位置づけになるのではないかなというふうに思っております。その道の駅に関しましてなんですけど、過去、平成11年か12年でしたかね、先ほどの質問の中ではTMOの中で市庁舎を建設する際に、町なかに市庁舎を建設したいというような動きがありまして、そのときにPFIという手法がそのとき出てきました。これは平成11年に法律として施行されたんですけども、イギリスで導入された制度でございます。プライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、この略なんですけれどもPFI、民間の資金、経営能力及び技術力を活用しまして、公共施設の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法ということでございます。このPFIの手法を使いまして奈良県の名阪国道と国道369号線が交差する針インター、針インターに道の駅としては日本で初めて最初のPFI事業による道の駅「針テラス」というのが建設されております。そして、身近な例としましては、道の駅いぶすき、当市との姉妹都市の指宿にあります道の駅いぶすき。これは8月の末に私も行ってきましたが、平日でしたがかなりにぎわっておりました。この事例があります。ですから、何もその市が多額の建設費を費やすことなく、PFI事業ということで建設することも可能であるということです。指宿のこのPFI事業、道の駅のメリットを書いてありました。多くの民間の創意工夫やノウハウを取り込むことができるということ。そして事業費の削減を実現できる。一度に多額の財政負担が発生しない。逆にデメリットですけれども、PFI事業者、運営会社、維持管理会社に同じ説明を何度もしなければならな

い。これはもうデメリットとは言えないと思うんですよね。ということから、事業採算性が高い事業ほどPFIには向いているというふうに私は思うわけでございます。

そこでお尋ねします。まずは経済部長にお尋ねしますが、PFIによります道の駅の事業展開の方策検討についてはいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

議員が先ほどPFI方式により先進地事例といたしまして紹介されました、鹿児島県指宿市の道の駅いぶすきは、南九州では第1号の地域交流施設としての情報発信機能と都市公園としての機能、また地域特産品や農林水産物を委託販売する機能をあわせ持った道の駅として整備されたものでございます。この具体的な先進事例につきまして、十分な調査検証を実施したわけではございませんが、御質問の内容がPFI方式による道の駅を事業展開する方策の検討ということでございますので、私なりにこの地域交流整備事業で建設され、現在運営されている道の駅いぶすきの参考事例につきまして分析検証させていただきました。

この事業の大きな特徴といたしまして、1点目に、計画調査期間から建設供用開始までに約5年という長い年月を費やされているということでございます。2点目に、PFI導入の可能性調査につきましては、国の直轄事業で国土交通省によるモデル調査として実施されておりまして、可能性の適正について一定の評価が得られているということでございます。

3点目に、周辺の類似施設や事業量につきましても調査が詳細に実施され、PFI方式での建設、事業運営が可能であることが事前に確認されております。これはこの道の駅いぶすきの経営が民間経営であればこそ赤字を出すことなく、十分に採算経営が図られるということを確認されたものでございます。

以上のような特徴を踏まえ、事業主体のほうでもPFI方式導入によるメリット、先ほど議員からも申されましたけれども、メリットと課題事項について整理されております。まず、メリットといたしましては、多くの民間の創意工夫やノウハウを取り込むことができることや、民間での建設のための事業費全体の削減ができること、一度に多額の財政負担が生じないことなどのメリットがある反面、課題といたしまして事業実施過程での説明責任を詳細にわたって何回も果たしていく必要があることや、供用開始後の事業量の正確な把握についてはかなり困難であること、さらに地元企業の積極的な参画や理解がないと事業が成立しないなどの課題もあったと分析されているようでございます。あくまでもPFI方式は事業手法の一つでもありますし、事業の採算性の高さがPFI手法導入の成功のポイントであると考えられます。PFI方式導入による道の駅事業展開には、多くの高いハードルを乗り越える必要がありますので、建設部も含めた関連各課との協議を初め、市民の声をお聞きしながらさまざまな検討が必要になるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今、詳細にわたって説明をいただいたわけなんですけれども、確かに詳細なる調査が絶対必要です。マーケットリサーチをして、これはいけるという状況になってスタートできるという事業でございます。でも、先ほど申しましたように、採算性の高い、生産性の高い事業ほどPFIには私は向いているというふうに思います。政府は、ことしの3月11日の午前中にこのPFI法の改正法案を閣議決定したんですよね。ちょうどくしくも東日本大震災のあった日なんですね。我々もちょうど議会があつた日でございます。そのときの閣議決定した後、6月に改正PFI法が公布された。この改正PFI法はどのように変わったかと申しますと、今までは建設主体のPFIだったのが、運営権までも建設した事業者に与えられますよというふうな、ですからさらにやりやすくなったというふうに思っております。こういうふうな運営をやったほうがいいんじゃないかなあという図面をもとに、構想をもとに建設するわけですから、その会社が運営したならば、さらに回しやすいということですから、これはいい法律改正だったんじゃないかなというふうに思っております。確かに、もしやるとなれば時間がかかることとなると思いますが、逆にかけなければならないというふうに私は思っております。

先ほどの経済部長の答弁を聞いて、市長はこのPFIによる道の駅の事業展開の可能性についてどういうふうに思われるかお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ただいま経済部長が答弁申し上げましたとおり、PFI方式導入は事業の一つの方法であるということでございます。大変興味深い手法の一つであるというふうに認識をいたしております。いわゆる私が考えております道の駅というのは、従来の道の駅、プラスウェルカムセンターの機能が必要であるというふうに考えておまして、物産振興や観光情報発信をどのように実施していくかということが重要なポイントであると考えております。先ほど私も答弁いたしましたとおり、今後、何が一番人吉市の実情に合っているのかということを考えていく必要があるということが言えると思います。PFI方式による事業展開の可能性につきましては、今後十分検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） ウェルカムセンター、もうそのとおりですね。そこに行けば人吉市のすべてがわかるというふうな情報発信拠点でなければ、私も建設の意味がないというふうに考えておりますので、今後、第5次総合計画策定に入られるということですから、その中でも位置づけとして、私はぜひ入れていただきたいというふうに思っております。そういう要望をしてこの質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時24分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）
7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の松岡隼人でございます。

今回は6点について通告を行っております。トウガラシの栽培について、キクラゲの栽培について、子ども・若者支援について、親学について、放課後パワーアップ教室について、お庭御覧についてです。私の過去の一般質問を振り返ってみますと、12月議会では項目がふえる傾向にあるようです。今回も少々長くなりますが、提案を行いながら、質問を行ってまいります。

それでは、トウガラシの栽培について質問を行います。昨年の12月議会におきまして、私はトウガラシとキクラゲについて質問を行っております。今回は、本年の状況や課題、今後の展望を明らかにすることを目的に質問を行ってまいります。昨年は、生産者の収益が上がることを目的に集荷システムの見直しを含めたところで、本市の栽培推進に対する考え方を質問いたしております。それに対しまして執行部は、平成22年度は平成21年度より選別基準が厳しくなった。また、収穫・乾燥時期に天候不順となり、乾燥仕上げがうまくいかず、変色などの品質低下を招いたという答弁をされております。また、人吉産トウガラシのブランド化が確立しつつあり、集荷システムを見直し、栽培者の皆様に不利益が生じないように、安心してトウガラシ栽培に取り組むことができるように支援していくというふうにおっしゃっております。ことしもトウガラシのシーズンが終わりつつあります。平成22年11月1日号の広報ひとよしの特集によりますと、平成21年と比較して、平成22年度は平成21年度の3倍の出荷を見込んでいるとあります。また、作付状況にもよりますが、1アール当たりの手取りで7万円から8万円になるというふうに書いてあります。一昨年、昨年と比較して、栽培農家戸数や栽培面積と生産量、また、反当たりの平均収入はいかがでしたか、本年の実績をお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） それでは、お答えいたします。

トウガラシについての御質問でございますが、生産部会にお尋ねいたしましたところ、本年23年における栽培農家戸数は28戸、栽培面積2.4ヘクタールであり、21年度と比較いたしますと、農家戸数は1戸の減、栽培面積が0.9ヘクタールの増となっております。22年度と比較いたしますと、農家戸数は3戸の減、栽培面積が0.1ヘクタールの増となっております。次に、生産量でございますが、21年産が2.3トン、22年産が2.7トン、23年産は現在出荷中で最終的な数字ではございませんが、11月末現在で0.9トンということでございます。本年におきましては、収穫後、乾燥時期の悪天候による集荷作業のおくれなどにより、昨年11月末時点の出荷量より少ない状況のようでございます。

反当たりの平均収入につきましては、多い人、少ない人ありますが、単純平均でいきますと21年産が1アール当たり3万円、22年産が1アール当たり2万3,000円、本年におきましては出荷がすべて終わっていないことから、現時点におきましては把握できないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、実績について御答弁をいただいたところですが、栽培農家戸数に関しましては、ほぼ横ばい、少々減っているというところですが、収穫量がかなり減っているということが目立っております。1アール当たりの平均単価に関しましても、当初も大体手取りで7万円から8万円というところからしてみますと、ほど遠いような感覚を受けたところですが、ただ、先ほど部長の答弁にもございましたが、あくまでも平均ということであくまでとられた方はそのぐらい取られたのかもしれませんが、放棄された方は全然取れなかったのかもしれないので、一概にどうだというのはなかなか難しいのかもしれませんが、全体的な取り組みとしてはもうちょっとがんばっていただきたいなあという気持ちになったところでございます。

農業は、先ほどございましたが、天候や市場価格に往々にして左右されがちのようです。当初の見込みほど収益が上がってないようですが、その理由または課題、そして今後その課題を解決するために本市はどういう取り組みを行っていくのか、展望を含めてお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

トウガラシ生産における課題といたしましては、露地栽培であるため、品質が天候に影響を受けますので、単価の高いA級品を多く出すことができるよう栽培管理を徹底し、品質向上を図ることが課題と考えております。

課題解決へ向けての市の取り組みでございますが、無農薬契約であるため、化学合成農薬が使用できませんので、品質向上のため土づくりを基本とした有機的な栽培管理につきまして、人吉唐辛子生産部会と一体となつての取り組み、栽培技術のさらなる向上を図っていかねばならないと思っております。

今後の展望につきましては、トウガラシは先ほど申し上げましたとおり、品質がよいものを多く生産することが収益増につながりますので、農家1戸当たりの栽培面積をふやすより、管理が行き届く小面積栽培の農家数をふやすことが産地化につながり、生産農家の所得向上が図られると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ただいまの部長の答弁から、面積の広い農地での大量栽培といいます

か、それにはあまり向かないということのようでした。今後、これだけの数字だけではなかなかその状況判断というのは難しいのかもしれませんが、やはり一番は栽培者のその1アール当たり、または反当たりの所得、収入の増加というのが最大の目標だというふうに考えておりますので、栽培者に関しましてはそのあたりの説明もしっかりしていただきながら、今後とも、また取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、トウガラシに続きましてキクラゲについて質問をいたします。こちらでも昨年の12月議会で質問を行っております。振り返ってみますと、私は補助金、そして技術支援、価格という三つのポイントを示し、今後の見通しと本市の果たす役割についてお尋ねをいたしました。それに対しまして執行部は、技術支援、販売価格等については、十二分に対応したい。また、生産者の方々の不安を払拭できるように関係団体と連携し、最善の支援を行っていくというふうに答弁をされております。

さて、こちらのキクラゲのシーズンもほぼ終わりだというふうに聞いております。本年の実績をお尋ねいたします。また、当初の見込みと比較していかがだったのでしょうか、お尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

キクラゲ生産につきましては、人吉市内には人吉きのこ生産組合以外のキクラゲ生産者がおられますが、人吉きのこ生産組合の生産実績しか把握いたしておりませんので、その実績をお答えいたします。

生産組合にお尋ねいたしましたところ、生キクラゲの11月末現在の出荷量は、組合全体で規格品が約47トン、規格外品が約6トンの合計53トンでございます。本年は28棟で合計5万6,000床の菌床でキクラゲが生産されましたが、当初の見込みが1床当たり1キログラム、合計56トンを見込んでおりましたので、ほぼ見込みどおりの出荷がなされているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 7番。松岡隼人議員。

○**7番（松岡隼人君）** 本年は5万6,000床で56トン、ほぼ当初の見込みどおりの出荷ができたというような答弁をいただきました。

それでは、今年取り組まれたわけですが、本年取り組まれての課題と、それに対しまして本市は今後どういう取り組みをしていかれる予定でしょうか、今後の展望も含めてお尋ねをいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

課題といたしましては、1番に生産量に個人差がございます。多い人と少ない人で約2倍の開きがあるようでございますので、まず全体的な生産技術の向上を図らなければならないと存じます。2番目に出荷にかかる手間でございます。菌床からキクラゲを収穫し、石づき

という部分を切り離す作業に時間がかかり、家内労働力が少ない農家には負担になったよう
でございます。

それら課題解決に向けての市の取り組みでございますが、生産組合全体の栽培技術の向上
が一番と考えられますので、組合内に組織されております品質向上部会のメンバーを中心に、
種菌メーカー、菌床メーカー、市が連携を図りながら栽培指導を行わなければならないと存
じております。労働力につきましては、発生量の平準化を図るため、発生操作を的確に行い、
労働力ができるだけ集中しないような技術の検討をしなければならないと考えております。
また、本年度は補助事業の関係上、7月からの栽培であったため、1棟当たり2,000床の栽
培でございましたが、来年は3月下旬から栽培が始まり、1棟当たり5,000床から6,000床の
栽培規模になり、栽培期間も長期間になるため、栽培農家の健康管理等にも気を配る必要が
あると存じます。

今後の展望でございますが、ことし栽培を始めたばかりで、栽培管理技術等確立できてい
ないことや、国内での菌床キクラゲ栽培がふえているという情報も聞いております。これら
の不安材料はあるものの、国内消費のほとんどが輸入品でございますので、依然として安
心・安全な国産キクラゲの需要はあると思いますので、まずは品質と量の向上を図り、収益
を上げていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、課題とそれに対する本市の取り組みについて説明をいただきまし
た。私も石づきを取るのに大体1人で1時間に3キロ程度しか取れないというような話もう
かがっておりますので、その辺の技術開発にも努めていただきたいなというふうに感じます。
まだまだ始まったばかりですので、いろんな課題が出てくると思いますが、最善の支援を
行っていただきたいというふうに思います。

我々、新・九州相良クラブ、三倉議員、大塚議員、村口議員、そして私の4名で農業所得
向上のための勉強会などを重ねておりますが、本年11月14日に元気再生事業に取り組んでお
られます佐賀県武雄市に調査へ行ってまいりました。そこでの事業内容を簡単に紹介しなが
ら、今後の展望について提案と質問を行ってまいりたいと思います。

元気再生事業とは、レモンガラスの特産品化を核として農業の再生、観光の活性化等に取り
組むことにより、雇用の創出を初めとした経済の発展を目指したものです。その体制です
が、農事組合法人がレモンガラスを栽培し、地元メーカーが加工、地元物産館、道の駅等で
販売。また、市内ホテル、旅館や飲食店で提供し、栽培研究や機能性の研究は東京大学や九
州大学、九州歯科大学が行い、市は営業部特産品課で栽培指導、商品開発、販路開拓、商品
PRといったコーディネートを行っておられます。このように現在、農商工連携と産学官連
携体制が構築をされています。事業の効果といたしましては、新規雇用、市内商店の活性化、

40種類に及ぶ商品の開発・販売がなされております。また、成長の要因として、市場を通さずに百貨店等へ直接出荷することで、価格決定に直接関与でき、さらに多様な商品への活用が容易であるというふうにおっしゃってございました。

キクラゲにつきましても、本年は出荷だけのようですが、今後これらを核として地域経済の浮揚までを目指すならば、栽培のみに限らず、本市が調整役となって石づきを利用した商品開発や菌床の再利用等を含めて、さらに関係機関と連携を深めながら発展的な取り組みを行うべきだと考えますが、いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

人吉きのこ生産組合では、このほど組合内に営業企画部会や広報部会も立ち上げられ、議員御指摘のような取り組みを計画されているようでございますので、それらの部会が中心になって、今後出荷先のエヴァウェイを初め、関係団体と連携した取り組みについて、市といたしましても支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、部長から答弁をいただきましたが、ぜひやっぱりたくさんの方を巻き込んで、このキクラゲを核として人吉市民が生産者のもとより、人吉市民がもっともっと本当に農業で食べられるようになっていけるように取り組んでいただきたいというふうに思います。農業に関わらず、商業でも何でもだと思いますが、なかなか思いどおりにはいかないことが多いと思います。繰り返しになりますが、少しでも生産者の収益が増加してほしいというのが私の望みです。

本市の農業振興として、トウガラシ、キクラゲが大々的に打ち出されていますので、市民の関心も相当高くなっております。今回はこれらのみ限定して質問させていただきましたが、農業全般において、特にTPPの議論も行われておりますので、本市の役割をしっかりと果たしていただき、本当に農業で食べられるまちになってほしいと思います。

先ほどキクラゲ栽培に対しまして、本市の役割として三つ、栽培指導、発生操作、栽培農家の健康管理を上げられておりました。私はもう一つ大事なことがあると思います。それは販路の拡大です。生産者は商品を高く、たくさん売ることが最大の目的です。私は、現在、行政にはここまで求められていると思っています。本市におきましても地産他商推進室が設けられ、さまざまな取り組みをされております。その取り組みによって、さまざまな物がいろいろなところで売られています。もっとももっとどンドン売り込んでほしいと思いますが、先ほど申しましたとおりに、我々新・九州相良クラブでは、武雄市でフェイスブックとツイッターの活用についても調査を行ってまいりましたので、そちらも紹介しながら提案と質問を行います。

武雄市では、全職員がツイッターのアカウントを取得し、8月1日には市のホームページ

をフェイスブックに完全移行されました。それにより、月で1,500件ぐらいだったアクセスが、我々が11月に訪れた時点では980万ビューを超えていました。今では1,000万ビューを超えております。ちなみに武雄市の人口は5万1,000人ですので、これはとんでもない数字であるというふうに私は認識しております。

そこで、武雄市長がとられた行動は、情報を通じたつながりから、物を介したつながりに挑戦することです。その目的は三つ、地域の所得向上、武雄の情報発信、そして武雄スタイルの確立です。そこで、通販の専門サイトである「F & B良品」、販売良品を11月7日から始められました。目標は向こう3年で1,000品、年間10億円の売上だそうです。我々が伺ったときは、佐賀牛とレモングラスの2品でしたが、現在では8品になっております。このページを見ていただくとわかるのですが、例えば御田中米（みたんなかまい）という米ですね、という商品がここに上がっているんですが、You Tube（ユーチューブ）が張りつけてありまして、栽培者が「こんにちは。この米はこの田んぼで私たちが丹精込めてつくりました」というような1分間ほどでしたが、商品の紹介をされます。ちなみにこの米の価格は5キロで2,100円です。現在、武雄市には複数の自治体から、自分たちもやりたいということで問い合わせが殺到しているようでございます。これから全国に広げるスキームをつくって、12月半ばに記者やユースト中継をされるそうですので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、このように生産者の顔が見えて、行政の信頼をバックに安心・安全な物売ることができる、買うことができるというのは、買う側、売る側、両方にとって大変喜ばしいことではないでしょうか。

さて、農業で食べられるまちを御旗に上げている本市は、キクラゲを売ることはもちろんのこと、人吉市の特産物を高く、多く売るために、このような取り組みをすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

議員から提案がありましたインターネット等を使つての販路拡大は極めて有効な手段の一つと認識いたしております。既に市内の製造業、土産物品店を初め、人吉球磨の特産品を専門にインターネット販売を行っている事業所もあるようでございますので、紹介がありました武雄市の例やほかの事例も参考にし、JAくま、物産協会、商工会議所等の関係機関と協議しながら、情報発信の支援体制など検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ぜひ、そのような取り組みを進めていただきたいと思います。

農産物に限らず、伝統工芸品や刃物、陶器などいろいろなものが、人吉市という信用で販売できるということは、販売者にとってもかなりのメリットがあると思います。また、これからはこういう取り組みをする自治体がどんどんふえてくると予想します。本市ホームペー

ジのフェイスブック化も含めて、時代の流れに乗りおくれないように、また地域間競争に勝ち抜くためにも、機会を見つけてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

この項目の最後に、実は我々が武雄市に調査へ行ったとき、F&B良品につきましては、武雄市の樋渡市長みずから我々に対してプレゼンをしていただきました。その行動力に敬意と感謝を申し上げますとともに、田中市長は樋渡市長の友人の一人であるというふうにお聞きをいたしました。ぜひ人吉市のほうでも取り組んでみてくださいというお言葉をいただいておりますので、おつなぎを申し上げまして、この項目についての質問は終わります。

続きまして、子ども・若者支援について質問を行ってまいります。本市の子ども・若者支援体制を見てみますと、保健センター、福祉サイドでは健診、九ちゃんクラブ、うお〜むはあと、心の相談、保育園、障がい者支援。教育委員会では幼稚園、小学校、中学校などと、子供の成長に伴いさまざまな部課が関係し、たくさんの支援が行われております。各部各課はそれぞれの課題に対しまして、一生懸命に取り組んでおられますことは皆さんも御存じのとおりです。私も2人の子供を子育て中で、家内ともども大変お世話になっております。しかしながら、私も含め、若者や親の悩みは尽きることはありません。

そのような中、11月に厚生委員会で執行部とともに新潟県三条市に視察研修に出かけました。視察研修内容は三条市子ども・若者総合サポートシステムについてです。これは子ども・若者という三条市民が、乳幼児から就労、自立に至るまで切れ目なく一貫して個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、市がその情報を可能な限り集約、一元化するとともに関係組織、機関と連携して支援体制づくりを行うことによって支援するシステムです。なぜこのようなシステムを構築されたかといいますと、子供の支援、ニーズが多様化・複雑化する中で、個に応じた支援体制が十分であったか、切れ目なく一環した支援が行えていたかどうかなど、縦割りによる連携上の課題があったからだそうです。このシステムのポイントは六つ。まず市が子ども・若者という市民の支援体制の構築について責任を持つという理念に立つこと。次に教育委員会内に福祉系組織、子育て支援課があり、調整組織として機能していること。三つ目に内閣府、文科省、厚労省がそれぞれ奨励する虐待、障がい、問題行動、引きこもり等への支援ネットワークを統合していること。四つ目に市内の国機関、県機関などの外部機関との情報共有化について整理がなされており、現行の個人情報保護法下で機能できるようにしていること、五つ目に保護者支援ツールとして子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての子供を対象に配布していること。最後に中学校卒業後もフォローできるような対象者を若者までしていることが上げられます。私は支援する側の都合ではなく、支援される側、すなわち子供側、保護者側から見て十分な支援が受けられるように支援のあり方を見直したというところが最も印象に残りました。本市もこのような課題をたくさん抱えております。今回、部長とともに視察研修に行っておりまして、厚生委員会委員と部長はそれこそ情報を共有しているわけですが、視察研修の感想も含めまし

て、子ども・若者支援についての本市の考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

先ほど、松岡議員から新潟県三条市の事例について御紹介をいただきました。私も同行させていただき、赤ちゃんも若者も一人の市民として尊重し、一貫した支援を行わなければいけないとして、教育委員会に子育て支援課を設置していること、そして母子健診から乳幼児健診、幼児期から継続した発達障がい児等への支援、高校卒業後の就労支援まで、生まれる前から35歳までを対象とした取り組みで成果を上げられているということ、そしてそのユニークな組織機構に、そんなことができるのかなあというふうに驚嘆して帰ってきたところでした。子供や若者への支援対策につきましては、その成長の過程でさまざまな問題が生じ、それぞれのステージで行政や関係機関の連携した支援が必要となってまいります。昨今の不登校、引きこもりといった問題も、単にその問題だけに対処すればよいというものではなく、生育歴、家族環境、経済状況、障がいの有無など、さまざまな要因を根っことして生じたものであり、各機関が連携できる体制というものがとても大切になってきていると思います。そして、その支援体制としまして、ステージごとにばらばらではなく、生まれてから就労までの一貫した支援体制が構築されていることが、支援を受ける子供や家庭にとっても理想的であると考えております。

例えば、現在本市では要保護児童対策及びDV対策協議会を設置し、子供と家庭の抱えるさまざまな課題、児童虐待やDV被害、いじめ、不登校、非行といった課題に各機関連携して取り組む体制をつくっておりますが、実際の運営に際しましては、縦割りの機構組織となっておりますことから、情報共有の仕方や組織が異なることによる運営の困難さがあることも事実でございます。また、若者への支援体制として、義務教育卒業後から就労までの支援体制が十分ではないという課題もございます。これらの課題にどう対処していくかも含めまして、三条市や他市の事例等も参考にさせていただきながら、子ども・若者の支援体制について関係部局と検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 昨年11月にも厚生委員会で滋賀県の湖南市へ発達障がい支援について視察研修に行っております。そして、私も本年の6月議会において発達障がい支援について質問を行ったわけですが、ここもやはり教育委員会と福祉は一緒という組織になっておりました。先進地の例を見ますと、子ども・若者を支援するためには、福祉、教育一体となってシステムを構築したほうが良いように感じます。

そこで、子ども・若者を連携して一貫した支援を行うために、組織機構を見直すべきだと思っておりますが、いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 皆様、こんにちは。それでは、子ども・若者支援に伴う機構改革

の見直しの考え方についてお答えをさせていただきたいと存じます。

組織機構改革につきましては、田中市長のマニフェストである機動性の高い組織づくりを目指して、25年4月からの施行をめどに一部作業に着手しているところでございます。本年度の作業につきましては、既に現状や課題等にかかわる調査、各課へのヒアリングを終了したところでございます。その中で子ども・若者育成や子育て支援の一元化についても国の制度改正等とも関連いたしまして、事務文書や組織機構の見直しについての意見が出ているところでございます。来年度以降の改革案策定作業の際には、検討すべき課題であると考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 組織機構改革につきましては、平成25年4月からの施行をめどに作業へ着手しているということのようです。また、今質問させていただきました子ども・若者支援の一元化についても検討をするべき課題であるというふうに認識をされているようです。かなりざっくりとした質問だったと思いますが、私はマニフェストを達成するということは、つまりは組織機構を見直すことだというふうに思います。そして、見直すときに最も重要なことは、支援する側の都合ではなく、支援される側の都合で考えるということだと思っております。今後、第5次総合計画、またはそれに伴う教育振興基本計画がつけられる予定になっておりますので、このあたりもしっかり検討していただきたいと、そのように思います。

続きまして、親学について質問を行います。親学についての質問は、平成20年12月議会におきまして西議員が行われておりますが、それから3年がたっております。もっと推進すべきだという立場で質問を行ってまいります。近年は不登校や非行といった子供をめぐる問題が深刻化する一方で、学校に対して理不尽な要求をするモンスターペアレントが話題になるなど、家庭の教育力の低下が指摘され、親と子のあり方という問題が大きくクローズアップされてきています。私たちの親や祖父母の時代と比べますと、少子化、核家族化や価値観の多様化、女性の社会進出などに伴って、子育てや親と子を取り巻く状況は大きく変化をいたしております。私には小学校1年生と、やがて2歳になる子供がおり、現在私も子育て真っ最中ですが、悩みは絶えません。同世代の友人たちについてもまた同じであります。私の場合、両親は近くにおりますし、地域でも子供たちを大変かわいがってもらっておりますので、このようにすばらしい環境で子育てができることに感謝をいたしております。しかしながら、やはり悩みは絶えません。わからないことも多いのが現状です。そこでなぜかと考えたときに、私は親になるための準備、また、親としての学びをこれまでやってこなかったなということに気づきました。それは長男が随分大きくなってから気づきました。後から気づくんですね。よくわからないことがわからないというような状態です。子育てをしてこられた先輩方に対しまして、私みたいな若輩者がこういうことを言うのは釈迦に説法でしょうが、

親となるための学び、親としての学びが必要だと、反省と今後の取り組みも、私自身含めましてそのように思っています。

そこで、まずは本市の親学についての考えと、本市の取り組みについてお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。質問にお答えいたします。

まず、親学についての考え方ということでございますが、一言で申しますと、今議員もおっしゃったように、親学というのは親になるための学び、親としての学びというふうに解されるのではないかと存じます。つまり親自身が社会性や規範意識を身につけ、親としてのあり方や子育ての責任や楽しさなどについて学び、家庭教育を積極的に実践していくことが親学ではないかと存じます。

次に、本市における家庭教育の取り組みでございますけれども、家庭教育力の向上と、家庭、学校、地域の連携と教育力の向上を重点努力目標に上げ、家庭教育学級を開設することによって、親学をそれぞれの保護者がしっかりと認識していただく、身につけていただくということで実施しているわけでございますが、また学校においても公民館を核として家庭教育講座を開講し、家庭や地域のあり方についてともに学び、ともに育つ家庭教育の推進を行っているところでございます。この家庭教育学級は、21世紀を主体的に生き抜く、心豊かで創造性に富む子供の育成を目指して、親が行う家庭教育の自主性を尊重しながらも、保護者に対する親学としての学習機会や子育てに関する情報の提供を行い、家庭教育の実践に努めることを目的として、学校やPTA等の協力を得ながら、保育園、幼稚園、小中学校にお願いして開設させていただいております。昨年度は、保育園、幼稚園から6園、小学校から4校、中学校3校、計13校で実施をいたしました。本年度は昨年度より5校ふやし、保育園、幼稚園から10園、小学校から5校、中学校3校、計18校において、保護者、児童・生徒を対象とした講演会や音楽会等を中心に家庭教育学級を開設させていただいております。

また、これら以外では、全市民を対象とした親子切り絵教室や、昨年度からは社会教育委員会と共催をいたしまして、家庭教育講演会を開催しているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 昨年と比較いたしまして、本年度もかなり数をふやして取り組まれているということでした。3年前の議事録、西議員が質問されましたときの議事録、そのときから見ても、やはり随分増加しているように思います。私も家内ともども事業に参加させていただきまして、いろんなことに気づかされてもらっております。大変ありがたいと思っています。

そこで、その取り組みの成果についてお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

取り組みの成果ということでございますが、昨年度の本事業に対する本市教育委員会の事務に関する点検評価報告書をもとに、具体的な指標によりお答えをさせていただきたいと存じます。昨年度の家庭教育学級は全13校で実施をいたしまして、全体で4,032名の保護者、児童・生徒の受講がございました。これは年度の受講者目標数の2,000名を大きく上回る結果となりました。つまり202%の達成度ということになっております。また、受講者のアンケート調査による満足度を見ますと、94%の方が「たいへんよかった」、「よかった」とのお答えでございました。

学識経験者からの御意見といたしましては、次のようなことがありました。家庭教育は重要で第一義的責任は保護者にあり、その保護者に対する学習の機会及び情報の提供の場をつくるすばらしい事業だと思います。参加者集めに苦勞されると思いますが、地道な活動が重要であると思うので、今後も続けてくださいといった御意見や、家庭教育学級は各保育園、幼稚園、小中学校に応じた講演会などしていくのがベターだと思います。いずれの講演会にしても内容は大変よいと思いますけれども、人員の確保が重要な課題だと思います。つまり受講生の確保が重要な課題というふうなことでございます。特に父親の参加が少ない状況のようです。地域の企業、職場にも父親が参加できる体制をつくってもらうように要請し、協力してもらいたいと思いますといった御意見をいただきました。その上で必要性、有効性、達成度、効率性を含めた総合評価ではAという評価をいただいたところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 本市教育委員会の事業点検及び評価報告書では、総合評価でA評価だったということです。今後もさらに推し進めていただきたいと、そのように思います。

さて、現在我が国では少子高齢化が進んでいます。その原因を象徴するような事例といたしまして、内閣府の調査で20代の63%が、そして30代の59%が子供を持つ必要がないと考えているというデータがあります。このことはまさに結婚や子育ての公的な意義である親としての学びや、子供を生み育てるということを教えてこなかったというふうに言えるのではないのでしょうか。現在、本市におきましては、先ほどお伺いいたしましたように、親学については力を入れて取り組んでおられますが、乳幼児期、小学校期など、子供の発達に応じた学びの機会を提供することはもちろん、将来、親になる世代に対して、できるだけ早い段階から親になるための学習の充実を図ることもまた必要だと思います。我々大人が変わらないと子供は変わりません。子供対策だけではいろんな問題は解決いたしません。子供は社会の宝、国の宝でもあります。未来の日本を支える人材を育てるためにも、親学をさらに推進していただきたいと思います。

そこで、親学を進めるに当たっての本市の課題と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

親学の課題と今後の取り組みについてということでございました。先ほど申しました事務に関する点検評価報告書の中で、評価のまとめとして、毎年継続的に行われている事業であるが、参加者は限られているようにも見受けられる。本来、家庭教育を必要とする方の参加を促すために、今後は内容、場所、時間などの工夫をしていく必要があるといった御指摘をいただいております。また、そのほかにも仕事などで学習機会に参加できない親、特に父親の参加が得られないことなどが課題として挙げられるかと存じます。今後は家庭教育や子育てに無関心、孤立化している親など、さまざまな状況の中での親への支援策として、家庭教育学級の内容はもとより、参加しやすい開催時間や場所、周知方法など、創意工夫した学習機会の拡充を図っていく必要があると考えているところでございます。また、議員の御指摘のとおり、保護者を対象とした親学、家庭教育だけでなく、将来成長して大人になって家庭を築き、親となる児童・生徒、青年などを対象とした家庭教育や青年教育の推進にも努めていく必要があると感じているところでございます。さらに、地域においては家庭教育における地域社会の役割を明確にし、地域の子供は地域で育てる仕組みの形成と社会的機運の醸成に努めながら、地域教育力の向上を図ることが大事であると存じているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 父親の参加が少ないということで私も少々耳が痛うございますが、私自身ますます学びを深めながら、そしてまた友人、知人にも声かけ合って、学んでまいりたいというふうに思っております。教育委員会におかれましても、教育長が今答弁されましたようにぜひ子を持つ親のみではなく、中学生、高校生ぐらいの早い段階から、学習の充実を図っていただきますようお願いを申し上げまして、この項目についての質問を終わります。

続きまして、放課後パワーアップ教室について質問を行ってまいります。本年の6月議会、9月議会で、大塚議員がこの件について質問をされております。パワーアップ教室ですが、本年10月から基本的には週に1回、1時間、市内全小学校におきまして、4、5、6年生を対象に、国語、算数のプリントを使用して指導するという内容で事業を実施されております。私も10月は人吉西小学校へ2回、11月は東間小学校を除く4校に1回ずつ、学習サポーターとして行ってまいりました。この事業に参加いたしまして、子供たちにとってはプラスであるということができると思います。また、学習サポーターや学習サポーター補助の方も退職校長会の先生を初め、民間の方、保護者の方、そして本市職員も時間休をとって一生懸命に指導を行われていました。しかし、運営面について、少々疑問が残りましたので、今回質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、この事業を実施するに至った背景と目的を確認の意味を込めてお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） まずもってお礼を申し上げたいと思います。松岡議員には、先ほど学習サポーターとして御協力いただいております。心からお礼を申し上げます。

では、具体的にお答えいたします。放課後パワーアップ教室実施にいたる背景につきましては、まず、夏休みパワーアップ教室の取り組みを行ったことが挙げられます。松岡議員も御承知のとおり、子供たちの基礎学力の定着と向上を目的に、平成20年度から夏休みリテラシー教室としてスタートいたしました。夏休みパワーアップ教室は今年度で4回実施しております。この事業での受講者は市内小学校3年生の希望者で、学習指導に当たっては、学習サポーターとしまして教員免許を有する退職をされた先生方、また、学習サポーター補助としまして市内の高校生などに御協力をいただいております。子供たちは学習サポーターの指導のもと、これまで学校の授業で学んだ範囲を市教育委員会で準備いたしました国語と算数の問題集を一生懸命に解き、基礎学力の定着と向上に役立てることができたものと存じておるところでございます。9月の大塚議員の一般質問にもお答えいたしましたが、アンケート結果では子供満足度が90%程度、保護者においては80%を超えておりまして、保護者からの強い要望といたしまして、実施期間と対象学年の拡大をという声が数多く上がっていただいております。また、同様の要望を市議会一般質問等におきましてもいただいたところがございます。それと同時に、田中市長のローカルマニフェストの1項目に、放課後ただ塾構想がございました。その実現化、具現化としての位置づけも検討されていたところがございます。このような背景のもとに夏休みパワーアップ教室同様に、子供たちの基礎学力の定着と向上を目的にしまして、放課後パワーアップ教室を実施するに至ったところがございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 夏休みのパワーアップ教室と同様で、基礎学力の定着と向上が目的の事業であるということですが、この放課後パワーアップ教室の現在の状況をお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

放課後パワーアップ教室につきましては、市内全小学校の4、5、6年生のうち、受講希望者402名を対象に、10月11日から週1回、1時間程度、国語、算数のプリント問題を解かせて指導を行っているところがございます。なお、田野小学校は該当児童がございませんので実施をしておりません。指導者は学習サポーターとしまして教員免許有資格者46名、学習サポーター補助といたしまして希望された市民27名でございました。合計73名の指導スタッフのもとに運営をしているところがございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 夏休みのパワーアップ教室と比較いたしますと、受講者が相当ふえておりますし、それに伴い学習サポーターや学習サポーター補助の方も必要になってきております。私が参加いたしました感想として、何かばたばたしたなあというようなことがあります。火曜日になりますと、教育委員会の方も総動員でこの事業に取り組まれていましたし、当日でさえそうしたような様子でしたので、事前準備まで含めますと、それどころではなかったのではないかというふうに思います。夏休みリテラシー教室につきましては、実施までに入念に計画を練って、一部の小学校でモデル事業を行い、全小学校へ広げられた経緯がございます。基礎・基本の充実ということで、問題は児童が不得意なところを重点的に独自に作成されたというふうに聞き及んでおります。それも対象学年は1学年でした。今回は少々急がれ過ぎたのかなという思いもあります。

また、私は指導しながらたびたび不安に思うことがありました。といたしますのが、漢字や計算ならば答えは一つなのでマルかバツでいいのですが、そうでないとき、果たして私の解き方でいいのか、担任の先生と教え方が違ったら子供たちは逆に混乱しないのかなどと思うことも時にはありました。たまには学校で習ったことがない問題もあり、そんなときは私はどうしていいかわかりませんでした。ほかの先生方が指導をしていただいた、そのような経緯がございます。

このようにして事業が今進む中、本議会におきまして、学力充実支援員配置が補正予算で計上されております。その理由についてお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

2回目の答弁で、放課後パワーアップ教室参加児童数を申し上げましたが、この402名の数の多さからも、この事業についての子供たちや保護者などの期待感等の大きさをうかがい知ることができるかと思えます。したがって、教育委員会といたしましては、週に1時間ではございますけれども、1時間であるからこそより充実した学習内容となるようにしたいという願いがございます。この事業の運営に当たっての最大の課題は、学習サポーター及び学習サポーター補助の確保でございます。ありがたいことに、予想を超える多くの受講者がありましたが、現在の状況を見ると必ずしも指導スタッフの充足には至っておりません。また、学校との連携、学習サポーターとの日程調整、諸準備等やその量の多さや煩雑さ等の課題も出てきており、日ごとに交代することもある指導スタッフをリードする核となる人材が必要になってまいりました。そして、学校のニーズといたしましても、学力充実のための支援が必要な子供への対応、できるだけ多くの人材を必要とする状況があります。このような状況を踏まえ、教育委員会といたしまして学力充実支援員の配置をお願いするものでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 現状や課題認識につきましては、私も今、教育長がおっしゃいましたように、同じように感じました。もう進み出しておりますので、今後そのような課題解決をどのようにしていくのかというところが大変重要になってくるというふうに思いますが、この学力充実支援員は放課後パワーアップ教室だけをされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

学力充実支援員の職員の職務内容についての御質問だと理解してお答えをしたいと存じます。大きくはパワーアップ教室を運営することと、それから学力充実に関する支援でございます。学力充実に関する支援につきましては、具体的に申し上げますと、一つは校長の指揮監督のもとに通常の授業において学習支援が必要な子供たちへの個に応じた指導・対応、二つには1年から3年までの児童を対象とした放課後における個に応じた指導・対応、その他学校のニーズに応じた学力充実に関するサポートを行っていただく予定にしております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） まず、やるということは大変重要なことだと私は思いますが、こと教育に関しましては、じっくり時間をかけて慎重に進めなければならないのではないかとこのように考えます。教育は10年、20年先まで見て取り組むべきであり、その指針となるものはもちろん教育振興基本計画だと考えております。教育振興基本計画につきましては、以前質問を行っておりますのでここでは触れませんが、今回の事業は何か後手後手に回っているように感じます。学力充実支援におきましても今、教育長の説明をお聞きしましたならば、以前に多数の議員より要望がっておりますし、私も現場を見る限りでは、その必要性は十分に感じております。しかし、本市の教育方針に沿って計画的に事業を進めていくのであれば、私はやはり3月の当初予算の段階から計上すべき重要な案件だったのではないかとこのように考えております。たればの話はあまりしたくないのですが、ぜひ事業を実施することが目的にならないように、子供たちのために、そして本来の目的達成のためにしっかりと計画を練って、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

基礎学力の定着と向上は大変大事なことです。これまではその目的に沿って質問を行ってきましたが、週1回、放課後の1時間をどう使ったらいいかという、これまでとはちょっと違った視点から、現在の目的にとどまらずに、生きる力を伸ばすという視点で、子供の立場に立って考えてみるならば、私はもっといろんなことができるのではないかとこのように考えています。具体的にはそろばんや習字、歌や音楽、絵や工作、踊りや走り、虫取りや植物栽培等、取り上げれば切りがありませんが、生きるための力を養うには必要だが、授業ではなかなか取り組むことができない、担任の先生たちがなかなか手が回らないといったような

ことをやってみてもいいのではないかと思います。伝説の灘高の国語教師の橋本先生は、中助助著の「銀の匙」、1冊を横道にそれながら、3年間かけて読み込むというような型破りな授業を行っておられます。そこまでとはいかなくても、生きる力、学ぶ力をつけるためには、そういうこともいいのではないのでしょうか。そのことについてどのように考えられるでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

松岡議員から貴重な御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。教育委員会といたしましては、子供たちの基礎学力の定着と向上を目的としたパワーアップ教室を実施しておりますので、課題等を改善しつつ、目的に近づけるよう今後も創意工夫を行ってまいりたいと存じます。御提案をいただきました内容につきましては、熊本県教育委員会の社会教育分野で計画しております「放課後子ども教室」的な内容ともつながるのかなと思われませんが、これまでも検討してまいりましたけれども、参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 当然、基礎学力の定着ですね、重要であるということは私も重々承知をしております。しかし、子供の立場に立って放課後の1時間をどう過ごすかという、また別の視点もあるのではないかとというような提案をさせていただきました。教育振興基本計画ができておりませんので、本市教育の明確な方向性はわかりませんが、ぜひそのあたりも含めて、本当にやはり子供たちにとって有意義な時間となるような取り組みを行っていただきたいというふうに思います。以上でパワーアップ教室についての質問を終わります。

それでは、最後にお庭御覧についての質問を行います。本年11月26、27日に、人吉市の庭園めぐり「お庭御覧」が開催されました。私は27日のみの参加だったのですが、感想を一言で申しますと、人吉市の可能性を感じさせるとても楽しいわくわくする事業でした。と同時に、郷土に対する誇りがより一層深まりました。参加者も大変多く、市民の興味関心もとても高いということがわかりました。

さて、今回は文化芸術事業の一つとしてのお庭御覧と、お庭御覧事業の題材であったお庭の可能性と観光のつながりという二つの流れで質問を行ってまいります。

まずは、文化芸術事業としてのお庭御覧についてお尋ねをします。私を感じますに、このような文化芸術事業は本市主催も当然ながら、民間で開催されている事業につきましても、参加者が多いような気がします。以前は「人吉市には何もなかもんな」という声をよく聞いていたのですが、特に青井阿蘇神社が国宝に指定されてから、このような声が極端に少なくなったような気がいたします。これも本市及び民間の努力の結果だと思えますし、今回の事業におきましても大変いい事業だったと思えます。

そこで、本市が実施している文化芸術関係事業とその成果についてお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。

本市では、戦後すぐから継続しています犬童球溪顕彰音楽祭や人吉球磨総合美展、また、市民が主役の人吉文化祭といった、広く知られております文化芸術事業がございます。これらの事業には郡市はもちろん、県内外からの参加や来訪があるところでございます。こうした事業が展開可能なのは、人吉市民に脈々と流れ続けている文化力と潜在能力の高さゆえと考えております。また、教育委員会では市民の文化力のさらなる向上を掲げて、歴史館やコミセンなど、多様な機会と場所で、これまで各種講座や学習会等を開催してきているところでございます。今回のお庭御覧もそうした文化力向上の一環の一つでございますが、ほかに現在、市民学習支援事業として人吉城歴史館を会場に、本年9月から「古文書を読んでみよう」を開講いたしております。これは相良古文書研究会の会員の方々をボランティア講師に、一般市民30人を対象に月2回、初歩的な古文書学習を行うものでございます。必要な経費は参加者が負担する自立的な学習会でありまして、毎回熱心な学習が続いております。また、11月からはすべての世代の方に地域の歴史について学ぶ機会として、日曜午前中、「そうだったのか人吉の歴史と文化」と題し、5回の講座からなる歴史館カレッジを開催しているところでございます。

これまでの事業を通して、市民の方々に本市の歴史や文化のもつ魅力について、より理解を深めていただけるものと存じます。今後はこうした学習等を経験された市民によって、相良700年の文化伝統がさらに磨き上げられて、まちづくりに反映されていくことを期待しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 部長がおっしゃるとおりだというふうに私も思います。我々は郷土をもっと知る必要があります。そして、もっと磨き上げる必要があります。そのためにはもっと学ぶ必要がある、そのように思っております。今回のお庭に関しましても、私はその存在と価値に全くとっていいほど気づきませんでした。青井阿蘇神社横の文化苑開園をきっかけに今広がっているわけですが、市民の方も人吉球磨のよさに気づき始めておられますし、また、足元にそれだけのものがあるということも大変素晴らしいと思います。今後さらに地域資源の発掘と磨き上げの風潮を高めるためにも、文化芸術関係の講座を充実させていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

公がやる文化講座のほか、コミセンなど地域住民が主体的に企画運営する文化講座もあり、また、人吉球磨伝統文化塾などのように民間ベースでの学びの機関や機会もふえてきております。教育委員会としましては、市民ニーズと社会の要請を判断しながら、今後も人吉らしい文化講座を提案、実行していきたいと考えております。また、関係各課との連携を図りな

がら、市民学習の成果がまちづくりや観光にも反映されるように取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ぜひそのように進めていただきたいと思いますし、私も現場でできる限り汗をかいてまいりたいと思います。

さて、次にお庭御覧事業の題材であったお庭の可能性と観光についてお尋ねをいたします。27日の事業でも、文化苑、永国寺、武家蔵、人吉城御館跡、茶の蔵、味噌醤油蔵の六つの庭園が紹介されておりましたが、まだまだすばらしいお庭がここ人吉市には存在しているとお聞きしております。そこで、本市のお庭についての認識とこのお庭の可能性についてお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

今回の事業は、人吉市に所在する歴史的な日本庭園群を著名な作庭師であります野村勘治氏を迎えて、その見方や再生の勘どころを伝授してもらい、人吉の庭園の評価、そしてその成果として周遊性のある庭園めぐりを構築して、観光資産などに活用の可能性を探るという目的で、去る11月26日、27日の両日に実施いたしましたところでございます。実施にあたり御協力いただきました庭園所有者の皆様を初め、共催いただいた相良神社、協賛いただいた人吉市造園事業組合の皆さんには、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

事業の内容でございますけれども、初日の午後に人吉城御館跡庭園を舞台にして、臨地講習と室内講義を行い、60人ほどの市民が参加されました。臨地講習では講師の指導により、大きく育った植栽の一部を思い切って剪定し、往時の庭園の壮大な石組みが現れることになり、参加者の多くの方が感動されたところでございます。また、相良神社社務所での講義では、庭園の歴史や水墨画との関係など、具体的にわかりやすく解説していただき、庭園の鑑賞の仕方を学ぶことができました。

2日目の午前には、場所を青井大宮司邸の庭園に移して、庭園の石組みの見どころや植栽の管理など、細かく解説をいただきました。また、午後野村先生に解説していただきながら、市内の歴史的な庭園、6カ所の庭園めぐりを行いました。参加者の皆さんには大変好評で、日本庭園の楽しさを満喫いただいたものと存じます。

お庭についての認識とお庭の可能性についてでございますが、講師の野村先生によれば、「地方にありながら優れた庭園が点在しており、相良文化の潜在能力の高さを感じる。今後は市民みんな庭園本来の姿を再生して、これをしっかりと継承していくことが重要である」と力説しておられました。

一方、庭園所有者を含めた参加者の方々も、人吉の庭園文化のすばらしさを目の当たりにして感動された方も多かったようです。中には早速思い切って自宅庭園の手入れを開始され

た方もおられ、個人住宅の庭園の管理にも大いに参考になったようでございます。

このように、今回のお庭御覧は単に歴史的庭園の存在を再認識することができただけでなく、良質な庭園を市内に広めていく契機となったのではないかと考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 先ほど、私は文化苑、永国寺、武家蔵、人吉城御館跡、茶の蔵、味噌醤油蔵の六つと申しましたが、人吉文化苑と芳野旅館、永国寺、武家蔵、人吉城御館跡、茶の蔵、味噌醤油蔵の六つですので、間違えて申し上げたようです。

さて、私も野村先生のお話をお聞きして感動した者の一人です。すばらしいお庭が人吉市に残っていることがわかりましたし、市民意識が向上し、市内全域にその輪が広がってほしいと思います。

私は以前、会派でまちづくりの視察研修といたしまして、長野県小布施町に行っていました。ここでは小布施オープンガーデン事業に取り組んでおられまして、これは発祥地のイギリスのオープンガーデン、イエローブックの小布施版として38軒でスタートされたものが、平成19年度には90軒の参加にまで膨らんでいました。こちらはガーデンですが、当時はすばらしい冊子までつくっておられました。そこまでとはいわなくても、今回の事業が観光資源に活用することを目的に実施をされていますように、今後これを観光に結びつけていくことが望まれます。先ほどの人吉文化苑を入れて7カ所をつなぐだけでも、立派な観光ルートが完成するわけですが、歩いてめぐる、自転車であらめぐる、じゅぐりっとバスであらめぐるなど、魅力的な提案を行ってほしいと、そのように思います。

そこで、最後に地域資源の発掘と磨き上げとしての学び、そして今回明らかになった人吉市のお庭を観光に結びつけていくための、本市の考えと今後の取組みについてお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

今回、野村先生から名園のお墨つきをいただいた庭園もあり、相良700年の文化の奥深さを参加者一堂が改めて実感することになりました。参加者からも継続の強い要請がありましたので、来年度以降、しばらくは野村先生の指導を仰ぎながら、庭園所有者の皆様、造園業界の皆様、そして一般市民の方々を巻き込んだ共同の学びと実践を継続していければというふうに考えております。また、並行して実施しております庭園図の作成や植栽調査を充実させ、文化財の指定や登録の実現化を図っていくことによって、庭園周遊コースの設定など、その成果がまちづくりに還元、応用されて、観光名所の磨き上げにつながっていくのではないかと考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 人吉球磨の魅力がまた一つふえそうです。我々も先人たちに感謝しながら、しっかりと磨き上げ、次の世代に受け継いでまいりたいと思います。

以上をもちまして、全質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時14分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 11番議員の笹山でございます。本日の最後の登壇となりました。

今回は、12人通告されまして、12番くじを引いてしまいました。今回、選択の余地はありませんでしたけれども、議員の皆さん方のおかげで、またこういった初日の最後の登壇を与えていただきました。通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

今回は、市長の施政方針より、災害時相互応援協定、市民健診、農業政策、議第90号の4項目について通告をしました。

まず初めに、災害時相互応援協定についてであります。施政方針で述べられましたように、予想をはるかに超える災害の発生も想定する必要、それから県内に支援活動が求めにくい状況になることも考えられる、そのようなことから姉妹都市の鹿児島県指宿市、友好都市の静岡県牧ノ原市の両市と、災害時相互応援協定を締結されたようであります。遠隔地の指宿市、それから牧ノ原市との協定について、協定に至った背景と経緯についてまずお尋ねをしておきたいと思います。また、その災害時相互応援協定の具体的な内容について、どういうものかあわせてお尋ねをしておきます。

○総務部長（坂崎博憲君） 笹山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の指宿市、牧ノ原市との災害時相互応援協定につきましては、本年8月1日に姉妹都市である鹿児島県指宿市と、10月7日には友好都市でございます静岡県牧ノ原市と、災害時の相互応援協定をそれぞれ締結をいたしたところでございます。

指宿市とは、同じ観光都市として、産業、教育、文化等幅広い分野で交流を行っております。また、牧ノ原市とは、鎌倉時代から約700年にわたって人吉球磨を治められた相良氏の発祥の地として、歴史的なつながりが深く、友好都市としての交流を行っているところでございます。今回このような御縁をきっかけになったところでございます。

これまで、本市と他の自治体間の災害時相互応援協定といたしましては、熊本県内の市町村間で締結いたしました熊本県市町村災害時相互応援協定がございまして、大規模災害の発生により甚大な被害が発生した場合には、応急措置を実施するという協定を結んでおります。

しかしながら、東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合には、広域的に同時に被災する可能性が極めて高く、被災した周辺地域の生活物資等が一時的に不足をするなど、周辺地域からの迅速な災害支援は極めて困難であると想定されます。そこで、同時に被災する可能性が低い遠隔地との相互支援体制が有効であると考えたところでございます。また、過去に起きた豪雨災害や今回の東日本大震災におきましても、災害協定を締結していた自治体間同士の災害支援が迅速に行われたという経緯もございます。今回の遠隔地間の災害時協定の締結にしたがって至ったものでございます。

次に、災害時相互応援協定の内容でございますが、災害が発生した場合、応援を円滑に遂行するために、事前に必要な事項を定めております。応援の種類といたしましては、食料、飲料水及び生活必需品の提供や、応急復旧等に必要な資機材の提供、また、被災者を一時受け入れるための施設の提供、そして救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者に対する住宅の提供などにつきまして応援事項を定めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに大規模な災害が発生した場合、広域的に同時に被災する可能性、非常に高い状況が想像できます。また、被災した周辺地域の生活物資等の不足、そういったことを考えますと、やはり迅速な災害支援は困難である、これは確かにそういうふうに見えると思っております。そういったところで自治体間の災害支援を迅速、また適切に行うために遠隔地との自治体との災害相互支援体制、必要な部分であるかもしれません。ただ、一つ気になったのが今回、近年非常に協定の締結というのがいろんなところで協定を締結されていると、そういった状況があるわけなんですね。ですので、なぜそれだけ協定を結ばなければいけないのかなとちょっと考えたときに、あくまでも協定を結んどつたらば、そういった災害支援が行えますよと。ならば、協定を結ばんだつたらば、ならそういった支援をせんでいいのかなと、そういったこともちょっと気になったわけなんです。やっぱり自治体の責任とすれば、協定を結ばなくてもやはりそういった応援はする必要があるんじゃないかなと、そういったことを考えたときに、あえて協定を結ぶ必要があるのかなというようなことをちょっと考えて、今回こういった協定について通告したわけなんです。やはりただ調べてみますと、阪神淡路大震災のようなそういった大きい災害発生の中で、こういったお互いに協定を結んどつたら、やはりそういった災害支援が迅速に行えると、またいろんな意味でそういったメリットが出てくるというような形で、自治体間同士が協定を結んでいる実情等が、私も調べて把握できましたので、やっぱり必要な部分なのかなあというふうなことも感じているところであります。ただ、そういった遠隔地と協定した場合に、実効性が伴うのかどうかというふうな部分が非常に気になるところでもあります。やはり実効性が確保されないと締結の意味がなくなるのかなというふうに思っていますけれども、そういった実効性の確保

についてどのようにお考えなのか、1点お尋ねをしておきたいと思っています。

それともう一つは、応援によって生じた、例えば実際にそういった応援をした場合に生じた費用の負担、これがどのようになるのか、これもちょっと気になりますので、この2点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

災害時相互応援協定を締結したことにより、大規模災害発生時におきまして、協定市との間で互いに災害支援あるいは応援要請が迅速にできる実効性のあるものにするためには、やはり日ごろから災害発生時を想定した搬入道路等の情報交換等を行うことなどが必要であるというふうに考えております。また、実際の災害支援のほかに、平常時においても台風、豪雨、地震など、幾度となく経験されたり、対策を講じられております両市と防災、減災に関する情報交換を行うこともできるため、大変有意義であると認識いたしておるところでございます。

次に、対応した場合の経費の負担につきましては、「原則として応援を要請した市の負担とする」、つまり応援を受けた市と協定書の中で明記しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それから、もう一つ気になりますのが、やはり自治体間との協定以外に民間事業者との災害時の応援協定が考えられると思っています。大規模災害が発生した場合に、ライフラインとか情報通信網の途絶、また、パニックの発生とか庁舎もしくは公共施設の損壊、または職員の負傷、そういったような状況によって、やはり被災した自治体については非常に災害に対する対応能力が著しく低下をすると、そういった状況が発生すると思っています。そういった状況のときに応急的な復旧活動が満足にはできないというような事態に対するために、その一つの手段としては、民間事業者等の協力を得ることが非常に重要になってくると思っています。物資供給、もしくは医療救護、もしくは緊急輸送活動、そういったさまざまな応急復旧活動について、被災自治体をサポートするそういった形での協定が多くの自治体との間で締結をされている、そういった状況があるようであります。民間事業者を考えますと、自治体にはない専門的な技術もしくは知識、それから資材等を有していると、そういったことからさまざまな分野での民間事業者との協定を締結するということによって、広くまた的確な応急復旧活動が期待できる、そういった効果があるんじゃないかなと思っています。本市においても、そういった民間事業者との協定を締結をされているようでありますけれども、具体的にちょっと総括をしておきたいと思いますので、具体的に民間事業者との協定、どのような形でなされているのか、これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

災害時応援協定の締結状況といたしましては、先ほど申し上げました自治体のほかに、国の国土交通省九州地方整備局とも応援の要請に関する協定を締結いたしております。また、災害時の応援復旧活動等に関する、議員がおっしゃいました民間事業者や関係機関との間で協定を締結しているところがございます。

災害発生時の情報収集及び応急復旧活動のための人的・物的支援機関と民間事業者といたしまして、人吉市建設協会、人吉市下水道排水設備組合、人吉市管工事共同組合、人吉市電気事業協同組合、人吉球磨塗装組合と締結をいたしているところがございます。

飲料水等の救援物資の提供機関、民間事業者といたしましては、南九州コカ・コーラボトリング株式会社と締結をいたしております。

また、災害時の廃棄物の処理等の支援活動に関する協定機関といたしまして、社団法人産業廃棄物協会と締結をいたしているところがございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今、七つの民間事業者と締結されているようでありまして、やはりそういった、先ほど言いましたように、ライフラインを復旧するとか、情報通信網の破断とか、そういったいろんな状況について対応する必要があるんじゃないかなあと思うところであります。ただ、今七つの民間事業者と締結されているようでありまして、やはりこれ以外にもさらにいろんな応援体制を図るためには、まだまだ締結をする部門、分野があるんじゃないかなとちょっと思うところであります。そういった部分の今後、必要と考える協定の締結、これについてはどのような方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

大規模災害発生時には、先ほどから議員もおっしゃっていますように、ライフラインや情報通信網の途絶など、災害対応能力が著しく低下することが想定されますので、専門的な知識や技術、そして多くの資機材を有している民間事業者や関係機関との間で協定の締結を行い、膨大な量の応急復旧活動に対処していくことが極めて重要であると認識をいたしているところがございます。

そこで、お尋ねの今後の協定の計画でございますけれども、食品関係や生活必需品等の支援を行う民間事業者や関係機関との締結を検討してまいりたいというふうに考えております。また、災害時における避難所としての機能等を考慮いたしまして、福祉施設等との協定につきましても検討を行ってまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 食品関係とか生活必需品等の部分、やっぱりこれは非常に必要な部分だと思っております。ただ、ちょっと考えますと、さらに災害時の緊急輸送をどういうふう

にするのか、これも非常に必要な部分だと思いますので、緊急輸送をするためのそういった輸送機関との締結とか、あとはけがした人、病気した人、やっぱり病院関係、医療関係との締結をどういうふうに考えるのか、その福祉施設だけでなくそういった部分、もしくは広報的な部分、情報発信する部分、さらには例えば介護状態にある人をこういった形で緊急的に避難させるのかとか、そういったあらゆるものがまだ考えられると思っています。そういった部分については、いきなりそういった協定を結ぶということは基本的には難しい状況があるかもしれませんが、やはり今後さらにそれぞれの機関と協議をしていただきながら、やはり人吉市の市民の生命・財産をいかにして守るか、そういった立場からこういった形については災害時の相互応援協定、それぞれの民間事業者と締結できる部分については、少しずつ拡大をしていく必要があるかと思っていますので、そういった方向で今後も引き続き検討していただきたいというふうに思います。そういった形で要望しておきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。一応、これについては質問を終わっていきたいと思います。

次に、市民健診であります。特定健診、また保健指導、各種がん検診、あわせて複合検診、そういった部分については、今までにさまざまな問題が生じていたために、受診しやすい健診を目指して、市の医師会と協議を重ねてこられたようであります。市長も数回、トップレベルで協議をされたというふうに話もうかがっているところであります。そういった状況の中で市民健診に関する協定を締結をされて、平成24年度からは市民健診として実施をされるようであります。そこで、まず今までの健診体制の問題点についてどのように把握しておられるのか、これについてまずお聞きをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

これまで市が実施しております健診といたしましては、19歳から39歳までの市民を対象としたヤング健診、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者を対象とした特定健診、75歳以上の方を対象とした後期高齢者健診、がんの早期発見や早期治療を目的とした各種のがん検診を実施しております。また、健診の方法としまして、各健診を単独で受診する各種健診と、複数の健診を組み合わせると1日で終わる複合健診の2種類がございました。その複合健診につきまして、医師会から提示された受診者数の枠がございましたので、希望の医療機関で受診するため、受付開始日には早朝5時半ごろから受付会場に並ばれている方もございましたし、さらにそういうふうに早朝から並んでも、希望の医療機関を受診することができないということもございました。健診期間につきまして、特定健診は6月、7月の2カ月間、後期高齢者健診は9月から11月までの3カ月間、各種のがん検診はがん検診の種類により9月から12月までの間にそれぞれに分けて実施しておりましたので、健診時期がわかりにくい、複雑でわかりにくい、また、1回の受診ですべての健診を受けることができないという御指摘もございました。また、健診申込書も複雑で、書き方がわからない、わかりにくい。申込書を町内会長さんに託すと、個人情報が見られるのではないかという不安に感じられる

方もあるなどの問題点がございました。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 市民の方からもいろんなやっぱり部長が答弁されましたように、いろんな問題点、確かに私も聞いておったところなんですね。確かにその複合健診についても、その希望する医療機関で受診をできない、もしくはそのかかりつけの医療機関であっても、もう受診枠がいっぱいで別の医療機関でしか受診をできない。そういったことで、何でそういうふうにかかりつけの機関で受診できないのか、非常に問題だというふうなそういった話もいっぱい聞いたわけなんですね。そういった問題を解消するためにいろいろと協議をされて、新しく市民健診を実施されると、そういったことで理解をしているところであります。ですので、今度は改めてその新しい市民健診、具体的にはそういった問題を解消するためにどのように取り組まれるのか、この点についてお聞きしておきたいと思います。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

これまでの問題点を改善するために、最初に市長も入りまして医師会と協議をさせていただいたところがございます。5回にわたる医師会との協議の中で、年代で分けているヤング健診、特定健診、後期高齢者健診を基本健診として一くくりとして、がん検診を追加健診とし、それらを総称して名称も市民健診と改めようということになりました。健診の時期につきましても、74歳以下の市民健診を4月から8月までの5カ月間、75歳以上の方の市民健診を9月から12月までの4カ月間に延長することになりました。

また、医師会に健診の受診枠を撤廃していただきましたので、保健センターに申し込み後、送られてきた問診票により希望される医療機関で直接受け付けしていただくようになりました。あわせて、特に理由があつて総合病院での健診を希望される場合、人数に制限はございますけれども、人吉総合病院でも受診できるようになりました。また、基本健診につきましても、病気で受診中の方にも治療中の病気以外の検査を受けることにより、全体的な身体状況を把握することができるので、医師からも受診するように進めていただくことになりました。市民の皆様が健診を受けやすい体制づくりができたことで、受診率の向上にも結びつくのではないかと期待しているところでございます。

また、健診の申し込みにつきましても、申込書をわかりやすく改善したり、提出方法につきましても返信用封筒を同封いたしますので、同封した封筒に入れて、町内会長さん、班長さんに提出していただくか、直接その封筒を利用して郵送していただくことも考えております。

また、市民の皆様への周知方法として、病院にポスターやチラシ、町内の公民館や公共施設にポスターやのぼり旗などを掲示していただくこと、各町内会へ出向き、健診の説明会の実施などを考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） やはり受診枠を撤廃していただくこと、これがやっぱり一番受診をされる方にとって非常に受診しやすい状況をつくり出すんじゃないかなと思っています。一番問題があったのが、その受診枠があつてなかなか希望する機関で受診できないところがやっぱり一番問題があったのかなというふうに思っているところであります。そういったいろいろな改善をしていただくわけなんですけど、その中でちょっと気になりましたのが、例えば74歳以下の方の市民健診を4月から8月まで実施をすると、あと75歳以上の方の市民健診を9月から12月まで実施をすると、そうした場合に、その4月から8月まで、9月から12月までという形になりますけれども、一つその保健指導が今度はどうなるのかというふうな問題があると思っています。そういった形で変更された場合に、保健指導はどういった形でされるのかということをお聞きしておきたいと思ひますし、もう1点はその75歳以上の方が9月から12月までの間に受診をされるということをお考えた場合、その高齢者の方がやっぱり寒い時期に健診を受けるというふうな状況が出てくると思っています。そういった高齢者の方が若干寒い時期に受診をするということについては、健康上の問題はないのかなとちょっと考えるんですけど、その点についてもどのようにお考えか聞いておきたいと思ひます。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

40歳から74歳までの国保の方を対象とした特定健診後の特定保健指導につきましては、必要性に応じて1回の結果説明で終わる方と、6カ月間継続した保健指導を要する方と分られますので、健診を早い時期に実施し、その後6カ月間の保健指導期間を確保するものでございます。次年度におきましても、これまでどおり9月から翌年の3月まで実施する予定でございます。また、これまで1回目は集団での説明会を実施してございましたけれども、次年度につきましては集団ではなく、お一人お一人に説明しながら、結果をお返しする方法を検討しているところでございます。

また、後期高齢者を後半のほうに持ってくる、9月から12月ということで、寒い時期になるのについてということでございますけれども、かかりつけ医で健診ができますので、通常病院に行っておられる方々は、その一環として、日にちは違えていただかなければいけませんけれども、かかりつけ医で受診していただくことができるようになりましたので、そういうふうに御協力をお願いしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 保健指導の中で説明会、集団健診での結果説明会等を開催されると、次年度が集団ではなくて、一人一人に説明をしながら結果の話をしていきたいということがあります。その健診の結果数値、これについてはその健診の結果通知のあり方について

は、今どのようにされているのか、これについてお尋ねをします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 健診結果通知についてお答えいたします。

これまでも健診後、おおむね1カ月をめぐりに健診機関から保健センターに結果が届きますので、直ちに受診者に通知をしております。緊急を要する方には、直接医療機関から御本人に結果の御説明をしていただいております。また、車健診の場合も、緊急を要するときには健診結果がわかり次第、翌日または数日後、保健センターに通知が届いておりますので、すぐさま御本人へ連絡をして受診していただくように御説明をしております。

そのほかに緊急は要しませんが、年に1回、半年に1回、または用心のために病院での再検査をお勧めする場合もございます。その場合は、結果通知に紹介状を同封し、医療機関の受診をお勧めしております。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 結果通知については、今答弁されましたように緊急を要する場合等、すぐに本人に連絡なり通知をやって、早めに連絡をして受診をしていただくようにやっていると、そういったような説明、答弁いただいたところであります。ただ、今回、私のところに市民の方から相談があったわけなんです。そういった市民の結果通知のあり方について、ちょっとどうしたものかなあというようなことで相談があったところあります。実は、例えて言いますと、6月22日に健診を受けられて8月4日に説明会の通知があったということでもあります。ただ、8月4日のその説明会には、ちょっと用事で忙しくて出席できなくて、健診結果については郵送で送ってくださいということをお願いをされたようでもあります。そこで届いた結果通知を見られてちょっとびっくりされた状況があるようでもあります。健診結果通知の中に腹水の疑いがあるというふうな記載があったということで、もうびっくりされて、すぐさまに産婦人科等の先生に御相談をされて、もうすぐに緊急的に総合病院等にも手配をされて入院をされて、もうすぐに手術をされたと、そういった状況があるようでもあります。もう一人の方については、御夫婦で7月11日に健診を受けられて、8月19日に説明会があったということで、そちらのほうに行かれたようでもあります。御夫婦で行かれて、一人の方は異常なしであったと、ただもう一人の方はちょっと疑いがあるというふうな話をされて、それから精密検査を受けられたら、肺がんであったというふうな状況があったようでもあります。そういったところで、そういった結果通知のあり方については、医師の判断とかいろいろな状況等があっただけでこういった結果通知になったかもしれませんが、そういったちょっとした疑いがあるといった状況の中で、これが果たしてその1カ月後、まあ1カ月半後に通知が来るのが早いのか遅いのか、これはもう私にもちょっとよくわかりません。本人の考えもあるかもしれませんが、周りの状況がどうなのかというのもわかりませんが、ただやっぱりそういった疑いがある場合には、先ほど部長が答弁されましたように、すぐにそういった

医師の判断を仰いで、例えばすぐに連絡をすとか、やはり1週間後、2週間後にそういった通知をしてもらって連絡をすとか、そういったことが必要ではなかったかなあというふうに思うわけなんですね。そこで、その方もやはりそういった疑いがある場合には、1日でも早くやっぱり通知をしてほしかったと。そうすることによって、早めに病院で精密検査を受けて早めの対応ができると。そうすると、やっぱり悪い症状にならないように済むのでぜひそういったこと、何でもう少し早く通知を出してもらえなかったのだろうかかなというように、非常に不安を持っておられました。

また、それとあわせて、そういった御夫婦で説明会へ行かれて、一人の方は異常なしであった、一人の方は異常ありますよと。果たして、その結果通知をそういった説明会で渡されるときに、異常のある人の分と異常のない人の分を同時に渡すことが果たしていいのかなと、これについて若干問題があるのかなとちょっと気にはなったところなんですね。これはもう執行部の取り組み方で、どういった形でされているのかということまではわかりませんが、やはりそういった市民の方からすれば、やはり違う数値が同時に送られてくるということについては、やっぱり非常に不安を持たれるんじゃないかなあというふうに思っています。ですので、そういった状況が実際あるわけなんですね。そういった中で、やはり先ほどの部長の答弁をきちっと判断しますと、当然そういった事態は発生しないはずだというふうに判断するわけなんです。ところがやっぱりそういった事態が発生をしてしまっている、ましてや市民の方にそういった不安とか不満がちょっと渦巻いている、そういった中でやっぱり中にはそういった状況で健診結果通知がこういった形で遅いのであれば、やはり受診はしたくないよというふうな気持ちも持っていらっしゃる、そういった状況もあるようであります。ですので、そういったことを踏まえたときに、こういった状況が本来であれば発生することがないと思いますけれども、実際こういった状況が発生してしまったということで、こういった状況が起きたことについては、執行部としてどういうふうにお考えなのか、この点についてもちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（永山芳宏君） ここで時間の延長をいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

今、2人の事例を教えてくださいましたけれども、通常、緊急性がある場合には、結果が出次第、健診機関、医療機関から通知を出していただいているところでございますけれども、緊急性がないと判断された場合には、集団説明会で結果票をお渡ししております。御夫婦で片方はどうもなかったけれども、片方が何か異常があって、精密検査をした結果、肺がんだったというようなことをお聞きしましたけれども、多分、この方も緊急性があれば健診機関のほうから直接通知があつたものかと思っておりますけれども、そういった緊急性があるかないかの判断は医師の判断によりますので、保健センターでもなかなか把握できないところでございます。ただ、御指摘のように結果、やはり最初の方は腹水の疑いがあつてということで、

緊急性はないというふうに医師が判断されたわけですが、ですから1カ月後に通知が来まして、集団検診の中で御説明する予定にしておりましたが、やはり結果、婦人科を受診されて、卵巣腫瘍だったと、それで摘出されたということ。それから、もう一人の方は肺がんであったというような、そういった結果があるわけですので、今後はやはり少しでも何らかの異常があった場合、疑いがあった場合に、そういった場合にはすぐさま御本人に御連絡をするように、健診機関、医師会のほうにもお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、保健センターにももちろんそれを連絡していただいて保健センターのほうも細心の注意を払って、受診された方々に連絡をするように指導していきたいというふうに思っておりますので、今後は医師会の皆さん方、それから車健診のほうも協力しながらやっていきたいというふうに思います。特にがん検診の場合には、結果がすぐわからないと、1カ月後、1カ月半後であれば、それで手おくれになった。何のために検診を受けたのかわからないということにもなりかねませんので、重々それを承知しながら対応させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ぜひ、そういった対応をとっていただきたいと思いますが、やはり少しでも疑いがあるという部分については、やはり早めに本人に結果通知を出して、早めのそういった対応をとっていただくのが一番じゃないかなと思っています。そういうふうにするためには、直接やっぱりもう1週間でも2週間でも、早め早めの対応をとれるような取り組みをする必要があると思っています。それについては、やはり医療機関と十分な話し合いをやって、そういったミスじゃないですけども、そういった状況がある場合はもうすぐに連絡していただくような体制の十分な話し合いが今後必要だと思います。市民健診に取り組む中では、そういったやっぱり医療機関との十分な話し合い、そしてあとはその市民に対する受診、もしくはその受診した後の体制、フォローをどういうふうにとっていくのかと、そういった部分を十分に踏まえて取り組む必要があるんじゃないかなと思うわけなんです。ですので、いくらこういった市民健診を改めましたよ、こういうふうな形で健診をしますから受診をしてくださいというふうなことだけでは、なかなかやっぱり受診率の向上にはつながっていかないのかなというふうにちょっと思っているところであります。ですので、そういった受診率を向上するためには、受診後のそのフォローアップをこういった体制で取り組むのか、これをやっぱり十分に考えていく必要があるんじゃないかなと私は感じているところであります。やはり保健センターの中で保健師の方が市民一人一人の顔が見える、そのような保健指導、もしくはその中でやはり市民に不満とか不安を与えないような懇切丁寧な説明とか、そういった部分をすることによって、そういった部分が解消してくるんじゃないかなと

いうふうを考えるわけです。ぜひ、今、早め早めの対応をしていきたいというふうなことで答弁いただきましたので、そういったところを特に今後、執行部の中でやっぱり十分な協議をしていただきながら、そういった体制で市民に不安を与えないような体制をとっていただくようにこれは要望しておきたいと思っています。そうすることによって、受診率の向上にも結びつくと思いますので、そういったところもあわせて期待をしておきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上で、市民健診についての質問は終わっていきたいと思います。

次に、農業政策についてであります。施政方針の中で、市長は外国農産物に負けないブランド化や6次産業化など、農業で食べられるまちの実現に向けて最大限の努力を重ねてまいりたいと、今回も述べておられます。具体的にどのようなことをお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本議会の施政方針で述べましたとおり、先般、我が国では環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPP交渉参加に向け、関係国との協議に入ることとなっております。今後の農業政策につきましては、これらの状況を踏まえ、特に外国産農産物に負けない農産物ブランド化や6次産業化が必要と考えているところでございます。そこで、農業で食べられるまちの実現に向けた具体的な取り組みといたしましては、これまで健康を基軸とした農産物ブランド化の一環としまして、医食同源ひとよし米を初め、トウガラシ、キクラゲなどの生産振興を図ってきたところでございまして、今後とも関係機関との連携を図りつつ、それらの生産組織に対する支援を行ってまいりたいと存じております。

また、農業で食べられるまちの実現のためには、何といたしましても、販路の確保・拡大が最大の課題であると存じているところでございまして、市といたしましても、昨年、農業振興課に新設しました地産他商推進室におきまして、本来の農産物の販路拡大の取り組みを行っているところでございます。

また、農業という産業による生産物が他の産業と違うところは、他者により価格が決定されているということでございます。農家みずからが価格決定ができるような品質の確立が大切であると考えているところでございます。つまりブランド化であるということが言えると思います。他の産業と違うところが決定的なところは、価格決定権がみずからにないというところでございます。

また、さらに販売先が一定化していることが農業の重要な要素であるというふうにご存じでありまして、これがいわゆる販路でございまして、このような体制を構築していかなければならないというふうにご存じでありまして、この体制の構築こそが農家所得の向上を図り、安定した農業所得を確保することになり、農業後継者も生まれ、ひいては結婚相手の対象者として、所得においても何ら不足はないという状況をつくり出すことが農業で食べられるまちの

理想だというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かにその農業で食べられるまちの実現、ブランド化、もしくは販路の拡大、非常にやっぱり重要な部分、そういうふうには思っています。ただ、それが果たして今の状況の中で、農家の所得向上に本当につながっているのかなという、ちょっと疑問に思う部分があるわけなんです。やはり農業をやっている方が、そういった所得の向上につながっていかないと、農業で食べられるまちにはならないんじゃないかなと思うところがあります。今のそういったブランド化の政策推進をされていらっしゃいますが、例えばそのキクラゲであったり、トウガラシであったり、その中に果たしてその農業者の方がどれだけそういった形で、今そういった意欲を持って、意識を持って取り組んでいらっしゃるのかという、そういった部分をきちっとやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。キクラゲの生産組織の中に農業者の方がどれだけ加入していらっしゃるのか、そういった部分を踏まえて、農業者がそういったきちっとブランド化に対応できるような素地づくりも、これはしていかなければいけない、そういうふうには私は思っているところであります。そういったことを考えて、ただそういった農業のブランド化だけの問題ではなくて、果たして今の農家の方たちがどれだけそういった部分に取り組めるのかというふうな状況も、きちっと把握をしていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。そういったいろんな手立てをやりながら、農家の所得向上につなげていかなければならない、そういうふうには思っているわけなんです。ですので、例えばそういったなかなか農家の方が今のブランド化に対する政策等について、なかなかその取り組みをできないといいますか、難しいというか、そういった状況の中で、果たしてそうしたらばそういった方たちはどういった形で農家所得の向上をすることができるのか、これも二本立てでちょっと考える必要があるのかなというふうに思うわけなんですけれども、そういった部分の方たちに対する所得を上げる手立て、これについては何か具体的に考えていらっしゃいますか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

農業で食べられるまちづくりの実現を目指す上で、農産物ブランド化への取り組みにつきましては、先ほど市長のほうから答弁があったとおりでございます。このブランド化に取り組んでおられない農家の方、そちらのほうの所得向上はということが議員の御質問だと思います。その方々の農家所得を上げる手立てといたしましては、市ではこれまで国や県の補助事業を活用しながら農業振興を図ってきたところでございます。また、本市農業者の所得向上を目指した取り組みが国・県の補助事業の採択基準に該当しない事業につきましては、市単独の補助事業であります人吉市農業活性化対策事業補助金などを活用していただいている

ところでございます。今後におきましても、農業を取り巻く厳しい状況の変化に対応しつつ、本市農業者の所得向上につながる事業への取り組みを県やJAなど農業団体と連携しながら進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 人吉市農業活性化対策事業補助金を活用していただいている、基本的には国・県の補助事業をそのまま活用しながら、それ以外については人吉市農業活性化対策事業補助金の中でいろんな取り組みをされているという状況なんですね。ただ、この活性化対策事業補助金の中を見たときに、やはり内容を少しずつ変えていらっしゃいますから、その中にもやっぱり農産物ブランド化の推進、そういった部分がかかなり占めてきているわけなんですね。ですので、そういった部分を考えて場合に、ならば同じ総枠は変わらない中で、そういった新しい農産物ブランド化に対する事業部分が入ってきた。ならば、総枠の中からは今まで利用できた部分が利用できなくなってしまう、そういった状況が出てきているんじゃないかなと思います。もしそういった形で対策をとるのであれば、その分は少なからず確保する必要もあるのかなと。例えば農業活性化対策事業補助金の中に、農産物ブランド化でこれだけの補助金で対応したいということであれば、その分を今までの規制の中で農家の支援をしながら、あわせて膨らませるような、そういった形での活性化補助金の中での対応ということもできるんじゃないかなあというふうに思っているところであります。それにはまた、今後そういった農家に対する支援の中で検討していただきたいなというふうに思うところなんです、ただ、今そういった状況の中で、例えば果たして今の農業を見たときに、10年後の人吉市の農業はどうなっているのかなと考える場合があるわけなんですね。非常にそれぞれの地域でも農業後継者も減少している、いろんな状況等があると思っています。ですので、例えば人吉市の10年後の農業のあり方として、例えばその農家の人口推移はどうなるのか、もしくは農業形態がどうなっていくのか、その辺ちょっとよくわかりませんが、そういったところを判断して今、その執行部としてはどのように10年後の農業のあり方になっていくのか、どのように見据えていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

10年後、本市におきまして農業の状況はどうなるのかという御質問でございますが、農林業センサスデータによりますと、本市の総農家数は10年前の2000年は1,514戸でございましたが、2010年には1,281戸と、233戸減少いたしております。その内訳といたしまして、販売農家は10年間で1,121戸から821戸と300戸も減少をいたしております。農業形態として、販売農家の減少が著しい状況でございます。ただし、経営農地が2ヘクタール以上の農家の全体に占める割合は、10年前は8.4%でございましたが、現在では9%と増加しており、販売

農家における経営規模面積は拡大している状況でございます。

以上のとおり、ここ10年間のデータを踏まえ、10年後の総農家数、販売農家数を類推しますと、総農家数が約1,000戸、販売農家数が500戸程度まで減少するのではないかと推測するものでございます。ただし、経営農地が2ヘクタール以上の農家の全体に占める割合は、今後10年間で全体の1割以上を占めるのではないかと予想され、販売農家の経営規模は確実に拡大していくものと存じます。

このように、今後、高齢化の進展に伴い、農業形態は経営規模を縮小していく自給的な農業者と、経営規模を拡大していく販売農家と、二極化が進展していくのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 10年後を見た場合もやはりそういった二極化の現象、これは多分非常に進んでいくんじゃないかなというのは、私も思っているところであります。今現在、50歳代、それから60歳代、もしくは70歳代、そういった方たちが、今の人吉市の農業を元気にやっていたらっしゃるんじゃないかなと、元気に引っ張っていらっしゃるんじゃないかなと思っているところなんです。これが10年たちますと、世代交代も進みまして、やはり今の30歳から50歳前半、そういった方たちが中心的な農業の担い手になっていくと、そういうふうには予想ができるわけなんです。そうした場合に、今のそういった若い人たちがやはり10年後、やっぱり夢を持って、もしくはやりがいを持ってできる農業、こういった状況をつくり出していくことが重要になってくるんじゃないかなと思うところであります。10年後もやはりやりがいのある農業をしていくためには、やはり今からそういった10年先を見た、そういった農業政策、手立てをしていく必要があるんじゃないかなと思っています。恐らく、そういった政策の中に市長が考えていらっしゃるその農産物のブランド化、もしくは6次産業、こういった部分をきちんと確立をしながら取り組んでいく、これも一つの重要な農業を守っていく、また農業を育てる一つの役目だと思っています。ただ、やっぱりなかなかそういったブランド化だけで農業ができるわけではありませぬので、そういった別の形で今の農業を守っていく人たちの農家の人たちについてもやりがいのある農業にしていく手立て、これもやっぱりしていかないと、片やおろそかになってしまえば農業が衰退してしまう、そういった方向に行くんじゃないかなと思いますので、その辺のこの手立てなんですね、10年後もそういったやりがいを持ってできるような手立て、これはやっぱり今から検討していく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の手立てについて考えがあるのかどうか、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、10年後の本市の農業は現在30から50歳代の農家を中心になると考え

ており、先ほどお答えいたしましたとおり、それらの方々が経営規模を拡大していかれる担い手農家であると存じます。つきましては、市といたしましても、それらのやる気のある担い手農家の方々が夢を持って農業ができる政策を進めていく必要があると考えているところでございます。

そこで、本市独自の農産物のブランド化、収益性の高い新規作物の導入、特に農家所得向上のための6次産業化への取り組みを図っていくことが極めて重要であると存じます。また、今後とも担い手農家の経営規模拡大や所得向上を図る目的で実施されている経営体育成支援事業など、国・県の補助事業を最大限に活用しつつ、人吉市農業活性化対策事業など市独自の助成制度をより充実しながら、担い手対策の事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） あと1点、重要な問題があると思っています。農業のあり方に限らず、農地の問題があるんじゃないかなと思うわけなんです。農家が減少していくとなれば、耕作放棄地がますますふえてくる、そういった耕作放棄地の問題まで出てくるんじゃないかなと、そういうふうにいるわけなんです。やっぱりその耕作放棄地の増加につながらない、そういった対策もこれは当然考えていかなければならない必要な部分ではないかなと思っています。そこで、耕作放棄地についての現在の状況はどのようになっているのか、また、その活用についてはどうなのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○農業委員会事務局長（村田定美君） こんにちは。お疲れさまです。お答えいたします。

耕作放棄地の現状についてでございますが、本市の耕作放棄地は、平成22年8月の集計によりますと、本市の農地面積約1,860ヘクタールのうち、耕作放棄地面積約266ヘクタール、筆数が約3,300筆で、農地全体に占める割合は14.3%となっております。耕作放棄地面積266ヘクタールの内訳につきましては、何らかの手立てを加えれば農地として復元できる面積が104ヘクタール、筆数1,410筆、全体に占める割合が39.1%で、農地として復元活用が見込めない農地面積が約162ヘクタール、筆数1,896筆、割合が60.9%でございます。

農業委員会では、遊休農地の所有者等の意向調査を平成22年度中に終了しまして、データを取りまとめて、台帳、地図情報等の整備を行い、遊休農地と情報の閲覧ができる状態に作成しております。農地の所有者等は、農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないという農地法上の責務規定がございますが、昨年度実施いたしました耕作放棄地所有者等への意向調査結果によりますと、耕作放棄地約3,300筆のうち約40%の筆について、自己管理を望まれておまして、農地への愛着を垣間見ることができるとなっております。次に、農地以外に転用したいという回答が約30%ございました。

次に、耕作放棄地の今後の活用についてでございますが、現在、農業委員会では農地か否かという判断をするための現況確認調査を各地域農業委員が実施しております。耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれ、著しく劣っている農地と判断されますと、転用という手続をすることなく、各所有者等で地目を変更していただくことができることとなります。このことで少しは耕作放棄地が減少することとなります。いずれにいたしましても、農業者の高齢化、労働力不足、農業経営条件の悪化、鳥獣被害などの要因による耕作放棄地は所有者の方々の意向を尊重しつつ、活用と解消を図っていくことが肝要でございます。また、民間企業の参入促進など、行政のバックアップが求められる困難な事柄につきましては、農政サイドとの連携を図りながら取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かにその所有者の意向を聞きながら活用と解消を図る、これがやっぱり重要だとは思いますが、やはりその中で4割の方が自己管理を望まれているということをお考えますと、農家の方が農地に対する愛着を持っておられるということが受け取られると思っています。ただ、そのような中で大変厳しい状況になっていきますので、今後どういふふうに対策を練っていくのか、これが重要になってくると思っています。そのような中で、例えばその民間企業が参入、これについては今後の時代の流れからいけば、なかなかもう否定するものではないと思っています。そういった民間の活力を図ることも今後はお互いを刺激し合いながら取り組んでいく、そういったことも必要になってくるんじゃないかなと、そういうふうには思っているところであります。ただ、今後やはり耕作放棄地が増加しないためには、どういった手立てをすればいいかと、そういった部分が考えられますので、例えば湯前町は農業公社をつくってそういった耕作放棄地の解消にみずから取り組んでいくと、そういった取り組みをされているようでもあります。果たしてこれがいいのかどうかというのは、またわかりませんし、人吉市の自治体の中でそういったことができるかどうか、これもまたわかりませんので、それぞれの判断になってくるんじゃないかなと思っています。ただ、いずれにしろ、やはり何らかの形で自治体が間に立って何かの政策を進めていかないと、なかなかこの耕作放棄地の解消にはつなげていけないんじゃないかなというふうに考えるところであります。

そこで、今後、今現在そういった耕作放棄地が増加しないために、いろんな状況と活用を答弁いただきましたけれども、さらにこれが増加しない対策をどのように今考えていらっしゃるのか、その辺についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○農業委員会事務局長（村田定美君） お答えいたします。

今後の耕作放棄地対策でございますが、遊休農地を耕作地としてもう一度有効活用するこ

とは容易ではございませんが、関係機関と連携しながら、耕作希望者による有効活用へつなげる利用調整を図っていかねばなりません。なお、農業委員会は毎年、農地の利用状況を調査し、所有者等へ指導や通知等を行うということで、地権者等の意向調査を行いながら、農地利用集積円滑化団体でありますJAなどを介しまして、担い手等への集積を図っていくことが必要と思われまます。

森林化した農地などにおいて、活用しにくい農地につきましては、必要に応じて地目変更手続等を促すことにもなるかと存じます。遊休農地の活用に伴います耕作希望者等の発掘に関しましては、導入作物の検討や販路の確保、遊休農地再生利用の極めて重要な要素となっています。適地適作が基本となりますが、労働力、技術力、資本力等を考慮して、導入品目を選定しなければなりません。農地の利用目的や農地の状態、鳥獣被害状況等によっておのずと導入作物が絞られてきますので、現在の本市の取り組み事例を視野に入れながら、先例事例などを参考に、果樹、特用作物、景観作物、畜産での利用なども考えられるところがございます。栽培から流通、販路まで、地域ぐるみで取り組みを行うことが再生した遊休農地での営農の定着に極めて重要な要素になると思われまます。遊休農地の再生、利用を促進・確保するため、国・県の支援策を活用していただくこともできますので、今後担い手育成総合支援協議会や農地利用集積円滑化団体などとの働きかけにより、利用調整を行いながら農地の効率的な利用を図ることができればと存じます。

その効果としまして、担い手、農業生産法人、一般法人、または新規就農者などの耕作希望者等、遊休農地の地権者とのマッチングが調い、農地法での売買や貸借、または農業経営基盤強化促進法による貸借の申し出がされることで農用地利用集積計画による利用権設定がなされ、耕作放棄の解消につながるものと期待しているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ささまざまな課題について答弁いただいたところでもあります。

これからのその農業政策の取り組み、そういった中で今回、「えん農」ということをキーワードとしてちょっと提案をしていきたいなというふうに思っているところなんです。えん農という言葉にすべての取り組みが集約されるんじゃないかなとちょっと思いましたので、ちょっと話をしていきたいと思っています。

まず、そのえん農の一つ目が、延ばす農業。延びる延伸の延の延びる農業というふうなことであります。例えば、今の状況の中でやはり高齢者の方が健康で少しでも長く続けられる農業のあり方、これも一つ重要な部分じゃないかなと思っています。そうやって健康で生きがいを持って働くことによって病院に行くこともない、もう元気に暮らせると、そういった状況をつくり出すことによってやはりそういった面からすれば、いろんな面で病院にかからないということであれば、そういった保険税の負担も軽減すると、そういった部分にもつな

がっていくんじゃないかなと思うわけなんです。

二つ目が、応援する農業の援農、応援する農業、援農ですね。例えば消費者と連携し合って応援し合う、もしくは地域の中でお互いに応援しながら、産地形成を図りながら助けていく、助け合っていく農業、これも一つ重要な農業になってくるんじゃないかなというふうに思います。

もう一つが、家族とか親戚とかを大事にしながら営む縁農、ゆかりの農業、縁農ですね。そういった家族、親戚と色々な農業を営むことによって、やはり一つの農地を受け継ぎ、農地を守って農業を続けていくと、そういったことも言えるんじゃないかなと思っています。

四つ目に、お金を稼ぐ円農、1円、2円の円農、お金を稼ぐ農業の円農、そういった稼ぐ農業もやっぱり所得向上につなげていかなければならない、こういった四つの「えん農」を考えることによって、非常に今からの農業政策のあり方が見出せてくるんじゃないのかなと私は考えるわけなんです。やはりそういった四つのえん農がうまい具合にかみ合わさって、丸く政策的に取り組む、進むことによって人吉市の今からの農業政策の方向性が見えてくるんじゃないかなと、また、そういった政策が図られるんじゃないかなと、そういうふうに考えるところであります。

ですので、やっぱりこういった言葉、キーワードを重点的に置きながら、そういったそれぞれの分野での農業政策のあり方はどういうふうに進めていくかということを考えていけば、やはり10年後の人吉市の農業、20年後、やはり人吉市の農業は脈々としてつながっていく農業にいくのじゃないかなと、ちょっと考えるところなんです。やっぱりそういった政策部分について私はそういったえん農という言葉キーワードとして、今からの農業政策を進めていけばどうかとちょっと考えるところなんですけれども、その辺の考えについて、市長、どのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ただいま笹山議員が御提案されました四つのえん農というのは、大変興味深く、これからの農業を考える上で重要なキーワードであるというふうに存じます。

一つはおっしゃいました、その延ばす農業でございますけれども、その手本としてやはり有名な上勝町が言えるのではなからうかと思っております。まず、軽作業であると、しかも収入が非常にその周りの人々に役に立つ、しかも周りの人々からの期待もあるというようなことで、非常にその生きがいを持って高齢者の方が80代でも90代でも、葉っぱビジネスにいそしんでおられる。最近はスマートフォンを使って、それでその売買または出荷管理をしておられるというふうに、もう最先端を行っておられるという、それがまた新しいそういうツールを使うということに関しても、またお年寄りにとっても有効ではなからうかに関心をしているところでございます。この延農というのも非常に大切であるというふうに思います。

それから、お金を稼ぐ円農もこれは当然であります。いわゆる農業で食べられるまちとい

うことであれば、その農家の所得向上につなげていかなければいけない。キクラゲとかトウガラシ、医食同源米等々に取り組んでいますけれども、この実績がきちんと整っていけば、これはもう市全体ではなく、郡市全体にこれを広げて、本当に産地形成というところをぜひ図ってまいりたいというふうに思っているわけでございます。ですから、米作も、また蔬菜類、根菜類もやる、そしてそこにきのこ生産にもかかわる、または高齢者にとってはその軽作業のものに取り組んでいくということで、このお金の円というのをやはり確立していくということは大変重要であると思います。

そこで、今後は人的支援として応援の援であるとか、親族等、地域一体となって昔はありましたよね。いわゆる縁農という、ゆかりの縁という、そういうのは非常に重要であるというふうに思っております。こういうキーワードを大切にしながら、新しく農業の政策を組み立てていくことができるといふふうに今思ったところでございます。これらの四つのキーワードを大切にしながら、人吉市の政策決定の中でも四つの切り口を大切に確立をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

また、御提案に便乗するようで恐縮でございますけれども、もう一つ、二つ、えん農があるような気がしたわけでございます。それは従来の米や、お米の色が違う米を配分しながら植えつけをしまして、それを図案化して絵や文字によるメッセージをするというのが、今各地でも取り組まれているようでございます。いわゆる見せる演、演出の演ですね。見せる農業というものも最近はあるようでございます。また、その耕作放棄地、遊休地などを利用したその美しい田園風景を保持していくといいますか、守っていくということの中で、そういう例えばレンゲ畑とか菜の花を植えつけるとかいうこともしておられますし、この人吉球磨を歩きますと、コスモス等々をまいておられるところもありまして、非常にその道路沿いに車を走らせても美しいというふうな感じがしているところでございます。そういう演出の演の演農というものも、耕作放棄地の一つとしての手立てと考えられるのではなかろうかと思っております。

それから、遠い農業という、遠近の遠でございますけれども、いわゆる地産地消が基本でございますけれども、ここで生産されたものはいわゆる輸出がされるということは、もう強力なこれはブランド化でありまして、そこまでなるとその例えばさまざまに挑戦している農産物の中でそれが市全体、郡全体に拡大していくということで、これは世界的な産地化がなされるということではなかろうかというふうに思っております。そうやって遠い地域の輸出にも力点を置いた世界に通用するブランド化というものを非常に、例えばワインでいいますとブルゴーニュとかシャンパーニュ地方とかも、まあこれは球磨焼酎は球磨地方の球磨でございますから、最近、ぜひお願いをしているところは人吉のお米で球磨焼酎をぜひつくっていただきたいというふうなお願いもしているところでございまして、やはり人吉球磨の水と、そして大地で培われた米による焼酎ということで、まさにブルゴーニュとかシャンパーニュ

地方とか、そのようなブランド化というものも農業につながっていく大切なことではなかろうかというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘いただきましたこれらのキーワードを大切にしながら、政策を組み立てていくときにこういうものを大切にしていまいりたいというふうに思っているところでございます。御提案いただきまして、ありがとうございました。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 市長のほうから、また新たに二つの「えん農」のキーワードをいただきました。ありがとうございます。そういった部分をやはり大事にしながら、それを政策に反映させることがこれからの人吉市の農業政策の方向性が見えてくると思いますので、そういった部分で十分な政策を行っていただきたいと思いますので、そういった形で要望をお願いをしておきたいと思います。

最後になりましたが、議第90号についてということで通告をしております。これは条例改正案でありますので、どうしようかなとちょっと思いましたけれども、所属委員会が違いますので、審査に加わることができませんので、こういった形で通告をしました。簡単にこれは聞いておきたいと思います。ここで私がちょっと気になってお尋ねしたいのが4点あるわけなんですけれども、あわせて聞いておきたいと思います。

まず、1点目に保留牛の奨励金条例改正の提案理由、それとこの実際の改正についてちょっと違うのかなと感じましたので、これについての相違があるのかどうか、これを1点お尋ねしておきたいと思います。

2点目に、第2条の条文中、「予算の範囲内で市長が定める額」と明記されていますが、これは第2条第1項でも「予算の範囲内において保留奨励金を交付することができる」と明記してありますので、第1項と第2項、合せて予算の範囲内においてと2回出てくるものですから、わざわざ重複して明記する必要があるのかなというふうにちょっと考えたところがあります。

3点目に、第6条に遵守事項を明記してあるわけなんですけれども、こういった遵守事項については規則で定めることができなかつたのかなとちょっと感じました。

4点目に、その第6条第2号の中に「別の者」という表現があります。この「別の者」という表現がちょっと範囲が私は理解できませんでしたので、これについてはもう少し「別の者」という表現を変えたほうがよかつたんじゃないかなとちょっと気になりましたので、この4点について執行部の見解をちょっと聞いておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今回御提案いたしております人吉市子牛保留奨励に関する条例改正につきまして、まず提案理由が実際の改正内容と相違があるのではないかという1点目のお尋ねでございますが、

今回の改正理由は、奨励金の交付を受けた者が奨励金の対象となった子牛の管理を3年以内に別の者に変更できないことを規定することなど、主に奨励金の交付者に守っていただく事項を明確に規定するものでございます。このようなことで、優良な子牛を導入された後も責任を持って適正に管理していただくことになり、優良な子牛の保留が確保でき、また、畜産農家の所得向上につながるものでございまして、提案理由は改正内容に則したものであると存じております。

2点目、次に、第2条の条文に予算の範囲内が重複しているという御指摘でございますが、提案しております人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部改正案では、第1項で市は「予算の範囲内において保留奨励金を交付することができる」と規定し、第2項で「奨励金は、1頭につき予算の範囲内で市長が定める額とする」と規定いたしております。この第2条第1項と第2項における予算の範囲内の違いについてでございますが、第1項の予算の範囲内につきましては、条例があっても予算がなければ奨励金を交付することができないという理由で、保留奨励金全体の予算の確保を規定しているのに対し、第2項の予算の範囲内につきましては、決められた予算枠の中で1頭あたりに奨励金をいくら交付するかを市長が決定するという意味で規定しているものでございます。

次に、第6条の遵守事項は、別に規則で定めたほうがよかったのではないかと御質問でございますが、今回改正の規定につきましては、交付する奨励金の適切な運用を図っていく上でも、条例で明確に規定することが妥当であると判断したものでございます。

最後に、第6条第2項に「別の者」という表記がありますけれども、その「別の者」についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、この条文では具体的に規定されておりませんので、ここにつきましては施行規則で明確に定めたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） このことにつきましては、経済建設委員会の審査になりますので、これ以上は差し控えをしたいと思います。委員会のほうで十分な審査をお願いをしたいと思います。というふうに思うところであります。

ただ、その畜産振興を考えた場合に、今回の条例改正の優良な子牛の保留促進、これだけでなくて、やっぱり球磨管内のそれぞれの町村の取り組み、これを見ても、それぞれに異なっているようであります。やっぱり同じようなレベルで振興策を考えていかないと結果がそのままあらわれてくる、そういうふうに思っています。例えば、貸付業制度であっても子牛競り市におけるその上乘せの導入資金とか、いろんな政策が町村の中で取り組んでおりますけれども、どうしてもそういった制度を使った部分についてはなかなか農家の方が貸すことができない、そういった状況になっているんじゃないかなと思っています。畜産振興に対してあらゆる政策、対策に取り組むことが重要になるのかなというふうに思うところな

んですね。それを考えますと、やはり畜産振興基金、非常にやっぱり口蹄疫等も考えていろんな形の中で取り組む、すべてに対応できるような政策、対策に取り組む必要があると思っているわけなんです。

そこで、やっぱりそういった畜産振興基金、こういったものをつくって、それを活用することによってそれぞれの畜産農家の方が畜産の振興に努力をするようなことができるような政策ができないかなとずっと思っているところなんですけれども、そのような振興策等についてどのようにお考えか聞いておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市におきましては、先ほど子牛保留奨励金を初め、受精卵移植推進協議会補助金や農協有家畜導入事業補助金など、畜産関係の事業を実施しているところでございますが、議員御指摘のとおり、球磨管内の町村におきましても、畜産農家に対します各種の助成制度を定められておりますので、各町村の状況を調査の上、畜産振興のための総合的な助成制度、また先ほど言われました畜産振興基金などにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 畜産振興を図る上では、ぜひ私は必要な制度ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういった部分をそれぞれの管内の状況等を検討されながら、やはりそういった基金の制度等を検討していただきますように、ぜひお願いを申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時48分 散会

平成23年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月7日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成23年12月7日 午前10時 開議

- 日程第1 議第76号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議第78号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議第80号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第82号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第84号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第86号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第88号 人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定について
- 日程第8 議第89号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 名誉市民の選定について
- 日程第11 一般質問

1. 井上光浩君
 2. 三倉美千子君
 3. 大塚則男君
 4. 宮崎保君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・質疑を含めた一般質問
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|----|----|-----|
| 1番 | 宮崎 | 保君 |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君 |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |

| | |
|-----|--------|
| 7番 | 松岡隼人君 |
| 8番 | 井上光浩君 |
| 9番 | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 川野精一君 |
| 11番 | 笹山欣悟君 |
| 12番 | 西信八郎君 |
| 13番 | 村上恵一君 |
| 14番 | 田中哲君 |
| 15番 | 仲村勝治君 |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 森口勝之君 |
| 18番 | 永山芳宏君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 田中 信孝君 |
| 副 市 長 | 高橋 隆君 |
| 監 査 委 員 | 篠崎 國博君 |
| 教 育 長 | 堀 秀行君 |
| 市 長 公 室 長 | 久本 一富君 |
| 総 務 部 長 | 坂崎 博憲君 |
| 市 民 部 長 | 山本 政義君 |
| 健康福祉部長 | 今村 朱美君 |
| 経 済 部 長 | 松田 知良君 |
| 建 設 部 長 | 中村 明公君 |
| 市長公室次長 | 愛甲 秀樹君 |
| 総 務 部 次 長 | 中村 則明君 |
| 市 民 部 次 長 | 椎葉 幹夫君 |
| 健康福祉部次長 | 松岡 誠也君 |
| 経 済 部 次 長 | 大 淵 修君 |
| 経 済 部 次 長 | 福山 誠二君 |
| 建 設 部 次 長 | 木村 秀敏君 |
| 企 画 課 長 | 小林 敏郎君 |
| 財 政 課 長 | 告吉 眞二郎君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 市 民 課 長 | 今 村 修 君 |
| 福 祉 課 長 | 加 賀 邦 保 君 |
| 管 理 課 長 | 中 川 一 水 君 |
| 会 計 管 理 者 | 松 江 隆 介 君 |
| 水 道 局 長 | 田 中 幸 輔 君 |
| 上 水 道 課 長 | 水 野 二 郎 君 |
| 教 育 部 長 | 赤 池 和 則 君 |
| 教 育 部 次 長 | 東 俊 宏 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 東 和 人 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 村 田 定 美 君 |
| 農 事 務 局 長 | |
| 監 査 委 員 長 | 大 平 正 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----|-----------|
| 局 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

午前10時10分 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。8番議員の井上光浩でございます。インターネット配信に映っているか、また、画面におさまっているかもちょっと不安がございますけれども、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、田中市長の施政方針より経済振興策の現状と今後に向けた取り組みについてより、農産物販売促進策について、観光施策の現状と今後の展望について。2点目は、下水道事業策より、今後の浄化槽設置の普及促進についてであります。

まず1点目についてであります。野田首相は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に向けて、関係国と協議に入ると表明をされました。これにつきましては、賛否が分かれるところでございますけれども、田中市長は、本市におきましては、その動向に傾注しながらも外国産農産物に負けないブランド化、また、6次産業化など農業で食べられる町の実現に向けて最大の努力を重ねてまいりますと述べられました。そこで、農産物販売促進策の一つでもあります昨年新設されました地産他商推進室では、大都市圏でPRイベントを開催し、本市の知名度アップと安心・安全な農作物のPR及び販路拡大につなげることを目標に、事業を展開していると述べられております。そこで、地産他商推進室の事業内容、また、PRイベント事業は、具体的にどうであったのでしょうか。お尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○経済部長（松田知良君） おはようございます。それではお答えいたします。

地産他商推進室は、農産物の販路拡大と商品企画開発を目的に昨年7月に農業振興課内に新設され、現在1年半が経過したところでございます。新設されました初年度であります昨年度は、販路拡大のため大消費地圏への売込みを重点に事業展開を行いまして、東京の藤田観光株式会社への農産物納入のルートを形づくることができました。それ自体がブランドであります藤田観光の椿山荘やワシントンホテルなどの同企業の全国的ネットワークで、さらなる地産他商を展開できるものと大いに期待しているところでございます。

2年目になります本年度は、農産物の販路拡大と本市の知名度アップを目標に掲げまして

事業展開をいたしました。販路拡大の一環といたしまして、地産他商推進室が窓口となりまして、本市の健康農産物を「お『人吉』のラッキー便」と銘打ちまして、春夏秋冬の年4回、東京などの大都市圏に向けての宅配事業を展開いたしております。1回目の5月に実施しました「春の便」は30件でしたが、8月の「夏の便」は44件、11月の「秋の便」は47件と回を重ねるごとに送付件数もふえておりまして、安心・安全な本市の農産物が認知されつつあるものと考えておるところでございます。

次に、本市の知名度アップと販売促進を目的に、大都市圏でのPRイベントを2回実施いたしました。その内容と実績でございますが、まず1回目、10月6日から11日まで千葉県浦安市の大型スーパー、ダイエー新浦安店で「人吉球磨 目指そう！日本一フェア」を開催いたしました。JAくまや人吉物産振興協会などの協力を得ながらのイベントでございます。出品物は、精米、キクラゲ、お茶、クリ、ナシなどで、来場者数はスーパーの催事場での開催でございましたので、実際の来場者数の把握が難しくカウントいたしておりませんが、売上額は約240万円でございます。2回目のイベントは11月23日から29日まで東京都庁2階にあります全国PRコーナーにおきまして「人吉球磨の味めぐりフェア」を実施いたしました。出品物は精米、キクラゲ、トウガラシを初め、JA女性部から米粉パン、赤飯、野菜など。また、人吉物産振興協会や球磨焼酎酒造組合、そして郡部からも数多くの物産を出展し販売いたしました。東京都庁の最上階の展望所に訪れる観光客は、すべてエレベーターで2階に下りてこられるわけでございますが、人吉球磨の味めぐりと書いた縦3メートル、横2メートルの大きな看板と人吉物産販売所、米粉パン販売などと書いたたくさんのおぼりにつられるようにイベント会場に訪れられ、大勢のお客様が会場においでいただきました。その結果、当初の予想をはるかに上回り売り切れの商品が相次ぎ、その補充に追われるほどの盛況ぶりでございます。来場者数約1,500人、売上額約210万円でございます。この実績は他の自治体のイベントと比較いたしましても、盛り上がりや売上額において非常に盛況であったとの評価が都庁担当者からあっており、実際前年度の開催自治体の1日平均販売額を大きく上回っております。

このようなイベントを実施することは、本市と本市の提供する安心・安全な農産物や物産をより多くの方に知っていただき購入していただいて、それらが生産される本市を訪ねていただくという一連の流れを期待するものでもございまして、本市経済の活性化の一翼を担うものとして積極的に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、事業内容、また、大都市圏でのPRイベントについての答弁をいただきました。販路拡大の一環であります「お『人吉』のラッキー便」は、春夏秋冬の年4回で春の便は30件、夏の便が44件、秋の便は47件だったと、徐々にふえているようでござ

います。こういったものにつきましては、やっぱり継続的にやっていかないと数的にはふえていかないと私も認識しているところでございます。びっくりしましたのは、大都市圏でのイベントでダイエー新浦安店で240万円、また、新宿都庁では210万円の売り上げがあったということで、大都市圏でございますので人口が非常に多いということもあるでしょうけれども、大変びっくりいたしました。実は東京都庁の2階、全国PRコーナーには、10月の経済建設委員会で視察の際に下見ではありませんけれども、視察をさせていただきました。私自身は内心心配をしておりました。非常に場所的にあんまり良くないなと思っておりましてんですけれども、やはり皆さん方の努力、またJA女性部の皆さん方の熱意ということで、私は成功であったのではないかなと思っているところでございます。

そこで、イベントに実際に出店を手伝っていただいたJA女性部や参加された民間業者の皆さんの感想はいかがだったでしょうか。お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

東京都庁イベントは、行政と民間が一体となった事業展開をいたしました。昨年9月から出店予定の民間業者や各団体とやりとりを始めまして、このイベント実施を各団体等の平成23年度事業計画に反映し、予算の確保などをしていただくようお願いをいたしました。そして、本年度になりまして数回の参加者会議等を開催し、実施に向けて積み上げをいたしております。そのため、実施に当たりましては、準備から実際の現場での対応までスムーズに進んでまいったと思っております。そのような取り組みでございましたので、参加をされました民間業者の方を含め、JA女性部の皆様方はこのイベントにつきまして、熱心に取り組まれておられました。また、連日販売する物品の売れ行きがよく、商品の補充に追われるような現状でございましたので、このイベント自体を大いに評価する意見が数多く聞かれたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 参加をされた民間業者を含めJA女性部の皆さん方、大変熱心に取り組まれたというところでございます。このイベントでよく売れたのが球磨栗というふうにお聞きしておりますけれども、まさに当地におきましてはクリの産地でございます。私の出身地であります大野開拓のほうには、クリを大変生産をされているということで、心強いなと感じたところであります。

今回のこの地産他商推進室がリードされました施策においては、これは農政施策としての取り組みは初めてだろうと私は思っております。今後さらなる促進施策を考えておられると思いますが、今後こういったさらなる促進策をお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今後も大消費地圏でのイベントを開催し、本市の知名度アップのためのPR活動と販売促

進活動を実施してまいりたいと考えております。また、その継続と同時に流通面から考え、輸送コストの抑制のためにも九州圏内、人吉から日帰りで移動することの可能な範囲でのPR活動、小規模でも定期的な活動の継続も必要ではないかと考えております。さらに、市の推奨作物でありますキクラゲ、トウガラシの本市内での認知度アップと販売強化など地産他商の原型であります地産地消の必要性も感じているところでございます。加えて、1次産品を加工して販売にまでつなげる6次産業化に着手し、本市ならではの商品開発に取り組み、販売促進に寄与する事業展開をしてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） まさに本市ならではの商品開発に取り組むと、この点が非常にやはり大事ではなからうかと私も思うところであります。

少し余談でございますけれども、ことし「ゆるキャラ（R）グランプリ2011」におきまして、全国349エントリーの中で見事グランプリに輝きました。先ほどもちょっと雑談の中で話が出ておりましたけれども、くまモンが見事グランプリを獲得いたしました。また、人吉市におきましては、人吉市観光振興協会のヒットくんがでございます。これについては、タイアップはされておるとは思いますけれども、今後、販売促進策に利用などされたらいいんじゃないかと思っております。便乗ではありませんけれども、使用許可書の中にございました。熊本県内で生産された農林水産物を使用し、県産品の販路拡大及びPR効果等が見込まれる場合や、県内のご当地料理等の名称を使用し全国にPRする場合などは、上記の取り扱い以外を例外的に認める場合がありますので、個別に御相談くださいということで、こういうふうの使用の手引きというのがございます。こういったものを利用して先ほど申しましたが、販売促進策を今後お考えになる考えはございませんか。お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今回の東京都庁のイベントでございますが、期間中、議員が先ほど申されましたように、実際くまモンに登場していただいております。くまモンが数回登場し、そのたびに多くの来場者が会場を埋め、販売促進につながったものと考えております。本市のヒットくんも同時に登場し、タイアップしてのPR活動を行いました。くまモンの登場につきましては、事前に県に要請して実現したものでございます。今回のくまモンとヒットくんのタイアップは、確かに販売促進に効果があるということを実証したわけでございます。ヒットくんにつきましても、都庁イベントでは大好評で、イベント後半ではヒットくん目当てのお客さんも見受けられるほどでございました。今後もイベントでのタイアップを図り、販売促進につなげていければと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） タイアップを図っていただいて、販売促進につなげていただければなと切に思うところであります。今、農産物販路拡大について質問を続けておりましたけれども、一喜一憂するのではなく、着実に進めていただきたいと思うところであります。営業部としての位置づけ等々となると思いますけれども、結果ばかりではなく着実に進めていただくことが、本市の農産物販売につながるのではないかなと私は思っておるところであります。

続きまして、経済振興策の現状と今後に向けた取り組みの中で、観光施策の現状と今後の展望を通告しております。そこで、現在取り組まれている観光振興策についてであります。平成20年青井阿蘇神社の国宝指定、平成21年S L人吉の運行に伴い、本市の観光客は除々にはありますけれどもふえてきてると思っておりますが、現在、取り組まれている観光振興策についてお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市の観光客数は、平成21年度には113万人を超えるなど、ことしは新燃岳の噴火や大震災の影響がございましたが、ここ数年は100万人前後で推移しているところでございます。この背景には、平成20年度から取り組んでまいりました「肥薩線100周年記念事業」から「新幹線くまもと創りプロジェクト」へと官民一体となった事業の成果ではないかと存じます。以前から継続して実施しております事業には「ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン」におきましての「人吉球磨は、ひなまつり」や地元の文化財を利用した「相良三十三観音めぐり」のキャンペーンのほか、温泉を活用した携帯電話によるモバイルラリーなどを行っております。このような中で、今年度新たに実施しましたのが、アニメツーリズム事業でございまして、熊本県出身の漫画家によります「夏目友人帳」を活用した事業がございまして、このアニメに登場しますロケ地が、この人吉球磨ということで、この探訪マップの作成による誘客や、花火大会にこのキャラクターを採用したポスターを作成するなどしまして、今までにない若い観光客層の誘客につながっております。また、県の新幹線対策とタイアップした事業を行うなど誘客に努めてきたところでございます。

行政が行う観光振興策のほかに重要なのは官民一体となったJ R人吉駅でのお迎え、お見送りはもちろん、大畑駅や矢岳駅での物品販売、観光案内人協会による青井阿蘇神社での観光案内や、鉄道案内人会による鉄道遺産の案内など、観光客と触れ合うおもてなし事業が果たしている役割は大きなものがございまして、民間の皆様方の御協力に感謝を申し上げるものでございます。中でも官民一体で行いました「じゅぐりっと博覧会」につきましては、平成21年度春から6回目を数えまして、2回目から開催しております野外コンサートでは、ファンによるツアー客が組まれるなど定着した感がございまして、また、人吉歴史文化廻廊と名づけられた人吉まちかど資料館は、4カ所から現在は14カ所とふえております。第1回では、10件ほどだった各種展示やイベント数が、第6回目では44事業までにふえていまして、今後とも国や県、人吉温泉観光協会など、観光関係者を初めとした多くの市民の皆様

様と官民一体となった事業を展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 参加事業者がふえてまいっているということでありました。官民一体となった事業を展開していくということでございますけれども、ここで私はちょっと勉強不足で「夏目友人帳」ですか。これについては、存じ上げておりませんでした。花火大会のポスターを見て初めてこういうのがあるということで、私は知ったところでありましてけれども、これにつきましては職員の中からアイデアが出たとお聞きをしております。こういったことは非常に大事ではないかなと思っているところでございますが、先ほど来申し上げましたけれども、経済建設委員会で長野県松本市のほうに研修に行つてまいりました。その際に、私の娘でありますけれども、中学1年生でございますが、「松本に行くの」と長野県松本市を知つておりました。なぜ知っているのかなと、松本城が国宝であるからかなと思つて聞きましたところ、あるアイドルグループの一員の方が主人公でありました主演映画のロケ地ということで、松本市を知つたということでございます。熱烈なファンでありますので、そのくらいは当然かなと思つておりましたけれども。また、松本市のほうにお邪魔をしました際に、こういったふうパンフレットをいただきました。話題のドラマ、映画の舞台松本ということで、私のほうにも御案内があつたところでございますけれども。先ほど申し上げましたとおり、こういった若い世代の職員の方のアイデアを取り上げていただいて、また、人吉市が観光マップを制作し若い世代の観光客を集客できる、その点は大いに今後の起爆剤となつてくるのではないかなと思つているところでございます。

ちょっとお時間をいただきますと、球磨商業高校が、このたび日本一になられたという案内がございました。市長は見ておられると思ひますけれども、人吉お城まつり宝さがしゲーム企画書なるものがございます。現状分析としまして、お城まつりの参加者は日帰り客が多い。人吉城歴史館入場者数の減少、お城まつりに若年層の参加が少ないと。まさに若い世代の方の御意見がこれに載つております。こういったことをタイアップさせながら、事業展開をしていく。まさに官民一体。人吉高校の吹奏楽部さんも参加されますし、球磨工業高校の皆さんも参加をされておりますが、今後こういった企画書、また提案等々がふえてくるのではないかなと思つております。これを生かしていただくのも一つの施策ではないかと思つておるところでございます。

そこで、今後の観光施策についてでございますけれども、次年度以降の次なる策についてお聞きしたいと思います。大震災の影響はあるものの、ことし3月には新幹線も開通し、関西からのお客様も少しずつふえていると聞いております。その中で、次年度からの観光誘致のために、さらなる策をお聞きしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、来年5月に開催いたします第5回目の「日本百名城人吉お城まつり」を充実してまいります。このまつりでは、郡市民はもちろん観光客誘致へつながらせるものとし、先ほど議員が御紹介されました球磨商業高校生の企画を活用した「お城宝探しゲーム」を開催し、人吉城跡周辺を楽しんでクイズを解きながら、相良700年の歴史に触れていただく企画を取り入れてまいりたいと存じます。また、第6回目を終了いたしました官民一体で行っております「じゅぐりっと博覧会」では、ことし初めて「駅前美術館めぐりスタンプラリー」を行い、アンケートを同時に行いましたところ、鹿児島、宮崎のお客さんが多く参加されており、SL人吉の乗客の方が半数を占めるなど、非常に興味ある結果が出ておるところでございます。さらには、体験をキーワードに城下町人吉を楽しんでいただくために、現在、鍛冶屋町を中心に市内5カ所において、マイペットボトルお茶づくりや球磨焼酎デコラベルなどを体験できるタウンツーリズムが着地型企画として行われておりますので、このような民間主導のイベント企画を推進するとともに、広報・宣伝と内容の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

キャンペーン事業といたしましては、一番大きな事業でございます「旬夏秋冬キャンペーン」におきまして、ことし大変好評を得ました「スイーツめぐりん本」の続編版を発行いたしましたし、人吉球磨の魅力を宣伝してまいりますし、それを活用してくまがわ鉄道とタイアップし、この地域全体の誘客を行ってまいりたいと存じます。また、現在、鉄旅ブームが続いておりますので、新たに「人吉球磨鉄旅めぐりん本」を企画いたしております。この企画は、肥薩線の鉄道産業遺産群めぐりやくまがわ鉄道を利用して、地域資源である温泉をめぐるモバイルラリーとのタイアップとともに、球磨焼酎の醸造元や人吉球磨に存在します文化財や社寺・仏閣をめぐり、さらには水上の千年杉ツアーなどとのタイアップなど、広域的な事業も取り入れていくことにより、観光客の滞在時間の延長と誘客につなげ、この地域の魅力を堪能していただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 農産物販売振興策と観光振興策について、部長のほうから答弁をいただきました。答弁をいただきまして、現在の観光振興策に対する回答の中で、大畑駅や矢岳駅での物品販売がございましたけれども、実は私の手元に、ことし春に行われましたJT B WEBアンケートたびQ調査結果 列車の「車窓から見える景色」という全国調査がございました。これはローカル線に乗ってのんびりと旅をしていただくという調査でございますが、堂々の1位は、東海道本線の東海道新幹線から見える富士山でございますし、やはり富士山を車窓で見るということは、やはり日本一になるんだと思いますが、ここで8位に肥薩線、人吉－吉松間、大畑、矢岳、真幸ということで8位にランクインをしております。同じ8位には、函館本線、大沼公園が入っておりますし、ベストテンの中には、そうそうたる観

光地がございますけれども、箱根の湯本から強羅の風景が15位ですので、地元の間人としましては大変喜ばしく思っておるところでございます。また、矢岳からの風景は、日本三大車窓の風景でございますし、今、鉄道は輸送の手段ではなくて、鉄道に乗ること自体が目的とされております。いつも観光施策につきまして質問をします場合には申し上げておりますけれども、この肥薩線、大畑・矢岳方面への新しい事業展開が企画がございましたら、お支えをいただければと思っておるところであります。また、いつも田中市長がおっしゃってますけれども、新幹線はスイッチ・オンのスピードの旅、ローカル線はスイッチ・オフののんびりのいやしの旅とよく言われております。この肥薩線には、SL人吉、いさぶろう・しんぺい号などの観光列車がいくつも走っているわけでございます。世界遺産への動きも見られるところではございます。また、今後も大畑地区周辺の活性化も考慮に入れていただければと要望をしておきます。そこで今る質問を続けてまいりましたが、ここで田中市長のお考えを、また、さらなる補足、新策があれば御答弁をいただきたいと思ひます。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えいたします。

私が目指しておりますビジョンとして、市民みんなが健康で笑顔で暮らせる町を掲げておりますように、その実現のためには、経済の活性化は不可欠な一つでございます。マニフェストの三本柱として、農業で食べられる町、観光で食べられる町、そして企業誘致とこの三つを掲げているわけでございまして、すべて経済活性化を上げさせていただいております。農産物販売促進策につきましては、農業で食べられる町を目指し、昨年、地産他商推進室を新設し、事業の展開をいたしているところではございまして、各地で開催される商談会や各地の熊本県人会、本市出身の同窓会的な集まりなどに積極的に出向かせていただきまして、あらゆる情報を集め、人脈をつくりながら地道な活動とイベントを打ち、本市のPRと販売活動を行ったりと、また、今後もメリハリをつけながら事業展開をしてまいりたいというふうには考えているところではございまして。そうした地道な活動の中で、昨年、関西熊本県人会において、藤田観光株式会社の末澤和政代表取締役社長との出会いがございまして、藤田観光株式会社と取り組まれておられるふるさと応援事業で、本市をぜひ応援したいというお申し出があったところではございまして。大変ありがたいお申し出でございまして、そこで、本年10月には末澤社長を本市にお招きし、まちづくり親善大使の就任式をとり行ったところではございまして。今後も藤田観光グループとは末永いお付き合いをお願いして、地産他商の推進力として大きな期待をいたしているところではございまして。このように農産物の販売促進策としての地産他商推進室の取り組みは、まず一步を踏み出したところではございまして、今後は販売促進のためのPR活動はもとより、1次産品を加工して販売する6次産業化と、それに伴う商品の企画・開発を主眼に事業展開をしてまいる所存でございまして。また、全国各地への商談にも積極的に出向き、農産物だけにとどまらず、物産や観光などを含めた本市経済の活性化のためのシティセールス部隊として、そういう事業展開をしてまいる所存でもござい

ます。

観光につきましては、明治42年に、当時は鹿児島本線でしたが、肥薩線が開通し、以来100年来のチャンスに私たちはこの4年間さまざまな観光施策を行ってきたところがございます。それぞれの事業を展開した中では、やはり感じますのは、この人吉球磨には大変すばらしい地域資源があるということでございます。しかもその多さには大変驚嘆するものがあると、そういうところにも気づかせていただいているところがございます。球磨川を初めとした自然、それから鉄道遺産群が19もある肥薩線、そして長年受け継がれてきた相良700年の歴史・伝統・文化・文化財であります。球磨川下りやラフティングなどは自然の活用であり、SL人吉などは、肥薩線があったればこそその成果ではなかろうかというふうに思っております。青井阿蘇神社の国宝御指定や相良三十三観音めぐり、お城まつりの開催などは、まさに相良700年の歴史・伝統・文化・文化財に基づいた行事でございます。すべてこのような地域資源を今、観光に活用させていただいているわけでございます。これを不易、つまり変わらないものとして活用してまいらなければならないということでございます。我々の祖先または我々の先輩たちが永々として築いてこられたもの、これを大切にしながら、それを観光資源としていくということが一つ不易というふうに言えるのではなかろうかと思っております。すべてこのような地域資源を今、観光に活用させていただいているわけでございますけれども、先ほど部長も答弁しましたとおり、今度は新しく職員の発案によりまして、全く新しい機軸で「夏目友人帳」アニメツーリズムやスイーツめぐり、また官民一体となって取り組んでおります「じゅぐりっと博覧会」などは、いわゆる今度は変化のあるもの、流行として取り組んでいるところがございます。

このように、さまざまな地域資源を新たな活用への可能性も模索しながら、活用していくという不易流行の取り組みをいかに組み合わせていくかが観光施策にとってのキーワードであり、経済活性化へつながっていくものと思っております。連綿として残されているもの、いわゆる温故知新、故きを温めて今を知ると、そして未来を見通していくという変わらぬもの、厳然としてあるものに焦点を当て、または人吉市に新しく光を当てていく切り口も求めながら、観光の活性化を図っていききたいというふうに考えているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 田中市長から今後の経済活性化へのお考えを今お聞きしました。若い職員の皆さん方の意見を取り上げた新しいプロジェクトも考えていらっしゃるようでございます。また、経済建設委員会で行きました研修先でのお話でございますけれども、足利市のほうにもお伺いしました。こちらは職員がセールスマンとなり、企業団地を売り出しました。完売をされたという市でございました。まさにそういった考え方、職員の皆さん方の発案でセールスをされているということで、足利市のこの団地は完売ということでございますの

で、そういった点も踏まえながら、次年度に向けて経済活性化を策定していただければなと思っておるところでございます。

次に、下水道事業につきまして質問をいたします。今後の浄化槽の普及促進についてであります。この質問項目につきましては、先輩議員も幾度となく質問をされております。本年度、平成22年度決算特別委員会の審査においても議論をされた経緯がございます。それを踏まえて質問をさせていただきます。公共下水道認可区域以外の区域についてのこれまでの浄化槽設置の取り組み、また平成23年度、本年度設置状況はどうなっておられますか。お尋ねをいたします。

○水道局長（田中幸輔君） おはようございます。お答えいたします。

本市においては生活環境の改善や公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び生活排水の適正な処理を図るべく、公共下水道認可区域外におきまして浄化槽の普及を促進しております。現在、浄化槽とは、し尿と生活排水を処理するいわゆる合併浄化槽のみを示しております。し尿のみを処理する単独浄化槽をみなし浄化槽と呼んでおりますが、そのみなし浄化槽につきましては、平成12年の法改正によりまして、設置することはできなくなっております。河川等の汚染の主な原因は、台所から出る排水やお風呂や洗濯の際の洗剤を含んだ汚水が大きな原因となっております。トイレのし尿は、従来からくみ取りであるため、河川の汚染源となっております。したがって、現在ではみなし浄化槽、いわゆる単独浄化槽から合併浄化槽への転換につきましても積極的に推進しているところでございます。

本市におけるこれまでの取り組みでございますけれども、循環型社会形成推進地域計画を策定し、浄化槽設置整備事業によりまして、平成2年度から公共下水道計画の認可を受けた区域外の区域につきまして、主に居住を目的とした住宅に浄化槽を設置しようとする方に対し、補助金の交付を行っております。現在の補助額でございますけれども5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円、また、今年度からは、みなし浄化槽から浄化槽への転換の場合には、撤去費用としまして9万円の上乗せ補助を行っております。平成2年度から平成22年度までに補助事業にて設置されました基数は、合計で526基でございます。平成23年度につきましては、31基分の予算処置をしておりますが、11月末現在で5人槽11基、7人槽10基の合計21基に対し、補助を行っているところでございます。なお、浄化槽設置整備事業における補助対象外、いわゆる店舗とか建売住宅などでございますけれども、浄化槽を設置されている基数が8基ございます。その8基を含めると、これまでに今年度29基の浄化槽の設置が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今後、公共下水道認可区域、外でなく、を広げることは大変難しいという問題があると思います。認可区域以外につきましては、やはり浄化槽設置の促進が大切

ではないかなと私は思っておりますけれども、なかなか浄化槽の普及が進まない状況にあると思います。そこで進まない課題、また理由についてはどのようにとらえておられるのかお尋ねをいたします。

○水道局長（田中幸輔君） お答えいたします。

浄化槽の普及がなかなか進まない理由につきましては、諸所あるわけでございますけれども、まず設置工事とか水洗化費用が多額になるため、経済的に困難であるということが考えられます。次に高齢者のみの世帯で、今後長期的に使用することがないため設置工事をためらっておられるということがあると思います。また現在、みなし浄化槽、先ほど言いました単独浄化槽でございますけれども、とかくみ取りでも不便と感じておられないということも考えられます。以上のようなことから、なかなか進まないということかと思っております。しかしながら、浄化槽の普及・促進につきましては、広報ひとよし及び市のホームページ等に浄化槽の設置補助金制度という内容にて掲載を行い、広く市民の皆様にお知らせをしているところでございます。また、下水道排水設備組合の方にも公共下水道区域外の地区では、浄化槽の推進をお願いしているところでもございます。また、さらに今後の課題としましては、個人負担の軽減、あるいは浄化槽を設置することにより生活環境の向上につながることを理解していただくことが重要であると感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、水道局長のほうから、理由また課題を答弁いただきました。公共下水道認可区域外の地区をまわってみますと、今答弁がありましたように、やはり高齢者世帯が大変多かったり、経済的に困難であると。また、あまり不便ではないと感じられる方、的を得た答弁だったろうと思っております。御答弁はもういただきませんけれども、球磨郡内の町村においては、現在の補助基準額に上乘せをして補助を行っているところもあるとお聞きしております。これはもう要望になりますけれども、財政的にも厳しく補助金制度の拡充を模索していただいて、やはり高齢者の方世帯も多ございますから、支援策として重ねて検討をしていただければなと要望をしておきます。よろしく願い申し上げたいと思います。

私の一般質問はこれで終わろうと思っておりますけれども、ことしは天災の年でありまして、大変命の尊さを感じたところでございます。来年、人吉市民にとりまして、よい年でありますことを御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様おはようございます。少し寒くなってまいりました。南相馬はかなり寒いのかなと思いながらここに立たせていただいております。

それでは、早速質問に入ります。質問は2項目通告しております。1項目めは人吉市の女性を代表する会として3点、女性を代表する会について、女性の意見を幅広く聞く場合どのようにされているか、3点目が女性を代表する会の必要性について。2項目めは災害ボランティア養成事業について2点、1点目、南相馬市への救援ボランティアの今後について、2点目、人吉市の災害ボランティア設立についてでございます。

まず1項目めの1点目、女性を代表する会についてですが、現在進められていることを例にとりまして質問をいたします。昨年12月に人吉保健所の呼びかけで、レジ袋削減等に関する関係者打合せ会議が開かれ、その後、平成23年7月に管内自治体等を構成員とする人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会が発足しております。これを受けまして、10月13日に事業者、消費者団体、行政を構成員とした人吉球磨地域レジ袋削減推進会が発足いたしました。私は健康を守る婦人の会人吉球磨支部の副支部長をしておりますが、その役職で、人吉の消費者の代表、私は看護協会の代表として出ておりますけども、その支部長が球磨郡の消費者の代表としてメンバーに名前を連ねているところですが、支部長は球磨郡の婦人会長でもあります。私は健康を守る婦人の会で、人吉に所属する役員さん方に、例えば保育連盟の保育士部会長、母子寡婦会福祉連盟会長、栄養士会人吉球磨支部長等に電話で「レジ袋の有料化が検討されており有料化に移行します。レジ袋が必要な人には、袋の大小を問わず1枚3円で提供し、来年1月から6カ月間を周知徹底期間として、参加協力の得られた人吉球磨地域の店舗において開始し、来年の7月1日から完全有料化に移行する」ということをお伝えし、会員さん方へのお知らせをお願いいたしました。しかし、それは数団体であり少人数の人にしか伝えられないと思ったところです。球磨郡の方には、婦人会やJA婦人部を通して、9町村のほとんどの女性の方に届くルートがあります。人吉市の場合、どの団体の役員がレジ袋削減推進会の会員になっても同じ状況だと思います。健康を守る婦人の会といいますのは、複十字シール募金活動での国際協力、地域住民への生活習慣病予防、結核予防の啓発活動等を行う団体です。人吉市は平成13年4月に連合婦人会が解散した後、加入しておりません。球磨郡の方々からは、ぜひ加入してほしいとの要望がずっと出されております。平成20年1月に健康を守る婦人の会の県の会長が、田中市長のほうに人吉市にも婦人会の設立のお願いに見えております。そのとき市長は、多分「つくりましょう」とおっしゃっていただいたと思います。私には「つくります」とおっしゃっていただきました。平成13年4月に解散しました婦人会とまったく同じではありませんが、という意味で今回、女性を代表する会として文言を使っております。人吉市には、人吉女性の会という団体もございますが、現在人吉市の状況では、健康を守る婦人の会に関しましては、球磨郡の婦人会におんぶされた状況、

言いかえますと務めを果たしていない状況です。球磨郡の婦人会に申しわけなく思っております。

ここで1点目の質問を行います。現在、人吉市には女性の意見を幅広く聞いたり、市からの情報をくまなく伝える女性を代表とする会はあるのかをお尋ねいたします。

以上、終わります。

○総務部長（坂崎博憲君） 皆様こんにちは。それでは、三倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

女性を代表する会はあるのかという御質問でございますけれども、現在、市内には各種の女性団体が多数ございまして、それぞれが目的をお持ちになり活動をされております。住民相互の親睦を図り、地域の種々の問題に共同で対処するための住民自治組織でございます町内会の中にも女性部を組織され、町内会活動に参加されているところや校区公民館活動の中で、女性部を組織されているところもあるようでございますけれども、それらの各種女性団体を代表するような組織は、現在はない状況でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいまの答弁で各種の女性団体は多数あるが、それらの各種団体を代表するような組織は現在はないということですが、そこで質問をいたします。現在、女性の意見を幅広く聞く場合や種々の会議への参加呼びかけ、意見を聞く場合、またイベントのお知らせや参加の案内をするときなど、どのようにされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをいたします。

市の施策に伴います各会議におきまして、女性の意見をお聞きする場合や参加の呼びかけの方法といたしましては、市から各施策に関連いたします各団体の代表の方に会議に御出席いただき、御意見をいただいているところでございます。また、女性に限らず市民の皆様から広く御意見をいただくため、市の広報誌やホームページなど、さまざまな場面で御意見をいただいたり、会議への出席者を公募により呼びかけるなどの機会を積極的に設けております。市主催のイベントや事業のお知らせ、御参加の御案内につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、関連団体の方々には個別に御案内をさせていただいたり、その他の市民の皆様には広報誌等を通じ、広く参加の呼びかけを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいまの答弁では、各施策に関連する団体の代表に会議出席してもらい、意見をいただいているということでしたが、私が今例に上げましたレジ袋の件は、人吉市の消費者の代表ということですので、人吉市の全世帯ということになります。

現在の各種団体を通じての呼びかけでは十分ではないと考えますので、提案をしたいと思えます。例えば、町内会長会の女性バージョンといいますかね、そのような組織ができれば最も良い方法だと思います。例えば校区代表が1名ずつ、計6名の役員さんが集まっていますと、各町内の女性部の役員さんへ伝わります。そして、それから各区の役員さんへ、そして班長さんへ、そして各家庭へと全世帯に声が届くのではないのでしょうか。また、意見を幅広く聞く場合も、その方法が利用できると思います。女性を代表する会の設立について、お考えを市長にお尋ねしたいと思えます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

三倉議員の貴重な御意見をいただきありがとうございます。現在、それぞれの目的をお持ちになり活動されております女性団体の代表となる組織をつくるということは、私はぜひそういう組織をつくっていただきたいというふうに思っているところでございますが、私の意思がなかなか反映されず、現在非常に難しい問題であるというふうに実感をいたしております。しかし、今後は地域の町内会長さん初め、または各町内の女性部の皆様方や多くの市民の皆様方、各種団体の皆様方の御意見をいただきながら、女性を代表する組織の必要性について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま市長のほうから御答弁いただきました。ぜひつくっていただきたいなと思えます。球磨郡の婦人会とかに「いつも済みませんね」と謝らなくていいような状況になってほしいと思っております。

それでは、2項目めの災害ボランティアの養成についての質問に入ります。去る10月13日から11月28日までの間、4泊5日の日程で、7陣が南相馬市に災害救援ボランティアとして派遣されました。私も3陣で参加させていただきました。私たちのグループは、年齢は23歳から75歳、男性が5名、女性4名の9名でしたが、それぞれ特技を生かし協力して努めを果たしてまいりました。サロンに参加された皆さんが喜んでくださり、特に子供さんたちのはしゃぎようは異常なほどでした。学校も友人も変わり、仮設住宅では大きい声を出すこともできず、我慢している様子が伝わってきました。高齢者の方が多く喜んでいただきました。被災の状況も自分たちから話して下さったり、打ちとけて楽しんでいただきました。短い時間でしたが、精神的な面でもお役に立てたのではないかと感じて帰ってきました。冬には雪が1メートル以上も積もると話されていまして、今は寒くなり、どうされているのかと気がかかります。仮設住宅のこたつで丸くなっていた人、「災害前は嫁が御飯の支度をしてくれていたが、今は自分で準備をしなくちゃならない。90歳の夫の面倒を見ているし大変だ」と話して下さった84歳のおばあさんの顔が思い出されます。近くだと何かお役に立てるのにと思い出します。サロンには高齢者の方々が多く、私と同じ年代の人が毎回数人おら

れ、年金の話をされたり、いろんなことを話されました。実際、被災地に行ってみなくては感じ取れないものがありました。あっという間に7陣のボランティア事業が終わりました。ボランティアがまだ終わらないうちから、「次に募集があれば今度はぜひ行きたい、参加したい」という声が聞かれましたし、私たち3陣の反省会でも、またそのようなお手伝いがしたいなという話が出ております。

そこで、多くの方に関心を持ってもらっているようですが、ここで1点目の質問をいたします。南相馬市への救援ボランティアの派遣を今後続けられる予定はあるのかお尋ねいたします。市長、お願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

三倉議員も御経験されたとおり、南相馬市は震災後の悲惨な状況が解消されてはおりますけれども、原発事故の事後処理、それから避難区域の除染等々、解決のめどは全く立っておらず、御承知のとおり国道沿いにもたくさんの船が田んぼに打ち上げられたままの光景が広がっているところがございます。このように震災以降、津波で住まいをなくされた方や、家はあっても放射能汚染のため、避難区域の自宅に立ち入ることができない人など、多くの方が不便な仮設住宅で厳しい冬を迎えようとしていらっしゃいます。私自身も被災された皆さんからいただいた勇気に感謝し、また、平穏な日常がどんなに私たちはありがたいことなのかということを実感させていただいたところがございます。南相馬市を初め東北地方の惨状というのは、まだまだ気の遠くなるような援助活動が必要ではないかというふうなことを改めて実感をしたところございまして、南相馬市へ向けての今回の活動が一過性に終わることなく、末永く支援を続けていかなければならないと決意を新たにしているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 市長の御答弁いただきました。私も何かお手伝いができればなと思ってます。泣くつもりはなかったんですが、ボランティアに行ったときの、そのときの利用者の方の姿が目につかんで涙が出てきました。済みません。

それでは、2点目の人吉市の災害ボランティアセンターの設立についての質問をいたします。今後の予定や加入条件はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 皆様こんにちは。それではお答えいたします。

人吉市の災害救援ボランティアの設立はいつごろになるかというお尋ねでございますけれども、災害ボランティアセンターの設置ということでお答えさせていただきたいと存じます。人吉市地域防災計画書の中に人吉市社会福祉協議会に人吉市災害ボランティアバンクを整備し、災害ボランティアセンターを設置すると定められております。万が一、大規模災害が発生した場合、市長は速やかに人吉市社協に対し災害ボランティアセンターの設置を要請、受

け入れ体制を整えることとなっております。そこには人吉市ボランティアセンターに災害ボランティアとして登録された方々を初め、近隣市町村、県外からもおいでになることが予想されます。先ほどボランティアの加入条件はとのお尋ねでございましたけれども、ボランティアとは自主的に社会事業などに参加し無償の奉仕活動をする人を指しますので、加入条件というものはございません。災害ボランティアセンターでボランティアの年齢や体力に応じ、ボランティアニーズのマッチングを行いますので、振り分けられた業務に従事していただくこととなります。また、人吉市ボランティアセンターでございますが、人吉市社協に昭和50年4月に設置されております。三倉議員も登録されております救護ボランティアなど、さまざまな分野のボランティアの方が登録されております。平成19年3月には、災害ボランティアセンターマニュアルを策定し、災害ボランティアの登録もお願いしたところでありますが、登録される方は、ボランティア連絡協議会の役員さんなど非常に小数でございました。今回の災害救援ボランティア養成事業に御参加いただいた方々が、災害救援ボランティアとして登録していただき、その輪を広げていただくことを期待するものでございます。市社協では、今回の養成事業を踏まえ、防災計画書に上がっている災害救援ボランティアバンクの整備なども考慮しながら、災害救援ボランティアに特化して再編し直し、年1回の訓練・研修などを実施していく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今村部長より答弁いただきました。人吉市の災害ボランティアということ、今、説明聞きますと災害ボランティアセンターは設立されているということですね。私の所属する人吉救護ボランティアの会は現在249名おります。ところが、私でさえボランティア連絡協議会だけに入ってると思ってたんですね。ところが、ボランティアセンターに入った人の中で、連絡協議会に入ってるということになってるそうです。私たちのその249名おりますが、救護ボランティアの人たちは、私を除きますとみんな働いてるものですから、災害のときには自分の病院や施設が一番大事だから、そんなには入れないということで災害ボランティアには手続をしておりません。何とかとにかく私も社協に行ってよく調べたんですけど、何しろ複雑なんですよね。申し込みも災害救援ボランティアセンターとか、そのセンターという名前が全然出てきてないんですね。ですから、センターに私三倉も登録してあるって言われましたけど、全然意識がありませんでした。ですから、やっぱりセンターへの登録をする場合、きちっと申込用紙にもそういうはっきりした正式な名前を出すとか、そういうことがぜひ必要だと私は思ったんですね。それで今度私も南相馬のほうに行つて思ったんですが、私たちは狭い感じで、自分たちの病院が第一に大事だから災害ボランティアには入らないと、そのトップたちが言いますので入ってないんですが、登録してても行ける人が行けばいいというような感じになりましたので、その249名の救護ボランティア

の人たち、救護ボランティアと名前をつけておりますが、私が代表になっておりますけど、その人たちもぜひ災害救援ボランティアのほうに加入してもらうような働きかけはしたいと思っております。ですから、先ほども言いましたように人吉市のボランティアセンターへの登録時には、本当にみんなが分かりやすいような組織の説明、そういうことも必要ではないかと思っておりますので、そうあってほしいと思っておりますから要望をしておきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉部長（今村朱美君） ただいま議員の御要望にお答えさせていただきたいと思っておりますが、非常に名称がわかりにくく、通常は人吉市ボランティアセンターにボランティアの方々は登録をさせていただいております。そのボランティアにさまざまな分野がございまして、園芸をさせていただく園芸ボランティアとか、いろいろな子供さんの見守りをしたりとか、高齢者の方々にちょっとお話し相手になっていただくような傾聴ボランティアとか。それから先ほど申し上げました看護師の方々の救護ボランティア。いろいろな分野で登録をさせていただいているんですけれども、災害ボランティアセンターというのは、災害が発生したときに設置をするということになっております。そこら辺が非常にわかりづらい組織になっているかと思っております。社協のほうでもいろいろ考えまして、災害救援ボランティアに特化して、災害救援ボランティアバンクというようなものを整備しながら非常時に備えていきたいというふう考えております。実施主体の社協とも協議いたしまして、議員の御要望にもお答えできるように整備をしてみたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、整理をきちっとわかりやすくさせていただくということで安心いたしました。それで私たちの249名、今いるんですね。加入のときは77名だったんですね、平成17年に。ところが、看護師たちも仲間もほんとに協力しようという気持ちがありますので、今後の災害ボランティアの説明もして、きちっとした協力体制をとっていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さんこんにちは。4番の大塚則男です。やがて1年が過ぎようとしていますが、ことしは特に大変悲惨な事態が発生し、すべての皆様にとって記憶に

残る1年だったと思います。過去にもさまざまな惨事が起きましたが、そのたびに国民一丸となり耐え忍び復興に努力されてきました。幾多の困難にも打ち勝ち現在の日本を築き上げられた先輩諸氏に感謝し、私たちも強い気持ちと絆を大切に安心して安全な、そして住みよいまちづくりを目指していきたいと思います。

さて、一般質問のたびに述べさせていただいております景気対策ですが、不況の波はおさまる気配もなく、平成8年から平成21年まで全国で102万3,000の事業所が減少し、ここ人吉球磨でも、平成18年の1,239事業所が平成21年には1,176事業所に減少しています。事業所が減少することで活力がなくなり、雇用が落ち込み、ひいては人口減少につながっていきます。確かに厳しい経済状況だとは思いますが、県南への企業進出状況を見てみますと、南北格差が歴然としています。市長御自身、多方面に御努力はされておられることと存じますが、今一度、蒲島熊本県知事に県南への企業進出に目を向けていただくよう市長みずから働きかけるべきと思います。10月の経済建設委員会の視察研修で栃木県足利市の企業誘致先進地視察に行ってきましたが、市職員の一丸となって取り組まれている姿に大変驚きました。人吉市におかれましても職員の皆様も一生懸命取り組んでいただいておりますが、さらに企業誘致推進室、あるいは企業訪問担当者などをお考えいただきたいと思います。

さて、今回は2点通告させていただきました。1点目として人吉市の第5次総合計画の中から、多目的運動広場に含まれていますグラウンドゴルフ場についてお尋ねします。もう1点は、人吉市図書館についてお尋ねさせていただきます。

1点目として、田中市長のローカルマニフェストにも上げておられますグラウンドゴルフ場等の早期実現ですが、6月議会においてお尋ねしました。お答えとして4年間のうちにスタートを切れたら本望であると答弁いただきました。そのことに私は大変期待しているのですが、現在、高齢者の方々が健康づくりと皆さんとの親睦と融和を目的に、各町内あるいはいろいろな大会に参加され、遠くは阿蘇市、植木町、水俣市、伊佐市、八代市、鹿児島島の阿久根市などに出かけられています。お聞きしましたところ、すべてがそうではないが、かなりのグラウンドゴルフ場が全面芝ですばらしく、かなりの方が参加されているとのことでした。

そこで1回目のお尋ねですが、人吉市におけるグラウンドゴルフ人口は何名でしょうか。また、年齢層は何歳ぐらいなのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。それではお答えいたします。

本市のグラウンドゴルフ競技人口につきまして、人吉市グラウンドゴルフ協会にお尋ねをいたしましたところ、平成22年度のスポーツ人口調査では、男性670人、女性530人の合計1,200人ということでございます。また、年齢層につきましては、65歳以上の方がほとんどで、上は90歳台の方もおられるとお聞きしております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいまグラウンドゴルフ協会のスポーツ人口調査では、1,200人で65歳から90歳ということですが、実際は年齢層も幅広く、子供から御高齢の方、協会に未加入の方も楽しんでおられますので、かなりの競技人口になっていると思います。ところで、市長御自身、“かがやき”づくりトークでグラウンドゴルフ場をつくるとの発言をされています。このことは、最初に述べました早期実現のことを述べておられるとは思いますが、お聞きになられた方は、すぐにでも取りかかってもらえるものと考えておられます。完成したら人吉でも大会ができ、他町村からも多くの参加が見込まれると期待されています。私どもの会派、新・九州相良クラブで行いました地域での意見交換会でも地域の皆様から要望があります。

ここで2回目の質問ですが、現在、市内何カ所でグラウンドゴルフが行われているのか。また、熊本県には4カ所の認定コースがあり、近くでは湯前グリーンパレスにありますが、人吉市には認定コースの条件がそろう場所はあるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

グラウンドゴルフは、ふるさと歴史の広場や第一市民運動広場、村山公園、石野公園、学校の運動場といった公共施設のほか、各校区・町内の広場等において活発に行われておりまして、一定の広さが確保できれば実施可能な競技というふうなことで、完全な箇所の把握はできていないところでございます。また、市内の認定コース条件がそろう場所についての御質問でございますが、日本グラウンドゴルフ協会の規定では、50メートル、30メートル、25メートル、15メートル、各ホールの合計8ホールで構成された専用コースということが認定の条件になっております。広さだけを考えた場合、第一市民運動広場などの既存スポーツ施設でも条件がそろう場所はございますが、グラウンドゴルフ専用コースということになりますと、ソフトボールを初めとした他のスポーツの競技の使用ができないこととなりますので、難しいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁の中に、条件だけ考えた場合可能だが他の競技のことを考えた場合にはグラウンドゴルフ場は難しいということですが、今やソフトボール、野球、サッカーの人口を上回る競技種目になっていると思います。今まで一生懸命働いて人吉市を支えてこられた先輩の皆さんに対して、楽しみの場としてぜひお考えをいただきたいと思います。今回、市長の所信の中でも高齢者の皆様方のさらなる健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進し高齢者福祉の充実に努めてまいりますとお聞きしました。

そこで、3回目の質問としてグラウンドゴルフ場の早期実現とせずに前倒しでできないものか、そのことが高齢者の皆様の期待に応えられる一番身近な一つの施策と考えますが、市

長のお考えをお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

施政方針で述べましたとおり、高齢者の皆様の健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりなど高齢者福祉の充実を考えた場合、グラウンドゴルフ場整備は重要課題であり、市民の皆様から強い御要望があることも承知いたしているところでございます。しかしながら、現在の厳しい財政状況や体育施設の全体整備、有効な土地利用などを総合的に考えた場合、グラウンドゴルフ場だけの先行した整備は、非常に困難であるというふうに判断をいたしているところでございます。そういったことで、6月定例市議会で御説明を申し上げましたとおり、第5次人吉市総合計画の中に、多目的運動広場の整備をしっかりと盛り込み、早期実現に向けた努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいまの答弁で、グラウンドゴルフ場のみの整備は難しいとのことですが、最初に述べましたように皆さんの期待は大変大きいものがあります。今回、市長述べられていますように、第5次総合計画の中に盛り込みたいというお答えと受け止めますが、平成19年5月に人吉市グラウンド協会より要望書にありますように、健康増進を目的とした多目的広場、全面芝ということですが、を早期に建設いただきたいとのお願いがされています。ぜひ実現に向けて進めていただきますようよろしくお願いいたします。以前は人生60年とっていた時代もありましたが、現在は全国で90歳以上の方は100万人を超えています。高齢化はまだまだ進むものと考えます。そのような中、高齢者の方は精一杯働き、老後は楽しく元気に過ごしたいと思っておられます。その一つとしてグラウンドゴルフがあり、たくさんの仲間と競技することにより、明日への活力も生まれてくるのではないかと思います。また、最近では子供会、校区対抗などでも盛んに行われていて、皆さん学校のグラウンドなどをお借りして楽しんでおられます。今回の第5次総合計画の中に、多目的運動広場の必要性を考えていただけるものと思いますが、その中にグラウンドゴルフ場も含まれていると思います。

ここで4回目の質問として、梢山を対象にした多目的運動広場の青写真が過去に作成されていたようなことを耳にしましたが存在しているのか、また、あるとした場合、それが今後の計画に生かされるのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

多目的総合グラウンド整備につきましては、先の6月議会でも御説明申し上げたとおり、基礎的調査や事業規模、財源、スケジュール等についての内部協議、検討等を行ってきておりますが、明確な青写真的なものはございません。今後、教育委員会といたしましても、次期の第5次人吉市総合計画に多目的運動広場の整備を盛り込み、早期実現を目指したいと考

えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） お答えいただきましたが、多目的運動広場計画の青写真はないとのことですが、検討できる資料はあったのかなというふうに思っております。多目的運動広場の整備を考え、早期実現を目指したいとのことですので、第5次総合計画に盛り込んで取り組んでいただきたいと思います。ただ、多目的になりますと行事などが重なり、使用できない事態も生じてくると考えます。また、近隣町村を見た場合、それぞれにグラウンドゴルフを整備されています。

5回目の質問として、この際、独立した認定コースを整備できないか。例えば村山公園の多目的広場、あるいは石野公園などを整備していただき、人吉市独自のすばらしい専用のグラウンドゴルフ場の計画ができないかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 市民の皆様方から独立したグラウンドゴルフ場の整備、認定コースの整備を求められているということは承知をいたしているところでございます。村山公園多目的運動広場や石野公園等における整備も一つの方法としては考えられるところでございますが、市民の憩いの場としての公園利用者や他のスポーツ、レクリエーション利用者へ与える影響も非常に大きいものがあるのではなかろうかと考えているところでございます。よって先ほども御答弁申し上げましたとおり、第5次人吉市総合計画の中に多目的運動広場の整備をしっかりと盛り込み、その中で検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 繰り返しになりますけど、ぜひ第5次総合計画に盛り込んでいただき、何とかグラウンドゴルフ場の整備を重ねてよろしく願いいたします。また、高齢者の方を初め子供たちまでも今本当に楽しくグラウンドゴルフをなさっております。今、使用できる地元のコートが求められておられます。確かに御高齢の方はときには疲れをいやしに、競技を兼ねて遠征もあるかと思いますが、逆に他市町村の方をお招きしたいとも考えておられます。お越しいただいたなら、観光、宿泊、食事などもされますので、ひいては経済効果の一つにもなるかと考えます。市長の言葉にもあります、観光で食べれるまちづくりの一つにもなるのではないかと考えます。一例としまして、阿久根市には人吉球磨から1年半で2,000人の方が出かけられて宿泊などされ、観光とグラウンドゴルフ大会を楽しまれておられるそうです。さらに阿久根市は、官民一体となり1万人を目標として、おもてなしに力を入れ、ことし10月、11月で既に2,500人を突破しているとのこと。人吉市においても各市町村のグラウンドゴルフ愛好会、老人会などに御案内でき、温泉観光と一体となった人吉市独自の取り組みを行うためにも、1日でも早くグラウンドゴルフ場の整備を重ねて要望し

たいと思います。

2点目として人吉市図書館についてお尋ねします。9月議会において同僚の平田議員から質問があっていました人吉市図書館についてですが、昭和59年9月までは、人吉市図書館は現在の歴史資料館の近くだったと思います。建物は老朽化していましたが、人吉市の図書館としての重みはあったように当時を思い出します。その後、59年10月に人吉球磨広域図書館としてカルチャーパレスへ移転したことを覚えています。当時は、人吉球磨広域図書館ということで、人吉球磨の書店は人吉球磨広域事業組合から一括の発注があり、図書を納品された上球磨の書店がありました。ただ、その後、今日まで人吉市だけの図書予算で運営されていたと伺っていますが、1回目の質問としてその間、各町村からの資料費購入に伴う負担金はなかったのでしょうか。また、担当職員の派遣などはどうなっていたのか、大変昔のことです恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

昭和59年10月、カルチャーパレスに人吉球磨広域図書館が開館された折に、当時の人吉球磨広域事業組合が図書資料約1万1,000冊を購入いたしております。その後、平成22年度に至るまで人吉球磨広域行政組合及び球磨郡各町村から図書の購入はあっておりません。また、人吉球磨広域行政組合からの図書館担当職員の派遣でございますが、昭和60年度から平成元年度まで5年にわたり1名あったようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 過去のことでありますが、私は人吉球磨広域図書館として開館しましたので、市町村での資料購入費負担があっていたものと思っていました。また、図書館運営にしましても、何らかのかかわりがあっていたものと考えていましたので、お尋ねさせていただきました。23年度から市単独の運営になったわけですが、各町村もそれぞれに図書館を設置されています。

2回目の質問ですが、人吉球磨広域図書館での運営時と現在の単独になったわけですけど、これの利用状況はどうなのか、また現在も図書館の利用は人吉球磨全域になっているのか、球磨郡との図書館活動に対して、どのような連携を続けておられるのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

人吉球磨広域図書館運営時の利用状況につきましては、平成22年度の実績数値を用い、現在の利用状況につきましては、今年度4月から10月までの実績数値を用い、いずれも移動図書館を含めた貸出冊数でお答えをさせていただきます。まず平成22年度の利用状況でございますが、貸出冊数11万2,344冊、そのうち本市が8万8,547冊、球磨郡が2万3,797冊でございます。本市が全体に占める割合は約79%でございます。次に今年度4月から10月までの利用状況でございますが、貸出冊数7万6,974冊、そのうち本市が5万9,636冊、球磨郡が

1万7,338冊でございますが、本市が全体に占める割合は約77%でございます。次に利用の対象でございますが、今年度も従来どおり球磨郡の方々にも御利用いただいております。また、球磨郡町村との連携でございますが、郡市10市町村間で熊本県読書活動振興協議会球磨支部を組織いたしまして、連携を図りながら、人吉球磨児童による童話発表大会、読書感想画コンクール及び私の薦める本の広報、とりまとめ並びにイベントの実施に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま御答弁いただきましたが、広域から市単独になってもそう大きな差はないようで、幾らか安心しておりますが、人吉球磨、できましたら一緒にできるものは一緒にやっていくのがいいのではないかと。単独とせずに、やはり共同でできるものはできるだけ人吉球磨は一つだという考えで取り組んでいただければいいんじゃないかならうかと思っております。特に図書館につきましては、いろいろありますけど、何とか人吉球磨と一緒にやってもらいたいと思っております。

次に、移動図書館についてですが、現在も幼稚園から小学校、その他いろいろな施設など37カ所を巡回していただいております。大変お疲れさまです。子供たちも楽しみにしていることと存じますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。その中で一部球磨郡にも行かれています、質問として、今後人吉市内の施設などから移動図書館の依頼があった場合、対応は可能でしょうか。お尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

本年度の移動図書館は、幼稚園、保育園、小中学校など37カ所の施設をそれぞれ年間17回実施しているところでございます。また、巡回日は平日開館日の火曜日から金曜日に行い、午前中2カ所、午後3カ所までを上限とし、各施設一、二時間程度の所要時間で巡回を実施しているところでございます。そのほか、巡回に際しましては、図書の補充や分類作業を行う時間、並びに巡回施設間の移動に要する時間がこれに加わることとなります。したがって移動図書館の新たな依頼につきましては、移動図書館車の駐車スペース、電源等の有無、さらには巡回施設間の移動に要する時間を勘案するとして、検討しなければならないこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、今後ますます高齢化が進む中で、幼児、児童だけでなく市内のさまざまな施設に対して、市立図書館としての果たす役割は大きく、いろいろな活動が期待されると思っておりますので、他市町村との情報の交換、さらに研修など行っていただき、幅広く活動していただきたいと思います。

次に、図書担当の職員の配置についてお尋ねします。私は、担当職員の頻繁な異動は避けてほしいと考えます。なぜかと申しますと、担当職員になられた方は図書館内の資料の配置確認、図書分類の知識、または来館者の方に素早く対応できる知識、さらに資料購入時に選定員としての務めなど業務はたくさんありますので、かなりの経験と知識が必要と考えます。資料の貸し出し、返却だけの業務でなく、図書館業務としてのプロ意識を持っていただき、他市町村の図書担当者との交流、地元各学校との連携、そして研修などをしっかり受けていただき、できる限り継続の方向でお考えいただきたいと思います。一例としまして伊万里市の嘱託司書は、5年見直しの最長20年勤務が可能とされ、10年になりますと中級嘱託司書となり、給与等も変わるしくみをとられていました。また、最近では厳しい財政状況により指定管理者などを設け、業務委託の動きが他市町村において起こりつつあります。図書館は自由で広く文化的で公正な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、市民の皆さんの幅広いニーズに対応した図書館サービスに心がけねばなりません。人吉市においては、球磨郡9町村と図書館活動振興協議会球磨支部を構成し、各種イベントの準備、開催、実施をしております。大変人吉は大切な拠点でもあり、きめ細かな業務が求められますので、今後とも直接の担当職員での運用を続けていただきたいと思いますと考えますが、4回目の質問として教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。お答えいたします。

図書館の利用サービスの中心的な役割を果たしておりますのが、図書館司書でございます。現在、本市図書館には職員司書が1名、嘱託職員3名の司書有資格者が勤務しております。司書は本来、専門性の極めて高い職種でありまして、従事している職員が資格を有しておりますことは、利用者サービス、とりわけ調べたい本や資料を探す手伝いをする上において、質の高いサービスが提供できるなど、図書館の円滑な運営には欠かすことができない存在でございます。したがって、図書館の異動に関しましては、図書館の専門性及び知的資源の有効活用が損なわれないように配慮するとともに、研修の機会などを通して、司書を含めた職員全員が業務のスキルアップを図り、さらに充実したサービスが提供できますよう今後とも努めてまいりたいと存じます。また、指定管理者でございますけれども、導入を実施した他の公立図書館の状況によりまして、民間企業及びNPO法人による運営がなされているようでございます。現在、本市図書館へ企業やNPO法人から運営に関する問い合わせはあっていないところでございます。引き続き、導入した図書館にお尋ねするなどもして、指定管理者に関する情報収集を行い、慎重に深い議論をしていくことが大変必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、まず指定管理者について、教育長お

っしまったように慎重審議の上、内容を確認していただいて、ぜひ慎重に進めてほしいと思います。図書館担当は先ほど述べましたように経験と知識が必要であり、図書館自体が教育とのかかわりの場として、さらに生涯学習の場として欠かすことはできないと考えます。ですから、そこにはきめ細やかなサービスに心がけ、図書館全体を把握されている職員、市民の皆さんへの迅速な情報の提供などできる方の存在が必要と考えますので、直接の職員派遣にぜひ御理解いただきますようお願いいたします。

次に、図書館の場所についてです。大きなカルチャーパレスのなぜか2階の一番奥が図書館になっています。駐車場から遠く、通路横には会議室があり、気を配りながら図書館に行かなくてはなりません。エレベーターはありますが、高齢者の方には何かと不便さを与えていると考えます。また、館内全体のスペースが狭く開架室、書庫、読書コーナーなども手狭な状態で開架室に出したい資料があっても、スペースがなく書庫に収まっているものもあり、ビデオ、インターネットなど利用するときは、隣とのスペースが狭くプライバシーに配慮しての利用となっています。市立図書館は、皆さんが行き来する場所にあり、誰でもが気軽に入館できることが大切と考えます。現在の場所はというと、何か片隅に設置されていて外部からも図書館としての存在がわかりづらく、必要性としての優先順位で考えると、かなり後になっているのかと思います。

そこで、5回目の質問として今の図書館で蔵書数を増やしていくことは可能なのかお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

本市図書館は、複合施設でありますカルチャーパレスの2階で運営を行っておりますことは御承知のとおりでございます。館内での読書に関するさまざまなサービスのほか、カルチャーパレスの会議室、展示場、ホール等を学習室や各種イベントの会場として活用するなど、複合施設としての利点を生かした運営を行い、多くの方々に楽しんでいただいているところでございます。現在、館内で提供している読書スペース、ビデオ視聴、インターネット閲覧などのサービスを今後とも維持しながら、蔵書数を計画的にふやしていくことになりますと、新たな書架の設置、そのためのスペース、書庫等の確保が不可欠となってまいりますので、必然的に床面積の拡充を図る必要性が生じてくるかと存じます。さらに床面積を拡充する場合を想定してみますと、書架を設置する際、構造物が耐荷重の要件等を満たしているかどうかの課題が生じることとなります。今後、コミュニティ棟の利活用を含め、さまざまな観点から検討、協議を行い、蔵書の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じているところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、教育長からお答えいただきましたが、複合施設の利点もわかりま

すが、今後、蔵書数をふやすとなりますと現在の場所では困難で、答弁にありますように床面積の拡充が必要になり、さらに床面積を拡充するとなると耐荷重の問題も起きてきます。今後、協議を行うとありますが、図書館はワンフロアでお考えいただき、分散型の図書館は管理上無理があり、また利用者にも不便をかけると考えます。市長のマニフェストにありますように蔵書数をふやしたいというのがありましたので、ぜひ、今後いかにして蔵書数をふやすのか、取り組みとあわせて今後御検討をお願いいたします。

近隣市町村を見たとき、それぞれに立派な図書館を持っておられます。例えば、えびの市は人口2万1,600人ですが、図書館面積は1,132㎡、蔵書数は13万1,668冊、貸出冊数11万5,468冊、資料購入費は減額になっていますが370万円。水俣市は人口2万7,451人で図書館面積が711㎡、蔵書数9万7,091冊、貸出冊数6万7,705冊、資料購入費は525万円です。宇土市は人口3万8,324人で図書館面積が866㎡、蔵書数8万2,864冊、貸出冊数は9万4,110冊、資料購入費は400万円です。人吉市の場合、カルチャーパレスに図書館として移転して28年になるかと思いますが、6回目の質問として図書館面積、現在の蔵書数、また、平成20年度からの資料購入費の予算、毎年の購入冊数、貸出冊数をお願いいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

本市図書館の面積は約400㎡で平成23年3月31日現在の蔵書数は、9万2,144冊でございます。次に、平成20年度から平成23年度までの資料購入の予算でございますが、いずれも約450万円でございます。また、平成20年度から平成22年度までの購入冊数、貸出冊数でございますが、購入冊数は平成20年度2,632冊、平成21年度2,914冊、平成22年度2,764冊となっております。次に、貸出冊数でございますが、平成20年度12万69冊、平成21年度10万6,151冊、平成22年度11万2,344冊となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、変わらない面もあるようですが、しかし、人口に対して資料購入費、図書館面積、貸出冊数などを見ますと違いがあるように感じました。何といたっても、図書館独自の施設として市内中心地に建設されて、より多くの市民の皆様が利用しやすい読書環境の充実に努めておられます。先ほどのえびの市、水俣市、宇土市、いずれもそうですが、独自の図書館で運営されておられます。また、先月、会派の視察研修で伊万里市の図書館にお伺いいたしましたが、あまりの規模の違いに驚きと担当者の方の熱心な業務への取り組みなど、確かに驚きましたが参考にもなりました。これが伊万里市の図書館なんですけど、大変立派なものでした。伊万里市は人口が5万7,000人で、人吉市と比べますと2万人ぐらいの開きはありますが、それにしましても蔵書数35万冊、年間利用者10万人、貸出冊数50万冊、資料購入にいたっては2,000万円とすばらしい図書館を建設され、市民ボランティアとともに連携して活動されているのを見たとき、地元人吉もカル

チャーパレスの一部屋を利用している図書館ではなく、市内中心部で買い物帰り、あるいは市役所帰り、学校帰りなど生涯学習の拠点として、また本との出会いの場、文化をはぐくむオアシスとして、さらに将来の人吉をつくる子供たちが夢を育てていく場として、すべての市民の皆様が開かれたライフスタイルを高めるための図書館として、また、館内には郷土の展示品コーナー、会議室、多様なことに使用できるホールなどを設け、誰でもが気軽に入館できる独立した図書館が必要に思います。

そこで7回目の質問になりますが、図書館への思いと今後に向けて図書館建設のお考えをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

大塚議員が御指摘のように、えびの市、水俣市、宇土市にはそれぞれ立派な図書館がございまして、多くの市民の皆様が活用しておられることは私も十分承知しているところでございます。これらの3市ともその利用状況において、素晴らしい実績を残しておられるわけではございますが、3市の蔵書数、貸出冊数、資料購入費について本市と比較した場合、本市の実績も決して引けをとることではないというふうに考えております。改めましてその結果から、本市市民の皆様の読書意欲、学習意欲の高さを再認識いたしますとともに、図書館が果たす役割の大きさを実感したところでございます。しかしながら、御指摘のとおり床面積に関しましては、えびの市の3分の1、水俣市、宇土市の約2分の1という状況にありまして、書架と書架の間隔が狭く腰をおろしてくつろぎながら本を読むスペースが少ない等利用される皆様に対し、御不便をおかけしているところでございます。図書館といえば、知識を求める利用者に対し、ありとあらゆる情報を提供する場であり、日ごろの疲れをいやす安らぎの場でもあると存じております。そのためにもゆっくりと座って本を読めるスペース、安らぎの空間、混み合わないでレファレンスに対応できる広いカウンターの整備は必要であり、図書館を気持ちよく活発に利用していただくための必須条件であると考えているところでございます。現在、本市図書館では約9万2,000冊の図書資料を所有しておりますが、利用者の知識をより深く、広く求めたいという思いに応えるためには、マニフェストに掲げさせていただいております蔵書数の充実を図り、質の高いサービスを提供することが必要ではないかというふうに認識をいたしております。これらの課題を解決するためにはやはり閲覧スペース、書架スペースの確保は不可欠となるようございまして、現行の図書館の床面積及び学習室の拡充をカルチャーパレスの改修とともに検討し、蔵書数の拡充を初めとした図書館の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長のほうからお答えいただきました。カルチャーパレスの改修と同時に図書館の改修のほうにも力を入れていきたいということですので、ぜひよろし

くその点をお願いしたいと思います。ただ過去にも図書館建設に向け設置場所の検討があったように伺っています。例えば、旧中津留美術館跡地への検討がなされたこともあったかと思いますが、結果的には検討のみで、実現に向けて動きがなく現在に至っているわけです。人吉市は相良700年の歴史があり、また、多くの文化財が点在する歴史と伝統のある都市であります。そこに市立図書館がいまだ建設されていないことに不思議な思いがあります。文化生活の向上、生涯学習の拠点として、情報提供の場所として、市民との共有財産、市民の図書館として、ぜひ今後実現へ向けて取り組んでいただきますよう要望しておきます。

一般質問の最後になりますが、今回、人吉市は災害救援ボランティア養成事業として10月中旬から11月にかけて、1班7名の7班、計49名を福島県南相馬市に派遣され、全員無事にボランティア活動を終えられたわけですが、最終組の報告会に参加させていただき、皆様の活動内容をお聞きし、皆様がそれぞれにいろいろな体験をされ、また、南相馬市の避難所の方に大変喜んでいただき、参加してほんとに良かった、機会があるならもう一度行きたいなどの報告をお聞きし、改めてボランティア活動のすばらしさを感じました。私も同僚議員と7月に南三陸、石巻、東松島市でのボランティア活動をしてきましたが、今でもしっかりと胸に残っています。あの悲惨な状況は、現地に出向いて初めて現実として受け止めることが多くありました。今回、想定外の出来事としてよく報道されましたが、予想もしない出来事が最近は多々起こり得ると思います。ここ人吉球磨においても、津波は心配ないにしても想定外の地震、ゲリラ豪雨に伴う河川のはんらん、住宅地の浸水など起きたらどうなるのか大変心配な面もありますが、まずは災害が発生しないことを願いながら、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時5分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。1番議員の宮崎保です。2日目の最後の一般質問となりました。よろしく申し上げます。早いもので東日本大震災から9カ月が過ぎようとしていますが、いまだに身元の確認ができない方などを含め、警視庁の12月6日調べで死亡者1万5,840人、行方不明者3,529名にも及ぶ多くの方々が被害に遭われています。また、身元の確認できていない方々も数多くいらっしゃいますし、いまだ32万8,903人という方々が避難、転居生活を余儀なくされています。被害、避難、転居生活を余儀なくされている方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、安心して暮らせるように1日でも早い復興を心より願っております。また、このようなことがありまして、今回7班に分けて南

相馬市へボランティア活動に多くの方々が参加をされました。本当に大変お疲れさまでした。今後の活躍を期待しておきたいと思ひます。そういうことも踏まえ、一般質問をしたいと思ひます。

通告に従ひまして、今後の東日本大震災に対するボランティア支援、市民の声より安愚楽牧場倒産に伴う処分場跡地の施設は今後どのようなになるのか、観光関係よりSL運行による地域振興の効果と来年以降の対応について質問したいと思ひます。

まず、今回、市長みずからがボランティアに参加されての感想、意見を含めた思いについてお聞きしたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、災害救援ボランティア登録事業の一環といたしまして、南相馬市にボランティアの皆様方が赴いていただき、さまざまな活動、活躍をしてこられましたことに、心から厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

まず、この災害ボランティア登録制度の研修の一環として募集をいたしました折に、説明会に120名以上にも上る方々がお越しいただきました。実際には49名の募集に対し88名の方々の応募があったわけでごさひまして、人吉市民の皆様方の心温まる被災地への思いというものが、十分私の胸にも伝わってきたところでごさひます。そしてまた、49名のボランティアの皆様方が本当に頭の下がる思いで、一生懸命活動をしていただきました。まさに私も第6陣の一員として参加をさせていただきましたけれども、一人一人の心温まる思いというものに感動いたしましたところでごさひます。そしてまた、第7陣まで49名全員の方々が無事帰郷をされましたこと、私自身も心から安堵したところでごさひます。1陣から7陣まで49名の皆様方の帰郷された報告をお聞きしますと、一人一人の思いがあるようでごさひまして、涙なしにはその報告が語れなかったという方々もたくさんいらっしゃったわけでごさひます。まさに被災者の皆様方への共感と、そしてみずからが実は何か与えるつもりで出かけたけれども、大変大きなものをもらって帰ってきたと、そういう人と人との分かち合い、絆の大切さを実感された第1陣から7陣49名の方々ではなかったかと思ひます。私自身、南相馬市の一部の地域、また一部の人々とのかかわりしかござひませんが、仮設住宅にお住まいの皆様方は、まさに明日への不安、将来への不安を大きく抱えておられまして、津波の被害に遭われた方々は、その仮設住宅の使用年限が2カ年と限られている中で、どのように今後の生活を支えていくのかという絶望にも似たような大きな心配を抱えておられたようでごさひます。また、南相馬市の小高地区の避難区域の皆様方は、自宅はあるものの、いつ帰ることができるかわからないという不安、それにさいなまれておられる毎日であったように感じたとごさひます。集会所にお集まりいただく方々は、どの陣もそうだったと思ひますけれども、まずは我先にとその血圧計のところに、看護師のところに赴かれて、そしてまず自分自身の健康状態を確認をされておられるその姿というのは、やはりこういう悲惨な状況

の中にあっても自分への健康の気づかいというものが、はっきりと表れていた私は行動ではなかったかと思えます。その後、それぞれの特技を生かしながら、お集まりいただいた方々にかかわったわけでございますけれども、お年寄りの皆さん方がぽつりぽつりと問はず語りに話される内容というのは、何と言葉を返していかかわからないような、そういう私自身も胸が締めつけられるようなお話ばかりでございました。そういう中で、やはり放射能汚染の状況はまったく変わっておらず、除染作業も全く進まないという中で、あるお年寄りの女性の方が「多分、30年は帰られないだろうね、もう自分の命はそこにはない」とそういうもうあきらめにも似た思いを話されたことを思い起こすところでございます。そして、ボランティアの一員として被災地を訪問させていただき、一番今後のことで気になっていることは風評被害であります。その被害を受けられた地域の実情を正確に把握することもなく、我々の新聞、テレビ報道で見聞きしたことをうろ覚えに覚えながら、そして、その地域に対する風評というものを私たちは一番戒めなければならないというふうに感じたところでございます。小学校五、六年生の女の子だったのでしょうか、両親が安全な地域だといえども子供の将来を不安視して、自主避難をしなければならないかどうかという口論をしている中で、ある小学生高学年の女の子が「どうせ、私の未来には何も残されていないんだ」と、そういうことばを発したのが私の胸に突き刺さっているところでございます。つまり、10年、15年たちますと結婚適齢期となるわけでございます。あの地域の人とうしろ指をさされ結婚にも支障を来たす、そういう我々は風評被害に惑わされることなく、しっかりとした知識、知見を求めながら私たちの今後のあり方というのを考えていかなければならないと思っているところでございます。いずれにしましても、あの地に立たれた49名の皆様方全員が、あの南相馬市を離れるときの思いは、1日も早い復興を心から祈ると、そういう気持ちではなかったかなというふうに思っているところでございます。

以上、私の感想、思いを述べさせていただきます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 市長の切実なる思いについて非常に感銘をいたしました。本当にありがとうございました。それにつきまして、第2の質問なんですけど、今回ボランティアに参加された方々の研修の成果を、今後どのように活用されていくのかお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回の南相馬市への災害救援ボランティア事業に参加したのは、第1陣から第7陣まで先ほど申し上げました49名の皆様方でございます。同行した職員は、社会福祉協議会職員または市の職員が7名、それに合わせて同行した副市長と私を加えて合計58名でございます。このメンバーが一人の病気、けがもなく元気に人吉に帰ってくることができましたことが、まずは、私の喜びと安心でございます。私もそれぞれの報告会で活動の様子をお伺いいたし

ましたが、先ほど申し上げましたとおり、参加された皆さんがそれぞれ大きな満足と達成感を持って、活動の様子を話されていたのが印象的でした。仮設住宅の集会所で行ったサロン活動に関しても、現地の皆さんに大変喜んでいただき、震災の後にこんなに笑ったのは初めてと涙ぐんでお礼を言っていただき、車が出発して私たちの車が見えなくなるまで手を振ってもらったとの報告もございます。また、皆さんの感想として、現地を実際に見て災害の悲惨さがよくわかったと、被災者の皆さんから逆に感謝とたくましく生きていくという勇気をいただいたこと、これからも引き続き励ましと支援が必要であること、今回の貴重な経験をこれから人吉市の災害対策に役立てたいこと、などなどを述べられるのを聞いて、私も感激し共感を覚えたところでございます。今回の事業は、市において万が一の災害が発生したときに、率先して活動していただくボランティアを養成するというのが本来の目的でございまして、そのための実践的な研修として南相馬市に行っていたものでございます。そのため今後の予定としましては、1月に事後研修を行い、研修成果の共有と定着を図り、2月には市民の皆さんを対象とした活動報告会を開催しまして、貴重な体験を広く市民の皆様へ還元していただくことになっております。その後は、社会福祉協議会のボランティアセンターに災害ボランティアとして登録をしていただき、万が一のときの場合の活動に備えていただくことになろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今後の予定につきまして、1月の事後研修からその後社会福祉協議会のボランティアセンターに災害ボランティアとしての登録ということで、ただいま市長のほうから答弁がありました。

3問目の質問なんですけども、きょうの2番目に質問されました三倉議員と若干ダブるところもあると思いますが、ほかに今後、南相馬市へのボランティア支援をどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先般、三倉議員にお答えしましたとおりでございますが、南相馬市は震災直後の悲惨な状況は解消されつつございますが、原発事故の事後処理に解決のめどは立っておらず、津波でお住まいをなくされた方や、家はあっても放射能のため立ち入りできない人など、多くの方々が不便な仮設住宅で生活を強いられているところでございます。しかも、これから厳しい冬を迎えようという環境にあることは、誰しもが想像にかたくないところでございます。私は被災された皆さんからいただいた勇気に感謝し、また、平穏な日常がどんなにありがたいものであるかを実感して、今回の活動が一過性に終わることなく、長く支援を続けていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。今後の具体的な活動につきましては、復興の進捗状況や南相馬市の意向もお聞きしながら、どのような方法がより効果

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....」その点も含めてお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

「.....
.....」何べんも申し上げますが、我々が活動したところは30km圏外でございまして、全く安全が保障されているところでございます。しかも先ほど申し上げましたように、20kmから30km圏内、これも避難準備区域も解除されまして、子供たちが帰還、帰ってきているところでもございます。危険なところに市長が人吉市民を一人たりとも派遣することはございません。万が一派遣が行われたとしても、そこに2泊3日滞在したということで、どのようなそこに危険があるかということは安全・安心の地域におきましては、考えられないということでございます。しかし、そういう思いをお持ちの保護者の方々がいらっしゃるということであれば、よくよく説明しなければなりませんし、よくよくその方々のお話もしっかりとお伺いをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 「.....
.....」逆に人吉市のほうに、そういう方々にこちらのほうに来てもらって、意見交換や交流会とか、そういう方法もあるのではないかとということを考えまして、今の提案をしたわけです。また、そのときに親御さんも一緒に呼んでこうあるんだということを検討されてはどうかと思いますけど、いかがなものでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

実は、昨年度末から計画をしたことでございますけれども、人吉市の看護学校跡地、ここが部屋、教室、体育館、お風呂も食堂もついておりますし、廃校跡がきれいなままで残っているところでございます。そこで、岩手県、宮城県、福島県の教育委員会にお問い合わせをしまして「学校まるごと絆プロジェクト」と称しまして、1年を限度に先生や保護者、子供の皆さんたちの避難の呼びかけをしたところでございます。しかし、あまりにも遠いということ、縁がないということ等々もございまして、実現には至らなかったわけでございます。よって、人吉市としては、そういう高校生、中学生、小学生の皆さん方もぜひこの人吉にお

招きをしたいというふうに思っているところでございますが、そういう絆がないということ
で南相馬市の絆を結びに行ったところでございます。よって議員が御提案されましたことも
一つの将来の案ということになろうかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今、市長も言われましたように、提案ということでしたわけなんです
けども、今のところを十分検討に入れて今後の課題として行えるように要望をしておきたい
と思います。よろしくお願いします。

次に、安愚楽牧場の倒産に伴い、9月以降の経過について質問をしたいと思います。跡
地は今後どのようになっていくのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） それではお答えいたします。

安愚楽牧場の動向でございますけども、8月6日に民事再生法の適用を申請しておりまし
たが、11月8日に東京地裁より民事再生手続を廃止する決定がなされましたので、破産手続
が現在進められているところでございます。また、新聞報道によりますと直営牧場のいくつ
かの牧場が企業へ売却されるとの報道がなされております。直営牧場であります矢岳牧場に
つきましては、今のところ何の情報も把握していないところでございます。2戸の預託牧場
でございますが、飼料も供給され預託料も支払われているということでございました。そう
いうことで、跡地と言われましてもまだそういう状況でございますので、現状を御報告させ
ていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 現在、いくつかの手続が進められているということですが、畜産業
者の新入の参入はあるのか、あるとしたら条件等も含めてあるのかということをお尋ねした
いと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

先ほども説明いたしましたけども、現在、破産手続が進められておりまして、まず牧場自
体が今、次にどうなるかとか、そういう条件とか、そういうものもちょっとこちらのほうで
は把握していない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 新聞等の報道の噂なんですけども、畜産以外への転用ということに
ついてという噂もありますけども、その点についてはどうなっているのか、そういう情報が
ありましたら、よろしくお願いします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

畜産以外への転用の噂があるというような質問でございますけれども、私たちが新聞報道等、インターネット等で調べましたけれども、そのような噂とかはございませんでした。今後とも安愚楽牧場の破産手続が進められておりますので、矢岳牧場につきましてもどのようになるか現在全くわからないところでございます。今後できるだけ破産手続の情報を正確に把握して対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今、情報等については把握していきたいということですが、情報等については向こうから入ってくるのを待ってるのではなく、こちらから積極的に情報の収集等を行ってもらい、情報の把握に努めてもらうようお願いをしておきたいと思っております。そういう情報を市民の方に提供されることを皆さん望んでいると思っておりますので、その点についてはよろしくようお願いをしておきたいと思っております。

最後の質問に入ります。最後に観光関係についてですが、まず1問目、新幹線が開業して9カ月がたちましたが、SLがもたらした地域振興について、また、SLが運行して3年になりますが、3年間の年別本数、乗客数、乗客率について、地域観光振興はどうなっているのか。また、3月12日に新幹線が開業しましたが、相乗効果等についてどのように分析されているのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

3点の質問でございます。まず、SLが運行して過去3年間たちますので、そのSLの本数、乗客数、乗車率から説明させていただきます。

SL人吉につきましては、運行初年度の平成21年が4月25日から11月30日まで運行され、運行本数148本、乗客数約3万2,000人、乗車率94%でございます。平成22年度が3月6日から11月28日までの運行本数164本、乗客数約3万9,500人、乗車率91%でございます。平成23年、ことしですけれども、3月13日から11月27日までですが、現在、JR九州でも集計中のため新聞報道によりますと、運行本数166本となっており、11月13日現在の乗客数が約3万1,000人、乗車率85.2%となっているところでございます。

次に、2点目の地域観光振興へのつながりということでございますが、SL人吉の運行開始によりまして、人吉温泉観光協会の皆さんや個人ボランティアの方々など多くの市民の方々へこれを契機におもてなしの心が培われたことは大きな地域振興につながっており、また、SL乗客の中には50回を超える再訪者（リピーター）の方やSLをお迎え、見送りのために何度も人吉を訪れる方と市民の間で交流が生まれたことも事実でございます。観光面につきましても、観光客の増はもちろんでございますが、SL人吉といえば人吉といった宣伝効果は大いに役立っており、人吉市の知名度アップにもつながっているものと分析いたしております。

新幹線の効果でございますが、皆様御存じのとおり、九州新幹線全線開業の前日に発生いたしました東日本大震災により、全国のイベントが自粛されるなど当初は深刻な状況でございました。しかし、5月から徐々に回復基調になり国宝青井阿蘇神社との組み合わせと新たに青井神社文化苑の開園などの要素と共ににぎわいを取り戻してきたところでございます。本市は九州新幹線の沿線都市ではございませんが、人吉駅で関西弁が多く聞かれるようになりましたし、旅館・ホテル関係者からも確かに関西・中国方面のお客さまがふえたと聞いております。さらには「デスティネーションキャンペーン」、これはJR6社が毎年四半期ごとに目的地を定め、指定先の自治体や観光事業者と共同で実施する大型観光宣伝キャンペーンなのでございますが、ことしは10月から12月にわたり熊本、鹿児島、宮崎の3県で行われており、その効果もあわせて関西・中国地方の方々が九州新幹線で熊本まで来て、SL人吉を御利用になられているのが多くなっていることを考えますと、相乗効果は大いにあったものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 最後に市長にお伺いをしたいと思います。ことしについては東日本大震災の影響で3月、4月は影響があったというふうに現在言われまして、5月以降は回復傾向がみられたと言われました。そうした中で、人吉駅構内では私の大先輩であります鉄道観光案内人の方や女将の会、観光協会の方々の協力があったことだと思いますが、かなりいい評価を受けていると思います。そういった中でも、もう少し何か施策があるのではないかとということで、例えばSLで人吉に観光にお見えになった方々に、来られたときとか出て行かれるときに手を振って沿線からお迎えをすとか、そういう市民の方々に協力をお願いすとか。また、SLとくまがわ鉄道には人吉球磨の一体化をするなど、奥球磨との連携等を含めながらやっていけばと考えておりますが、来年度以降の対応、対策等がありましたらよろしく願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、SL人吉運行当初から人吉温泉観光協会初め人吉鉄道観光案内人会やさくら会、民間関係者の多大なる御尽力により、さまざまなイベントを行ってきたところでございます。3年目の終了するに当たりまして、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

去る11月27日に人吉駅でSL人吉のお見送り式を行いましたが、今までSL運行期間中にはお出迎えやお見送り、さくら会による「ノスタルジック人吉」、鉄道観光案内人会による観光案内、地元住民による大畑駅、矢岳駅でのおもてなしなど、地域と官民が一体となったロングランの観光キャンペーンが繰り広げられ、多くの観光客が人吉に来ていただき、皆様のおもてなしにより多くの観光客の皆様方に喜ばれたと思っております。本当に官民一体

となった事業が展開されたというふうに自負をいたしているところでございます。今後も九州新幹線鹿児島ルート全線開業により、多くの観光客の皆様が人吉を訪れていただくものと手ごたえを感じているところでございます。人吉球磨にはSL人吉のほか九州横断特急いさぶろう・しんぺい号、KUMA-1、KUMA-2と観光列車がございしますが、その路線にある自然を満喫できるスローな列車の旅を提案しながら、沿線にある鉄道産業遺産群の活用によりさらなる観光客増加を促進するため、今後も観光振興に取り組んでまいりたいというふうに思っております。一つの大きなポイントは、肥薩線の世界遺産運動であり、D51復活運動ではなかろうかと思っているところでございます。

私はこの地域には三つの世界に誇るべき宝があると申し上げております。一つは人吉球磨の自然であり、そして二つ目には相良700年の歴史、伝統、文化財。そしてもう一つはやはり肥薩線というこの鉄道産業遺産、これを先ほど申し上げましたように世界遺産へと押し上げてまいりたいと考えているところでございます。

去る10月4日に「100年レイル肥薩線世界遺産シンポジウム」を開催しまして、松浦晃一郎前ユネスコ事務局長からも世界遺産の可能性のほどをお話いただいているわけでございます。今後も可能性があるものにはチャレンジをしていく所存でございます。肥薩線の世界遺産登録運動にいたしましても、最低でも15年というふうに言われているところでございますが、アジア有数の、いや世界有数の観光地として名実ともにその地位を築いていくため、皆様のお力をお借りしながらさまざまな観点から運動を進め、一步ずつ着実に邁進してまいりたいと思っているところでございます。宮崎議員が御提案されました地域住民の皆様方に手を振っていただくということでございますけれども、これは、私も二度ほどSL人吉に乗車をさせていただきましたが、熊本駅を発車するときから普通の、例えばつばめであるとか普通列車とかいうところには手を振られないでも、SL人吉には沿線住民の皆さん方がこぞって手を振っていただく、そしてわざわざ車をとめてでも手を振っていただくというそういうそのおもてなし、これに乗車された観光客の皆様方は感動しておられるようでございます。引き続きお願いをしてみたいというふうに思っておるところでございます。

また、SL人吉、つまり肥薩線とくまがわ鉄道との関係でございますけれども、当然のことながら御指摘のように、奥球磨または五木方面へ多くの観光客の皆様方をいざなうことによって、人吉球磨一体となってこの観光で潤っていかねばいけないというふうに思っているところでございます。くまがわ鉄道につきましても、ただいま行政組合またはくまがわ鉄道株式会社と協議をいたしまして、新たな機軸を提案することができるよう協議をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 本日3回目の質問をさせていただきますありがとうございます。

また、丁重なる答弁について本当にありがとうございました。これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後2時45分 散会

平成23年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月8日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成23年12月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第76号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議第78号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議第80号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第82号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第84号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第86号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第88号 人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定について
- 日程第8 議第89号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 名誉市民の選定について
- 日程第11 一般質問
1. 仲 村 勝 治 君
 2. 村 口 隆 君
 3. 豊 永 貞 夫 君
 4. 西 信八郎 君
- 日程第12 委員会付託
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
 - ・ 委員会付託
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1 番 宮 崎 保 君
- 2 番 高 瀬 堅 一 君
- 3 番 村 口 隆 君
- 4 番 大 塚 則 男 君

| | | | | | |
|-----|---|---|---|----|---|
| 5番 | 平 | 田 | 清 | 吉 | 君 |
| 6番 | 犬 | 童 | 利 | 夫 | 君 |
| 7番 | 松 | 岡 | 隼 | 人 | 君 |
| 8番 | 井 | 上 | 光 | 浩 | 君 |
| 9番 | 豊 | 永 | 貞 | 夫 | 君 |
| 10番 | 川 | 野 | 精 | 一 | 君 |
| 11番 | 笹 | 山 | 欣 | 悟 | 君 |
| 12番 | 西 | | 信 | 八郎 | 君 |
| 13番 | 村 | 上 | 恵 | 一 | 君 |
| 14番 | 田 | 中 | | 哲 | 君 |
| 15番 | 仲 | 村 | 勝 | 治 | 君 |
| 16番 | 三 | 倉 | 美 | 千子 | 君 |
| 17番 | 森 | 口 | 勝 | 之 | 君 |
| 18番 | 永 | 山 | 芳 | 宏 | 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田 | 中 | 信 | 孝 | 君 | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 高 | 橋 | 隆 | 君 | | | | | |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 篠 | 崎 | 國 | 博 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 堀 | 秀 | 行 | 君 | | | | | |
| 市 | 長 | 公 | 室 | 長 | 久 | 本 | 一 | 富 | 君 | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 坂 | 崎 | 博 | 憲 | 君 | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 山 | 本 | 政 | 義 | 君 | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 今 | 村 | 朱 | 美 | 君 | |
| 経 | 済 | 部 | 長 | 松 | 田 | 知 | 良 | 君 | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 中 | 村 | 明 | 公 | 君 | | | |
| 市 | 長 | 公 | 室 | 次 | 長 | 愛 | 甲 | 秀 | 樹 | 君 | |
| 総 | 務 | 部 | 次 | 長 | 中 | 村 | 則 | 明 | 君 | | |
| 市 | 民 | 部 | 次 | 長 | 椎 | 葉 | 幹 | 夫 | 君 | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 次 | 長 | 松 | 岡 | 誠 | 也 | 君 |
| 経 | 済 | 部 | 次 | 長 | 大 | 淵 | 修 | 君 | | | |
| 経 | 済 | 部 | 次 | 長 | 福 | 山 | 誠 | 二 | 君 | | |
| 建 | 設 | 部 | 次 | 長 | 木 | 村 | 秀 | 敏 | 君 | | |

| | |
|---------------|-----------|
| 企 画 課 長 | 小 林 敏 郎 君 |
| 財 政 課 長 | 告 吉 眞二郎 君 |
| 市 民 課 長 | 今 村 修 君 |
| 福 祉 課 長 | 加 賀 邦 保 君 |
| 管 理 課 長 | 中 川 一 水 君 |
| 会 計 管 理 者 | 松 江 隆 介 君 |
| 水 道 課 長 | 田 中 幸 輔 君 |
| 上 水 道 課 長 | 水 野 二 郎 君 |
| 教 育 部 長 | 赤 池 和 則 君 |
| 教 育 部 次 長 | 東 俊 宏 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 東 和 人 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 村 田 定 美 君 |
| 農 事 務 局 長 | |
| 監 事 査 務 委 員 長 | 大 平 正 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----|-----------|
| 局 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、宮崎保議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番、宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、おはようございます。

私、昨日の一般質問の中で不適切な発言の部分がございましたので、発言の一部を取り消したいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

その部分は、5回目の質問の中で、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・」というところから「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・」という部分と、6回目の質問の冒頭部分でございますが、「・・・・・・・・・・・・・・
・・」というところから「・・・・・・・・・・・・・・」という部分につきまして、発言の取り消しをお願いしたいと思います。よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

なお、私の発言が被災地の皆様と災害救援ボランティア養成事業に参加されました方々に誤解を与えましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいま、宮崎保議員より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり許可するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出は許可することに決しました。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆様、おはようございます。

ただいま、宮崎議員から発言の取り消しと陳謝がございましたが、私のほうからも宮崎議

員の5回目の質問を受けての発言の中で、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」と、この部分を取り消しをさせていただき
たいと思います。

以上、お諮りをお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま、市長より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出は許可することに決しました。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。15番の仲村勝治でございます。

70年前の12月8日は、太平洋戦争が始まった日でございます。この戦いで多くの方が亡くなられましたが、中でも3月10日の東京大空襲と言われる日は、焼夷弾によって一夜にして10万人の方が亡くなられたとお聞きしております。また、広島・長崎に原子爆弾が投下され、そして戦いは終わったわけでございます。平成23年3月11日、マグニチュード9.0、震度7の東日本大震災が発生し、また、多くの方が亡くなられました。ここでも原子力発電所が被災し、放射能によって住みなれた方々が住居を離れ生活しているわけでございます。歴史は繰り返すと言います。また、災害は忘れたころにやってくると言います。亡くなられた人々の御冥福を心からお祈り申し上げます。私たちも心して防災への備えをしていかなければいけないと考えております。前語りが長くなりましたが、質問に入りたいと思います。

それでは、一般質問を通告に従ってまいります。都市計画から人吉の町並みについて、災害対策から公用建物の地震対策についての順に質問してまいります。

まず、都市計画の人吉の町並みについて、高層の建物の高さの規制はできないかを質問いたします。エビスヤの跡に高層の建物ができると聞きましたので、軽トラック市が開催されたときに現場に行ってみました。現場にはエビスヤの跡は何もなく、建設後の高さがどのくらいになるかも検討がつかず、想像もできませんでした。市街地が最もよく見える場所の展望台に移動しまして、この展望所は市街地が最もよく見えるところございまして、西南の役官軍砲台跡であり、人吉の初代市長の高島愛之氏の記念像が建てられているところでございます。西校のみどりの教室というところだと思います。鳥が丘公園と普通呼ぶそうござい

いますが、この展望所から人吉城跡を正面に見て、右手に見える老神神社あたりに、この高層の建物ができるのかなと思いました。そして、この展望所から市街地を眺めてみますと、高層の建物が多く球磨川河畔に集中して建てられています。高いのもあれば低いのもありまして、ふぞろいでかっこいい町だなとは思われないようでございます。人吉が観光で生き残るには、球磨川河畔、人吉城跡、国宝青井阿蘇神社など、その場所のみでなく周囲の風景、建物の背景の山脈、山並みが見える空間が必要ではないかと考えます。

質問ですが、建築基準法や都市計画法などに違反しない建物であっても、人吉の町に適した建物であるためには高さの制限が必要と考えますが、高さの規制はできるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） おはようございます。お答えいたします。

初めに、現在、人吉市における建築物の高さ制限はどうなっているかと申しますと、人吉市都市計画の用途地域と風致地区により、一部地域において高さの制限が行われております。まず、用途地域による制限でございますが、都市計画法と建築基準法に基づき、人吉市都市計画により用途地域のうち、第一種低層住居専用地域において10メートル、第二種低層住居専用地域において12メートルの高さ制限をいたしております。また、村山風致地区、城山風致地区、蓬莱山風致地区の三つの風致地区におきましては、熊本県の風致地区内における建築物等の規制に関する条例により、建築物の高さは9メートル以下とするという許可基準が設けられ、高さの制限が行われております。それ以外の都市計画区域につきましては、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率は定められておりますが、高さの制限は定められていない状況でございます。

それでは、高さの規制をするためにはどのような手法があるかと申しますと、都市計画法では用途地域の変更や地区計画、景観地区等による制限、建築基準法では建築協定による制限等があるようでございますが、いずれの手法をとるにいたしましても、土地や建築物の所有者あるいは地域住民の皆様の合意が必要になると思われまますので、住民の皆様の御理解と御協力は必要不可欠であると考えております。また、建築物の高さの制限を考えるに当たりますには、合理的、計画的な土地利用の観点、都市の健全な発展と秩序ある整備の観点、球磨川や人吉城跡などの相良700年の歴史ある景観を守る観点、市民の財産に制限をかける問題など、さまざまな観点から検討する必要がありますので、市議会を初め市民の皆様と十分協議をしながら取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 今回の回答では、高さの制限は非常に難しいようございます。そこで次の質問の中からまた改めて質問したいと思っておりますが、田中市長は平成22年11月19日、熊本県立大学において開催されました景観形成トップセミナーにおいて「相良700年の美しき町

づくり～ひとよし～」の題で講演されて、城下町の風情をテーマにしたまちづくり、人吉城址、国宝青井神社などを核とした歴史的なまちづくり、町並みの保全、整備について発表されたとインターネットで拝見いたしました。歴史的な町並み保全、整備については相良700年の観光地として、当然整備を進めなければならないと考えております。歴史的な町並みでありながら、家の高さ、家の型、統一された色、道路の道幅、車の通行も制限された町並みを私は考えているわけですが、特定の地域を町全体で取り組む計画、こういうのを地域住民に十分説明し、また理解と協力、今言われた地域住民の合意、これが必要かと感じます。村上議員が一般質問された回答にもありましたように、歴史的町並みの復活が述べられておりますが、その市長のまちづくりに対する考え方を改めてここでまたお尋ねしたいと思います。市長、よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君） 改めましておはようございます。お答えをいたします。

仲村議員がお話になりました景観形成トップセミナーは、平成22年11月19日に県立大学で開催されたものでございまして「相良700年の美しき町づくり～ひとよし～」という題で、事例発表と申しますか私のまちづくりの夢を話をさせていただきました。内容につきまして、今までも“かがやき”づくりトークなどで話をさせていただいているところでございますが、既に御存じのところもあるかと存じますが、せっかくの機会をお与えいただきましたので、私のまちづくりに対する考えにつきまして、お話をさせていただきたいと存じます。

今までもお話をしておりますように、人吉市には世界に比類なきものが三つあるということをお話をさせていただいているところでございます。その一つは、やはり球磨川を代表する自然である。それから二つ目は、相良700年の歴史、伝統、文化財に裏づけられた国宝青井阿蘇神社、人吉城跡を初めとするさまざまな史跡、文化財でございます。そして三つ目は、世界に比類なき鉄道遺産である肥薩線でございます。私は人吉市のまちづくりを考えるに当たっては、この三つを常に念頭に入れながら考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。また、次に大切にしなければならないことは、この人吉が、平安末期から明治の初期まで700年にわたり相良家に統治され、肥後でもない、薩摩でもない人吉球磨独自の文化を形成し、今日まで受け継がれているという点であろうかと思っております。球磨絵図というものが今日残っておりますけれども、これは約230年前に描かれた人吉の中心市街地の絵図でございまして、これに描かれている町割りと申しますのが、約400年前に相良清兵衛が縄張りをした町割りでございます。この町割りが、今でもそのまま人吉中心市街地の町を構成しているところでございます。球磨川左岸にお城がございまして、右岸には二日町、七日町、五日町、九日町という商人の町がございまして、その北側に大工町、紺屋町、鍛冶屋町といった職人町があるという町割りでございます。これらの町は、人吉七町というふうに言われておりますが、この町割り、道筋を壊さないで今日まで残してきた、これが一つ我々にとって、今後のまちづくりを考える上での重要な課題であると考えておりますし、私

はこの町割りを決して壊してはならないというふうに考えているところでございます。このように述べてまいりましたけれども、結論を申しますと人吉市のまちづくりと申しますのは、相良700年の歴史、文化を大切にしながら行っていかなければならないということになるかと思えます。これが大きな基本、機軸でございます。もう少し、詳しく申しますと人吉城跡や球磨川、青井阿蘇神社や先ほど述べました人吉七町を中心として景観に配慮し、相良700年の歴史が感じられるような風情あるまちづくりを進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 今、市長から言われました人吉七町の復活、そして相良700年の町並み、景観を配慮した風情ある町並みが目的のようでございますが、私は平成18年に山形県金山町に視察に行きました。金山町は、その地方に伝わる金山住宅、壁からちょっと柱が出てるのが見える住宅なんです、そういうまちづくりをしているところでございます。その金山住宅を町のシンボルとして色、形を統一したまちづくりを進めているわけでございますが、その町並みが、どうしてそれをつくり上げていくかということになったときに、昭和30年代に当時の市長がヨーロッパを視察されて、そのヨーロッパの統一された美しい町並みと風景にマッチした建物の美観、それに感動して金山町も昔風のその家の形をしたまちづくりを始められたとあったわけです。それがずっと今まで続いて、今金山町は全国でも名が通っているまちづくりを進めていると思えますが、市長が言うところの景観に配慮した風情ある町並みというのは、やっぱり現在のコンクリートの高層建築が並んでいる町では大変難しいのかなという感じがいたします。また、湯布院の町並みについては市長もよく御存じと思えますが、林学者の本多静六博士が大正時代に講演されたドイツの滞在型の保養地温泉型でまちづくりを進めているわけでございますが、ここもやっぱり町の静けさと空間づくり、これを大事にして守ってまちづくりをしているわけでございますが、その両町とも約50年、半世紀近くずっとまちづくりを進めているところでございます。このようにまちづくりの基本は、やっぱり住民の合意ですか、それと意見、意思の統一、それを図って何代も続けていって初めてその町ができ上がるという具合になっております。

それで、その町並みを続けていくためには今度景観法というのができていますが、景観法の行政団体の指定地というのがございます。3番目の質問の中に行政団体を目指すのかというのになるわけでございますが、平成17年に施行されました景観法の中に、景観行政団体という制度がございまして、この景観行政団体と申しますのは、景観法に基づく景観行政を担う地方公共団体のことございまして、政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となります。その他の市町村は都道府県との協議、そして同意により景観行政団体になることができるわけでございますが、現在、熊本県内でも熊本市、山鹿市、天草市、山都町と苓

北町、この5市町は景観行政団体となっているわけでございます。隣接する県におきましては宮崎県で19市町村、鹿児島県で20市町が景観行政団体になっております。この景観法でございますが、この運用指針というものがあまして、その中に良好な景観の形成は、居住環境の向上など住民の生活に密接に関係する課題とともに、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいと述べられております。村上議員の質問に対する答弁と重なるかもしれませんが、市長のまちづくりに関する考え方を聞きまして、相良700年の歴史、文化、この人吉の景観を守るために行政団体の指定を受けるとするのは非常に重要なことだと考えますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

仲村議員御指摘のとおり、日本全国各地、世界中にそれぞれの町の歴史を感じさせるようなまちづくりというものが推進されてきているというふうに思っております。例えば、姉妹都市を締結させていただきましたポルトガルのアブランティシュというのは、450年前の町そのものをそっくりそのまま保存・活用しておられる地域でございます。ヨーロッパに行けばよくわかることでございますが、石の文化ということもあろうかもしれませんが、オールドタウンとニュータウンが明確に仕切られているということでございます。この熊本県人吉市も世界中見渡して熊本県人吉市はここしかないわけでありまして、その熊本県人吉市の個性というのは一体何かということを考えますと、やはり相良700年の歴史、伝統、文化、これに根ざしたそのまちづくりを形成していかなければならないというふうに考えているところでございます。この全国各地、今御指摘がありました金山町を初め、先般視察をさせていただきました小布施、または倉敷とか飛騨高山とか全国各地ですね、それぞれの個性ある、しかも歴史に根ざしたまちづくりを行っておられるところでございます。よって、人吉市といたしましても、相良700年の歴史を誇るこの美しい人吉市の町並みを守り、いわゆる町割りを守り後世に引き継いでいくことは、私たち現在に生きる者の重要な責務だというふうに考えているところでございます。よって仲村議員の御提案のとおり、できるだけ早く景観行政団体となり、景観行政に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） ありがとうございます。これで景観行政団体に指定されれば、相良700年の町並みが復活するのかなという感じがいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、災害対策に入っていきたいと思っております。公用の建物の地震対策についてお尋ねいたします。公用の建物の地震対策ですが、平成23年度の第2回市町村議会議員の特別

セミナーが開催されました。それに参加させていただきましたが、その中で地震について講演がありました関係で、そこをちょっと引用させていただきますと、講師は2004年から2008年まで京都大学の総長を務められた尾池和夫氏であり、専門は地震学で演題は「地震への備えと自治体の役割」ということでございます。講演内容は地震とはどういうものか、日本列島はどういったものかなどを大型のスクリーンを使い、東日本大地震発生までの地殻の動きを説明されました。マグニチュード9.0、震度7は日本最高で、また、黒い津波が撮影されたのも世界で初めてだそうです。自治体は地震を知って震災に備える、災害に強い地域社会をつくる、地球を知って21世紀を生きるを目標にしてほしいというのが教授の講演の内容でございます。

人吉市では、平成20年5月人吉市建築物耐震改修促進計画が策定されています。その中より、公用の建物の地震対策について質問をいたします。公用の建物は市所有建築物の一般施設と市所有建築物の学校施設に分かれております。まず学校施設の耐震化の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

市内の小中学校には、教室棟や管理棟、屋内体育館などが43棟ございます。この43棟のうち、国の基準において耐震補強の対象となる昭和56年以前に建設された学校施設22棟の耐震診断を平成18年度から実施いたしました。その22棟の耐震診断を行った結果、10棟が耐震補強の必要がないとの診断がされましたが、それ以外の12棟が耐震補強の必要があるとの診断を受けまして、平成20年度の人吉西小学校の屋内運動場から始まり、昨年度までに7棟の耐震補強を完了し、平成22年度末で全43棟のうち耐震補強を必要としない31棟を合わせて、学校施設耐震化率は88.4%となっております。現在、中原小学校の教室棟1棟、人吉東小学校の管理棟1棟及び教室棟2棟、計4棟の耐震補強を行っておりまして、平成23年度末におきましての学校施設耐震化率は97.7%に達する予定です。さらに平成24年度に、人吉西小学校の管理棟の耐震補強を実施する計画で進めておりますので、平成24年度末の学校耐震化率は100%となり、本市における学校施設の耐震補強はすべて完了する予定となっております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 学校施設の耐震化率は、平成24年度末には100%になるようでございますので、児童、生徒、保護者の方々、教育関係者の方は安心されると思います。

では、学校施設を除いた市所有の建築物の一般施設が116棟ございますが、そのうち昭和56年以前に建築された建築物は56棟、昭和57年以降に建築された建築物は60棟、昭和56年以前の建築物で耐震性があると判断された建物が44棟であります。よって耐震性のある建物は104棟となりますが、残りの12棟、このうち今回平成23年一般会計補正予算に老人福祉センターと老人趣味の家は耐震診断の予算が計上されております。それ以外の施設についてお尋

ねいたします。施設名と所管課はどこなのか、施設の補強、改修についてはどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

人吉市建築物耐震改修促進計画の中で、耐震強度が足りないとされているその他の施設は、市営住宅三日原団地、これが6棟、それから東間米山団地、これが3棟、それから市庁舎の本館、そして大畑コミュニティセンターの体育館でございます。施設の所管につきましては、市営住宅が建築住宅課、庁舎本館が契約管財課、大畑コミュニティセンター体育館は社会教育課でございます。市営住宅の今後の補強、改修につきましては、現在、人吉市公営住宅等長寿命化計画を策定しておりまして、建てかえや用途廃止も視野に入れた上で検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 大体お話をお尋ねして、長寿命計画で大体整備されていくようでございますが、3回目の質問に入りたいと思います。

○議長（永山芳宏君） 仲村議員、答弁漏れがあるそうです。

○総務部長（坂崎博憲君） 皆様、おはようございます。

それでは、庁舎本館の補強改修についての御質問がございましたので先ほど答弁が漏れておりました。私のほうから御答弁をさせていただきたいと存じます。先の平成19年3月まで御審議いただきました市庁舎建設に関する特別委員会による検討、検証を尊重しながら検討すべきものと考えておりますので、それを踏まえたお答えとさせていただきたいと存じます。庁舎本館は、昭和37年に建設された鉄筋コンクリートづくりの建物でございます。築50年を迎えております。耐震診断につきましては、平成13年度に実施をいたしましたところでございます。この診断で、経年劣化によるコンクリート強度の低下や数多くのひび割れが発生していること、また、有効な耐震壁の不足、さらには柱・鉄骨量の不足の3点から、1階及び2階の耐震性が不足していることが確認されております。これらのことを解消する耐震、改修につきましては、鉄骨の増量、執務室を横断する形での耐震壁の設置など、多額の費用を要する大規模な工事になると考えられます。耐震診断におきまして、高額な費用を費やすことになる改修の効果は低いものとなり、改築を進めると結論づけられております。また、昭和59年度に策定し、平成22年度に改訂をいたしました史跡人吉城跡保存管理計画書の中で、史跡管理団体であります人吉市が、庁舎本館につきましては史跡の保存管理上、移転すべき物件であると位置づけておりますので、工事に必要な文化庁との協議が整う可能性は著しく低いものと思われまます。このようなことから、庁舎本館の現在地での補強、改修は困難であると判断をしているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○教育部長（赤池和則君） 済みません、計画の中に大畑コミュニティセンターの体育館が入っておりますので、その分についてお答えをさせていただきます。教育部所管の施設につきましては、学校施設を最優先で耐震化を図ってまいりましたけれども、今後につきましては、対象施設の利用状況や老朽化の度合いなどを踏まえて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） それでは3番目の質問に入りたいと思いますが、市営住宅関係は長寿命計画で進んでいくわけでございますが、その財源についてが心配いたします。人吉の場合は景気の動向が悪いため、市税の減収が続くと思います。財源も厳しいと思われるので補強工事も早くしなければいけないわけでございますが、財源の確保はどうされるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

公共建築物の耐震化事業にかかわる財源についての御質問でございます。住宅建築物の耐震化に対する国庫補助といたしましては、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業がございます。これは住宅・建築物の最低限の安全性を確保するため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について国が必要な助成を行うものでございます。耐震改修促進計画に定められた取り組み方針に基づく事業に対しまして、補助率が、地方公共団体が実施する耐震診断及び設計監理につきましては住宅が2分の1、建築物が3分の1となっております。また、耐震改修につきましては11.5%の補助率となっております。この事業の補助裏の財源につきましては、起債の充当が可能でございます。充当率が75%となっております。その他の公共施設等の耐震化事業でございますけれども、地方公共団体が単独事業として行う避難拠点となる公共施設等の耐震化事業につきましては、防災対策事業債の適債事業とされているところでございます。なお、この防災対策事業債は充当率が90%で交付税参入率が50%となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 防災事業については90%交付税で、充当率が90%、交付税参入率が50%だったですかね。

それでは、4番目の質問に入りたいと思いますが、平成27年度までに補強工事は完了するのかを尋ねてみたかったんですが、今の回答で大体庁舎のことが一番問題になるのかなという感じがしましたものですから、最後に庁舎のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。今言われた人吉城跡保存管理計画で、この市庁舎は現在地の建てかえはできないようでございます。そうすると財源については、補助金はないが起債で対応ができるようござい

ますので、この2点を勉強していただいて、この問題をクリアしていただくように勉強して
いただいて、早く市庁舎を建てかえていただきたいという気がいたします。なぜかといいま
すと、やっぱり市庁舎は市民の生命、財産、そして市民の個人情報等が非常に多く管理され
ており、市民生活のよりどころといえますか、ということになりますから、また災害時にも
本部となるような緊急性、また必要性の高い建物でもございます。今後、早急に計画して行
動をしていただくようお願いしたいと思いますが、最後に市長公室長のほうに、どうい
う行動に出るかをちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、いいでしょうか。

○市長公室長（久本一富君） おはようございます。お答えいたします。

庁舎本館の姿につきましては、議員御案内のとおりでございます。また、先ほど総務部
長がお答えしましたとおり、その機能を他に移転するしかないという状況であると存じます。
そしてまた安全・安心なまちづくりにかかわる市長のローカルマニフェストでもございま
すが、早い時期に道筋をつけなければならないという大きな課題の一つであるというふうにと
らえております。ことしの6月に松岡議員に御質問いただきましたが、そのときにお答えを
しましたとおり、市の関連部課の専門的な立場にあります課長級以上の職員10名で組織をし
ます勉強会を7月に立ち上げ、現在、鋭意研究・検証を進めているところでございます。財
政的な部分を初め、整備モデルのあり方とさまざまな大きな課題が想定をされておりますが、
市における最大の防災拠点機能を持つものでございますので、1年でも早く実動につなげる
ような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 大体進んでいるようでございますので、ありがとうございます。

最後に、市長に金山町のことを話した関係で、この金山町のことが書いてある本を持って
きました。これはイザベラバードというイギリスの旅行家、あの人が書いた本ですが、この
中にこの明治5年か10年ごろの奥州ですね、奥州街道を大体通って蝦夷地まで、蝦夷地昔
言ってたんですが、北海道ですね。北海道まで行かれたときの旅行記です。これを読んでい
ただくと江戸時代末期の町並みですか、人柄等はよく書かれていますから、厚い本ですが市
長も1回読まれて人吉市の景観に参考にしていただければと思います。どうかよろしくお願
いいたします。

私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時4分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あ

り)

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の村口隆でございます。

東日本大震災から9カ月が過ぎようとしておりますが、そんな中、11月24日に一日も早い復興を目指す晩秋の東北に朗報が届きました。都市対抗野球大会1回戦におきまして、宮城県のJ R東日本東北の森内寿春投手が、三菱重工横浜を相手に54年ぶり史上二人目の完全試合を達成し、テレビや新聞等でも連日大きく扱われ、被災地の皆様へやればできると元気と勇気を与えてくれました。チームは震災で苦勞されている方がたくさんいる、野球はやれるときにやろうということで、全体練習は2カ月間中断され、自主トレを続け臨まれた大会での快挙であります。そういう快挙の中に、この54年ぶりに達成された完全試合が我が人吉市にも大きく関係しており、大事な記録と記憶を呼び戻してくれることになりました。野球関係者の方なら御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、54年前の1957年、都市対抗野球大会において史上初の完全試合を達成されたのが、人吉市新町出身で東小から人吉中、現在の人吉高校を卒業され、福岡の名門日鉄二瀬で活躍された村上峻介さんでございます。54年の時を経て再びスポーツ紙などでスポットを浴びました。野球ファンなら御存じだと思いますが、当時の日鉄二瀬にはセ・パ両リーグで首位打者に輝いた江藤慎一さんが捕手として、そして広島カープ時代に選手、監督として活躍された古葉竹識さんがショートを守っておられ、その中での都市対抗史上初の完全試合達成であります。村上さんは、現在82歳で福岡に住んでおられ、先日お電話でお話をさせていただきましたが、まだまだ非常に元気な御様子でございました。完全試合達成の瞬間に村上さんと古葉さんがマウンドに駆け寄り、偉業を喜ぶ当時の写真はインターネットでも見ることでできます。都市対抗野球は昭和2年から開催されており、プロ野球より歴史が長く日本の野球界の歴史にも大きく記録されており、都市対抗で史上初の完全試合を達成された偉業をたたえる意味でも、ぜひ市制70周年記念の1ページに村上峻介投手のことを取り上げていただければと、野球関係者の一人として切に思います。今回、村上さんの偉業を再確認し、私もスポーツを推進していく立場の人間として今まで以上にスポーツマンシップを忘れることなく、スポーツ界発展のために活動していくことを改めて強く思った次第でございます。

それでは、通告に従いまして4問、議会改革について、ラフティングにおける本市のかかわりについて、スポーツ環境の整備と安全対策について、市民の声よりを質問させていただきます。

それでは、一つ目の議会改革について市長の御見解をお尋ねいたします。おとといの松岡議員、昨日の大塚議員からも報告をされましたが、今回私たち会派、新・九州相良クラブでは、11月14、15日に佐賀県武雄市と伊万里市に研修に行つてまいりました。武雄市長は、田中市長とも非常に御懇意である改革派市長で有名な樋渡市長でございます。私たち会派の研

修にも樋渡市長みずからが御出席いただき、いろんな話や考えを聞かせていただきました。昨年12月議会の川野議員からの同様の質問で、市長は議会改革についてはこうあるべきと申し上げる立場ではないと答弁されております。しかし、ことし4月の統一地方選挙において議会改革は市民の皆様の大きな関心の一つであったことは確かであり、この4年間の市民の皆様への目は改選前の4年間に比べ、明らかに議会に対する意識も変わってきていると思います。行政府と立法府の違う立場の市長に答弁をいただくのは、検討違いな質問かとは重々承知ではありますが、現在、全国各地でさまざまな議会改革が行われている現状を踏まえ、あえてこの流れについて、田中市長におかれましては現在議会改革についてどのような御見解をお持ちであるかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本年4月及び8月に成立しました地域主権改革法案による本格的な分権時代を迎え、地域における自己決定、自己責任の度合いが一層強まり、地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民を広く代表する地方議会の役割は、これまで以上に高まってきているものと存じております。近年各種の議会で、議会と住民の意見の乖離や議会の機能の形骸化がときに指摘されることもございますが、議会と地域住民との信頼関係が確立されることは、真の地方自治確立のため必須のことであるということは言うまでもございません。議員がみずからの判断と責任において、自主的かつ事実的に活動できるよう議会の調査機能の充実、議会運営の透明性も図っていくことがより求められていると存じております。同時に、地方自治の本質の実現のためには、住民自治の充実、強化と自治意識の向上、住民参加のあり方が重要であり、真の地方自治は、住民の意思と責任に基づいて主体的に形成されなければならない、住民自治の充実がまさに求められている時代でございます。地方公共団体の議決機関である議会と執行機関である長とは、それぞれ独自の立場において相互に抑制し、または協力し、その均衡と調和の上に運営されていくべきものであるというふうに考えているところでございます。

よって、議会、長を初めとする執行部は、主役は住民であるといういわば地方自治の原点という共通の目標を目指すものではございますが、その改革の手法は、おのずと違うものになるものでございまして、議会、執行部の長がそれぞれの立場、機能の範囲内でお互いに最良の方法を選択しながら、改革を図っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） お答えにくい質問に御答弁いただきありがとうございます。先ほども申しましたように、会派で研修に行きました武雄市議会の議会傍聴には、傍聴席に入りきれないぐらいの人が傍聴に来られ、多いときには約200名の市民が傍聴し、別室を用意される

こともあったということでした。また、武雄市にはケーブルテレビがあり、普及率は約90%、議会期間中はケーブルテレビにて議会が放映されており、働いている方のためにも午後7時から再放送が放映され、その視聴率は50%を超えるということです。一概には言えませんが、武雄市の人口が約5万1,000人なので単純計算でいきますと、約2万5,000人の人がケーブルテレビで議会を視聴されていると考えます。ケーブルテレビで、お茶の間の夕食時にテレビに流れますので、市民の皆様が議会に関心を持つのも当然だと私はずけずけます。人吉市でもインターネットにて議会中継はされておりますが、実際どれだけの市民が視聴されているのでしょうか。

また、人吉市においては平成22年4月13日に、町内会長嘱託員連合会から議会に対しまして、定数4名の削減、報酬の20%減、費用弁償、政務調査費の廃止、情報公開の申し入れをされ、その結果、昨年9月議会において費用弁償の廃止が可決されました。そして、昨年11月22日の町内会長嘱託員連合会理事、衛生員連合会理事の合同会議にて議員定数条例改正に関する直接請求権行使の市民への署名運動を展開することを決議され、12月1日に市内全戸に対しまして、町内会長会報第1号を配布し、市民の皆様を経緯の説明をされました。しかしながら、12月議会において定数2名の削減が可決されたため、議員定数条例改正に関する直接請求権行使の署名運動が回避されたという経緯もございます。私はまさにそのとき、町内会長という立場で当事者でございましたが、そのときの理事の方は資料をそろえ、または類似団体の状況を調査し何度も会議を重ねられ決議されたことは、それは苦渋の決断でもございました。また、統一地方選挙前のことし4月8日に人吉青年会議所主催で開催された公開討論会においても、討論会に参加された候補者の中で、19名中11名の候補者が議会改革を訴えられておりましたので、議員の皆様も今からが本腰を入れて議会改革に取り組まれていられるものだと考えております。今回、市議会議員選挙において、市民の皆様にとって議会改革は大きな関心の一つであったことは間違いありません。私は統一地方選挙前の3月まで、町内会長という立場であったことと議会改革を前面に押し出し、今回の選挙戦を戦いましたので、私には多くの市民の皆様から議会改革についてさまざまな意見が寄せられております。人吉市議会も来年1月26日の市民の皆様との意見交換会から一歩目を踏み出すわけですが、議会制度研究会の森口委員長を中心に活発に議論が進められていくものと、非常に期待をしているところでございます。市長におかれましては見当違いの見解を聞いたかもしれませんが、申しわけございませんでした。これで1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、ラフティングにおける本市のかかわりについてお尋ねいたします。ラフティングは、今や人吉球磨の観光を代表する一大観光となっております。皆様の御記憶にもまだあると思いますが、ことしの8月17日に天竜川下りにおいて5名の方が死亡するという悲惨な事故が起きました。その直後の8月22日には、球磨川で鹿児島県から来られた方が個人でゴムボートで下り、乗っておられた9人が川に転落し流され、そのうち一人が軽症を負うと

いう事故が起きました。こういった状況を踏まえ1回目の質問をいたします。ラフティングにおける直近1年間の会社数、雇員人数、乗客数、経済効果をお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

現在、把握しておりますラフティング会社数は19社でございます。そのうち球磨川ラフティング協会に加盟されている会社は18社でございます。19社のうち本市に事業所があるラフティング会社は15社でございます。次に、調査をいたしました市内15社から回答いただいておりますが、雇員人員はパート・アルバイトを含め総数195名でございます。本市に事業所を置くラフティング会社の平成23年1月から11月までの総乗客数は、約2万500人となっております。ラフティングの経済効果につきましては、実数であらわすことが難しいため、御質問の総乗客数に昨年の観光消費額を乗じた額と、ラフティング利用料を足した推計額でお答えいたします。算出といたしましては、人吉市全体の平成22年観光客総数に対する日帰り客と宿泊客の割合に、先ほどお答えいたしましたラフティングの乗客数をそれぞれ乗じ、さらに観光消費額を乗じた額とラフティングの平均的な利用料金を加えた金額になりますが、総額で約3億3,100万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

次に安全対策について2回目の質問をいたします。安全基準、運航規程、また、保険についてはあるのか、そしてまたそれを把握されておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

球磨川ラフティング協会が定めている安全基準、運航規程につきましては把握いたしております。本市に事業所がございますラフティング会社は、すべて球磨川ラフティング協会の正会員または準会員であり、ラフティング協会ではリバーガイドのスキルアップ講習会を初め、人吉下球磨消防組合での上級救命講習会を受講されるなど、安全性向上に努力されておられます。緊急連絡体制も整備されており、消防、警察、地元自治体とも連携して対応されているというところでございます。保険につきましては、ラフティング協会に入会する基準の一つとされており、協会全体で球磨川におけるラフティングの安全性向上と業界の発展を目的とし、地元関係者機関と協調して人吉球磨の観光発展に寄与されておられます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

次に3回目の質問でございますが、先ほど申しました8月22日のゴムボートの事故の影響でキャンセルはどれぐらいあったのか。また、その後の対策についてお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

調査対象会社15社から回答いただいております。そのキャンセル総数は386名でございます。水難事故後の対応でございますが、8月22日に起こりました水難事故につきましては、雨で増水した球磨川をラフティング協会所有のゴムボートではなく、あくまで個人所有のゴムボートで下っていたグループ9名乗りのゴムボートが転覆したものでございました。その際、地元ラフティング協会員の皆様による迅速な救出活動と御尽力により、流されている方を救助し事なきを得ております。

しかしながら、この事故を他山の石としてとらえ、8月の天竜川の水難事故とあわせ、早急な事故防止対策や情報連絡体制を整備し、水難事故を未然に防ぐ組織づくりが急務となりましたので、9月6日に人吉下球磨消防組合におきまして、球磨川水面利用における水難事故防止対策について協議が行われております。この会議では、人吉下球磨消防組合を初め人吉警察署、河川管理者である八代河川国道事務所及び下球磨関係市町村、くま川下り株式会社や球磨川ラフティング協会など球磨川を利用している事業所が参加し、水難事故や当時の状況及び対応、現状での各機関の安全対策の取り組みと課題について報告し、今後の安全対策としてそれぞれの立場で意見を出し合い、これからの対応として新たな安全対策連絡会設立の準備にとりかかることになりました。2回目の協議となります10月26日には、球磨川水面利用に関する安全対策連絡会の設立準備会議として開催され、組織の立ち上げにつきましての協議や活動内容、役割分担、連絡会の規約の策定などについて協議を行いました。先月11月24日には3回目の協議が開催され、「球磨川水面利用に関する安全対策連絡協議会」として発足し、正式に連絡協議会の設立及び各関係者の役割分担が決められておられます。活動の方針と内容につきましては、引き続き協議を行うことになっており、今後は看板や啓発ポスターなどによる啓発活動の実施を行いながら、ゴムボートなどの水面利用に関する施策の検討や安全運航のため、シーズン前に合同訓練を実施する計画などが協議されております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） さっきの経済効果の計算でいきますと、約200万円ぐらいでしょうか、その1日でですね、非常に大きな数字だと思います。

続きまして、4回目の質問でございますが、現在、人吉球磨には先ほどの答弁から19社あるということでございますが、私はラフティングの可能性を考えるなら、まだまだ会社数がふえると思いますし、また、大手資本の会社が参入してくる可能性も十分に考えられるのではないかと考えます。そういう場合に、商業ラフティングに対する何らかの規制はできるのか、また、会社数がふえますと安全面の低下や価格面の下落等も考えられると思いますが、そういう状況に対してどうお考えであるかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

近年、増加しているラフティング利用状況をみますと、新たに会社が参入してくる可能性

はあると思いますが、それを規制するのは難しいと考えます。球磨川等の河川を安全に利用するために、現在球磨川ラフティング協会が安全基準、運航規程を定め遵守されておるところでございます。今回、国、県、警察、消防組合、市町村、球磨川を利用する団体で構成する球磨川水面利用に関する安全対策連絡協議会が発足いたしましたので、安全に関する啓発活動を行うとともに、新規参入会社にも安全に球磨川を利用していただくため、この協議会が策定するルールの遵守及び球磨川ラフティング協会への加盟を呼びかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

先ほどの答弁にもございましたが、私は人吉だけの経済効果や雇用人数を考えますと、さまざまな面で人吉に幅広く貢献されているのではないかと思います。経済効果の中で、日帰り率が約80%、宿泊率が約20%と出ていますが、この宿泊率20%は、私はアイデアによってはまだまだ上げることも可能だと考えますし、この比率が逆転するならば、市長マニフェストにある観光で稼げる人吉には重要な大きなポイントになるのではないかと考えます。また、商業ラフティングを規制するのは難しいとのことではございますが、天竜川下りは1回の大事故で廃止となり、63年の歴史に幕を閉じました。ラフティングにおきましても、会社数がふえても安全面が低下しないように、先月発足した球磨川水面利用に関する安全対策連絡協議会で十分に協議されていかれることを切に願います。地元の重要な観光産業で、私はラフティングは、市長もよく申されますが、地産他消の産業だと思えます。地元の人が立ち上げ、それを地元の人が広げ確立し、熊本県を代表する一大観光となり、そして人吉市にとって外貨を稼いでいると。また、先ほども申しましたように、まだまだラフティングによる観光客の宿泊率を伸ばせば、まだまだ大きく外貨を稼ぐ材料にもなり得ますし、また、ラフティングは肥薩線の沿線を下っていきますので、おりられたお客さんに何らかの形で肥薩線を利用していただけると、ラフティングと肥薩線を合体させた観光策というのも可能性があるのではないのでしょうか。昨日の宮崎議員のSL人吉の市長答弁の中で、SLに乗車されている方が車をとめて手を振ってくれる、足をとめて手を振ってくれる、そういうおもてなしの心が嬉しいとのことではございましたが、リバーガイドの方はラフティングという空間の中で、じかに観光客の方と接されておりますので、ガイドの方々にも今までよりさらにおもてなしの心を広げてもらえば、口コミで人吉のよさが伝わるのではないかと考えます。また、協会では球磨川の清掃や稚アユの放流など社会的貢献も十分されており、ラフティングは地元で興し、地元で育った産業ですので、私は官民一体となって守るべき産業だと考えます。それには、まず現場の人の意見を聞くことが重要だと考えます。私も今回、経営者の方や現場のガイドの方と話をしましたが、現場の人はそれぞれにさまざまな思いやアイデアを持ってい

らっしゃいます。ぜひとも現場の生の声を意見を聞いていただき、さらなる発展につなげていただければと思います。これでラフティングについての質問を終わります。

続きまして、スポーツ環境の整備と安全対策について1回目の質問を行います。市所有の学校運動場を除く、屋外スポーツ施設における各施設の年間の利用状況と上記施設におけるナイター使用の年間の利用状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

市所有の屋外スポーツ施設では、第一市民運動広場、川上哲治記念球場、村山公園テニスコートなど8施設を市民の健康づくりなどに利用していただいております。平成22年度の各施設の利用状況でございますが、川上哲治記念球場では1万518人、第一市民運動広場は2万9,385人、村山公園テニスコートは1万2,126人、田野テニスコートは2,003人、市民プールは1万281人、射撃場240人、梢山地区多目的グラウンド7,718人、相撲場168人で屋外施設での総利用者数は7万2,439人でございます。その中で、ナイター施設は第一市民運動広場で7,984人、村山公園テニスコートが3,513人、市民プールが760人の計1万2,257人に利用していただいております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

利用状況を聞きますと8施設の総利用者の約40%、また、ナイター利用者の約65%が第一市民グラウンドでございます。許可をとらずに使用される場合が第一市民グラウンドの場合が多々ありますので、恐らく人吉の人口分ぐらいの方が利用されていると思います。第一市民グラウンドの使用が飛び抜けて多いことがよくわかりました。

続きまして、2回目の質問に入ります。ソフトボール及び軟式野球で使用する場合のナイター照明のJ I Sなどの照度基準をお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

ナイター照明につきましては、日本工業規格のスポーツ照明基準がございます。この基準は運動競技者、審判員などの運動競技関係者、観客、テレビ放送関係者などが安全、円滑及び快適に運動競技を行ったり、観戦したり、または撮影したりするために必要な照明要件について定められたものでございます。ソフトボールの場合、J I S照度基準としまして、内野で200ルクス以上、外野で100ルクス以上となっております。また、軟式野球の場合、内野で500ルクス以上、外野で300ルクス以上、練習やレクレーションのときの照度基準は、内野で300ルクス以上、外野で150ルクス以上となっております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

続きまして、3回目の質問です。第一市民グラウンドの照度はどうなっているのでしょうか。また、照度が基準に達していない場合の対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

本市のナイター設備があるスポーツ施設につきましては、第一市民運動広場が昭和53年に、村山公園テニスコートが昭和58年に建設されており、相当年数が経過しております。第一市民運動広場の照度基準は、ソフトボールはクリアしておりますが、軟式野球は照度基準を満たしていない状況でございます。これは施設の照明が暗く、ボールが見づらいためプレーに支障があることとなりますので、教育委員会としましても抜本的な改修を検討してきたところでございます。しかしながら、多額の経費が必要になることなどから十分な対応ができていないのが現状でございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

続きまして、4回目の質問に入ります。人吉市で創設され、開設されておりましたソフトボールリーグ、創部35年以上たつダイヤモンドリーグ及び創部34年のムーンリーグが現在球磨村総合運動公園で開催されております。これについての見解をお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

市内の小学校のグラウンドで昨年まで開催されておりましたソフトボールリーグは毎週月曜日に、ダイヤモンドリーグは8チームで毎週水曜日に球磨村総合運動公園で行われているようでございます。ソフトボール愛好者の方にお話をお聞きしますと、第一市民運動広場は施設の照明が暗く、ボールが見づらいというようなことで球磨村総合運動公園で行っていただけるようでございます。愛好者の人吉球磨の比率を見ますと、6割の方が人吉市内に在住されておるようでございますので、利便性の向上といったことから第一市民運動広場のナイター施設の改善を行い、市民の健康づくり、体力づくりに御利用いただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

ソフトボールの場合に照度基準が達成されているとのことでしたが、私は実際照度計で計測したときには、ホームベース上が180ルクス、2塁ベース上が140ルクス、3塁ベース上が180ルクス、センターの守備位置が90ルクスと基準には満たっておりませんでした。照度計は計測する位置により多少誤差があるのでしょうか。大きな誤差ではないのでこれ以上触れませんが、ちなみに内野に含まれるバックネット前は20ルクスでした。1塁ベンチ前は60ルクス、1塁ベンチの中に至ってはゼロルクスです。3塁ベンチ前は30ルクス、

3塁ベンチ内は20ルクスと大きく基準を下回っております。ベンチ内は子供たちがナイターで練習をするときには重要な休憩の場でございます。こういう場でありますので、私はゼロルクスというのはいかななものかと思えます。ナイター改善の前に何らかの早急な対策を要望しておきます。ちなみに球磨村総合運動公園でございますが、今週の日曜日に自腹でナイター使用料を出して照度計で第一市民グラウンドと同じ場所の13地点で計測してきました。シーズンオフということもあり、9個の照明、電球が切れたままになっておりましたが、それでもホームベース上では380ルクス、そのほかでも2カ所を除き、11カ所では大きく市民グラウンドの数値を上回っております。両ベンチ前とバックネット前は比較にならないくらいの照度、もちろん明るいということですね、ございました。切れていた9個の照明がついていれば、まだまだ明るかったのではないかと思います。参考までにナイターの照明の明るさですが、使用料に関しても第一市民グラウンドは2時間で2,940円です。球磨村は2時間で1,880円です。約1,000円の差があるんですね。ダイヤモンドリーグとムーンリーグは年間に何十試合とこなされますので、この使用料も私は大きな要因の一つだと考えます。

それでは、5回目の質問になりますが、今後第一市民グラウンドのナイター照明の増設などを検討するつもりがあられるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

市民の健康拠点となります第一市民運動広場のナイター照明の改善に向けましては、先ほども答弁いたしましたように改修を検討してきたところでございまして、多額の事業費を要することから、財政面も十分に踏まえながら早期に改修できるよう関係部署と協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

早期にできるように協議を進めていただけるということで、関係者の方も喜ばれるのではないかと思います。第一市民グラウンドは、先ほどの答弁でもわかりますように市民の皆様が一番利用されるグラウンドです。言うなれば人吉のグラウンドの中で私は顔だと思います。市民早起き、職場対抗ナイターを初め、多くのソフトボール大会や学童野球大会も開催され、市民のみならず多くの方も利用されております。9月の一般質問で第一市民グラウンドの整備に対して要望を行い、すぐにトンボをふやしていただき非常に感謝しております。ありがとうございました。整備面に関しては、あとは私はバイクがあれば満点だと思いますが、安全面という観点からなかなか実現しないのでしょうか。ほかのグラウンドでは実際に行われておりますので、再度御検討いただければと思います。ことし11月で学童のナイター練習は終わりましたが、もしよろしければ2月からまた第一市民グラウンドでナイターを利用して練習をしますのです、子供たちがどういう状況で練習をしているのか、また、練習後どうい

整備をどういう状況で行っているのか一度見に来ていただければと考えます。野球のことはわかりで大変申しわけございませんが、スポーツにおける環境の整備は確実に強化策につながっていくと私は考えております。今、人吉球磨の子供たちは頑張っております。皆様も御承知のとおり、球磨工業野球部が春の選抜大会の21世紀枠に選ばれ、春の選抜への出場への望みをつないでいます。また、11月には多良木中野球部が、人吉球磨では初めて県大会で優勝し、九州大会で勝利し全国大会出場を決めました。球磨工野球部が選抜に選ばれるいい前ぶれではないかと私は期待しております。

最後に一つ、私が市民グラウンドで心配するリスク管理の面からでございますが、子供がナイター練習中に失明などの大けがをした場合に、チームでももちろん加入している保険で被害者には保険の支払いはされますが、保険会社や第三者機関の調査でナイターの暗さが原因となった事故の場合は、私は保険会社は管理者に被害者に支払った多額の保険金を求償することは、これは私は十分に考えられると予測します。こういう面からも早期の協議を要望します。今回は、第一市民グラウンドに関してだけの質問でございますが、私たちも学校のナイターもたまに使います。学校のナイターは第一市民グラウンドよりさらに見にくいです。学校のナイターに関しても同様のリスク管理が必要と考えますので、最後につけ加えておきます。

続きまして、市民の声より通学路の街路灯及び防犯灯の設置についてお尋ねしますが、私の質問内容が街路灯ではなく、街灯のほうが適切だということで議長の許可を得ておりますので、「街路灯」から「街灯」に訂正して質問をさせていただきます。

それでは、1回目の質問に入ります。この1週間で茨城、埼玉、千葉と子供たちの登下校を襲う事件が続いています。今や想定外という言葉は通用せず、いつどこで犯罪に巻き込まれるかわからない世の中でもございます。人吉市内の通学路でも今の時期になると街灯や防犯灯がない暗い道を帰る子供の姿をよく見かけますが、暗い通学路を帰っている現状に対しての教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。お答えいたします。

全国的に子供がねらわれる犯罪が増加傾向にあると感じているところでありまして、日没後の暗い道を児童・生徒が下校することは、防犯上避けなければならないと考えております。各小中学校におきましては、授業の終了は各学校ともに日没前に下校できる時間となっており、部活動を行って帰る児童・生徒に対しましても学校ごとに違いはありますけれども、部活動に対する全体計画や規定の中で、日没前に下校できるよう完全下校時間あるいは絶対下校時間を季節ごとに定めているところでございます。教育委員会といたしましては、児童・生徒が日没前に下校できるよう各学校に指導の徹底を一層図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

続きまして、2回目の質問に入ります。防犯灯は市が設置し、町内会が電気料を支払いその後の管理など行いますが、市が設置及び管理もする街灯について、街灯の設置基準があるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

街灯といいますのは、道路等の公共用地や共有地などを照らすため設置されました明かりのことでございまして、道路照明灯、それから防犯灯の総称で使われております。道路照明灯につきましては、道路照明灯設置基準がございまして、道路照明灯は、主に車道を照らすために設置されます照明灯でございまして、多くは主要幹線、国道等に設置されており、事故防止の目的で設置されております。設置場所といたしましては、連続照明は一般国道等の場合、市街部の道路においては次のいずれかに該当する道路区間において、必要に応じて照明施設を設置するのがよいとなっております。1、歩道等の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量及び歩道等の利用者数の多い区間。それから2、車両が車線から逸脱するおそれがあり自動車交通量が多い区間となっております。また、局部照明の場合は、信号機が設置された交差点または横断歩道、長大な橋梁、夜間の交通上特に危険な場所につきましては、原則として設置するものとなっておりますので、本市でも交通量の多い交差点及び長大橋につきましては、道路照明灯の設置を行っております。また、人々が多く集まる場所、例えば駅前広場等、公共施設に接続する道路並びに道路の景観整備を目的に整備を行った箇所等において照明灯を設置した経緯はございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

続きまして、3回目の質問に入ります。町内会やP T A等に対して、冬時期の暗い通学路や危険性が高い通学路の安全確認をされているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

各小中学校では、P T Aの地区安全委員会や交通委員会などで、暗い場所を含め通学路全般の安全確保のための点検を行っていただいているところであり、また、年度当初には、教職員が必ず通学路点検を行っております。さらに遠足や低学年下校、集団下校などの引率の際に通学路点検を行っているところでございます。このような点検結果をもとに危険箇所などをチェックした安全マップを作成するなど、学校では児童・生徒の安全確保に努めていただいているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

続きまして、4回目の質問に入ります。暗い通学路に対しての今後の対策を何か考えておられるかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

児童・生徒の下校時間については、先ほど教育長が申し上げたところでございますが、今後におきましても、児童・生徒が日没前に下校できるよう各学校へのさらなる指導の徹底を図るとともに、冬場におきましては、天候や場所によっては日没前の早い時間から暗くなる場所がありますので、町内会やPTAなど各種団体との情報交換を行い、防犯灯や街灯の設置を含め関係各課と協議を行いながら、登下校における児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

11月4日に行われたPTAと市長の懇談会「たまには市長もかてNight!」に私も西瀬小のPTA副会長という立場で出席しましたが、ほかのPTAからも冬時期の通学路に対しては、街灯設置の要望が出ておりました。市長もこの件に関しては、何らかの対策を考えないといけないと言われていたと私は記憶しています。市内全域に街灯を設置するのは費用の面からいってもかなり厳しいと考えますが、私が言いたいのは、一番子供に近いPTAや町内を知り尽くしている町内会長さんに話を聞き、せめてここだけは設置してほしいという場所のヒアリングぐらいはされ、現状把握をされるべきだと考えます。そして、本当にここは危険だと思われる場所については設置を検討していただければと考えます。私もことし3月まで2年間町内会長をしておりますが、そういうヒアリングを受けたことはございません。埼玉県川口市などでは1戸1灯運動という各家庭の玄関灯を一晩中点灯させ町全体を明るくし、身近な犯罪を防止する運動をされている自治体もあります。玄関灯20ワット電球を1カ月間、毎日10時間点灯させた場合の1カ月の電気料は約130円とのことでした。子ども王国保安官の皆様のおかげで通学路の安全は、他の地域に比べれば格段に守られていると思いますが、先ほども申しましたように、今や想定外という言葉は通用いたしませんので、ぜひ子供も親も安心して暮らせるように1戸1灯運動なども検討されてみてはいかがでしょうかと要望いたします。

それでは、最後の質問に入ります。相良町・温泉町区間、市道下林南願成寺線は、歩道が整備されておりますので、仕事を終わられた市民の方がジョギングや散歩コースとして利用されております。また通学路、生活道路、また商業施設もたくさんあるために交通量も非常に多くございますが、街灯、防犯灯が6カ所しかなく非常に危険な状態でございます。また、この通りはところどころ歩道も樹木の根が持ち上げており、暗いときには歩行するのにも非常に危険であり、下薩から温泉町にかけては、道路と田畑の段差も1メートル以上もあ

るところがあり、ガードレール等もなく非常に危険な状態であります。実際、下薩公民館で懇親会から帰られる途中に、歩道と畑の段差が1メートル以上ある場所から転落されましたが、幸いにしてその場所にビニールハウスがあったため大事に至らなかったという事故も起きております。こういう状況を踏まえ、今のこの現状に対しての見解をお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

街灯が少なく非常に危険であるという御質問でございますが、街灯につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。それから、歩道も樹木の根が持ち上げて危険であるとの御質問でございますが、当路線、下林南願成寺線は都市計画街路事業下林柳瀬線として車道幅員9メートル、歩道幅員3.5メートル、両側で7メートル、合計16メートルで事業着手し、昭和60年に全線が完了しまして供用開始しております。26年経過しました現在、街路樹ナンキンハゼでございますけれども、これが成長いたしまして歩道部分に段差が生じ、また、一部では歩車道境界ブロックへも影響している部分が見受けられるところでございます。また、車道舗装につきましても、経年劣化に伴います亀裂が生じておりますので、国道219号と下林南願成寺線交差点から温泉町の交差点まで約1,400メートルでございますが、この区間の歩道及び車道の整備を補助事業の社会資本整備総合交付金事業で対応してまいりたいと考えているところでございます。また、街路樹についてでございますが、原因となっているナンキンハゼにつきましては、整備事業と同時に計画的に樹種転換を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、道路と田畑の段差があり危険であるとの御質問でございますが、転落防止柵を設置する区間は道路境界地が危険な区間などで、歩行者等の転落を防止するために必要と認められる区間となっております。下林南願成寺線には商業施設も多数あり、人通りの通行上危険な区間と判断される箇所につきましては、通行の安全を図るため設置を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 社会資本整備交付金事業で対応していただくということで、地域の方も安心されることと思いますが、先ほども申しましたように実際転落事故も起きております。地元町内会長さんともしっかり協議をされ、必要な危険箇所には早期に転落防止柵などの設置を検討していただくよう要望いたします。また、この道路は先ほども申しましたように6カ所しか街灯、防犯灯がございません。東京のある社長の方が自分の土地にこれは子供にとって危ないということで、イルミネーションを今設置されております。そういった東京に住んでおられる方も危険だと思い、子供たちのために何かできればということでイルミネーションを設置されている例もございますので、どうか早めに早期に解決できるよう検討していただければと思います。

続きまして、2回目の質問に入ります。市道青井相良線の坂田鮮魚店前T字路がことし

2月に整備されましたが、それまでは国道側にあった停止線が、現在は市道側に停止線がございます。ここは停止線で停止しても左方がまったく見えないため、ほとんどの車が停止線では停止せず、横断歩道上で停止をしているため、付近の住民の方が非常に危険を感じておられます。幸い大きな事故はまだ起こっておりませんが、危ない場面は多々起きているとのことでこのT字路の現状に対しての見解をお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

工事前の交差点は国道445号部分が一時停止で、市道青井相良線が規制なしで通行していたところがございますが、熊本県警と球磨地域振興局とで協議をされまして、平成23年2月から球磨地域振興局で現在の交差点工事を実施されたところがございます。確かに議員御指摘のとおり、市道青井相良線から国道445号に進入する際、左側からの通行状況が見えないため、車両は横断歩道部分まで進行しないと確認ができない現状でございます。そのため、ドライバーからしますと左側からの車両が気になり、横断歩道を利用される歩行者の皆さんの状況が把握しにくい現状だと思われるところでございますので、安全な通行確保のため地域の御要望として、熊本県警及び球磨地域振興局と協議を行いたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

周辺にお住まいの方は、できることなら元に戻してほしいとのこととも言われております。答弁では警察及び球磨地域振興局と協議を行うということではございますが、くまがわ荘方面から来た場合の横断歩道手前の市道部分に関しましては、早期に何らかの安全対策を含め御検討いただき、私も今後地元町内会長様とも協議をし議論を深めていきたいと考えております。

それでは、3回目の質問に入ります。市道青井相良線は、この時期になると付近の住民の方はイチョウの葉の清掃に追われますが、市から配付されるごみ袋が足りないという声を聞いております。現在ごみ袋はどれくらい配付されているのかお尋ねします。また、足りない場合はその都度配付をされているのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

市道青井相良線の街路樹の清掃では地元町内の皆様方に大変お世話になっております。厚く御礼を申し上げます。同市道沿線へのごみ袋の配付につきましては、平成22年度は相良町内に200枚、宝来町内に200枚、国民宿舎に30枚、合計430枚を配付しております。また、平成23年度は12月5日現在で相良町内に350枚、宝来町内に150枚、国民宿舎に60枚、合計560枚を配付しておりまして、昨年度より130枚多くなっている状況でありまして、今後まだ見える見込みでございます。なお、街路樹管理につきましては、この路線のイチョウが大木と

なり茂っているところが多くなりましたので、枝抜きや高さや葉張りを抑える基本剪定を年明けの1月中旬から2月中旬にかけて行う計画にいたしております。また、ごみ袋の配付は町内会長を通じて地元の方にお渡しいただいておりますので、地元の方から要望をお聞きになった町内会長等が市に連絡をされ、市はその御要望に基づきごみ袋を配付している状況でございます。今年度につきましては、現在のところ相良町内に3回、宝来町内と国民宿舎にそれぞれ2回配付しております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。

11月に実際落ち葉を清掃されている方のところにお伺いしたときに、足りないときは自腹で買うこともあるとのことでした。今の答弁を聞きますと、町内会長さんを通せば必要枚数は配付されるとのことですので、住民の方には説明しておきたいと思います。今落ち葉の清掃は最盛期でございます。見る分は非常にきれいなんです、掃除される方は夜の9時過ぎでも掃除されておられる方も私はたまに見受けます。非常に頭が下がる思いです。実際バイクがイチョウの葉で滑り、対向車か後続車が来ていれば、あわや大事故になろうかということもあったと聞いております。街路樹の剪定も年明けに行うとのこと、今後もよりよい対応をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の公明党の豊永貞夫でございます。本日、あと二人でございますが、今しばらくおつき合ください。

それでは、通告に従いまして早速質問していきたいと思っております。今回は2項目、1点目が介護支援ボランティア制度について、2点目が市民の声より質問させていただきます。

まず初めに介護支援ボランティア制度についてですが、最初に第5期介護保険事業計画について少し質問させていただきたいと思っております。いよいよ私も年齢とともに目のほうも見えなくなりまして、いよいよ眼鏡をはめさせていただく年齢となりました。よろしく願いたします。介護保険制度も2000年にスタートしてから11年、介護サービス基盤の充実とともに制度が広く市民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることがで

きます。安心して老後を暮らせる社会を目指して始まった介護保険事業も来年、平成24年度から第5期が始まります。24年度以降は、団塊の世代が高齢期に達することにより高齢者が急増し、介護サービスの需要も急激に伸び、介護保険の総費用も急速に増大し、同制度を維持可能なものに確保していくことが大きな問題になってくると予想されます。2006年に改正された第3期介護保険制度の目的の一つは、介護保険制度開始時より増加し続けている介護給付費の伸び率を抑制するための介護予防であり、本市もこの法改正を受けて地域包括支援センターを中心に、介護にならないための予防事業などに取り組まれているところであります。現在の第4期介護保険事業計画でも、さまざまに実施されている介護予防事業の効果として、本市のこれまでの事業に対しての検証はされていますでしょうか。されていたらお伺いいたします。また、来年度の第5期介護保険事業計画で給付費抑制のため、どのような取り組みを考えているのか。また、24年度からの基準額、介護保険料の見込みはどれぐらいになるのか。この保険料はまだ確定されていないと思いますが、全国的な部分でわかる範囲でお尋ねいたします。1回目の質問です。

○健康福祉部長（今村朱美君） 皆様、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、3点でございますので少しお時間をいただきたいと思っております。

まず御質問の1点目、第4期に実施した介護予防事業の効果の検証結果についてお答えいたします。高齢になってもできるだけ要介護状態になることを予防し、もし要介護状態になっても重度化を防ぎ、ひいては増加し続ける介護給付費抑制の一翼を担うため、介護予防事業を実施してまいりました。65歳以上の方を対象に、基本チェックリストと呼ばれるアンケートを実施し、その結果に基づいてできるだけ介護認定を受けなくても済むための通所型、訪問型の介護予防事業に参加をしていただきました。通所型、つまり介護予防デイサービスでは平成21年度に237人、平成22年度に224人の参加をいただき、平成23年度は245人の参加を見込んでいるところでございます。訪問型では平成21年度に36人、平成22年度に40人の実績で、平成23年度は30人の参加を得る見込みでございます。この介護予防事業の対象者の参加率を見ますと、平成22年度は県平均は38.2%でございますが、本市は92.2%と県平均の約2.5倍の参加率となっております。また、参加していただいた方の維持改善率は平成21年度は約83%、平成22年度は約76%と高い維持改善率となっております。さらに要支援の認定数を見てみますと、第3期に予防効果を見込んで立てました計画値の約半数と少なく、第3期実績を反映した第4期の計画値におきましても約7割と介護予防事業への参加により要支援認定者が減ったものと分析をしております。金額的にどれだけの給付費抑制ができたのかということを数字でお示しすることは現在することはできませんが、介護費用抑制の効果は十分にあったものと思われまます。

2点目の5期計画での介護予防事業への取り組みでございますが、先ほど申しました介護予防デイサービスや訪問等の介護予防事業をより充実させてまいりたいと考えております。

さらに1次予防事業対象者と呼ばれる少し身体の動きが悪くなったかなというような状態の方々へも早い時期から介護予防に取り組んでいただけるように、身近な公民館等で気軽に御参加いただけるような介護予防教室を実施していく準備を始めたところでございます。1次予防、2次予防事業と高齢者の身体機能の状況に応じた段階ごとの複数の事業を展開し、それぞれに適した介護予防事業を身近な場所で受けていただくことで、高齢者の健康づくりや介護予防につなぐことができ、ひいては介護給付費の抑制につながればと思っております。

3点目の御質問、平成24年度からの保険料の見込みについてでございますが、現在全国的に少子高齢化が進展する中、本市におきましても高齢者数及び高齢化率はともに伸び続けています。高齢化に伴い要介護認定者もふえておまして、平成21年9月末と平成23年9月末を比較しますと、1,829人から1,945人へ116人増加しております。また、平成24年度には2,000人を超えることが予想され、中でも中・重度の方々の割合が増加していくと見込んでおります。本市の第4期介護保険料の基準額は4,854円でございます。これは第3期までの繰越金を積み立てました介護給付費準備基金の取り崩し等を行いましたことなどによるものでございまして、基金の取り崩し等がなければ、実際には5,200円を超える保険料となっていたものと思われまます。人吉市は全国平均よりも高い保険料に設定しております。第5期では第4期のときのような多額の準備基金の取り崩し等を見込むことができないと考えております。また、高齢化の進展による認定者数の増加、介護報酬改定等を考慮しますと介護保険料は増加することになります。その増加分の見込みにつきましては、もう少し詰めた審議を必要とし、現段階では幾らということは非常に難しいところでございます。国の試算によりますと全国平均で1,000円を超える見込みということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） これまでの介護予防事業の効果についてはただいま答弁いただきましたように、デイサービスなどへの参加率も本市では92.2%という高い参加率で参加者の維持改善率も高い水準になっている。介護予防事業への参加により要支援認定者も減っていて、介護費用抑制の効果は十分にあっていいると分析されているようであります。そして、24年度からの第5期計画についても介護予防事業をより充実させて介護給付費の抑制につなげていきたいという答弁でありました。これまでの介護予防事業の効果がわかった次第であります。しかし24年度からの介護保険料については、国の試算で増加分の1,000円を超える見込みということであります。本市の保険料はまだ確定はしておりませんが、これ以上聞いてもなかなか難しいと思いますので聞きませんが、介護保険を利用される方がふえていくと保険料も上がっていくのは当然といえば当然であります。国の試算の1,000円は大きな負担になるというのは間違いのないわけでございますので、この部分は議論される部分だと思います。保険料が上がるのは本市だけではなく、全国的に同様の状況だと思います。高齢化の進

む中で保険料の抑制、つまり予防事業に力を入れていくことが、今後の介護保険制度を持続していくためには重要だと考えます。それで今策定中であります第5期介護保険事業計画策定の進捗状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。第5期介護保険事業計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

これまで第5期介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定するための委員会を3回開催しております。第1回は9月8日に開催しております、第4期介護保険事業の進捗状況、計画の策定スケジュールの確認などを行いました。第2回は11月4日に第4期の介護保険事業の実績報告と検証を行いました、高齢者人口及び要介護認定者の推計などを審議いたしております。第3回は12月1日に計画の目指す姿及び計画の体系等について審議をしていただいたところでございます。これからの予定でございますが、来年1月中旬ごろに計画の素案と保険料の設定について審議をいただき、2月上旬には第5期の計画案及び介護保険料の基準額案の設定を行っていただく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 3月にはでき上がるんじゃないかという感じがいたします。この第5期の改正では介護予防、日常生活支援総合事業の本市での取り扱いも出てきますので、慎重な計画をお願いしておきます。

介護支援ボランティアポイント制度でございますが、今答弁していただきましたように、これまでさまざまな介護予防事業を実施され、介護費用抑制への一定の効果はありましたが、これからの高齢化の進行で介護給付費はますますふえ、先ほど答弁もありましたように介護保険料の上昇は避けられないと思います。実施されている介護予防事業には数多くの高齢者のボランティアの方々も参加されていると思いますので、ボランティアについてお尋ねいたします。まず、高齢化率も30%近くになっている本市の65歳以上の人口と、現在、介護支援ボランティアの団体数、それと人数、それとその活動状況、その中での65歳以上の方の人数をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

高齢者の人口でございますが、平成23年11月末現在で65歳以上の人口は1万500人でございます。次にボランティアの方々の活動状況についてでございますが、現在介護支援のためのボランティアには、介護予防のためのデイサービス、デイサロン、有償ボランティアのふれあいサービスと主に三つございます。介護予防のためのデイサービスボランティアには34人、そのうち24人が65歳以上の方です。健康状態の確認や移動されるときの見守りなどを月に12日活動していただいております。デイサロンボランティアには、演芸ボランティアと運営をサポートしていただくデイサロンサポーターというボランティアの方がいらっしゃいま

す。演芸ボランティアには37団体、176人の方が登録していただいております。毎月平均して35から40会場で踊りや楽器演奏などを御披露いただき、参加者に楽しいひとときを提供していただいております。参加者よりも御高齢の方が多くいらっしゃいます。それから運営をサポートしていただくデイサロンサポーターの方は22人、そのうち16人が65歳以上の方でございます。スタッフと一緒に70会場中、月に平均50から55の会場でデイサロン運営の補助をしていただいております。ふれあいサービスには15人登録しておられ、そのうち10人が65歳以上の方です。個人の方からの依頼により、例えば掃除、買い物などの家事支援や車いすを押しての外出支援など、要望に応じて対応をしていただいております。平成22年度の実績として70回、90時間活動をしていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 数多くの団体と人数でさまざまな介護の支援ボランティアをされ、多くの65歳以上の方も支援ボランティアをされているようであります。ボランティア活動は一般的に無償というイメージがありますが、先ほど有償というのも答弁されましたけれども、最近では無償に関して、無償より柔軟に考えることによって実費の弁済などの謝礼を受ける有償ボランティアがあり、受け入れられているのが現状であります。本市のボランティアの方々には、実費などの報酬は出ているのでしょうか。また、ボランティアの方々の1日の活動時間はどれぐらいなのでしょう。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

介護予防のためのデイサービスのボランティア、デイサロンの演芸ボランティアの方々へは報酬はございません。活動時間につきましては、デイサービスのボランティアの方は昼食持参で約5時間、デイサロンの演芸ボランティアの方は30分から1時間程度の活動でございます。こちら報酬はございません。デイサロンサポーターの方へは1日1,000円の報酬がございます。約5時間の活動をしていただいております。ふれあいサービスのボランティアは、利用者の方も社協に登録していただき、前もって1時間500円のチケットを社協で購入していただいております。サービス終了時に利用時間分のチケットを利用者からボランティアの方に渡していただき、ボランティアの方はそれを社会福祉協議会で換金されるという有償ボランティアということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 基本的には無償だけれども、運営サポートボランティアやふれあいサービスボランティアの方は有償ボランティアであるということでもあります。活動時間もそれぞれボランティア活動の内容も違っているようであります。

介護給付費抑制の一翼も担うことを目的として、介護支援ボランティアポイント制度の

導入をする自治体がふえつつあります。この介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度で2007年5月に導入が決定され、同年9月より運用が開始されております。介護支援ボランティア制度は、介護支援にかかわるボランティア活動を行った65歳以上の高齢者に対して、自治体の実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度で、介護保険料を実質的に軽減する制度となっています。この制度の目的は「高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを奨励、支援し、社会参加活動を通じた高齢者自身の健康増進を図る。ボランティア活動をしたことのない人が活動を始めるきっかけとなり、ボランティア活動をしている人の張り合いとなる。これにより地域で活躍する元気な高齢者がふえ、生き生きとしたまちづくりにつながることを期待される」であります。まず、この介護支援ボランティア制度についての考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 介護支援ボランティアポイント制度についてお答えいたします。

現在、多くのボランティアの皆様方に支えていただきながら介護予防事業に取り組んでおりますが、介護予防だけではなく福祉施設でのボランティアや障がいのある個人に対するボランティアもあり、社協のボランティアセンターには団体、個人登録合わせて約950の方が登録され、さまざまな活動をしておいでです。そういった中で、デイサービスやデイサロンのボランティアの皆様方のお声をお聞きしますと、「ボランティア活動がとても楽しい、ボランティアとして参加しているが実は自分自身の介護予防に十分役立っている、参加者から逆に元気をもらっている」など嬉しいお言葉をたくさんいただきます。御承知のようにボランティアとはもともとラテン語の自由意志を語源としており、自発的、自主的な無償の奉仕活動をする人々を指すものでございます。現在、活動していただいている方々はそのような理念をしっかりと持ちになって自主的に活動されている方ばかりでございます。その御意思に感謝し、その御意思を大切に尊重してまいりたいと考えているところでございます。人吉市では、現時点ではこのような状況でございますが、ポイント制度の導入につきましては今後十分に議論を重ねていく必要があると考えております。と申しますのも先ほどから議員御指摘のとおり、これから団塊の世代の方々が高齢者となられ、高齢化にますます拍車がかかる中で、地域での支え合いをどうしたらよいのかということをあらゆる方面から検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 実はこのボランティア制度なんですが、前期4年前ですか、平成19年10月に厚生委員会で、この介護支援ボランティア制度を全国で初めて実施された東京の稲城市へ視察に伺っております。この制度は、ちょうどその1カ月前に実施されたということで、平成19年9月に始められたばかりであったということで、この制度の効果も問題もちよ

っとまだわからない状況の中で視察をしたという経緯がございました。ただその後、この制度を導入する自治体もふえたようでございます。この制度を説明しますと、稲城市のホームページからでございますが、介護支援ボランティア制度の流れとして、まず稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をし、介護支援ボランティア手帳を受け取ります。次にボランティアの受け入れ先の紹介を受け介護支援ボランティア活動を行います。そして、ボランティア活動が終わったら活動した施設や行事の主催者に手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。1時間程度の活動で一つのスタンプ。一つのスタンプは100ポイントでございます。1日で何時間活動されましても二つのスタンプが上限であります。そしてスタンプがたまったら年度を越えて4月ぐらいに手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、評価ポイントにかえられるということになります。介護支援ボランティア手帳に押されましたスタンプの数に応じて、最大5,000ポイントの評価ポイントを付与され、この評価ポイントの数に応じて現金が指定された金融機関の口座に振り込まれる。この交付額は年間最大で5,000円となります。この5,000円を次の介護保険料のほうにも支払いができるという形になっているということが、この稲城市の介護支援ボランティア制度の流れであります。この同様の制度を取り入れている自治体が8月現在で50ほどになっております。県内でも実施されているところがあるということもございますが、その実施状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

平成21年度から天草市と球磨村で取り組まれております。天草市におきましては、平成22年度98人の方がボランティア登録をされ、各施設でレクレーションの支援、話し相手などをされたことに対して1時間1スタンプを押印してもらえ、スタンプがたまったらポイントに変換し、1年間で最高5,000円の現金または特産品と交換するというものでございます。また、球磨村におきましては、平成22年度92人の方がボランティアに登録され、各地区で行われておりますふれあいサロンで調理や運動ボランティアをしたことに対し、1時間1ポイント100円として最高5,000円の換金がされております。平成23年11月からは錦町でも同じような取り組みが開始されたということもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 球磨村と錦町も稲城市と同様の内容で実施されているようでございます。視察の際の資料を見直してみますと、担当者の説明では「私たちが目指しているのは介護ボランティアではない。介護支援ボランティアであって介護はプロがやるべきである。私たちは介護ではなく介護支援、周辺をボランティアができることをやる。それがボランティアをやりたいと思っている高齢者の社会参加につながり、これが地域を支える原動力になる。ここを評価したい。これが介護予防であってボランティアを受ける高齢者のための施策ではない。ボランティアをしたい方の高齢者の施策です」と語られておりました。先ほ

ど答弁でボランティアの皆さんの声で「とても楽しい、ボランティアに参加しているが実は自分自身の介護予防に十分に役立っている」という声がありました。ここが重要じゃないかと私も思います。ボランティアを受ける高齢者の予防だけではなくて、実はボランティアに参加した人の介護の予防にもなっている。こういうボランティアの人をふやしていくことが重要であって、そのきっかけとしてこの介護支援ボランティア制度があればいいんじゃないかと私は考えます。でも、ボランティアの中の方にもポイント制度でお金に換金できることに抵抗がある方もいらっしゃるというのもわかります。ポイント制度について、そのアンケートをしてみるのも一つの意見集約になるのではないかと考えますが、このアンケートについての考えをお伺いいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

先ほどもお話いたしましたように、ボランティアの皆様方は、ポイント制度については恐らくあまり考えてはおられないのではないかと存じます。ただ、ボランティアの皆様方の御意見をいただく機会を今後ぜひ設けたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ボランティアをされてる方は無償の奉仕活動、誇りを持って活動されておられますので、アンケートについては難しいということもあるとは思いますが、やはりこの制度自体を知らないという方もいらっしゃると思いますので、さまざまに御意見をいただくというのも一つの手でもあると思いますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

それからもう一つ、高齢者の中には介護保険を全然利用していない、あるいは自分自身で健康管理などかなりやっていらっしゃるって医療保険もほとんど使わない、病院にも行かないという方たちもたくさんいらっしゃいます。そういう方たちに対して、私たちはもう保険料を払うだけで、なかなか保険料の軽減策というのは全然ないので、これはどうにかならないかというのが私もよく聞いている意見でございまして、この中で、この元気な高齢者に対して何かできないか、お元気ポイント、そういう形でやはり先ほどのボランティア制度ではございませんが、ポイントを付与することでいろんな先ほど球磨村は特産品というのもありました。そういう中でいろんな特産品とかいろんな無料券とか、そういうのを元気な高齢者に対してできないかと思っておりますが、その辺の考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

お元気ポイント制度についての前に、平成19年度まで国民健康保険の中で医療保険を使われなかった方々へ無受診者表彰をしておりました。しかし、中には症状の軽い段階で医療を受けていただければ重症化しなくて済んだであろう方も、表彰を受けたいがために医療機関受診を拒否されたというような方がおられたようでございます。そういったところから、介

護予防事業におきましても、まずは介護予防に努めていただき、万一必要になられたときには重度化を防止するためにも早目に御相談いただき、必要なサービスを受けていただくことも大切ではなかろうかと存じております。お元気ポイント制度の導入につきましては、あらゆる方面からの慎重な検討が必要かと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今答弁いただきました中で、そういう軽く済むような方たちが、これを受けたいがために病院に行くのがおくれたりする、そういう危険性もやはりあると思います。しかし、やはりこれからの高齢化、団塊の世代が高齢期になって、お元気な高齢者もふえているのは間違いございません。そういう方たちに対して何か手立てはないかという形で一つの提案でございましたので、これも御検討の一つに加えていただければいいかと思っております。

最後に、田中市長に今ボランティアポイント制度、お元気ポイント制度、二つ御提案しましたけども、この件について何かございましたら、御答弁をお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

いわゆる2025年問題というものがございまして。私も来年は前期高齢者に入っておりますので、大変この自分自身の課題としても興味深い問題でございまして。まずは、現在多くのボランティアの皆様方に支えられて介護予防事業が遂行されていますことに心から感謝を申し上げたいと思います。過去にアメリカやヨーロッパの先進地も含めまして、ボランティアポイントについて協議したことがございまして。ただそのときは、財政面や人的配置等々もございまして実現には至っておりません。ただ、今後ますますただいま申し上げましたとおり、高齢者が増加する中で、現在のボランティアの皆様方の人数だけでは不足してくることは十分に予想できることとございまして。実際に活動していただいておりますボランティアの皆様方を初め市民の皆様方の御意見、また財政面なども考慮しながら、また介護事業あるいはその他の項目にも有効な有償ボランティア等々がないか、そういうことも含めまして今後検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今回の質問は介護給付費の抑制の一翼にでもなればとの思いで質問させていただきました。ぜひ検討していただきますよう要望しておきます。この件については終わります。

続きまして、市民の声からでございますが、節電対策であります。3月の東日本大震災以降、原発事故が原因による電力供給不足の問題が発生し、ことしは御承知のとおり全国的に節電に対する意識が高まっています。そして、政府による冬の節電要請が12月1日から始

まりました。企業や一般家庭などを対象とし、沖縄以外の全国9電力管内が対象で九州もその一つであります。期間は来年3月末までの4カ月間、東日本大震災による被害に加え、全国で定期検査を終えた原発が再稼働できない状態が続き、九州も原発6基すべてが12月で稼働できない状況になり電力不足が懸念されているためであります。節電対策自体は、それ以前からも地球温暖化対策として取り組まれておりましたが、ことしは原発停止の影響で、より以上の節電が全国的に求められています。本市も以前から第2次人吉地球温暖化対策実行計画を実施中で、市職員の皆さんも日ごろから精力的に節電に取り組んでおられましたことは、ことし8月に報告がありました平成22年度報告書に公表されているところであります。この節電意識が高まっている中で、市民の皆さんはLED電球、LED蛍光灯は省エネで環境にもいい照明だと注目をされているところであります。市の取り組みはどうなっているのかという声がございました。そこでお尋ねいたしますが、現在本庁舎及び別館の照明器具について現状をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、庁舎本館及び別館の照明器具の現状についてお答えをいたします。

執務室内に設置されているほぼすべての蛍光灯は、平成17年度及び平成18年度におきまして入れかえたものでございまして、以前は、天上からチェーンで執務室内の机やお客様応対用のカウンターにつり下げる形で設置していたグロースタート及びラピットスタート型の蛍光灯を、新たに安全性と省エネに配慮したHF型蛍光灯に入れかえたものでございます。このHF型蛍光灯は、それまでの蛍光灯と比較しまして、メーカーのパフレットを参考にし、電気料を換算いたしますと、4割程度の削減ができる蛍光灯でございます。節電効果の高い蛍光灯を現在使用しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 以前よりも電気換算で42%削減できる、約4割省エネタイプに既に取替えられているということでもあります。調べましたら一般的な蛍光灯の寿命は大体6,000時間、それに対してHF蛍光灯は1万2,000時間ということでもありますので、やはり省エネ、長寿命という形の蛍光灯というのがわかりました。また、ここ最近、このLEDの照明も脚光をあびているのも事実であります。LEDといいますと、私のイメージでは人吉の夜を今彩っておりますイルミネーションの電球のタイプをイメージしたのが強くありますが、今では蛍光灯もLEDになっているんだということがわかりました。このLED照明は消費電力が低く二酸化炭素削減、高耐久性という環境と省エネを兼ね備えた照明、蛍光灯ランプであります。LEDとは発光ダイオードと呼ばれる半導体で、LEDは特殊な構造を持つ物質に電気エネルギーを与えることで直接光に変わるといふ新しい仕組みの光源であります、これまでの蛍光灯や白熱電球にはないさまざまな優位性を持っております。このLEDの蛍

光灯の寿命はHFタイプの蛍光灯よりも長くて、約4万時間から6万時間ということで調べましたら出ておりました。この寿命が長いというのが最大のメリットでございます。この長寿命のLED、この照明器具を本庁舎あるいは別館に交換できないかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 庁舎本館及び別館の照明のLED化についてお答えをいたします。

本庁舎及び別館に設置している現在の蛍光灯をLED化した場合の省エネ効果をメーカーのパンフレットを参考に計算してみますと、これはメーカーや製品により若干の違いはあると存じますが、電気料換算で現在のものよりも2割程度の削減ができるというものでございます。この約2割という数値でございますが、これはLED蛍光灯が開発されるまで最新式であった現在のHF型蛍光灯との比較でございます。HF蛍光灯設置以前の古い規格の蛍光灯と比較しますと、5割程度削減できるという大変優れた照明であると言われております。庁舎の設置についてでございますが、現在の照明、HF蛍光灯は設置して五、六年と比較的新しいものでございます。投資効果からも本庁及び別館の照明をLED化する計画は現在のところはないものでございます。しかしながら、このLED照明は先ほど議員もおっしゃいましたように、エコロジー、エコノミーな製品でございますので、今後もその製品の技術革新等に注目してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今のところ厳しいということでございますが、いずれこの庁舎も移転した際にはこれもやはり検討の中に入れてもらえると思っておりますので、そのときはよろしく願いいたします。市の関連施設としてカルチャーパレスの照明もでございます。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

カルチャーパレスの照明器具でございますけれども、コミュニティ棟におきましては、事務室、会議室、研修室、展示場、図書館、廊下などは通常の蛍光灯を、ロビーにつきましては白熱灯を使用しております。また、ホール棟の楽屋、ロビーにつきましてもコミュニティ棟と同様のものを使用しております。なお、舞台や客席の照明につきましては、専用の特殊な照明器具を使用しているところでございます。LED化でございますが、カルチャーパレスは大規模改修を控えておまして、ホール棟の舞台関係の改修を優先して進めていかなければなりませんし、莫大な予算も必要となってまいります。そのような中、より一層の節電対策が求められておりますので、改修においてもLED化を含む節電対策がその節電効果、照度の確保、投資効果などを考慮しながら、改修計画の中に取り込める余地があるかどうか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今後の大規模な改修計画の中に盛り込んでいただければと思います。今回の質問は最初に述べたように、原発の停止による電力不足の中での節電で、庁舎内の照明について問い合わせがありましたので質問した次第でございます。

ことは大震災によりまして、大変辛い厳しい年でございました。来年こそは明るい年になりますことを御祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。12番議員の西信八郎でございます。2011年人吉市議会最後の一般質問となりました。お疲れのことと思いますが、おつき合いのほどをもう少しお願いいたします。

まず、議長のお許しを得まして通告内容の文言追加及び訂正をお願いいたします。農業関係におきます2番目の「県からの委託事業について」を「県からの委託補助事業について」、3番目「農地・水保全管理支払交付事業について」を「農地・水・環境保全向上対策事業と農地・水・保全管理支払交付金事業について」に、「市民の声から市指定文化遺産」を「市民の声より市指定文化財」に訂正をお願いします。大変申しわけございません。

では、通告に従いまして一般質問をします。内容は、農業に関して、1農家戸別所得補償制度について、2県からの委託補助事業について、3農地・水・環境保全向上対策事業と農地・水保全管理支払交付金事業について。教育関係として、1PTA組織について、2学校応援隊について。市民の声より市指定文化財の管理・活用についてであります。

それでは、農業関係から始めさせていただきます。今年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度の加入申し込み件数、交付金額など平成23年度の実績はどうなっているでしょうか。昨年度と比較して転作作物で増減があったものは何だったでしょうか。また、交付金の支払い時期は機械代の支払いなどがあり、農家とすれば気になるところでございますが、年内に交付されるのでしょうか。質問をいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

農業者戸別所得補償制度につきまして、平成23年度の実績はということでございますが、まず申請者数でございますが、水田活用所得補償交付金のみへの申請は251名で、昨年と比較いたしまして12名の減となっております。次に米所得補償交付金のみへの申請は254名で、昨年と比較しまして14名の減となっております。全体としましては延べ307名となっております。

まして、昨年と比較いたしまして34名の減となっております。申請者が減少しました主な原因といたしましては、今年度から瓦屋町に集落営農組織の瓦屋営農生産組合が立ち上げられまして、これまで各個人で集計されていたものを組織として把握したためでございます。

次に、交付額でございますが、主な作物についてお答えさせていただきます。まず、水田活用所得補償交付金でございますが、主食用米が約3,300万円、麦が約250万円、飼料作物が約4,080万円、飼料用稲が約6,400万円、飼料用米が約470万円、野菜や永年性作物である産地資金が約490万円となっております、合計で約1億5,350万円の交付見込みとなっております。昨年と比較いたしまして約2,400万円の増額となる見込みでございます。次に、今年度から新たに加わりました畑作物所得補償交付金でございますが、大豆はまだ収穫が完了しておりませんのでここではお答えできませんが、大豆以外の麦、菜種を合わせまして現在のところ約180万円程度の交付金額となる見込みでございます。

次に、昨年と比較して増減があった作物はという御質問でございますが、米粉用米と産地資金対象作物以外の作物は、すべて作付面積、交付金額ともふえております。特に飼料用作物は期間作で約15ヘクタール、二毛作で約17ヘクタール、飼料用稲が約14ヘクタールふえているところでございます。

次に、交付金は年内に交付されるのかという御質問でございますが、産地資金、耕蓄連携助成金、米価変動補てん交付金を除く交付金につきましては、現在12月中旬から12月末交付を目標に九州農政局において作業を進めておられるところでございますので、年内に交付されるものと考えているところでございます。なお、産地資金と耕蓄連携助成につきましては、平成24年3月末をめどに支払われる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 申し込み件数につきましては減少したけれども、それは瓦屋営農生産組合が今年度から発足したため、数十名の分が組合そしてまた一とカウントされたということであります。水田活用所得補償交付金につきましては、昨年と比較しておおむね転作単価の高い飼料用稲がふえた分、約2,400万円の増加となる見込みで、交付については大半が年内に交付される予定であるということでありました。この制度によって収入は増加し、安定してきたかもしれませんが、経営は安定したかというところも言えないと思います。いくら農家の収入だけを補償しても設備投資などの面で十分な支援ができてないように感じられます。農水省は制度のねらいを生産意欲の向上につながる仕組みと強調しますが、交付金単価を全国一律にしたことで収量が平均を下回る人は従前より交付金が減ることになります。つくればつくるほど補助金を出すというキャッチフレーズは耳にやさしいのですが、農家にはたやすいことではないと感じられます。

次の質問をします。米の価格がことしは上がっておりますが、米価変動補てん交付金の

交付はあるのか現時点でわかればお答えをお願いします。また、戸別所得補償制度について全国一律単価に対する懸念や地域性の欠如、制度の継続性への不安が指摘されますが、来年度の農業者戸別所得補償制度はどのようなのでしょうか。また、政府の食と農林漁業の再生推進本部が10月に決定した農業再生に向けた基本方針、行動計画には、若者が職業として魅力を感じる農業、安心して生業に望める農村が目指すべき姿としております。その実現に向け農水省は2012年度予算の概算要求に戸別所得補償経営安定推進事業を盛り込み、地域農業マスタープランを作成するようになっておりますが、その内容はどのようなものでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

ことしの米価変動補てん交付金の交付はあるのかという御質問でございますが、米価変動補てん交付金につきましては、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を直接交付するものでございますが、今年産の販売価格は当年産の米の出回りから翌年3月までの相対取引価格の平均で決められることから、現段階では交付金の交付があるかどうかはわからないところでございます。また、仮に交付される場合、その交付時期につきましては、平成24年の5月から6月ごろ交付予定となっているところでございます。

次に、来年度の農業者戸別所得補償制度はどのようなのかという御質問でございますが、現在、本市が把握しております情報によりますと、平成24年度の農林水産省予算の概算要求でございますが、畑作物、水田活用、米所得補償交付金、米価変動補てん交付金、各種加算措置、推進事業費を合わせまして、平成23年度と同額の8,002億9,100万円の予算要求がされているところでございまして、作物ごとに設定されております10アール当たりの交付金単価や要件につきましても、23年度と同じとなっているところでございます。

次に、来年度から戸別所得補償経営安定推進事業が始まり、地域農業マスタープランを作成するようになっているがその内容はという御質問でございますが、このことにつきましても、本市が把握している情報でお答えいたします。本事業は食と農林漁業の再生実現会議の中間提言におきまして、土地利用型農業においては今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイヤすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタール規模の経営体が土地利用型作物368万ヘクタールの80%を占める構造を目指すとされたところでございます。このため、戸別所得補償制度による農地の受け手となる多様な経営体の経営安定の確保、農地の受け手に対する規模拡大加算を前提に集落内での主体的な判断により、農地集積を促す仕組みを構築し、農業の競争力、体質強化を図るとなっております。具体的には、まず集落において営農志向第三者への農地の委任意向を確認しつつ、地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積と利用区分等を決定する話し合いを行い、地域農業再生協議会が中心となり、関係機関で集落営農や法人等の代表者との協議を通じてマスタープラン原案を検討することになります。これを受けて市町村は個人、法人、集落営農といった今後地域の中

心となる経営体の決定、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の兼業農家や自給的農家を含めた生産品目、経営の複合化、6次産業化など地域農業のあり方を記載した地域農業マスタープランを集落ごとに作成するとなっております。なお、本事業におきましては、土地利用型農業からの経営転換やリタイヤ等を契機として農地利用集積円滑化団体、当地域ではJAでございますが、当団体を通じてマスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体に確実に引き受けられると見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連担化させる場合などに、市町村は配分された交付金の範囲内で単価を決定し、農地集積に協力する者に対し、農地集積協力金を交付することとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁いただきました地域農業マスタープランの中で気になりましたのが規模拡大の戦略であります。水田農業の規模を平地で20から30ヘクタール、中山間地で10から20ヘクタールに広げるということで、かつて品目横断的経営安定対策のときに認定農業者なら都府県で4ヘクタール、北海道で10ヘクタール、特定農業団体なら10ヘクタールという基本原則があり、その後、特例としての規模も認められることになりましたが、拡大する面積の一応の目安は4ないし20ヘクタールでありました。これが実現しないまま、さらに上回る規模拡大戦略が示されたこととなります。これは、現場の実態と乖離しているようでもあります。この戦略によって米生産のコストを引き下げることが結構であると思いますが、歩みは遅々としたものになると思います。また、仕組みがころころと変わるようでは安定した営農計画が組めないのではないのでしょうか、疑問を感じます。人吉市における今年度における問題点としまして、天候不順によりたばこの収穫がおくれ、WCS稲発酵粗飼料の作付もそれに付随しておくれたため、WCSの要件である出穂に至らなかった圃場がありました。作付時期の指導等はあったわけではありますが、要件の詳細な説明、徹底等が農家には伝わってなかったということでございます。事務局におかれましては資料等を配布されて多岐の仕事の中で対応されたところでございますが、出穂要件を知らなかったということでトラブル等も起きているところでございます。今後、作付時期の指導については、田植えの時期をいつまでにしなければならぬと明確にすべきであろうというようなことを感じたところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県からの委託補助事業についてであります。人吉市有害鳥獣被害対策協議会が行っている平成23年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の整備、つまりハード事業において事業が非常におくれていると声がありましたが、どうしておくれているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

平成23年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の整備事業におきまして、事業がおくれて

いる原因はという御質問でございますが、人吉市有害鳥獣被害対策協議会におきましては、平成22年度から国庫補助の鳥獣被害防止総合対策交付金事業への補助申請を行い、被害の防止活動に取り組んできているところでございますが、本年度の電気さく設置などの整備事業、いわゆるハード事業の申請に当たりましては、ことしの1月から2月にかけて全農家へ要望調査を行い、県への補助申請を行ったところでございます。交付決定に沿ったところで実施箇所の選定を行い、本年度7月の協議会総会で6地区に絞り込みを行ったところでございます。その6地区の選定箇所における当初の見積額と補助事業の交付決定額との間におきまして、開きがあったことから再度資材や事業規模等の見直しを行わなければならない、その最終調整に多大な時間を要したわけでございます。そのことにつきましては、先月11月29日に行われました協議会の定例会において説明を行っております。今月12月5日に6地区のうち5地区分の入札を行ったところでございまして、残り1地区におきましては、今月中に入札を行う予定にいたしております。協議会といたしましては、すべての要望に沿えなかったことや、最終調整に多大な時間を要したとはいえ、事業の着手におくれが出たことにつきましては、まことに申しわけなく思っているところでございます。今後整備事業を行う場合には、できる限り早い段階での事業着手に努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁にありましたように年度内には事業が終了するようでございます。2月か3月の申請ということで、農家の方々はことしの作付前には事業は行われるものと思っておられたと考えるところでございます。早い段階での事業着手に努力していただきますとともに、遅れたときには早い段階での説明のほどをお願いしたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業と農地・水・保全管理支払交付金事業についてであります。まず、これらの事業の概要についてお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

平成19年度から農業振興地域内の農用地の集落などを単位とする地域で、農業者を中心とする地域住民等の多様な主体が参画し、地域内の農地や農業用排水路等を保全管理する共同活動を支援する目的で農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んできたところでございます。活動組織は規約と活動計画をつくって市と協定を締結し、熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会から交付金の交付を受け活動を実施するもので、今年度が最終年度でございます。補助率でございますが、国が50%、県が25%、市が25%で交付額は協定面積に応じて10アール当たり水田4,400円、畑2,800円となっております。本事業につきましては、平成24年度からも引き続き事業が継続されるよう市町村の意見を聞きながら、県による国への要望がなされているところでございます。また、本事業には以上の共同活

動支援とあわせて平成23年度から名称を農地・水保全管理支払交付金事業に変更し、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道等の長寿命化を強化する目的で向上活動支援が創設されたところでございます。対象集落につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業に、先ほどの事業に取り組んでいる集落及び中山間地域と直接支払事業に取り組んでいる集落で、新たな協定が必要となっております。補助率につきましては変更ございませんが、交付額は畑のみが10アール当たり2,000円に下がっており、また、交付金の支払い方法につきましては国庫分は集落へ直接支払い、地方分は県より市を通して集落へ支払うこととなっております、交付金につきましては、単年度で精算することとなっております。本事業につきましては、本年度取り組んでいる地区はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 農地・水・環境保全向上対策事業は、継続の願いはしてあるものの今年度が最終年度ということですが、この5年間の実績と成果はどのようになっているもののでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市の取り組み地区と面積でございますが、平成23年度実績で上田代町と下田代町の田代地区80.73ヘクタール、大畑麓町の大畑麓地区20.74ヘクタール、上戸越町と下戸越町の戸越地区38.95ヘクタール、上原田町の上原田地区98ヘクタールで、以上4地区が5年間にわたり事業を実施されております。各地区からの実績報告によりますと、農家と農家以外の皆さんによる農道等の草払いの共同活動、あるいは老人会、子ども会による景観形成のためのヒガンバナ、スイセンの球根植えつけなどに見られるような地域環境の保全、向上、地域コミュニティの活性化などに成果があらわれているところでございます。今年度は最終年度でございますので、本事業がスムーズに完了するよう各地区における事業中間検査を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 農地・水・環境保全向上対策事業は24年度以降も継続された場合、農地・水・保全管理支払交付金事業とあわせて、市としては以上の取り組みについてどのように考えておられるのか質問いたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

農地・水・保全管理支払交付金事業は、1回目の答弁の中で申し上げましたように、施設の長寿命化を行えるように制度が拡充されたものでございますが、交付の事務手続等が複雑なため集落にとっては少しハードルが高くなっております。平成24年度以降、農地・水・環境保全向上対策事業が継続された場合、財政面や取り組み方法等の検討も必要にな

ってまいります。市といたしましては、新たに要望される地区におきましては、両事業の要件を踏まえ検討していただき、地区の条件に即した事業に取り組んでいただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 先ほど答弁にありましたとおりに、地域環境の保全、向上、地域コミュニティの活性化に非常に貢献する事業と思いますので、地域の実情を踏まえた上で推進のほうをしていただきたいと思います。

ここで市長にお尋ねをしたいと思います。農業関係の質問をしてまいりましたが、戸別所得補償経営安定推進事業における地域農業マスタープランの内容に厳しい規模拡大が組み込まれたり、農地・水・保全管理支払交付金事業は取り組むのに非常に困難な事業となっております。TPPを見据えた施策と感じるところであります。いろいろな面においてハードルが高くなると農家における生産意欲が減退するのではないかと心配をいたしますが、市長はどう感じられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国の施策がさまざまに、よく言う猫の目行政と申しますが、揺れ動いているということに関して、私自身も西議員がおっしゃるとおり、農地の集積や担い手問題、生産基盤の問題、さらには今後のTPP交渉参加など、国の政策が大変めまぐるしく変化している、しかもそれが現場の実情に即しているかどうか、または将来の農業をどのように見据えているのかということも、なかなかわかりにくいわけでございます。先ほど御質問にございましたとおり、戸別所得補償経営安定推進事業につきましても、国が目標とする農地の集積面積や集落ごとのマスタープランの作成といったものなどは、現実的には非常にやはり厳しいものがあるというふうに私自身も考えているところでございます。しかしながら、そういった中でも私どもといたしましては、これまでと同様に農業者の経営の安定と所得の向上を図っていかねばなりません。国・県の動向を見守りながらも現在の農業が抱える高齢化や後継者問題、耕作放棄地問題など地域の実情を十分に把握し、実情に応じた農業施策というものを実施していかねばならないというふうに思っているところでございます。そうやって地域の実情に合わせた安定化を図りながらも、農産物ブランド化や6次産業化とあわせまして、関係機関と連携しながら、初日に笹山議員から御提案がございました四つのキーワードを参考にしながら、取り組んでいかねばならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁いただきました。確かに笹山議員が提案されました。また、市長が二つつけ加えられまして、ほんとに地に合った農業を進めなければならないという

ふうになっているところでございます。我が国は今、東日本大震災とそれに伴う原子力発電事故からの復興に全力で取り組んでおります。最優先にすべきことはTPP交渉への参加ではなく、震災と原発事故からの一日も早い復旧・復興だと思います。国民の食料は国内で生産することが基本であり、そのためには地域農業を支える意欲がある担い手の育成が欠かせないと考えます。以上で農業関係を終わります。

次に、教育関係としてPTA組織についてであります。現在、小学校のPTA会長をさせていただいておりますが、その活動の中で疑問に思うことがあります。PTAは入会届や退会届もなく、だれもが気がつけば会員になっている団体であります。加入、非加入が自由な任意団体と考えてよいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

PTAについては議員がおっしゃいますように、任意の社会教育関係団体としてとらえております。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 各自が任意で入会する団体であります。社会教育関係団体という位置づけで社会教育、つまり子供の健やかな成長を願い、保護者と教職員が互いに学習することを通じてみずからを高めるとともに教育に関する理解を深め、教育環境や社会環境の改善、充実に努めることを目的とする団体であるということでもあります。

次に質問します。すべての保護者が加入することが望ましいと思いますが、加入されない保護者がおられたらどうなるのでしょうか。また、入学時、校長先生から簡単にPTAについて保護者に説明をしていただいたり、PTA総会の折、協力をお願いはするわけではあります。加入していることに意識が薄い保護者がふえているように感じます。何かよい方法はないかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） 教育委員会として今御質問のことについて、答えられるのかどうかという若干の疑問も持ちながらお答えさせていただきたいと存じます。

市内のどのPTA組織も学校・家庭・地域の連携を深めながら学校教育の充実に努めることにより、青少年の健全育成と福祉の増進を図り、ひいては社会の発展に寄与するといった共通の目的を持って活動を繰り広げられております。それは今、西議員がおっしゃったとおりでございます。児童・生徒の健全な成長を図るためには、児童・生徒の教育に直接の責任を負う学校と家庭の協力体制が不可欠であることは言うまでもないことでございます。そういった面において議員がおっしゃるような仮に加入をしない保護者がふえたとしたら、影響が出てくることは考えられることだと思いますので、教育委員会としては啓発を図るということは必要かと思っております。PTA組織の活性化を図るために、各単位PTAや市PTA連絡協議会は研修会を開催されたり、各種の大会等への参加も積極的に行われておりますから、各PTAがそうしたいろいろな工夫をされることは大変有効なことだと

存じます。今後もやはりそういった研修会などの学習機会の場を通して、PTAみずからが意識の向上を図っていくということは大事なことではないかと考えている次第でございます。それに対しまして教育委員会といたしましても、PTAの求めに応じて社会教育に関する事業に必要なことについて指導、助言等を含め支援、協力をしてまいりたいと考えているところでございます。ただ、社会教育法第12条に「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない」となっておりますので、支援、協力体制をとりながらも社会教育関係団体としてのPTAの主体性、自主性を十分尊重して対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 研修会など研さん事業を積んで学習の場を通して意識の向上を図ることを御助言いただきました。こういうことを含めまして講習会等開催するわけですが、なかなか意識の薄い方は講習会にも来ていただけません。これを含めまして今後いかに研さん事業等に足を運んでいただくか検討してまいりたいというふうにまた思っているところでございます。今後とも指導、助言、物資等をPTAのほうにいただければとまた思っているところでございます。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。学校応援隊についてであります。PTAも現在ではPTCAというふうにC（コミュニティ）地域を含めた中での学校・家庭・地域の連携で子育てをする要素が大きくなってまいりました。そのような中、学校応援隊の組織づくりについては、県教育委員会から推奨されておりますが、教育長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えるとともに、本来は家庭や地域が担うべきことまで学校に求められているのが現状でございます。このような中で、学校だけが教育の役割と責任を負うのではなく、学校や家庭、地域の連携・協力をもとに進め、学校を応援する組織づくりも必要であり、大事なことでありと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 現在、人吉二中校区で学校支援地域本部事業、また一中ではコミュニティスクールが取り組まれており、システムとして機能していますが、取り組まれていない学校についての支援体制づくり、支援の充実について具体的なメニューづくりはどうなっているのでしょうか。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在人吉二中校区では、平成20年度より二中校区の3小学校と第二中学校の4校で学校支援地域本部事業に取り組み、第一中学校では、平成18年度よりコミュニティスクールに取り組んでおり、どちらも学校の応援団として地域の方々が支援活動を行っていただいているところでございます。文部科学省でも学校を応援するための体制づくり事業といたしまして、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を推奨し、地域の実情に応じて自治体を選択し、自主的に行うさまざまな取り組みを支援し、社会全体の教育力の向上を図っていかうとしております。現在、二中校区以外の小学校と第三中学校でも学校を支援するという点ではPTA組織や子ども会組織等、それぞれにおいての支援活動を展開されておられますけれども、地域全体的な組織だった支援体制づくりまでには至っていないのが現状かと思われます。今後は、それぞれの校区において学校、公民館、関係団体等と協議をしながら、地域の実情に応じた、あるいは地域の特徴が活かされる支援体制づくりはどうあるべきかを模索していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 学校・保護者・地域がうまく連携して子育てができるように、推進をお願いしたいと思います。

次に、市民の声より市指定文化財の管理・活用についてであります。市指定の文化財の現況について質問します。有形、無形等市指定文化財の全体的数はどのくらいでしょうか。市の管理状況はどうなっているのでしょうか。また、文化財も無形のものや個人所有のものなどいろんな形態があると思いますが、観光面での活用状況はどうなっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

市指定文化財全体の数でございますが、合計で76件でございます。内訳は有形の文化財で建造物9件、彫刻9件、工芸20件、絵画6件、書籍4件、古文書8件、歴史資料3件があります。また、無形文化財では民族が2件ございます。このほか、史跡で9件、名勝で2件、天然記念物で4件がございます。これら市指定文化財の管理状況でございますが、異常気象時の見回り点検や防災査察を行うとともに、堀合門のように状況に応じた保存、修理事業を実施したり、周知や啓発のための文化財解説板の新設、修理等も行っております。平成22年度には緊急雇用創出基金事業で解説板の板面清掃等も実施したところでございます。観光面への活用の現況でございますが、観光での利用が可能な物件に関しましては、統一的な解説板、標柱などを設置して公開活用に努めているところでございます。また、鹿目の滝や三十三観音めぐり等のように、観光サイドでも力を入れて観光コースなど既に活用を図られているものもございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁のとおり正しい管理と活用がなされているようでございます。

次に、市指定史跡笹原番所について質問をします。笹原番所は人吉市大畑麓町梅木渡瀬3362番地に所在しておりますが、この笹原越えは大畑町より笠置山のさらに西側を通り、薩摩境の四谷、または矢岳を通り吉田、このえびの市に抜ける道でございます。この道の番所として置かれ、薩摩との交流の要所として、また交通遺跡として価値の高い物であると思いますが、笹原番所の現況はどのようになっているのでしょうか。また、管理状況と観光面への活用や展開についてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

笹原番所の現況でございますが、矢岳方面への山道にあるところから長年の降雨により、番所の前では、当初の路面が最大深さ1メートルほどえぐられております。その関係で山道に面して築かれた番所の石垣の根元が失われておりまして、既に崩壊した石垣がある一方、今後崩落のおそれがある石垣もございます。大きな降雨のたびに見回り点検を行っておりますが、幸いにも平成16年の指定以来、大きな損壊はあっておりません。なお、昨年度には緊急雇用創出基金事業により番所部分の立木伐採も実施し、石垣や法面上部にかかる負荷を軽減する処置も施しております。観光面への活用の現況でございますが、えぐられた山道のために現状では史跡の利用が困難だという点がございます。しかし、それにも増して保存上や安全上の問題が大きく、まずは既存箇所への修理・修復が優先するものと考えます。このようなことから今後、史跡として整備を行った上で観光面への活用につきましては、関係部局と連携をして取り組む必要があるかと考えています。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 今回、質問におきまして市指定史跡笹原番所を取り上げましたのは、地元の前町内会長の要望がありまして、非常に笹原番所を訪ねてこられる方が多いという中で、道案内板をどうかつけていただけないだろうかというお話でございました。そういうお話の中で、関係箇所を回ったわけでございますが、今御説明ありましたように、保存上、安全上の問題が大きいと、管理的にまだできていないと、でも遺跡としての状態とすれば非常にいいと、特に大畑駅おまして梅園、大野溪谷、笹原番所ということで散策するのにもちようどいいんではなかろうかということをお考えたところでございます。この市指定史跡笹原番所について市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○市長（田中信孝君） お答えします。

仲村議員のところでも申し上げましたけれども、まちづくりの中で地域の個性を活用していくため、それを磨き、そしてそれを発信し表現していくということが一番重要であろうというふうに思っております。そこで、文化財は地域の個性であり、またはその個性を証明

するものでございます。よって、個性を継承する上でも貴重な市民共有の財産と考えているところでございます。また、これを効果的に上手に活用していくことは、相良700年の歴史、伝統をうたい文句とする人吉市の観光においても重要な戦略の一つであり、使命と考えております。これまでも国史跡の人吉城跡や国宝青井阿蘇神社などの修理や整備を適宜実施して活用を図ってきたところでございますが、今後も既存の指定文化財の活用を積極的に推進するとともに、各種歴史遺産群の掘り起こしや価値づけを鋭意実施し、現況の文化財指定制度はもちろん、登録文化財制度などの新しい文化財制度も有効に利用して、まちづくりと連動した形で文化財の磨き上げに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。笹原番所は、大畑から薩摩方面への山越え道に位置したもので、これを実証する遺跡でございますが、この山越えルートは肥薩線とほぼ同じルートを持つものでございます。したがって、肥薩線を語る上で、ひいては世界遺産化の推進をしていく上でも不可欠な歴史的要素であるというふうに考えているところでございます。笹原番所の具体的な修理や活用につきましては、できるだけ早急に着手できればと考えているところでございますが、保存状況に関して県下でも数少ない良好な遺跡と聞き及んでおりますので、希少な交通遺跡として上位の国・県指定なども視野に入れて史跡の整備を図るとともに、その活用を考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 市長の明快な御答弁をいただきました。来年の初夢で笹原番所が整備されまして、観光客が来ているような夢を見るような御答弁でございました。早急の整備等を進めていただきまして、ほんとに観光面でも活用される遺跡となるようによろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

日程第12 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第76号から陳第13号まで一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成23年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付

託事項表のとおりでございます。

なお、議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、2ページの別記に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。それから、議第91号の名誉市民の選定につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

| | | |
|-------|--|--------|
| 議第76号 | 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号） | 各委[別記] |
| 議第78号 | 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） | 厚生 |
| 議第80号 | 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 厚生 |
| 議第82号 | 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） | 厚生 |
| 議第84号 | 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） | 厚生 |
| 議第86号 | 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 厚生 |
| 議第88号 | 人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定について | 総文 |
| 議第89号 | 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 厚生 |
| 議第90号 | 人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 経建 |
| 陳第7号 | 最低保障年金制度の創設を求める陳情 | 厚生 |
| 陳第8号 | 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情 | 厚生 |
| 陳第9号 | 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情 | 厚生 |
| 陳第10号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書の提出に関する陳情 | 厚生 |
| 陳第11号 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情 | 厚生 |
| 陳第12号 | 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情 | 経建 |
| 陳第13号 | 道州制・地域主権改革問題についての陳情 | 総文 |

[別記]

| | |
|------------------------------|---|
| 議第76号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号） | |
| ○予算委員会 | <p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第5条 地方債の補正</p> |
| ○総務文教委員会 | <p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第4条 債務負担行為の補正（2款 総務費、10款 教育費）</p> |
| ○厚生委員会 | <p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第3条 繰越明許費</p> |
| ○経済建設委員会 | <p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>5款 労働費</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費</p> <p>第2条 継続費</p> <p>第4条 債務負担行為の補正（8款 土木費）</p> |

[提出陳情件名]

- 陳第7号 最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 陳第8号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情
- 陳第9号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第10号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第11号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情
- 陳第12号 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情
- 陳第13号 道州制・地域主権改革問題についての陳情

[継続審査件名]

○総務文教委員会

- 陳第3号 田野小学校の統廃合に関する陳情

○厚生委員会

- 陳第5号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情
- 陳第6号 認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情

○経済建設委員会

- 陳第1号 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情
- 陳第2号 歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時42分 散会

平成23年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成23年12月19日 月曜日

1. 議事日程第5号

平成23年12月19日 午前10時 開議

| | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|------|
| 日程第1 | 議第88号 | 人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定について | - 総文 |
| 日程第2 | 議第89号 | 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | - 厚生 |
| 日程第3 | 議第90号 | 人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について | - 経建 |
| 日程第4 | 議第76号 | 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号） | - 各委 |
| 日程第5 | 議第78号 | 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |] 厚生 |
| 日程第6 | 議第80号 | 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第7 | 議第82号 | 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第8 | 議第84号 | 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第9 | 議第86号 | 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第10 | 議第91号 | 名誉市民の選定について | |
| 日程第11 | 陳第3号 | 田野小学校の統廃合に関する陳情 | - 総文 |
| 日程第12 | 陳第5号 | 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情 | - 厚生 |
| 日程第13 | 陳第1号 | 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情 |] 経建 |
| 日程第14 | 陳第12号 | 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情 | |
| 日程第15 | | 人吉球磨広域行政組合議会の報告 | |
| 日程第16 | | 人吉下球磨消防組合議会の報告 | |
| 日程第17 | | 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告 | |
| 日程第18 | | 議員派遣について | |
| 日程第19 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第 1 から日程第19まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- ・ 追加日程
意見第 3 号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書

3. 出席議員（18名）

| | | |
|------|-----|-------|
| 1 番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2 番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3 番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4 番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5 番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6 番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7 番 | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8 番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9 番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10 番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11 番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12 番 | 西 | 信八郎 君 |
| 13 番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14 番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15 番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16 番 | 三 倉 | 美千子 君 |
| 17 番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18 番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 田 中 信 孝 君 |
| 副 市 長 | 高 橋 隆 君 |
| 監 査 委 員 | 篠 崎 國 博 君 |
| 教 育 長 | 堀 秀 行 君 |
| 市 長 公 室 長 | 久 本 一 富 君 |

| | |
|----------------|--------|
| 総務部長 | 坂崎博憲君 |
| 市民部長 | 山本政義君 |
| 健康福祉部長 | 今村朱美君 |
| 経済部長 | 松田知良君 |
| 建設部長 | 中村明公君 |
| 市長公室次長 | 愛甲秀樹君 |
| 総務部次長 | 中村則明君 |
| 市民部次長 | 椎葉幹夫君 |
| 健康福祉部次長 | 松岡誠也君 |
| 経済部次長 | 大渕修君 |
| 経済部次長 | 福山誠二君 |
| 建設部次長 | 木村秀敏君 |
| 企画課長 | 小林敏郎君 |
| 財政課長 | 告吉眞二郎君 |
| 市民課長 | 今村修君 |
| 福祉課長 | 加賀邦保君 |
| 管理課長 | 中川一水君 |
| 会計管理者 | 松江隆介君 |
| 水道局長 | 田中幸輔君 |
| 上水道課長 | 水野二郎君 |
| 教育部長 | 赤池和則君 |
| 教育部次長 | 東俊宏君 |
| 教育総務課長 | 東和人君 |
| 農業委員会 農事務局長 | 村田定美君 |
| 監査委員 監査局長 | 大平正君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|-------|
| 局 | 長 | 赤池謙介君 |
| 次 | 長 | 村並成二君 |
| 次 | 長 | 山本繁美君 |
| 書 | 記 | 白坂禎敏君 |

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第88号

○議長（永山芳宏君） まず、日程第1、議第88号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第88号人吉市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例の制定につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が本年5月2日に公布、8月1日に施行されたことにより、旧自治法第2条第4項の条文が削除され、市町村による基本構想の策定義務が解除されました。その背景には、国の地方公共団体の組織、運営について、その自由度の拡大を図るための措置の推進、地方分権改革推進法に沿った同計画に基づく義務づけの廃止があります。基本構想の義務づけの撤廃により、総合計画の策定根拠や法的根拠がなくなったわけですが、人吉市はこれまでどおり総合計画を継続して策定し、市の最上位計画としてこれまでどおり議会の決議案件として取り扱うため、地方自治法96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件として、新たに条例を制定するものであります。

委員からの質疑に対し、今後のスケジュールとして策定審議会からの1月中の答申を受け、パブリックコメントを受ける期間を設けて、3月議会への上程を予定しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第88号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第88号は原案可決確定いたしました。

日程第2 議第89号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、議第89号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第2、議第89号人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月14日衆議院本会議において全会一致で可決成立、7月25日参議院本会議で全会一致で可決成立し、7月29日公布・施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給並びに災害援護資金貸し付けを定め、被災者や被災者の遺族を物心両面で支援するための重要な制度の一つであり、災害弔慰金の支給対象から兄弟姉妹が除外されている不条理は、阪神大震災当時から繰り返し指摘されてきたところでありますが、法改正はされてこなかった経緯があります。3月11日に発生した東日本大震災により、対象者が兄弟姉妹に及んでいない法の不備が改めて指摘され、改正されたものであります。適用範囲を死亡者と同居、もしくは生計を同じくしていた死亡者の兄弟姉妹まで拡大するもので、公布の日から施行し、この法律による改正後の第4条第1項第3号及び第3項の規定を、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第89号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第89号は原案可決確定いたしました。

日程第3 議第90号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第90号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第3、議第90号人吉市子牛保留奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

改正内容のポイントでございますが、奨励金の交付を受けた者が、奨励金の対象となった子牛の管理を3年以内に別の者に変更できないことを規定することなどにより、優良な子牛の保留をより一層推進するため、条例の一部を改正するものであります。

まず、子牛保留とは、繁殖農家が子牛を生産するために購入した牛や、自分のところで生産した牛を売りに出さずに残した牛のことでございます。条例改正の背景として、一昨年21年度に奨励金の対象となった牛が別の者へ売買された事例があったことから、保留期間等を遵守事項として明確に規定するものであり、あわせて見出し等を追加し条文の整理を行うものであります。

第2条第1項中「子牛せり市において市民のうち子牛を保留するもの」を、「市内の農家で子牛を保留し管理する者」と管理者を明確に規定しております。また、第2項中「せり市価格の1割5分以内」を、「予算の範囲内で市長が定める額」に改めるものであります。この予算の範囲内については、決められた予算枠の中で1頭当たりに奨励金をいくら交付するかを市長が決定するという意味で規定しているものであります。第6条では、今まで「奨励金の交付を受けた者は、3年以上継続飼育し、極力繁殖の用に供しなければならない」とあいまいに表現していたものを、遵守事項を明確に示すことにポイントを置いております。主なものとして、第1号では「奨励金の交付を受けた日の属する月の翌月から起算して3年以上継続して子牛を飼育し、繁殖の用に供すること」として保留の期間を明確にし、第2号では「奨励対象期間以内に子牛の管理を別の者に変更しないこと。ただし、畜産業を廃業する場合を除く」として管理者の変更の禁止を規定しています。この「別の者」については、条文では具体的に規定されていないので、施行規則に明確に定めたいということでした。このほか、施行規則には選考委員会、組織、会議、守秘義務等を定めたいとの説明がありました。また、第6条第2項の規定を第7条とし、「奨励対象期間以内に子牛が、失踪、盗難、疾病及びへい死等繁殖の用に供し得なくなったときは、証明書を添えて、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない」として、届出の方法を明確にしています。今回の改正につきましては、交付する奨励金の適切な運用を図っていく上でも、条例で明確に規定することが妥当であると判断したということでした。

審査の中で委員から、「奨励金は1頭につき予算の範囲内で市長が定める額」とあるが、現在は幾らの奨励金を交付しているのか。また、対象頭数と予算額はとの問いに、現在は1頭につき5万円を交付している。対象頭数は40頭分で予算額200万円を計上しているとの答弁でした。また、過去に奨励金の対象となった子牛が別の者へ売買された事例はとの問いに、平成21年度に交付を受けた子牛が平成22年度に売買された事例を確認しているが、それ

以前の事例については把握しきれていないとの答弁でした。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第90号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第90号は原案可決確定いたしました。

日程第4 議第76号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第76号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳入予算の補正（全款）並びに第5条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、そのほとんどが国・県の補助事業の交付決定及び決算見込みなどによる補正でございます。

主なものとしまして、市長公室、総務部関係においては、9款、1項、1目、1節地方特例交付金630万7,000円の増額補正で、子ども手当の交付継続に伴うものです。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を2億5,000万円増額しております。

市民部においては、主なものとして現年課税分の市民税個人分所得割が当初調定見込額より5,345万5,000円の増額となる見込みで、平成22年度決算の収納率97.06%を勘案し、5,507万9,000円の増額を見込んでおります。

健康福祉部関係においては、主なものとして子ども手当交付金9,822万9,000円の減額補正で、子ども手当の支給額が10月分から一部引き下げられたことによるものです。生活保護費負担金4,461万8,000円は、主に生活保護被保護者の疾病の増加による医療費扶助費などの増加に伴う最終見込みによるものです。

建設部においては、主なものとして14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金814万円の減額補正で、交付金のうち内示に伴うものであり、道路維持費分が931万8,000円の減額、道路新設改良費分が258万7,000円の減額、橋梁新設改良費分が376万5,000円の増額となっております。

委員から、たばこ税及び軽自動車税について、子ども手当の交付金と地方特例交付金の中の子ども手当の違いについてなどの質疑がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第4、議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳出予算の補正、2款総務費（2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費を除く）、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第4条債務負担行為の補正について、審査の結果を報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は430万円を減額し、補正後の額を8億9,205万5,000円とするものです。人件費において、10月1日付での人事異動に伴うものが主であります。また、子ども手当の270万3,000円の減額補正は、支給月額が10月分から一部引き下げられたことによるものであります。1節報酬及び9節旅費は、男女共同参画推進審議会開催時のものでして、本年度5回開催の予定を、今回の補正でもう2回分開催する経費を計上するものです。また、11節需用費の印刷製本費につきましては、推進計画書やそのダイジェスト版の印刷代であります。19節負担金、補助及び交付金14万6,000円は、人吉市地区公民館等整備補助金交付要項に基づく補助金であります。項目によっては毎年の申請が可能かとの質疑に対し、本補助金は設備の改修の場合、2分の1以内で10万円を限度として申請できる、別項目であれば申請可能であるとの説明がっております。3目文書広報費586万9,000円の増額補正は、11節需用費の消耗品費240万円が総務課の図書追録代と庁舎内各課のプリンター等のインク、トナー代であります。13節委託料75万4,000円は、地域主権改革一括法に伴う市の例規集の洗い出しを委託するものです。14節使用料及び賃借料216万6,000円は、平成15年度購入のパソコンのOSのサポート期限が切れるに当たり、端末125台を更新し、リース契約をするものであります。新しいOSによる周辺機器の作動調査はとの質疑に、係長級以上のパソコンの更新であり、現場のパソコンは既に新しくWindows 7で使われており、問題はないとの説明がありました。6目財産管理費4,643万4,000円の増額補正は、今後不足が見込まれるものの補正などで、11節需用費210万円は、本庁舎や別館のトイレトペーパーや清掃用消耗品、プロパンガス代、上下水道使用料。12節役務費26万4,000円は、庁舎内の各設備点検手数料や備品、一般ごみの廃棄手数料などであります。また、15節工事請負費4,407万円は、旧中津留美術館跡の建物解体工事と解体後の跡地整備工事費であります。7目企画費は、予算の組み替えであります。10目情報管理費282万3,000円の増額補正は、12節役務費11万9,000円と18節備品購入費144万4,000円が、住民基本台帳管理や税務などの

基幹系電算システム端末5台に係る経費。13節委託料126万円は、住民基本台帳法改正に伴う電算システムの改修委託料の増額であります。4項選挙費、6目県知事選挙費92万7,000円の増額補正は、選挙事務補助員の雇用経費と、3月実施予定の選挙が確定申告の時期と重なることから、期日前投票所としてユニットハウスをリース契約する経費であります。ユニットハウスの場所、また、規模についての質疑があり、別館の近辺に表示を設けて設置する8ユニット、約32坪の事務所になるとの説明がありました。

9款、1項消防費、2目非常備消防費1,176万4,000円の増額補正は、11節需用費、燃料費が消防団ポンプ積載車の燃料不足が予想されることから増額を行うものであります。また、19節負担金、補助及び交付金の負担金1,167万4,000円は、東日本大震災で殉職された消防団員の遺族への給付金が多額なため、消防団員等公務災害補償等共済組合への負担金が、平成23年度に限り引き上げられたことによるものであります。震災による消防団員の殉職者の数について質疑があり、215名と聞いているとの説明がありました。3目消防施設費については、9月定例会の補正予算で認定した防災行政無線整備事業の実施設計委託に対し、熊本県消防施設設備整備費補助金の交付内示がありましたので、財源を組み替えるものであります。将来的には消防団及び消防本部の無線をデジタル化する方針であるとの説明がありました。

4目水防費54万6,000円の増額補正は、国土交通省管轄の排水樋門操作委託料の増額が主なもので、本年6月と7月の豪雨により排水樋門の操作日数が増加したことから、国からの委託金が増額されたものであります。5目災害対策費73万5,000円の増額補正は、15節工事請負費の中神町大柿樋管の内水排除ポンプ用電源設置工事費が主なものです。排水ポンプ4基分の電源を新たに設置するものでありまして、電源盤の位置は法面上に設置するとの説明がありました。また、本件に関しましては、排水ポンプの設置方法や人吉土地改良区の管理する樋管に関して、各方面と協議していきたいとの説明がありました。

10款教育費、1項、2目事務局費210万2,000円の増額補正は、現在実施中の「放課後パワーアップ教室」の開催に伴い、学力充実支援員7名を小学校に配置する経費が主なもので、1節報酬245万4,000円、4節共済費36万7,000円などが内訳であります。学力充実支援員の業務内容についての質疑があり、教員免許を持つ方々が毎週火曜日のパワーアップ教室に携わるほか、各学校長の指揮監督のもとにより、週29時間以内で学習の支援を行うとの説明がありました。また、今回の補正予算は1月から3月までのものであります。2項小学校費、2目教育振興費141万7,000円の増額補正は、20節扶助費の135万4,000円が主なもので、準要保護認定児童の増によるものです。3項中学校費、2目教育振興費185万8,000円の増額補正は、19節補助金98万1,000円が教育振興会補助金積算の増によるもの、20節扶助費87万7,000円は、準要保護認定生徒の増によるものであります。4項、1目幼稚園費50万1,000円の増額補正は、私立幼稚園の日本スポーツ振興センター掛金及び暖房費に対する補助金であります。5項、5目文化財保護費36万7,000円の増額は、職員の出産休暇に伴い事務補助員を雇

用するものであります。6目カルチャーパレス費45万4,000円の増額は、主に13節委託料の調整池堆積土砂の浚渫委託料であります。しゅんせつは定期的に行われるのかとの質疑があり、定期的に行うものでなく土砂が堆積して、調整池の機能をなさないときにしゅんせつを行う。今回70立方メートルほどの土砂を取り除く。1週間ほどの工期を予定し、1月から3月の間で工事を行いたいとの説明がありました。6項保健体育費、1目保健体育総務費42万4,000円の増額は、3節職員手当等の39万4,000円の時間外等勤務手当が主なもので、ひとよし春風マラソン関係の準備等に係る経費であります。昨年同時期に比べ1.8倍の申し込みがあっており、毎年締め切り間際の大量の申し込みを追われているとの説明がありました。

10款、7項、1目学校給食センター運営費の208万円の増額補正は、11節燃料費120万円、15節工事請負費88万円が主なものであり、工事請負費は太陽光発電施設の売電用電力量計、計器用変成器の耐用年数があるため取りかえ工事を行うものであります。機器の耐用年数についての質疑があり、売電用電力量計の業務用は、計量法による5年間の規定がある。計器用変成器については、法令はないが10年とされているとの説明がありました。また、最近の発電量の推移はとの質疑に、売電金額の推移においては平成19年度6万13円、平成20年度4万7,778円、平成21年度4万9,777円、平成22年度5万4,960円との説明がありました。

12款、1項公債費、1目元金1,098万5,000円の増額補正は、今回簡易保険資金の金利6%を超える公債費について、保証金を免除される繰り上げ償還が認められましたので、平成元年度借り入れの中原小学校屋内運動場整備事業に係る年利6.2%の義務教育施設整備費事業債の繰り上げ償還を行うものであります。

13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費の増額補正は、1億円を任意に積み立てるものであります。

14款、1項、1目予備費を1,443万9,000円増額されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第4、議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の2款総務費（2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、4款衛生費及び第3条繰越明許費につきまして、審査の結果を報告いたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費は222万7,000円を追加し、補正後の額を1億7,451万9,000円とするものです。2目賦課徴収費に67万5,000円を追加し、補正後の額を3,226万5,000円といたしております。3項、1目戸籍住民基本台帳費は96万1,000円を減額

し、補正後の額を9,888万1,000円とするものです。

3款民生費に2億6,319万3,000円を追加し、補正後の額を58億8,637万7,000円といたしております。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に1億848万円を追加し、補正後の額を17億7,501万3,000円といたしております。13節委託料714万1,000円は、システム改修委託料703万6,000円と災害時の支えあい体制づくり事業、個別計画DVD作成委託料の10万5,000円であります。18節備品購入費157万1,000円は、災害時要援護者避難システムパソコン購入1台と災害用備品であります。災害用備品は、一般の避難所で過ごされるのが困難な方を福祉施設にお願いして受け入れていただいたときの、災害避難者が利用するベッドや車いす等の介護用品備品の購入経費であります。23節償還金、利子及び割引料188万円は、安心生活創造事業精算金などであります。28節繰出金9,739万1,000円は、国民健康保険事業特別会計繰出金7,983万5,000円、介護保険特別会計繰出金1,758万5,000円と、介護サービス事業特別会計繰出金2万9,000円の減額分であります。2目心身障害者福祉費に7,365万3,000円を追加し、補正後の額を8億1,660万3,000円といたしております。20節扶助費4,630万4,000円の増額補正の主なものは、障害者医療費は生活保護受給者で心臓手術2件、人工関節手術1件の増額との理由により4,575万4,000円が最終見込みとなるため、240万4,000円増額するものであります。重度心身障害者医療費は最終見込みとして7,886万3,000円と見込まれるため、346万3,000円を増額するものであります。生活介護給付費2,254万1,000円の増額は、生活介護給付費2,031万6,655円と、新法体系移行による自立訓練給付費222万3,590円が含まれ、利用者の増によるものであります。23節償還金、利子及び割引料2,734万4,000円の増額は、国庫支出金精算金分、平成22年度障害者医療費国庫負担金精算金、障害者自立支援給付費等国庫負担金精算金と県支出金精算金分であります。6目老人福祉センター費191万8,000円の増額補正は、13節委託料に老人福祉センター耐震診断委託料として追加するものであります。7目高齢者生活産業都市づくり推進事業費201万1,000円の増額補正は、13節委託料に老人趣味の家耐震診断委託料、18節備品購入費に老人趣味の家設置の新規複写機購入分を追加するものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に8,164万3,000円を追加し、補正後の額を1億3,722万3,000円といたしております。主なものといたしまして、19節負担金、補助及び交付金7,604万3,000円の増額補正は、子育て支援等に関する補助金であります。人吉市民間保育所補助金交付要項に伴います育児講座・子育て仕事両立支援と低学年児童受け入れ事業に対する保育所地域活動事業補助金240万円と、開所時間を超えて1時間以上の延長保育の実施で1日当たりの平均児童数が6人以上の場合と、30分以上の延長保育の実施で1日当たり平均児童が1人以上6人未満の場合に対する延長保育促進事業補助金1,084万5,000円あります。障害児保育事業補助金263万3,000円の増額は、人吉市障害児保育事業費等補助金交付要項に基づき、支給対象児童1名に対し、月額7万3,118円を保育園に補助するもの

であります。軽度障害児保育事業補助金に2,448万9,000円を計上してありますが、軽度障害児保育事業は、軽度障害児を受け入れている保育所に対し、保育士の加配などを行うことで障がい児の処遇の向上を図るもので、補助金として一人当たり月額3万6,559円を保育園に補助しているものであります。今回、市内12保育園から軽度障害児保育事業に関する補助金申請を受け付けたところ、市内12保育園から申請児童数103人、延べ1,217人分が上がってきたところであります。要求どおり予算を計上すると4,449万2,303円となり、平成22年度実績額と比較すると約182%増の1,999万8,000円の増額となります。そこで、市内保育園の園長先生方にお集まりをいただき、話し合いをもたれ前年度実績額のところでお願いをされ、670人分2,448万9,000円を予算に計上するものであります。認可外保育施設補助金154万8,000円の増額は、人吉市認可外保育施設補助金交付要項に基づき、認可外保育施設ひまわり保育園に補助するものであります。地域子育て支援センター補助金740万円の増額は、子育て支援センターとして、さざなみ保育園内の「うお〜む・はあと」に対する補助金であります。放課後児童健全育成事業補助金2,368万8,000円の増額は、共稼ぎ家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るもので、10学童クラブに対する補助金であります。放課後児童クラブ環境整備事業補助金289万2,000円の増額は、県の子ども基金から地域子育て応援事業として、学童クラブの環境整備費として空気清浄機や防犯カメラ等を設置するもので、11学童に対する補助金分であります。23節償還金、利子及び割引料657万9,000円の増額は、国庫支出金精算金274万9,000円と県支出金精算金383万円分であります。2目児童措置費に6,919万6,000円を減額し、補正後の額を21億2,918万7,000円といたしております。19節負担金、補助及び交付金2,616万2,000円の増額は、保育所運営費負担金の増であります。20節扶助費9,535万8,000円の減額は、乳幼児医療費の323万8,000円の増額と子ども手当9,859万6,000円の減額によるものであります。2項児童福祉費、3目母子福祉費134万6,000円の増額補正は、20節扶助費にひとり親家庭等医療費の受給者の増加等による最終見込みとして872万6,000円が見込まれるため、その差額の134万6,000円を増額するものであります。3項生活保護費、2目扶助費6,339万6,000円の増額補正は、20節扶助費の各扶助費について、9月分までは各扶助費の実績額を算出し10月分以降については各扶助費の平均値を算出し、最終見込み額を算出したところ、最終見込み額の不足分として6,339万6,000円を増額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に414万2,000円を追加し、補正後の額を1億5,697万5,000円といたしております。13節委託料134万2,000円の増額は、平成24年度から実施予定の市民健診体制整備に伴うシステム改修委託料であります。2目予防費に260万1,000円を追加し、補正後の額を1億3,276万4,000円といたしております。13節委託料211万2,000円の増額は、日本脳炎の学童の予防接種の積極的勧奨を控えておりましたが、平成23年度から積極的勧奨が再開され、予想以上に接種者が多かったために増額するものであり

ます。4目健康増進費に697万3,000円を追加し、補正後の額を9,122万8,000円といたしております。11節需用費196万8,000円の増額は、市民健診事業に伴う申込書や事業内容を紹介したリーフレットやポスターの印刷製本代であります。12節役務費500万円の増額は、市民健診事業に伴う申込書や問診票の発送用切手代等であります。

次に、第3条繰越明許費についてであります。

3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉センター耐震診断事業191万8,000円と、同じく3款民生費、1項社会福祉費、老人趣味の家耐震診断事業146万9,000円であります。上記2事業につきましては、今回の一般会計補正予算に計上されている予算案件であります。議決をされますと平成24年1月から一連の契約事務を行うこととなります。耐震診断委託業務におきましては、本施設の規模であっても6カ月の委託期間を要することから、年度内完了が見込めないために平成24年度に繰り越しをするものであります。

審査の過程で災害用備品購入について委員から、備品購入費の災害用備品はあらかじめ準備しておくのか、財源は、3施設に預けた備品の管理は、3施設はどこかとの質疑に執行部から、地域支えあいづくり事業で一般の避難所で困難な方が福祉施設に受け入れてもらうように、3施設と協定を結び受け入れてもらう。10分の10国の補助である。市の備品として購入して施設にお願いするので、協定の中できちんと取り決めたい。まだ協定を結んでいない。災害・水害の危険地帯といわれる周辺地域にお願いしたいとの答弁。軽度障害児補助金について委員から、軽度障害児の申請が今年は倍くらいあっているが、保育園の中で申請していなかった部分があるのか、今年度は前年度並みでカットして交付するのか、保護者は申請を知っているのかとの質疑に執行部から、103名中手帳8名、診断書3名、保健センター証明92名、保育園からの証明の依頼があって出していた部分がある。証明のあり方を今後検討しなければならない。関係者と診断会を開いて予算配分する。中には保護者の理解がないので、保育園から保健センターに申請がある場合もあるとの答弁。生活保護費の扶助費について委員から、生活保護費の医療費が伸びているが、生活保護を受ける人が増加したのではなく、病院に行く頻度がふえたということかとの質疑に執行部から、カルテをもとに多重診とかあればケースワーカーから指導をする。検査講評で点滴のあり方や栄養剤の補給とかの指摘があっている。生活習慣病、病気で生活保護になったり生活習慣に伴う経費、医療費が相当かかる。ケースワーカーや県も適正受診の指導をする。昨年からすると180%の伸びで医療費扶助が半分を占めるとの答弁。市民健診について委員から、市民健診案内の具体的スケジュールは、案内を各町内を通じて配布かとの質疑に執行部から、1月下旬に案内を発送、2月中旬まで申し込み、3月20日過ぎに問診票を発送、4月から健診開始となる。申込書は個人あて郵送、回収を町内会長にお願いをしている。返信用封筒も入れているので、郵送で送ってもらっても構わない。問診票も個人に郵送するといった答弁がそれぞれあっております。また、軽度障害児補助金については、証明のあり方を今後検討しなければならないとの

答弁を受け、グレーゾーンにいる児童に対して、きちっとした援助を行うにはきちんとした裏づけが重要と考える。保護者の理解、同意を含めて保育園連盟とも十分な協議をされて、一定の基準を明確にしながら取り組みを進めていただきたいという意見を委員会として要望をしたところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第4、議第76号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、第2条継続費、第4条債務負担行為の補正（8款土木費）について、審査の結果を報告いたします。

まず、5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費は、33万1,000円の増額となっております。これは、13節委託料、ふるさと雇用再生特別交付金事業の追加分で、買物交流支援えがおのふれあい事業の拡充に伴うカタログ印刷費等の事業委託料の増額変更分であります。委員から、この買物支援事業の現状についての問いに、当初調査の際には140人ほどの希望者があったが、現在は84名の方が登録し利用されている。少しずつ浸透はしているがまだPR不足であるため、定番商品を掲載したカタログ等を作成しアピールを図っていきたいとの答弁がありました。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、38万4,000円の増額となっております。19節負担金、補助及び交付金のうち中山間地域等直接支払事業交付金105万円の減額は、協定面積の減に伴うものであります。減少した面積の内訳としましては、交付単価が10アール当たり2万1,000円の急傾斜地水田が4万8,306平方メートル、交付単価が10アール当たり8,000円の緩傾斜地水田が4,397平方メートル、合計5万2,703平方メートルとなっております。また、環境保全型農業直接支援対策事業交付金143万4,000円の増額は、9戸の農家、2組織、1企業が水稻、クリ、茶などで取り組みます地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に支払われる10アール当たり8,000円の交付金のうち、県及び市の負担分10アール当たり4,000円の143万4,000円であります。取り組み面積合計は、3,583アールということでございました。委員から、中山間地域等直接支払事業における協定面積減の主な要因は、また、環境保全型農業直接支援対策事業の周知はどのようにしているのかとの問いに、ことしが3期分の開始となる年であり、意向調査により拡大を見込んでいたが、見込みより所有者の参加が少なかったためである。また、農業関係の広報誌「みのり」などで事業説明会の周知を図っているとの答弁がありました。2項林業費、1目林業総務費は、107

万6,000円の増額となっております。主なものは12節役務費の工作物撤去代替執行余納金70万円で、上戸越町字草津の市有林に無断で設置されている工作物の撤去に伴うものでございまして、工作物撤去の際、あらかじめ裁判所へ支払う代替執行手数料であります。この2件については、現地調査も行っております。2目林業振興費は、3,947万1,000円の増額となっております。主なものは、19節負担金、補助及び交付金の森林整備地域活動支援事業交付金1,414万5,000円で、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査や、その他地域における森林整備を推進するための支援を行うものであります。補助率は昨年までと同じく国2分の1、県4分の1、市4分の1となっておりまして、1ヘクタール当たり5,000円、実施予定面積は約2,829ヘクタールとなっております。また、23節償還金、利子及び割引料であります。今回、分収配当金として2,280万6,000円を計上しております。歳入でも説明があったように宝来・戸越・薩摩瀬分収造林組合の計3組合分の公売を行い、その分収金を計上したものであります。分収割合はいずれも組合70%、市30%となっております。

次に、7款、1項商工費、2目商工業振興費は、79万6,000円の増額となっております。主なものとして9節旅費35万円の増額で、今年度の企業誘致をさらに積極的に展開していくための職員旅費でございます。また、19節負担金、補助及び交付金43万8,000円の増額で、共栄精密熊本株式会社への土地賃借料に係る人吉市企業立地促進補助金28万8,000円でございます。委員から、企業誘致に関してはデータバンクなどを活用し、DMを郵送してアピールするなど格段の努力が必要である。また、県に対しても県南に力を注ぐようもっと強く働きかけるべきであるとの要望が出されました。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、162万4,000円の増額となっております。主なものは、18節備品購入費136万5,000円の増額で、大判カラー図面複写機の購入費であります。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、310万8,000円の増額となっております。主なものは13節委託料244万7,000円の増で、道路台帳更新業務委託料の増であります。2目道路維持費は、1,675万2,000円の減額となっております。主なものは、15節工事請負費1,694万1,000円の減額で、社会資本整備総合交付金事業の維持補修工事分を減額するものであります。3目道路新設改良費は、10万6,000円の減額となっております。主なものは、15節工事請負費、社会資本整備総合交付金事業青井二日町線道路改良工事の1,000万円の減や、19節負担金、補助及び交付金の県営事業負担金で、県道上漆田東間下線など6路線の事業への負担金1,259万8,000円の増額であります。5目橋梁新設改良費は、684万5,000円の増額となっております。主なものは、15節工事請負費、小股橋橋梁補修工事900万円の減額、小股橋上部工架替工事1,275万3,000円の増額であります。3項住宅費、1目住宅管理費は、725万8,000円の増額となっております。これは15節工事請負費の増で、前田団地給水設備改修工事であります。4項都市計画費、2目公園管理費は、70万円の増額となっております。これは13節委託料の増額で、相良公園高木剪定業務委託の増であります。5項河川費、2目河

川改良費は、300万円の増額となっております。これは19節負担金、補助及び交付金の増額で、県営事業負担金、井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。この件につきましては、現地調査を行い、県の土木課から説明も受けております。委員から、住宅管理費で補修がたびたび計上されているが、市営住宅に関しては抜本的な改修や建てかえ計画を考慮したほうがよいのではないかと。現在、建設業界は公共事業の減などにより厳しい状況にある。ぜひ前向きに検討してほしいという旨の要望がありました。

次に、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費は、359万9,000円の増額となっております。これは15節工事請負費で、平成23年7月の梅雨前線豪雨により被災しました上田代地区ほか7件の農業用施設災害復旧工事費であります。

次に、第2条継続費ですが、8款土木費、2項道路橋梁費で事業名が小股橋上部工架替事業であります。総額4,985万5,000円、平成23年度、平成24年度の2カ年の継続費を設定するものであります。小股橋につきましては、本年度、橋梁詳細調査・補修設計業務を委託しましたが、詳細調査の結果、補修工事では抜本的な改善ができないことが判明しましたので、上部工のかけかえを行うものであります。

最後に、第4条債務負担行為の補正につきましては、公園・街路樹維持管理委託料で平成24年4月1日から業務委託を実施するために、期間を平成23年度から平成24年度とし、限度額を7,400万円とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第76号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第76号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第5 議第78号から日程第9 議第86号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、議第78号から日程第9、議第86号までの5件を議題

とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第5、議第78号から日程第9、議第86号までの5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第5、議第78号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ616万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億4,634万9,000円とするものであります。今回の補正は、退職被保険者等療養給付費の増額のほか、一般会計繰入金が増額による財源調整などによるものであります。

歳入の主なものは、5款、1項、1目療養給付費等交付金は、歳出の2款、1項、2目退職被保険者等療養給付費の増額補正に対応する財源でありまして、1,400万3,000円を増額しております。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、7,983万5,000円を増額しております。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1億円を減額するものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費は、1,400万3,000円を増額しております。退職者医療に該当される被保険者数が見込みよりもふえている状況などから、保険給付費を増額補正するものであります。8款保険事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は、129万9,000円を増額しております。市民健診の周知を広く図ることと、平成24年度からの健診実施期間を4月開始とするために、申込書の送付や回収などの準備事務に本年度中から取りかかる必要から増額補正をするものであります。11節需用費の消耗品費に市民健診周知用のぼり旗購入費、印刷製本費に特定健診未申込者勧奨用封筒、特定健診問診票印刷代、12節役務費の郵便料に健康診査問診票郵送料を計上しております。12款、1項、1目予備費は、歳入歳出額の調整を行い、2,132万7,000円減額するものであります。

審査の過程で委員から、一般会計繰入金と財政調整交付金が増減しているが、積算の根拠は、国保料金と基金取り崩しと一般会計からの繰り入れを含めた今後の見通しはとの質疑に、執行部から、一般会計からの繰り入れで大きなものは、財政安定化支援事業繰入金、国保運営安定化のための繰入金であるが、22年度も同額の8,000万円を繰り入れている。基金繰り入れを当初から2億入れていたので、1億引っ込めたということ。23年度末の基金は1億3,000万円となる。今後の見通しは必ずしも明るいものではない。23年度の当初予算の段階でも基金2億取り崩し、繰り越し1億5,000万円、3億5,000万円は財源があるというところから、予算を組み立てた。24年度についても仮に医療費が現時点と同じようなペースであったとしても、24年度当初から23年度の3億5,000万円相当の財源を有しないと厳しい状況になると思う。被保険者数が若干微減ということもあり、一人当たりの医療費は伸びているが、総額としてはさほど大きな伸びにはなっていない。24年度急々に大きな税の負担をお願いす

る状況にはないのではないかと読んでいるといった答弁がありました。

次に、日程第6、議第80号平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、介護保険給付費の負担金の補正や、介護保険給付費の財源の組み替えによる補正等によるものであります。歳入歳出にそれぞれ1億2,026万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,796万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分2,557万8,000円の増額補正は、国負担の居宅サービス費、施設サービス費等であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金517万2,000円の増額補正は、現年度分調整交付金の暫定額であります。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金4,127万9,000円の増額補正は、第2号被保険者の社会保険料分の現年度分介護給付費交付金であります。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,913万7,000円の増額補正は、県負担の居宅サービス費、施設サービス費等であります。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1,719万9,000円の増額補正は、現年度分介護給付費の市負担分であります。2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費準備基金繰入金1,140万6,000円の増額補正は、給付費の不足に備えて基金から繰り入れをするものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費に4,564万3,000円を増額補正し、補正後の額を10億338万4,000円と見込んでおります。2目地域密着型介護サービス給付費に2,639万4,000円を増額補正し、補正後の額を4億6,529万8,000円と見込んでおります。3目施設介護サービス給付費に4,750万円を増額補正し、補正後の額を16億1,094万9,000円と見込んでおります。6目居宅介護サービス計画給付費に671万3,000円を増額補正し、補正後の額を1億2,802万4,000円と見込んでおります。5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費1,121万8,000円の増額補正は、介護施設利用者における低所得者の食費、居住費の利用者負担限度額が設けられており、その差額を給付するものであります。4款、1項基金積立金、1目介護保険介護給付費準備基金積立金5,000円の増額補正は、9月議会で計上しました平成22年度介護給付費準備基金積立金の補正額に誤りがあったため、今回修正補正をするものであります。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金9,000円の増額補正と次の3項繰出金、1目一般会計繰出金2,000円の増額補正は、基金積立金の誤りによる補正であります。8款、1項、1目予備費を1,797万5,000円の減額補正としております。

審査の過程で委員から、積立金の誤りとはどういうことかといった質疑に、執行部から、9月補正した分に2万円金額を誤って計上したことが9月補正後にわかったため、その分を補正するものであるといった答弁がありました。委員会としましては、基本的単純な入力誤りで審査を混乱させたことを受け、今後細心の注意を払って事務遂行を行っていただくよう指摘をし、要望したところであります。

次に、日程第7、議第82号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,083万8,000円とするもので、人事院勧告に伴う地域包括支援センター職員給与等の減額補正であります。

次に、日程第8、議第84号平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、子ども手当の改正に伴う職員手当の補正及び債務負担行為に係る補正であります。債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、水道事業経営情報管理システム構築事業として、期間が平成23年度から平成29年度、限度額を2,000万円と定めるものであります。この水道事業経営情報管理システム構築事業は、水道料金システムと企業会計システムを統合するもので、去る9月議会の厚生委員会協議会において計画等を説明され、その中で債務負担行為の指摘を行い、今回債務負担行為を計上されたものであります。債務負担行為の年度別内訳としましては、平成23年度支出額ゼロ円、平成24年度支出額ゼロ円、平成25年度から平成29年度までに2,000万円の支払い予定となっております。また、ハードウェア購入費用につきましては、平成24年度当初予算に計上する予定ということであります。

次に、日程第9、議第86号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、人吉浄水苑水処理・電気設備の改築更新工事により発生した不用物件の売却に伴う諸収入及び委託料などが補正の主なもので、歳入歳出にそれぞれ124万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,521万7,000円とするものであります。

歳入は、7款諸収入、2項、1目、1節雑入に124万7,000円を追加し、補正後の額を124万8,000円としております。これは、平成21年度、22年度水処理設備工事（その7）と電気設備工事（その16）により発生した鉄くずやステンレスなど不用物件の売り払い金であります。

歳出の主なものは、1款、1項、1目事業費に111万6,000円追加し、補正後の額を3億1,735万1,000円としております。主なものは、13節委託料66万3,000円の増額補正は、工事設計委託料の58万7,000円の減額と、現在、日本下水道事業団に委託しております浄水苑の機械電気設備改築更新工事の年度ごとの出来高の割り振りを変更し、一部を23年度に前倒しする分の委託料125万円であります。2目維持管理費は530万8,000円を追加し、補正後の額を2億6,755万3,000円としております。13節委託料に270万円を計上しておりますが、頭無川ポンプ場を現地調査を行っておりますが、頭無川ポンプ場では、増水時2基のポンプを交互運転しており、そのうちの1基のオーバーホール点検整備を行うものであります。27節公課費は、公共下水道事業に係る平成22年度の消費税及び地方消費税の確定申告に伴う増額分210万8,000円を計上するものであります。3款、1項予備費は、517万7,000円を減額しております。

審査の過程で委員から、鉄くず、ステンレスの値段は、頭無川ポンプ場のポンプの黒煙は、もう一方は出なかったのか、何回発生したのかといった質疑に執行部から、平成23年度入札単価1キログラム当たり鉄くず27円、ステンレス130円、電線類180円である。今回はナンバー1のほうで、ナンバー2は最初のころオーバーホールした。6月20日が最初、それ以前は夜運転していたのでわからない。9月6日の月例運転の際、消防署から連絡があったといった答弁がありました。

以上5件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第78号から議第86号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第78号、議第80号、議第82号、議第84号、議第86号は原案可決確定いたしました。

日程第10 議第91号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、議第91号名誉市民の選定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議第91号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第91号は原案可決確定いたしました。

日程第11 陳第3号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第11、陳第3号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 日程第11、陳第3号田野小学校の統廃合に関する陳情について、審査の結果を報告いたします。

平成23年8月17日付で議長、教育長に陳情書が提出され、9月定例会総務文教委員会において継続審査となりました本陳情については、内容が現状にそぐわなくなったため、11月14

日に陳情者より取り下げの申し出がありましたので、その経緯を含め審査を行いました。
慎重な審査の結果、全員異議なく本陳情の取り下げについて認めることに決しました。
以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第3号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第3号は撤回することに決しました。

日程第12 陳第5号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、陳第5号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。
（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第12、陳第5号350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について、審査の過程を報告いたします。

この陳情書は、平成23年8月26日 熊本市龍田陣内2-25-43-104 すべての肝炎患者の救済を求める熊本の会 代表 斉藤紀枝氏から提出され、継続審査となっていたものであります。陳情趣旨は、国の責任ですべての肝炎患者を救済することを責務とした肝炎対策基本法に基づいて救済を図り、また、すべての肝炎患者の救済を目指す救済特措法に基づいて救済枠を広げるために、次の事項の実施を求める意見書を国会と政府に提出してほしいという陳情であります。1、肝炎対策基本法をもとに患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。2、救済特措法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。肝炎対策基本法が定めた肝硬変、肝臓がん患者への支援策を進めること。5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。7、肝炎ウイルス未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見、差別の解消、薬害の根絶を図ることといったこととあります。

審査の過程で委員より、14市の状況は、肝炎対策基本法は、すべての肝炎患者を救済することを責務として策定されているのかといった質疑に執行部から、陳情書提出のあっている市は9市で、3市が継続、1市が採択、2市が12月議会で審査、3市は送付のみか配付のみである。特定血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することにより、不特定多数の者に感染症被害を出した薬害肝炎事件では、国が責任を認めている。集団予防接種の際の注射器の連続使用によって、B型肝炎ウイルスの被害を出した予防接種禍事件では、司法判断において国の責任が確定している。基本理念に四つうたわれている。一つ目が肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上、研究等の成果を普及し活用、発展させること。二つ目が居住する地域にかかわらず、等しく肝炎検査を受けることができるようにすること。三つ目が居住する地域にかかわらず、等しく適切な肝炎治療を受けることができるようにすること。四つ目が肝炎患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮することであるといった説明がありました。

委員の意見として、国も努力している。全部の患者となると自分の不衛生でなる人もふえている。そういうのを勘案すると不採択でいい。県下でも1市のみが採択している。C型肝炎はいつかかったかわからない。母子感染もある。すべてとなるとピアスでなることもある。すべてに引っかかる。趣旨が賛同できる部分とできない部分がある。すべての肝炎患者というのが引っかかる。すべてのが引っかかる。趣旨は理解できるが、すべてがどうかと一番引っかかる。肝炎患者をどういった形で救済していくのか十分に考える必要がある。全国的な流れ、国の流れ、裁判闘争をし和解が進んでいるという状況を踏まえたときに、いろんな意見はあるが意見書は国に提出すべきであると判断する。すべての肝炎患者に引っかかるという意見が出ているが、それについてはどういうふうに解釈して意見書を出すのかも議会の総意となるので、陳情書どおりに意見書を出すのは考え直してもいいのかなと思う。趣旨に理解できる部分について議会の総意を得て、意見書を提出することもウイルス性肝炎患者の救済に対して、国に速やかな動きを求めることも議会の責務と思うといった意見がありました。

採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。採決は起立採決といたします。陳第5号についての委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決いたします。

陳第5号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（永山芳宏君） 起立少数。

よって、陳第5号は不採択と決しました。

日程第13 陳第1号及び日程第14 陳第12号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第13、陳第1号及び日程第14、陳第12号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第13、陳第1号「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情及び日程第14、陳第12号「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

まず、陳第1号「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情は、ことし6月14日に熊本県建築労働組合人吉球磨支部の境目和人氏が代表者となって提出されたものであります。陳情の趣旨は、人吉市において建設産業に携わる建設業者、労働者、職人の仕事の確保、雇用の機会の拡大のため、民間住宅へのリフォーム助成制度の創設を求めるというものであります。6月議会及び9月議会において審査を行いました。継続審査となっております。

審査の過程で、陳情の趣旨には賛同するものの、陳情書の文章の中に表現としてふさわしくないもの、また、表題と趣旨が一致しないところがありましたので、陳情者に修正の依頼をしましたところ、取り下げの申し出が11月11日に行われました。

本委員会としましては、陳第1号の取り下げを全員異議なく承認することとしました。

次に、日程第14、陳第12号「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情は、陳第1号の取り下げと同日、11月11日に熊本県建築労働組合人吉球磨支部の境目和人氏より文言などの修正をされ、再度、住宅リフォーム助成制度の実施を求める陳情として提出されたものであります。

審査の過程で委員から、制度を創設した場合、市民の方にとって利用しやすい制度として展開できるのかとの質問があり、執行部からは多良木町の例を挙げ、工事対象額や助成金の限度額などの設定を行っており、22年の初年度は68件、本年度は100件を超えるような申し込みがあっているようである。もし、本市が実施するとした場合、市民の方が利用しやすいような制度となるよう進めていきたいとの説明がありました。執行部としても前向きに取り組みたいとのこと。また、本委員会としても経済刺激策として非常に効果的なものになるとの判断から、慎重審査の結果、陳第12号は全会一致で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、陳第1号についてお諮りいたします。陳第1号について、委員長報告どおり決する

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第1号は撤回することに決しました。

次に、陳第12号についてお諮りいたします。陳第12号について、委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第12号は採択することに決しました。

日程第15 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成23年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成23年11月25日午前10時から人吉市カルチャーパレス第2会議室において開会されました。まず、会議録署名議員にあさぎり町選出の桑原武夫議員、溝口峰男議員が指名されました。会期の決定については、議会運営委員長から11月25日から12月22日までの会期とし、本日は平成23年度歳入歳出決算認定4件について委員長報告の後、質疑、採決を行い、また専決処分の承認、条例の一部改正及び平成23年度補正予算関連の5議案について質疑、採決を行い散会する。なお、11月26日から12月21日まで休会とし、12月22日に一般質問を行い閉会するとの報告があり、そのように決定しました。

続いて、田中代表理事から8月の平成22年度第3回定例会以降の理事会開催状況及び審議内容について行政報告がありました。

次に、日程第4、認定第1号から日程第7、認定第4号までの特別会計を含む4件の平成22年度歳入歳出決算認定について、中竹耕一郎決算特別委員会委員長から報告があり、質疑のあと採決の結果、委員長報告どおりに認定することに決しました。

次に暫時休憩し、人吉球磨広域行政議会全員協議会を開催の上、平成23年度給与改定について、人吉球磨クリーンプラザ・リサイクル棟の火災状況報告等について、及び旧山江ごみ処理施設解体後の条件整備についての補正予算関連の説明を受けました。

その後会議を再開し、日程第8、承認第1号から日程第12、議案第23号までの5件を一括して執行部の説明を受け、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、議案第20号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び人吉球磨

広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号平成23年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、議案第22号平成23年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、議案第23号平成23年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）の以上5議案について、質疑、採決の結果、原案どおり可決し散会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第16 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番、村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 平成23年11月28日、人吉下球磨消防組合消防本部の会議場で行われました第3回人吉下球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

4議案が上程されておりまして、専第1号、専決処分承認を求めることについて、これは熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更をするものでございます。菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域を統合することに伴う水道法の認可を受けるため、熊本県市町村総合事務組合から矢護川地区簡易水道組合を脱退させる規約の一部変更に関する専決処分承認を求めるものでございます。原案可決しております。

議案第1号平成22年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。まず、歳入合計予算現額9億6,710万5,000円、収入済額9億6,732万8,369円、予算現額に対する収入済額の比率（収納率）は100.02%でございました。歳出合計予算現額9億6,710万5,000円、支出済額9億5,613万7,186円、執行率は98.86%、実質繰越額は1,119万1,183円でございました。主要な施策としまして、現場用防火衣22着（355万7,000円）を購入、東分署・西分署庁舎耐震診断業務委託221万1,000円と東分署・北分署高規格救急車購入2台分5,844万3,000円などございました。以上の内容で原案可決しております。

議案第2号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき改正を行うもので、給与の減額改定をするものでございます。これも原案可決しております。今年の12月1日から施行となっております。

議案第3号平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に759万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,282万1,000円とするものでございます。歳入が1款分担金及び負担金のうち、時間外勤務手当19万8,000円の増額。4款諸収入のうち、2項受託事業収入、1目救急業務支弁金20万3,000円の増額。8款繰越金719万1,000円の増額。歳出の主なものとしましては、3款消防

費、1 日常備消防費、3 節職員手当等のうち、期末勤勉手当77万2,000円の減額、住居手当77万2,000円の増額、管理職手当32万4,000円の増額、時間外勤務手当11万9,000円の増額。11節需用費のうち、修繕料316万8,000円の増額。5 款予備費390万1,000円などの増額でございます。以上の内容で原案可決しております。

以上、報告を終わります。

日程第17 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第17、川辺川総合土地改良事業組合議会の第3回議会定例会が、11月28日午後1時30分より開会されましたので御報告いたします。

日程第1で会議録署名議員に石松一夫議員と岩水国昭議員を指名し、日程第2で会期を1日限りとし、日程第3で松本組合長より諸般の報告がありました。その後、組合長より提出されました日程第4、議案第8号専決処分事項の承認を求めることについて、これは熊本県市町村総合事務組合から矢護川地区簡易水道組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更させるものでございます。全員異議なく可決いたしております。

次に、日程第5、議案第9号川辺川総合土地改良事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じ、職員の給料月額の見直しを行うものでございます。全員異議なく可決いたしております。

次に、日程第6、議案第10号平成23年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第2号）について、これは歳入の補正はなく、歳出の2款総務費の24万8,000円を減額し、3款予備費を24万8,000円増額するもので、歳入歳出の総額をそれぞれ5,223万3,000円とするものでございます。全員異議なく可決いたしております。

次に、日程第7、一般質問が行われ、相良村選出議員の横山良継氏が事業の見直しについてということで、相良村の2地区の離脱表明についてと地元での水利権について、それに現行の主張では同意できない旨の質問がなされました。松本組合長は答弁の中で、関係市町村長は既設導水路活用案を推奨しており、この案に向けて下流水利権者の同意を得るため本年1月と2月の2回相良村土地改良区組合員に対し、意見交換会を開催した。しかし、既設水利権は河川法により補償され、賦課金（水代）は県、市町村の補助により現行より安くなると説明したが、同土地改良区の2水路係（飛行場水路、柳瀬西溝）の了解がとれていない。この現状を打破するため、関係市町村長を含め関係機関と協議を重ねているが、仮に国営でできない場合、農地造成地区以外は県営、団体営での対応となり、そうなると市町村、受益者の負担増となる。こういう諸問題解決に向けて議会協力のもと、この事業のよりよき方向

に向け推進したい旨の答弁がっております。

最後に日程第8、議会運営委員長より申し出がございました委員会の閉会中の継続審査及び調査を決定し閉会いたしました。

以上、御報告いたします。

日程第18 議員派遣について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、森口勝之議員及び田中哲議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第19、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成23年12月第6回定例会)

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|----------------|----------------|
| | 一般会計予算の歳入に関する事 | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関する事 | 実情を調査する必要があるため |

○総務文教委員会

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|---------------------|----------------|
| 陳第13号 | 道州制・地域主権改革問題についての陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| | 市政の企画に関する事 | 実情を調査する必要があるため |
| | 行財政に関する事 | 実情を調査する必要があるため |
| | 防災及び消防に関する事 | 実情を調査する必要があるため |
| | 学校教育及び社会教育に関する事 | 実情を調査する必要があるため |
| | 文化及びスポーツの振興に関する事 | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関する事 | 実情を調査する必要があるため |

○厚生委員会

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|--|----------------|
| 陳第6号 | 認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| 陳第7号 | 最低保障年金制度の創設を求める陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| 陳第8号 | 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| 陳第9号 | 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| 陳第10号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める意見書の提出に関する陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| 陳第11号 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| | 戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 環境保全、衛生及び公害に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 市民の健康及び福祉に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 上・下水道に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○経済建設委員会

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|----------------------|----------------|
| 陳第2号 | 歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情 | 慎重審査を必要とするため |
| | 農林水産業の振興に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 商工観光業の振興及び労働行政に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 企業誘致に関すること | 実情を調査する必要があるため |

| | | |
|--|-------------------|----------------|
| | 道路、河川の管理・整備に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 都市計画及び都市開発に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | その他、所管事項に関すること | 実情を調査する必要があるため |

○議会運営委員会

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|------------------|----------------|
| | 議会運営に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 会議規則、委員会条例に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 会期日程に関すること | 実情を調査する必要があるため |
| | 議長の諮問に関すること | 実情を調査する必要があるため |

ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを、日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加いたします。

追加日程 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（永山芳宏君） それでは、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長より指名いたします。

選挙管理委員会委員に、久保田睦雄さん、堀田英雄さん、東統一郎さん、吉田幸男さん。補充員に1番、蓑毛英一郎さん、2番、武井京子さん、3番、蔵座貴子さん、4番、島津清弘さんを指名します。

ただいま指名をしました方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました委員4名、補充員4名の方々が、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第3号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書（案）を日

程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加いたします。

追加日程 意見第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に反対する意見書

○議長（永山芳宏君） 意見第3号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 私の登壇前にはたびたびビッグニュースが飛び込んでまいりますけれども、今回はまた先ほど北朝鮮の金正日氏が亡くなったという大きなニュースが飛び込んでまいりました。驚きながら意見書の提案理由の説明をさせていただきます。なお、提案理由の説明につきましては、意見書（案）の朗読をもってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第3号

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に反対する意見書（案）

野田佳彦首相は、今年11月に米国ハワイ州で開催されたアジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議において、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に向けて関係国と協議に入ると表明した。

T P Pへの参加は単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、「国のかたち」が一変してしまう可能性がある。

現在我が国は、東日本大震災の復旧・復興対策への取り組み途上であり、この交渉参加表明は、被災地域の重要産業である農林水産業の復興への努力や気持ちをくじき、復興の足かせになるものである。

また、今回の大震災を受け、これまでの社会や経済のあり方を見直す動きもあり、すべての国民が安心して暮らせる地域社会、安全で安心できる食料を安定的に消費できる社会を望んでいる現状がある。

こうした国のあり方にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民の議論が熟さないまま、拙速なT P P交渉参加表明に踏み切ったことは極めて遺憾であり、断固として反対するものである。

よって、現在の危機的状況を踏まえ、下記のとおり対応されるよう強く求める。

記

- 1 未曾有の大震災、原発事故からの復旧・復興が最優先されるべきであり、国内農業や地域経済の振興とは両立できるものではないTPPへの参加に向けた協議は直ちに中止すること。
- 2 農産物貿易ルールは、食料安全保障を含む農業の多面的役割の発揮と、食料・農業・農村基本計画で決定した食料自給率の向上に資するとともに、食の安全・安心や環境保全など、国民の期待に応えるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月19日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

| | |
|-----------|-------------|
| 衆議院議長 | 横 路 孝 弘 様 |
| 参議院議長 | 平 田 健 二 様 |
| 内閣総理大臣 | 野 田 佳 彦 様 |
| 外務大臣 | 玄 葉 光 一 郎 様 |
| 農林水産大臣 | 鹿 野 道 彦 様 |
| 経済産業大臣 | 枝 野 幸 男 様 |
| 内閣官房長官 | 藤 村 修 様 |
| 内閣府特命担当大臣 | 古 川 元 久 様 |
| | (国家戦略担当大臣) |

意見第3号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月19日

人吉市議会議長 永 山 芳 宏 様

| 提出者 | | 人吉市議会議員 | |
|-----|-----|---------|-----|
| 田 中 | 哲 | 西 | 信八郎 |
| 松 岡 | 隼 人 | 三 倉 | 美千子 |
| 村 口 | 隆 | 大 塚 | 則 男 |
| 笹 山 | 欣 悟 | 宮 崎 | 保 |
| 豊 永 | 貞 夫 | 井 上 | 光 浩 |
| 村 上 | 恵 一 | 犬 童 | 利 夫 |
| 高 瀬 | 堅 一 | 川 野 | 精 一 |

平 田 清 吉 仲 村 勝 治
森 口 勝 之

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第3号について、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第3号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第3号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 松 岡 隼 人

人吉市議会議員 井 上 光 浩